

令和8年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和 8 年第 2 回南会津町議会定例会会議録目次

第 1 日 6 月 1 9 日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	4
◎会議録署名議員の指名	4
◎会期の決定	4
◎諸報告	4
◎議案第 4 5 号から議案第 5 6 号まで一括上程、説明	6
◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告	1 1
◎請願の委員会付託	2 0
◎散会の宣告	2 2

第 2 日 6 月 2 4 日（水）

◎議事日程	2 3
◎本日の会議に付した事件	2 3
◎出席議員	2 3
◎欠席議員	2 3
◎説明のための出席者	2 3
◎事務局職員出席者	2 4
◎開議の宣告	2 5
◎議事日程の報告	2 5
◎一般質問	2 5

湯 田 芳 博 議員	2 5
川 島 進 議員	4 2
渡 部 訓 正 議員	4 7
楠 正 次 議員	6 1
室 井 英 雄 議員	7 4
高 橋 一 成 議員	8 9
◎散会の宣告	1 0 7

第3日 6月25日(木)

◎議事日程	1 0 9
◎本日の会議に付した事件	1 0 9
◎出席議員	1 0 9
◎欠席議員	1 0 9
◎説明のための出席者	1 0 9
◎事務局職員出席者	1 1 0
◎開議の宣告	1 1 1
◎議事日程の報告	1 1 1
◎一般質問	1 1 1
星 和 孝 議員	1 1 1
酒 井 幸 司 議員	1 1 9
湯 田 哲 議員	1 2 9
渡 部 裕 太 議員	1 4 5
湯 田 剛 正 議員	1 6 5
古 川 晃 議員	1 7 2
◎散会の宣告	1 9 1

第4日 6月26日(金)

◎議事日程	1 9 3
◎本日の会議に付した事件	1 9 4
◎出席議員	1 9 4

◎欠席議員	1 9 4
◎説明のための出席者	1 9 4
◎事務局職員出席者	1 9 5
◎開議の宣告	1 9 6
◎議事日程の報告	1 9 6
◎一般質問	1 9 6
丸 山 陽 子 議員	1 9 6
芳 賀 正 義 議員	2 0 4
森 秀 一 議員	2 1 8
◎議案第 4 5 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	2 2 7
◎議案第 4 6 号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例の一部を 改正する条例の質疑、討論、採決	2 3 3
◎議案第 4 7 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営 住宅会下団地 1 号棟 外部改修工事）の質疑、討論、採決	2 3 8
◎議案第 4 8 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営 住宅松下団地 1 1 号棟 建築主体工事）の質疑、討論、採決	2 3 9
◎議案第 4 9 号 物品購入契約について（南会津町スクールバス購入）の質疑、 討論、採決	2 4 2
◎議案第 5 0 号 物品購入契約について（会津高原だいくらスキー場 春木沢 トリプルリフト握索器部品購入）の質疑、討論、採決	2 4 2
◎議案第 5 1 号 財産の取得について（町立小・中学校 L E D 照明器具賃貸借） の質疑、討論、採決	2 4 3
◎議案第 5 2 号 財産の取得について（南会津町公共施設 L E D 照明器具賃貸 借）の質疑、討論、採決	2 4 4
◎議案第 5 3 号 財産の取得の追認について（平成 3 0 年度戸籍システム機器 賃貸借等 1 3 件）の質疑、討論、採決	2 5 0
◎報告第 3 号 令和 7 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての 質疑	2 5 0
◎報告第 4 号 令和 7 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ	

いての質疑	2 5 1
◎報告第 5 号 令和 7 年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついての質疑	2 5 1
◎議案第 5 4 号 令和 8 年度南会津町一般会計補正予算（第 2 号）の質疑、討 論、採決	2 5 2
◎議案第 5 5 号 令和 8 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） の質疑、討論、採決	2 5 5
◎議案第 5 6 号 令和 8 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の 質疑、討論、採決	2 5 5
◎令和 8 年請願第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被 災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出 を求める請願書の委員長報告、質疑、討論、採決	2 5 6
◎日程の追加	2 5 8
◎議員提出議案第 1 号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例の上 程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
◎議員提出議案第 2 号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質 疑、討論、採決	2 6 4
◎委員会提出議案第 1 号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書の提出についての 上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 3
◎議員派遣の件について	2 7 4
◎閉会中の継続調査について	2 7 5
◎閉会の宣告	2 7 5
◎署名議員	2 7 7

令和 8 年第 2 回南会津町議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 4 5 号から議案第 5 6 号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第 5 議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

日程第 6 請願の委員会付託

令和 8 年請願第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 2 番	楠 正 次	議員
1 3 番	湯 田 哲	議員	1 4 番	高 橋 一 成	議員
1 5 番	渡 部 訓 正	議員	1 6 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	遠 藤 知 樹	総 務 課 長
佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
廣 野 友一郎	住 民 生 活 課 長	大 竹 政 範	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
月 田 啓	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
鈴 木 秀 和	学 校 教 育 課 長	齋 藤 成	生 涯 学 習 課 長
阿久津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長	星 克 之	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和8年第2回南会津町議会定例会を開会します。

開議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る6月2日に開催されました令和8年度福島県町村議会議長会定期総会におきまして、多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、本町議会議員、湯田哲君が特別功労者として表彰されました。

また、室井英雄君、丸山陽子君及び渡部訓正君が自治功労者として表彰されました。

これより受賞者へ伝達を行います。

○渡辺健二事務局長 それでは、お名前をお呼びしますので、受賞議員は演壇の前へお進みください。

湯田哲議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○渡辺健二事務局長 室井英雄議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○渡辺健二事務局長 丸山陽子議員。

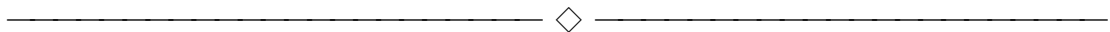
〔表彰状朗読、伝達〕

○渡辺健二事務局長 渡部訓正議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○山内 政議長 以上で表彰の伝達を終わります。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、森秀一君、11番、丸山陽子君を指名します。

◇

◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から6月26日までの8日間とし、明20日から23日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月26日までの8日間とし、明20日から23日までを休会とすることに決定しました。

◇

◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和8年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、議会運営委員会の南会津中学校出前授業報告及び議会報告会、町民との意見交換会報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、5月29日に招集されました令和8年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、本年5月末までの令和7年度及び令和8年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和8年第1回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

ここで、町長より発言したい旨の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和8年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年6月2日付で議長に対し報告いたしましたが、令和8年5月21日に執行いたしました令和8年度第5回入札に関し、会津高原南郷スキー場センターハウス床暖房用熱源設備改修工事の入札結果を取消しましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。

本件について、7者を指名し競争入札を行ったところ、3者が最低制限価格を下回り失格となったことから、設計書の内容に疑義が生じたため、確認を行いました。その結果、設計書の工期に誤りがあり、適正な工期で積算した場合と比べ、予定価格が過大となっていたことが判明したことから、入札結果を取消したものであります。

ご迷惑をおかけした関係各社及び町民の皆様におわび申し上げますとともに、信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

なお、本件に対する職員への処分につきましては、懲戒処分の基準には該当しませんので、事案の公表のみといたしました。この場をお借りし、おわびと報告とさせていただきます。

○山内 政議長 これで諸報告は終わりました。

— ◇ —

◎議案第45号から議案第56号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第4、議案第45号から議案第56号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第45号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、本案は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容ですが、子育て支援の財源を社会全体で負担するための制度として、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設されたことから、国民健康保険税の賦課項目に、新たに子ども・子育て支援納付金分を追加するとともに、子ども・子育て支援納付金分に係る課税限度額などの項目を追加するものであります。

次に、議案第46号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本町の公の施設の指定管理期間につきましては、設置条例で、指定を受けた日から起算して5年間を限度とすると一律に規定しておりましたが、施設の目的や実情を踏まえた期間を設定することが望ましい施設があることを踏まえ、昨年度から指定管理期間の条項を順次改正しているところであり、今年度末に指定管理期間が満了する当該施設についても所要の改正をするものであります。

次に、議案第47号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟 外部改修工事）をご説明申し上げます。

本案は、老朽化した町営住宅会下団地1号棟の外部改修工事を行うもので、去る6月4日に8者を指名し競争入札を実施した結果、7,348万円で株式会社大桃建設工業が落札しましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和8年12月25日を見込んでおります。

次に、議案第48号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅松下団地11号棟 建築主体工事）をご説明申し上げます。

本案は、老朽化した町営住宅松下団地の建て替えを行うもので、去る6月4日に8者を指名

し競争入札を実施した結果、6,105万円で株式会社大橋工務店が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和9年1月29日を見込んでおります。

次に、議案第49号 物品購入契約について（南会津町スクールバス購入）をご説明申し上げます。

本案は、伊南地域において運行しているスクールバスが、平成17年の初年度登録から21年が経過し、老朽化による故障が頻発するなど、児童生徒の安全・安心な送迎に支障を来すおそれがあることから、これを更新するもので、去る5月28日に5者を指名し競争入札を実施した結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要であります、マイクロバス1台、乗車定員29人であり、契約金額は1,186万9,000円であります。

なお、納入期限は令和8年12月28日を見込んでおります。

次に、議案第50号 物品購入契約について（会津高原だいくらスキー場 春木沢トリプルリフト握索器部品購入）をご説明申し上げます。

本案は、会津高原だいくらスキー場の春木沢トリプルリフト握索器を修繕するための部品であるピボットベアリングを購入するもので、当該リフトを施工した東京索道株式会社を単一選定とする随意契約とし、去る6月3日に見積書を徴取した結果、1,393万7,000円で同社と物品購入契約を締結するものであります。

なお、納期は令和8年10月31日を見込んでおります。

次に、議案第51号 財産取得について（町立小・中学校LED照明器具賃貸借）をご説明いたします。

本案は、田島小学校のほか2校の照明器具をLED照明器具に交換するもので、賃貸借期間終了後に町が無償譲渡を受ける契約になっていることから、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

去る5月7日に4者を指名し競争入札を実施した結果、5,621万8,800円で東邦リース株式会社が落札いたしましたので、同社と賃貸借契約を締結するものであります。

契約の概要であります、月額単価は46万8,490円、賃貸借期間であります、令和8年12月1日から令和18年11月30日までの10年間の契約となっております。

次に、議案第52号 財産の取得について（南会津町公共施設LED照明器具賃貸借）をご説

明申し上げます。

本案は、旧檜沢中学校体育館ほか3施設の照明器具をLED照明器具に交換するもので、賃貸借期間終了後に町が無償譲渡を受ける契約になっていることから、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

去る6月5日に4者を指名し競争入札を実施した結果、2,095万6,320円で東邦リース株式会社が落札いたしましたので、同社と賃貸借契約を締結するものであります。

契約の概要についてですが、月額単価は17万4,636円、賃貸借期間は令和8年12月1日から令和18年11月30日までの10年間の契約となっております。

次に、議案第53号 財産の取得の追認についてをご説明申し上げます。

予定価格が700万円以上の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところでありましたが、平成30年から昨年度までのリース契約13件について、議会の議決を経ずに契約していたことが判明したことから、当該手続を遡って有効なものとするため、追認の議決を求めるものであります。

今回の原因といたしましては、リース契約であっても、賃貸借期間終了後に町が無償譲渡を受ける契約になっている場合は、実質的には分割購入になることから、予定価格が700万円以上の場合、議会の議決が必要になるとの認識が欠如しておりました。

今後は、契約に係る法令等を再確認するとともに、認識の共有やチェック体制の強化を図るなど再発防止に努めてまいります。

次に、報告第3号 令和7年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

令和7年度予算から令和8年度予算に繰越しした事業であります。伊南地域医療施設等整備事業のほか4事業で、繰越額の総額は3億577万6,000円であります。

次に、報告第4号 令和7年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。

対象となる事業は、社会資本整備総合交付金事業及び湯ノ花浄水場加圧ポンプ場設置工事で、

繰越額の総額は1億2,891万円であります。

次に、報告第5号 令和7年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。

対象となる事業は、社会資本整備総合交付金事業及び高杖原処理施設廃止工事で、繰越額の総額は2,929万5,000円であります。

次に、議案第54号 令和8年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ751万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億5,648万1,000円とするものであります。

補正予算の主な項目につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は、地域未来交付金を減額するなど、合わせて815万5,000円を減額補正するものであります。

第16款県支出金は、林道貝原線改良工事に伴う林道改良事業補助金を100万円追加補正するもので、第17款財産収入は、消防車両売払い収入を130万円追加補正する内容となっております。

第21款諸収入は、この冬の雪害修繕に対する建物共済保険金及びコミュニティ助成事業の助成金で、合わせて133万6,000円の追加補正であります。

第22款地方債は、南会津高校を核とした地域人材育成事業に伴う過疎対策事業債の減額等により、300万円を減額補正する内容となっております。

続いて、歳出について主な項目をご説明申し上げます。

第2款総務費であります。コミュニティ助成事業補助金を追加する一方、南会津高校を核とした地域人材育成事業に係る費用及び町長選挙費、町議会議員補欠選挙費を減額するもので、合わせて2,507万6,000円を減額補正する内容となっております。

第3款民生費であります。介護保険特別会計繰出金等を追加するもので、合わせて46万2,000円を追加補正する内容であります。

第6款農林水産業費は、林道貝原線改良工事請負費200万円を追加補正するものであります。

第7款商工費は、越後・南会津街道観光・地域づくり事業委託料を減額する一方で、たかつえカントリークラブ温水ボイラー修繕工事請負費及びだいくらスキー場リフト等修繕工事請負

費を追加するなど、合わせて1,058万5,000円を追加補正する内容となっております。

第9款消防費であります。消防操法町大会の中止が決定されたことなどにより、消防団員出動報酬など、合わせて621万円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、田島第二小学校体育館入り口等の修繕工事請負費105万3,000円を追加補正するものであります。

第14款予備費であります。歳入歳出との関連で966万7,000円を追加補正するものであります。また、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第55号 令和8年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,698万9,000円とするものであります。

主な補正の内容であります。歳入では、国民健康保険税の本算定の結果を受けて、第1款国民健康保険税の医療給付費分現年課税分及び介護給付金分現年課税分を追加する一方、後期高齢者支援金分現年課税分及び子ども・子育て支援金現年課税分を減額するもので、合わせて1万1,000円を減額補正する内容となっております。

歳出では、第3款国民健康保険事業費納付金については、今年度分の確定に伴い、45万9,000円を追加補正するものであり、第7款予備費は歳入との調整を措置したものであります。

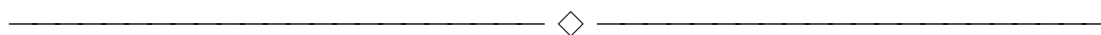
次に、議案第56号 令和8年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,655万円とするものであります。

補正予算の主な項目につきましては、介護保険システム改修業務委託事業に伴う歳入歳出予算の追加補正であります。

以上、本定例会に提出いたしました議案12件、報告3件につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これで提案理由の説明を終わります。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

○山内 政議長 日程第5、議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員長、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 それでは、議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長を務めてまいりました渡部訓正でございますが、今ほど申し上げた議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告をさせていただきます。

令和7年第2回南会津町議会定例会において設置されました当特別委員会は、町の人口減少が急速に進展する状況において、住民福祉の向上を目的とした議会の機能と活動を維持し充実することを前提として、調査研究と議論を行ってきました。

その結果について、南会津町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、下記のとおり報告します。記。

1点目、議員定数について。

議員定数については、13人とすべきである。議員アンケート調査で16人中10人が定数の削減を行うべきであると回答しています。また、住民説明会において、定数削減を肯定する意見が多かったことを踏まえて、人口減少による影響や近隣自治体の状況等も参考にしながら、定数の在り方を検討し、13人の定数が適当であるとの結果に至りました。

定数を13人に削減した場合の常任委員会数については、現行の3常任委員会を維持していくことが困難であることから、2常任委員会にすることを検討していく必要があります。1人の議員がより広範囲を所管することになるため、さらなる議論の活性化が期待されます。

2、議員報酬について。

全国町村議会議長会が示している町村長の給与月額47%が理想であるが、町の財政状況等を鑑みても、住民の理解を得ることは困難であると考えます。しかし、住民説明会では報酬増額に対して肯定的な意見が出され、多様な年代、性別の方が立候補しやすい環境を望む声が多くありました。そして、議員アンケートにおいても、16人中12人が報酬増額を望むと回答しています。

以上のことから、将来を見据え、住民から選ばれる議会、その役割を果たしていくため、やりがいを持って活動できる議会環境を整えることが必要であると考えます。定数を13人に削減することを前提に、現状の議会費を超えない範囲で検討し、報酬月額を一律で5万円増額することが適当であるとの結果に至りました。

令和8年6月4日付で南会津町特別職報酬等審議会から、議員報酬月額については1万8,000円増額することが適当であるとの答申があったことから、当特別委員会において議論し、再度検討を行いました。今回の報酬増額の目的である若年世代からも立候補しやすい環境の整備を図るためには、十分な答申内容ではないとの意見が多数出されたことから、採決の結果、議員報酬月額は現状のとおりとすることに決定しました。

今後、本答申内容を真摯に受け止め、各議員のより一層の活動と見える化の促進を図るとともに、魅力ある議会となるよう期待を込めての答申であったことから、さらなる議会改革に取り組むことで、改めて次回以降の議員定数と議員報酬に関する特別委員会において、多様な人材が立候補できる議会となるための報酬を検討するものとします。

3、その他。

政務活動費について、答申内容にもあるように、議員の成り手不足を解消するためには、これまで以上に議員活動の見える化が必要不可欠であり、それに伴う費用は必要となってくるものと考えられます。政務活動費は、議員の活動実績に基づいて支給される合理的な制度であることから、今後、特別委員会を設置して検討していくべき課題であると考えます。

以上で、議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山内 政議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 初めに、今の報告の裏のページを見ていただきたいと思うんですが、答申を得た結果と違う結論を出したという、いわゆる議員報酬のことですね。その成り立ちというか、意味合いというか、決定的にそこを決められた主体的な要素というか根拠を教えてください。

○山内 政議長 特別委員長、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ここで先ほど特別委員会報告として申し上げた内容は、原本のとおり一応申し上げました。そして、特別委員会としては、5万円のアップをしてはどうかということで議論して、それについて取扱いをどうするかということで、その後もう一点、令和8年6月4日付で南会津町特別職報酬等審議会から1万8,000円ということでの議論になりました。

そして、この中で、ざっくりばらんに申しますが、特別委員会としてはそれぞれの委員から意見を聞いて、結果的には、ここに書いてありますように、特別委員会の採決としては議員報酬

月額、特別委員会としては5万円の考えを打ち出したわけですが、それについて特別職報酬等審議会については1万8,000円ということで開きが出たと。これについてどうするかということだったんですが、今回は見送ってもいいんじゃないか。いいんじゃないかというよりも、やっぱりこれだけの若い人が入り、立候補しやすい素地、それが間違いなく立候補するのということでは、ちょっとそれているかもしれませんが、そういうような確信は持ってはいません。ただ、ここで私たち特別委員会の考えとしては、月5万円の報酬アップが必要、それによって若い人が立候補しやすい素地が出てくるんじゃないかということで考えてやったわけですが、ただ、今ほど言いましたように、特別職報酬等審議会としては1万8,000円の答申をいただいたということで、これをどういうふうにするかということで、前に戻りますが、採決をしました。そして、採決の結果、議員報酬月額は現状のとおりでいこうじゃないかというような方向で決定をしたところでございます。

その根拠と言われると、ちょっとそれが根拠でもあり、悩まれるところでございますが、一応内容的にはそういう内容だということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今の委員長説明はこの文章を読めば分かるんです。文章のとおりなんですね。この文章に表れていない経過があるはずなんですね。それは言えないんと言えないんですけど、例えば一つは特別職報酬等審議会、これが聞いているかどうか分かりませんが、なぜ1万8,000円としたのか、そこのところは特別委員会としては情報は得られていますか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 特別職報酬等審議会の情報は、詳細は聞いておりません。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 結局、特別委員会としての責務はどこまであるのか。いわゆる私たち、特別委員会の外側にいる者として知っておかなければならない、あるいは知るべき権利というものがあるはずなんですね。1万8,000円という数字をどういうふうに出したのか。

私は、前のページに戻ると、議員定数を13人に減らすと、減らすおおむね考え方の中心にあったのが、議員報酬の全体量としては減らさない、そのうち議員報酬を5万円上げれば、いわゆる16人の議員定数の中で賄ってきた議員の報酬とほぼ変わらないだろうと、こういう考え方

があつて議員定数を減らしたんだろうと思うんですけど、あるいは、近隣のとありますが、私は議員定数も、こういう結果を出されたんでしょうけど、やっぱり属地主義というんですか、いわゆる合併した町村、合併しない町村を見ると非常に広域にわたっている。そこが定員を減らしている。減らすという一つの基準が、あるいは支えになっているのが、全体の議員の報酬だというふうになると、私はどうも納得できない結果だなというふうに思います。

それで、もう一つお聞きしますけども、例えばここに文章書いてありますけど、魅力ある議会とはどういうものというふうに捉えているんですか。具体的にイメージをお知らせください。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 申し訳ないですが、一応、特別委員会としては、今言った魅力ある議会の規定はしていませんので、ちょっと中途半端な回答になることは避けたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ以上質問しても本質まで届かないというふうに思いますので、これでやめますが、報酬審議会の答申が出た、つまり答申を、この場合、いかなる理由があるとしてもそれには沿わなかった、無視をしたということですね。ということは、今後、答申と委員会のいわゆる整合性というか、それはどこでどういうふうにつけていくのか。そして、そこには定数問題と報酬問題が非常に微妙に絡み合っているわけですね。

こういうことを考えていくと、ここでその他の政務活動費についても触れられておりますが、議会が何を役割として果たしていくのか、そして、その議会が透明度を持ってと言いますが、町民が期待する何に答えていくのか、このところを明確に私はすべきだと、こういう意見を申し上げて、私からの質問は終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今ほども出ましたが、報酬等の審議会の1万8,000円の中で、非常に具体的な内容の詳細は分からないということではありますが、今後、議員との懇談等、協議会等があれば、その内容はぜひ教えていただくということをお願いしたいなというふうに思います。

あと、定数……

○山内 政議長 今のご質問に答えられますか。

15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 一応、この特別委員会の役割というか任期というのが、今回の議員

定数と議員報酬に関する特別委員会ということで規定されていますので、一応この報告が終わって、皆さん、了解が得られれば、それでこの特別委員会は解散というふうに規定されているということです、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 解散の件は分かりますけども、内容が不明なものだから質問したいんですけども、明らかな1万8,000円の内容が分かっていないようで、我々に今後、議員間の中の協議会とか、その中で示すことができないかということを知っているわけです。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 先ほど特別職報酬等審議会の、ざっくばらんに言って、私ども立会いを最初お願いしました。しかし、それは言いづらい面もあるからということも含めて、それは一つの言葉で、そういうことだから駄目ですという意味ではなくて、そういうことも踏まえて、一応、1回目は私も南会津町特別職報酬等審議会に出席をさせてもらって、その状況的なものは聞いたんですが、2回目は席を外していただきたいという審議員の方からあったものですから、それは状況的には2回目の中で1万8,000円の報酬アップについても、そこで決定されたというふうに聞いておりますので、それ以上はちょっとなかなかこっちで聞ける中身ではないんじゃないか、やっぱりそういうふうに考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。私とすれば、定数と報酬については我々もいろんな意見の中でも別だというような見解をそれぞれ持っているわけで、定数と報酬は別なんだということではありますが、非常に予算第一主義の中で、定数と報酬の関係は切り離すことはできないわけです。その中で、特別委員会としては1万8,000円を提示される中においても、定数の減は3名減ということになりますけども、採決の結果、議員報酬月額は現状のとおりということをしているわけですが、非常に内容が分かるようなところもありますが、ぜひ報酬は上げるといような方向でやっぱり動くべきでないかというふうに思いますが、結果としてそのようになったとは思いますが、今後、協議の中でそうすべきかなというふうに私は考えますが、いかがですか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 先ほども申しましたように、この特別委員会というのは、この中で皆さんのご理解をお願いして、この報告が終わった後は、一応特別委員会は解散となるというふうに聞いていますので、この後の動きはまたいろいろ議員の皆さんの中で検討されるのかな

と考えますが、それについて私がとやかく何か言えるような形ではございませんので、ぜひご理解をお願いしたいなというふうに思います。

○山内 政議長 議員の皆さんに議長から申し上げますが、これは特別委員会の委員長報告に対する質疑でありますので、委員長報告で委員会の中での審議内容が不明なような点を質疑してください。ここは意見を言う場ではありませんので、質疑ですので、内容はどういうことだったか、不明な点はどういうことだったかということを聞くのが委員長報告に対する質疑でありますので、それをもって質疑をお願いしたいと思います。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解いたしました。

それでは、今後まだ協議の場があるということでもありますので……

〔発言する者あり〕

○2番 芳賀正義議員 委員会としてはないわけですが、その場でまた質問できればというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私のほうからも、議員報酬の部分について質問させていただきたいと思います。

議員報酬について、今回の報告の中で、裏面の4行目あたりまで、これまで委員会が様々な検討をしてきて、月額一律で5万円増額という結果に至ったというところまでは、非常に委員会がこういった議論、こういった取組をやって、この結論に至ったというところが非常によく分かるんです。その後、特別報酬等審議会から1万8,000円増額することが適当と。5万円ということはかなわなかったと。ここも経過として分かります。

それを受けて、さらに特別委員会では、今回の報酬の増額目的である若年世代からも立候補しやすい環境の整備を図るためには、十分な答申内容ではないと。この気持ちも非常によく分かります。今まで十分検討した結果、5万円だというご結論が出て、そこに至らなかったと。我々の思っていた狙いというのが、十分達成できるような答申内容になっていないじゃないかということですから、私もこの部分の感情的な部分も含めて理解できますが、そこからちょっと本当に飛んでしまっているんじゃないかなと思うのは、普通に考えると、若年世代からも立候補しやすい環境整備、5万円だったけども、1万8,000円というふうに減額はされたけども、

それでも必要だよねと私は思ったりするんですね。

ただ、それが審議会からの答申を得て、それに対して、ではゼロでいいですというふうにするこの意味がちょっと分からないんですね。若年世代が立候補しやすいようにするんであれば、若干であってもここはアップして、5万には到達しないけども、若干でもいいからという感情になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺については特別委員会の中では何かご意見とかあったんでしょうか。先ほどの9番議員の質問の部分にもかなり一致するところが出てきてしまうんですが、その辺がここはよく私としては理解できないのでお願いします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 先ほど議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告の中で、一応先ほど私も申し上げたというふうに私自身はちょっと認識しているんですが、やっぱり特別委員会としては5万円のアップをお願いしようというような形で決定をしたわけです。しかし、南会津町特別職報酬等審議会では、最終的には1万8,000円の引上げという形で出されたということで、そのところがやはりそれぞれの委員の中で、一応申し上げますと、特別委員会のメンバーは私が副議長で委員長、そして各常任委員会から2名の代表に出ていただいて、合計7名で議論をしてみました。

その中で、先ほど言ったように、古川議員からも質問があったように、いや、それはやっぱり審議会で出したんだから、それを受けるべきではないのか、そういうふうに考えますよという意見も確かにありました。ただ、7名の中で、それぞれの委員の意見を聞いた結果、7名のうち4名の方が、これは、やっぱり今回は見送るべきではないのかというような意見が出されて、そして7名のうち4名ですから、過半数を占めたということで、委員長の考えは出さないので、採決をした結果、議員報酬額は現状のとおりというふうにするということで、特別委員会としては決定をしたということなんです。

私もちょっと議員の方から、何をおまえ、特別委員会の内情まで話さなくちゃならないんだということの意見も、委員の方はあるかもしれませんが、やはり特別委員会としてはそういうような過程を経て、一応今回の特別委員会報告の内容のとおりまとめてきたということでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ちょっと別な部分での質問もしながら、ちょっとお聞きしたいんですが、その下の段落で、審議会からの答申の中身ですけども、各議員のより一層の活動と見える

化の促進を図るとともに、魅力ある議会となるよう期待を込めての答申であったというふうにあります。

1万8,000円というのは、この期待に応えるための増額分が1万8,000円というような判断だったのかなというふうに、この文章を読んで理解できるわけなんですけども、これも先ほど9番議員からもちよっとあったんですが、これさえも、言ってみれば蹴ってしまって、審議会がこういった議会を目指してほしいというような願いを込めての答申であった、一層の見える化を図ってほしい、魅力ある議会をつくってほしい、そのために頑張ってもらいたいというような、それも蹴ってしまうというような、結果としてはそういうことになってしまうのではないかなという危惧も私は思うんですけども、そういった部分についての懸念というのはございませんか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 そういった懸念というのは、それぞれの委員の最終的な態度というのは異なってはいますが、ただやっぱり若い人が出やすい議会に持っていこうではないかという考えは、特別委員会の委員全員の考えだということでご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それで、全員で採決をした結果がこういうことであったというようなお話だったわけなんですけども、議員報酬も含めて、定数も含めて、数年ごとに特別委員会を持って改定する作業が行われるわけなんですけども、今回の議員報酬については、ゼロか100%なのかという、そういう選択だったのかなというふうに思うんですね。答申額の中間の部分であったのでそれは受けられないと、そういうような選択であったのかなというふうに、ここに書いてある説明だけからはそういうふうに捉えられてしまうんです。

となると、こういった部分ですが、今後も、そのときになってみないと分からないよということなのかもしれないんですけども、こういった改定を行うときに、我々が思っ出した金額に到底到達しなかった、だからゼロでいいですよというようなこういった選択というのが、もしこういった前例があると、今後もつながってしまうのではないかなというふうに思ったりするんですが、そういった部分での懸念というのは、特別委員会の中では議論されたでしょうか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 先ほどの質問にあった内容についての議論はしておりません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、最後にもう一つだけ質問させていただきたいのは、今回、

議員定数は13にすべきであるという結論に至りました。アンケートの中では、16人中10人が削減を行うべきであるという回答ですということなのですが、ただ、これ内訳を見ると、13というのは4名なんですよね、アンケートの結果では。14名であるべきという方が4名、15が2、現状維持16名が5ということで、一番、言ってみれば、少ない部分、厳しい基準のところ今回持っていった結果になるわけなんですけど、この部分については、完全に相関性、連動しているというわけではないと思うんですけども、議員報酬とのある程度相関性があるのかなというふうに私は理解をして、議員報酬をこれだけアップするのであれば、ちょっと議員定数も厳しめに削減していく必要があるというような、そういう作用もあったのかなというふうに私は理解していたんですけども、今回、議員報酬改定がゼロということであれば、議員定数についてもかなり厳しい、言ってみれば、私としては13というのはかなりの激変になると思うんです、この議会としては。その激変を少しでも緩和しながら緩やかに移行すべきだと私はちょっと思っていたりするんですけども、そういったところで、議員報酬の今回5万円アップという数字が出てきたときと、議員定数13というところの相関性、あるいは連動する部分というのは、これは少なからずあったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正特別委員長。

○15番 渡部訓正議員 今回の定数のほうを決定するに当たっては、最終的には定数は全会一致で、特別委員会のメンバー全員で一応採決をして同意してきたというような形でございます。そして、これまで南会津町議会として取扱いを取ってきた中身として、1,000人に1名という基準といいますか、それを一つの目安としてきたのもまた事実でございます。定数の、今言った中身について厳密に、例えば13というふうにしたのは、意見としては12ではないのか、人口が大分減ってきているのではないかというような意見も出されましたが、最終的には基準をちゃんと考えようというようなことで、一応13という数字としてきたということでご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 よろしいですか。

〔「以上です」と言う者あり〕

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を終わります。

◇

◎請願の委員会付託

○山内 政議長 日程第6、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件を受理しております。

令和8年請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について紹介議員の趣旨説明を求めます。
5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。

令和8年請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願についての趣旨説明を朗読しながらいたしたいと思います。

請願人の住所は、福島市上浜町10-38、氏名は、福島県教職員組合、中央執行委員長、酒井和紀氏です。

請願の趣旨を申し上げます。

東日本大震災から15年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。東日本大震災については、令和8年度から対象が福島県において被災した者だけが対象と変更されましたが、3億円が予算化されています。（前年度より2億円減）

この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和7年6月20日、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定されました。その中で令和8年度からの5年間を新たな復興期間として「第3期復興・創生期間」と位置付け、令和8年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等

復興の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和8年2月1日時点で23,410人の人が県内外で避難生活を送っています（ふくしま復興情報ポータルサイト公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちはいまだ多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、令和9年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和9年度以降も、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

なお、提出先となる政府関係機関は、1、復興大臣、2、文部科学大臣、3、総務大臣、4、財務大臣の4名です。

以上で請願の趣旨説明を終わります。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託します。

◇

◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は6月24日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時18分

令和 8 年 第 2 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会 第 2 日

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 2 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

9 番 湯 田 芳 博 議員
8 番 川 島 進 議員
1 5 番 渡 部 訓 正 議員
1 2 番 楠 正 次 議員
1 0 番 室 井 英 雄 議員
1 4 番 高 橋 一 成 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (1 6 名)

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 2 番	楠 正 次	議員
1 3 番	湯 田 哲	議員	1 4 番	高 橋 一 成	議員
1 5 番	渡 部 訓 正	議員	1 6 番	山 内 政	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長 二 瓶 勝 俊 副 町 長

川 島 敬 章	教 育 長	遠 藤 知 樹	総 務 課 長
佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
廣 野 友一郎	住 民 生 活 課 長	大 竹 政 範	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
月 田 啓	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
鈴 木 秀 和	学 校 教 育 課 長	齋 藤 成	生 涯 学 習 課 長
阿久津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長	星 克 之	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎一般質問

○山内 政議長 日程第 1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 芳 博 議員

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君の登壇を許します。

9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 議場にお集まりいただいております皆様、そして動画配信をご覧いただいている皆様、おはようございます。

議席番号 9 番、湯田芳博であります。

遠い世界の紛争がいや応なく、しかも直ちに中山間地域のささやかな暮らしに影響を及ぼす経済的合理性を求め続け、構築されてきた社会システムがもたらす結末なののでしょうか。政治の世界に身を置き、今を生きる者として、より一層自らを律し、人類不変の豊かさとは何かを深く問いかける活動へと展開させることをここにお誓い申し上げ、一般質問を行います。

初めに、第三セクター株式会社みなみあいの経営責任を担う役員の不適格対応と任命権者の責任についてであります。

就任6か月で取締役7名のうち3名が辞任する異常事態を辞任者の体調不良と決定づけているが、取締役会における会議録と経過が分かる書面を提示していただきたい。

2つ目、山村道場の指定管理者に決定された電腦株式会社の代表取締役会長が第三セクターである株式会社みなみあいの社外取締役として、当該社の有効的事業収益案を指導すべき任務にあるにもかかわらず、自らが経営する電腦株式会社の応募になったことは、不正競争防止法、商法、そして会社法で規制されている競業避止義務違反に問われる、しかるべき事件であるにもかかわらず、当該役員はこれを背信、背任行為と認識せず、法の遵守をないがしろにする極めて重要な判断誤認をしており、適格性を欠くものでありながら、いまだに役員を続けております。任命者である町長の責任をお示しいただきたいと思います。

3つ目、前記した①、②に関する監査役の意見を提示願います。

次に、町役場に勤務する職員の中途退職が続く真実と対応策についてであります。

令和8年3月議会定例会の一般質問における答弁内容を精査するため、次に掲げる事項について見解を求めます。

1つ目、全国的に進んだ人材不足、魅力のない職場は選ばれない、離れていくとの答弁がありましたが、本町の役場は選ばれるために必要で十分な条件を満たしているか伺います。

2つ目、課長や補佐が苦勞している姿を見て云々との答弁もありました。具体的言動の確認は取れているか明らかにしてください。

3つ目、国や県からの照会業務等、報告事務件数を把握する予定はあるか伺います。

4つ目、内部通報制度や公益通報が機能する組織見直しに対する見解をお示しいただきたい。

次に、林業成長産業化地域創出を目的として建設された、きとねの費用対効果についてであります。

森林整備から町産材の供給、製造、販売など各セクションが担う事業を有機的に連携、連結させ、川上から川下へとつなぐ政策展開を図り、地域活力の創出を導き出すためにと建設されたきとねがこれまで果たしてきた成果を明らかにしていただければありがたいと思います。

次に、町長が公約として掲げた「選ばれる町」の道のりは、現在どの方向にあるかについてであります。

選挙公約として後援会広報等に明記した「選ばれる町」を創出するに当たり、実現に向けた必要十分条件を示すとともに、現在ある道のりは坂を上っているのか、それとも下っているのか、その根拠となる事項を挙げて認識をお示してください。

以上、当該質問は全て町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁内容によっては与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

9 番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、第三セクター株式会社みなみあいづの経営責任を担う役員の不適格対応と任命権者の責任はに関する 1 点目、取締役会における会議録等、経過が分かる書面を提示せよとのおただしでございますが、株式会社みなみあいづは町100%出資の第三セクターではありますが、町とは別の法人格を有する株式会社であります。このような関係性にある株式会社みなみあいづに対し、町が取締役会における会議録の開示を求め、さらに、その資料を議会に提出することはすべきではないと考えております。

なお、取締役辞任の申出があった後、代表取締役が辞任された取締役と面談を行いました、辞任の理由は体調不良など個々の都合によるものだったので、そのように取締役会で説明し、了承されたと伺っております。

次に、2 点目、山村道場の指定管理をめぐる社外取締役の行為は、競業避止義務違反に問われるべき事件であり、適格性を欠くものである。任命権者である町長の責任を示せとのおただしでございますが、当該事案発覚後、株式会社みなみあいづが対応について弁護士に相談しております。弁護士からは、法律的には問題がないが、周囲から見るといぶかしい案件であるので、取締役会で確認し承認しておいたほうがよいとの助言があったことから、取締役会に報告し承認を得たと伺っております。

当該取締役は、会社経営の実績などを踏まえ有識者として町から依頼し、無報酬で社外取締役を引き受けていただき、株式会社みなみあいづの経営改善にご尽力いただきましたが、今期末の株主総会で任期満了により退任されると伺っております。

町といたしましても、関係法令の理解や競業及び利益相反取引などに対する配慮が不十分であったと認識しており、今後は不信感を抱かれることがないように万全を期してまいります。

次に3点目、1点目と2点目に関する監査役の意見を示せというおただしをいただきました。

1点目の取締役の辞任につきましては、監査までの流れを含め仕事が回るか心配であるが、健康上の理由であればやむを得ないのではないかと。2点目の社外取締役の件につきましては、本来であれば指定管理の応募前に相談があったらよかった。弁護士が法的に問題ないというのであれば承認するしかない。株主である町から会社の役員に説明があればよかった。このような意見が出たようでございます。

次に、町役場に勤務する職員の中途退職が続く真実と対策はに関する1点目、本町の役場は選ばれるために必要で十分な条件を満たしているかとのおただしでございますが、職員の中途退職につきましては様々な理由があると思いますが、特に若手職員の場合、将来のキャリアを見据え、他自治体や民間企業へ転職するといった理由が多いと感じております。

この背景には、本町職員として勤務していく中で得た知見やスキルを生かし、より専門性の高い分野で活躍したいという思いがあるものと思われ、その際の選択肢として本町に残ってもらえないということは、選ばれるために必要な条件を満たしていない職場と判断されているものと感じております。

町といたしましても、職員の離職は喫緊の課題であると認識しておりますので、職員がやりがいを持って日々働くことのできる環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に2点目、課長や補佐が苦勞している姿を見てとの答弁もありましたが、具体的言動の確認は取れているかというおただしをいただきました。

各所属長が実施している職員面談の結果や南会津町職員労働組合からの労働条件改善等に関する要求書の提出に際し、そのような意見が多く出されていることを確認しているところであります。

次に、3点目、国や県からの照会業務等報告事務件数を把握する予定はとのおただしでございますが、令和8年第1回定例会の一般質問でもお答えいたしました、各種媒体による報告件数を拾い上げる作業などに時間を要することと併せ、職員に負担を強いることになることから、実施する予定はありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目、内部通報制度や公益通報が機能する組織見直しに対する見解を示せというおただしをいただきました。

本町では、令和6年度に策定した南会津町内部公益通報取扱要綱において、総務課を中心に事務を行うと定めております。しかしながら、他県や他市町村の事例によりますと、内部通報

の隠蔽や、通報者が不利益を被るなど、通報に関する秘密保持や通報者保護が図られないといった問題も見受けられます。

現時点で相談などはありませんが、通報者が安心して通報できる制度となるよう、現在の制度でどの程度の運用が可能なのか、外部窓口の設置なども含めて検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、林業成長産業化地域創出を目的として建設されたきとねの費用対効果に関して、地域活力の創出を導き出すために建設されたきとねが果たした成果を示せとのことでございました。

県が公表している福島県森林・林業統計書によりますと、町内の年間素材生産量は令和5年度に公表された数値であります。4万5,262立方メートル、令和6年度が4万6,669立方メートル、令和7年度が3万8,075立方メートルとなっており、きとね建設前の令和3年度の2万7,995立方メートルと比較しますと素材生産量は増えており、伐期を迎えた森林が多くあることも要因となって、町内の素材生産業においては活性化してきているものと考えております。

また、チェーンソーの操作を学ぶ伐木等特別教育や刈払機取扱作業者教育をきとねで実施するなど、林業従事者の資格取得に向けた事業に取り組み、林業従事者の確保にも努めてきたところであります。

そのほかにも木育インストラクターを養成し、林業祭や木育に関するイベントに協力いただくことにより、木に触れる機会を創出し、町民の方々の林業に対する認識の醸成、林産物に対する需要拡大につなげてきたところでございます。

きとねの果たした役割については、一概に目に見えるものだけではないと考えておりますが、拠点機能を生かした取組の成果として、町民の皆様が森林や林業をより身近な産業と認識し、関心を持つきっかけになったものと感じているところであります。

今後も、これまでの取組を継続するとともに、関係団体と連携して町内の森林・林業の振興を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町長が公約として掲げた選ばれる町の道のりは、現在どの方向にあるのかに関し、選ばれる町の実現に向けた必要十分条件を示すとともに、現在ある道のりは坂を上っているのか、それとも下っているのか、根拠となる事例を挙げて認識を示せというおただしをいただきました。

選ばれる町とは、町民の皆さんに住み続けていただける町を土台とした上で、移住者や観光客、企業など町外からも選んでいただける町を目指すものであると考えております。

まず、町民の皆様に住み続けていただける町の基盤づくりとしては、公共交通機関や生活イ

ンフラの維持、医療・福祉環境の充実、働き口の確保が必要不可欠であります。公約においては広域幹線道路の整備促進をはじめ、デマンド交通などによる移動手段の確保、地域医療体制の充実、介護・福祉の充実、新規就農・林業従事者へのサポートや事業継承支援などがこれに当たります。

また、町外から南会津町を選んでいただくためには、豊かな自然と歴史・文化、様々な合宿や研修に適した環境、移住者への支援など、本町の強みを前面に出すことが重要であると考えております。

公約においては、星空や隕石の話題性を生かした誘客、スポーツ合宿、企業研修の受入れ、お試し移住などの移住受入れ体制の拡充などがこれに当たります。

ここからは、選ばれる町の実現に向けた道のりについて、3点ほどの数字をもってご説明申し上げます。

1点目は、人口動態の推移についてであります。出生数であります、令和4年度は39人、5年度が58人、6年度が38人、7年度が38人、一方、死亡者数であります、令和4年度は266人、5年度が318人、6年度が288人、7年度は283人と出生数より死亡数が大幅に上回る自然減が続いており、人口減少は深刻な状況にあると思います。

2点目は、住民基本台帳に基づく異動件数についてであります。転入者が、令和4年度は427人、5年度は365人、6年度は468人、7年度は356人であります。一方、転出であります、令和4年度は538人、5年度が566人、6年度が503人、7年度が477人と転出者が転入者を上回る社会減が続いております。

3点目、移住相談窓口を通した移住世帯について申し上げます。令和4年度は6世帯、5年度が1世帯、6年度が3世帯、7年度が2世帯と、十分な増加には至っていないと、このように思っております。

これらの数値が示すとおり、現状は坂を上り始める前の厳しい局面にあると認識しております。しかしながら、こうした現状を正面から受け止め、施策を積み重ねることで、坂を上っていくことができると考えております。町民の皆さんと共に選ばれる町に向けた歩みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ほぼ想定内の答弁だったなというふうに思いますが、それでは株式会

社みなみあいづ、いわゆる外部団体の議事録を一般町民として閲覧することはできますでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

会社法第371条の規定によりまして、監査役設置会社につきましては、株主であれば裁判所の許可を得れば閲覧及び謄写することはできますが、一般町民の方が株式会社みなみあいづの議事録を閲覧することはできないと考えております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 例えば、体調不良で役職を辞するという事なんですが、人は、物はその状況を鑑みて言葉を選ぶんです。ですから体調不良と言え、あるいは自己都合と言え、それなりにその人特有の課題あるいは問題があって職を辞するんだらうと、こういうふうに捉えがちなんですが、一方、別な見方をすれば、その人が言いたくても言い出せる環境にない、そういう状況が保障されていないという場合もあるわけなんです。しかも、3 人が3 人とも体調不良が役員を辞める理由だとすれば、もう一つ考えられることは、その役職にとどまることによって体調不良が続く可能性がある、あるいは重荷になっていく。つまり、体調不良という言葉の裏側にどんな状況が生まれているのか、ここをやっぱりしっかりと確認しておきたいというのが私の思いなんです。

これは双方から話を聞くということになるんですけど、片方から聞いてみると決して体調不良だけではないんですよ。いつも申し上げていますが、議場は僅か1 時間の範囲で意見を述べ、あるいは回答を聞き、そこで議論を深めていく。しかし、私たちの暮らしは毎日毎日営々と続いていくんです。その続くプロセスの中に実は真意が表れるときがあるんですよ。それを私たちはどう捉えるか人それぞれでしょうけど、隠蔽と捉えたら、あるいはそれを隠そうとしたら全く信用をなくすことになると思います。

人間のやることですから、うまくいく場合もあるし、いかない場合もある。あるいは過ちだって起こすときがある。しかし、それはその時点で自分を反省し、そのことに対して真摯に向き合って、そこを訂正していく、改善していく。これが最も私は人格者と言える素行だと思います。

それをあえて言いながら聞きますが、この株式会社のいわゆる社外取締役を含めて取った行動、つまり、そこで本来ならば誰かが、それは会社法でおかしいんじゃないか、あるいは必要以上の競争を食い止めるために国が定めている法律があるよという認識はなかったのかどうな

のか。それをもう一度確認しているかどうか述べてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

前回の3月定例議会の中でも、その件についてはご質問いただきましてお答えをしたつもりでございます。町側としても、反省する事項については反省をして、次に生かすというようなお答えを申し上げました。

一方、株式会社みなみあいづのほうでも、本件についてどういうふうな取扱いが正しかったのかということを弁護士に相談した上で、今回、取締役会において追認のお話をして、承認されたという報告を受けております。

ということを考えますと、社内として、または社長以下幹部の方々が、今、議員からご指摘されたような案件に触れるという認識は持っていなかったと、このように私は想定しているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 認識がないという言葉の重み、どう捉えるかなんですけど、いわゆる会社の経営を担う責任者なんですね。つまり、そこには従業員あるいは社員と言われる方がおられる。そして、社員の後ろには家族がおられ、その人たちの生活にも影響してくる大切な、言ってみれば立場なんです。重要な立場なんです。その人が、この前の中では町長が、若い世代に引き継いでいくという話だけど、若ければいいというもんじゃないんですよ。若いことが大事な要素としてありますよ。ないとは言わない。若いからこそ機動的に動ける、あるいは柔軟な思考ができるということもあります。

しかし、若い世代に譲ればいい、次の世代に譲るんじゃないくて、その人がどれだけの知見を持っているのか、あるいは経験をどれだけ積みながら、そこで働く人たちの能力やあるいは特異性やそういうものを把握しながら、より適正な人事配置ができるかどうか、こういう具体的な能力があるか、ないかということをしっかりと見極めて、人事というのは行わなきゃいけない。

そこで、今回、社外取締役については6月をもって辞任するというようなことなんですけど、残った社長と常務については今後どうなるのか、把握していれば教えてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

決算期がこれからやってまいりますけど、6月末でございますけど、代表取締役及び常務取締

役については、今期末をもって退任するというような意思が示されているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは私の認識なのですが、皆さんとは違うかもしれません。でも、仮に私の家族が、あるいは私の知人がそういう立場でそういう認識がなくて、いわゆる法令遵守を、誤った解釈あるいはなれ合い等で判断した場合には、私は友人として、あるいは家族の一員としてしっかりと、そこは法がある以上、たとえ私が守らなきゃならない立場の人でも、やっぱりきちっと襟を正していく。その上で人間というのは気づいて、気づきがあって行動を変えたら、また出直せるんですよ。そういうことも含めまして一つ聞きたいんですが、その人たちが辞任した場合、辞任するというのは役員だけを辞任するんでしょうか。社員としてもいなくなるんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

常勤の代表取締役、それから常務取締役については職を辞するという事で、役員もそれから職場からも去りたいと、こういう意向を示されております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これも非常にある意味微妙な配慮が求められると思うんですけど、この方々がその役職を引き受けたというのは、当人、本人ですからやむを得ないんでしょうけど、もし、こういう言い方が妥当かどうか、ちょっと私も明快には言えませんが、もし分相応のその人ならではの能力、その人が用いたこれまでの経験や経験則を基に、いわゆる会社として事業を運営できる一部署にいたとすれば、こういう結果にはならなかったんじゃないかと思うんですね。

つまり何を言いたいかというと、人にはそれぞれ特徴があって、それぞれ能力があって、その適格性というのをうまく見分けしながら、選択をしながら会社全体を運営していくというのがリーダーの、私は最も極めて重要な役割だというふうに思うんですね。そういう意味で、私はこの方々の次なる職といいますか、次なる生活の礎になる職が見つかることとか、与えられることを切に望んで次の質問に行きます。

役場職員の退職についてであります。これもいろいろ答弁書で言われていますけど、異常なんですよ。まず。何人かの、私はなかなか退職した本人とは会えないので、そこからの情報はいただけなかったんですが、その家族や親族の方とお会いして、いろいろと個人情報ですから公にはしませんが、お話ししていただけないかと、こういうふうに話したら、いや、

こういう言い方が正しいかどうか分からないけれど、地元で役場に入れるということは、実は後継者をつくることで大変安定して、大変私たちは喜んでいるんですよ。それがいきなりではなかったにしろ、その職を辞めてほかの地に出ていく、この方はほかの地に出ていったという事例の方だったんですが、こういうことというのは通常、私たちの一般の常識からは考えられないんです、幾ら本人に聞いても核心に触れるようなことは言ってくれないんだと、こう言っていました。

ですから、いろいろとやり方はあるんでしょうけど、私はやっぱり、さきの会社の話でも言いましたが、採用した以上、その子が、その子供がというか、子供というか職員が、その職員は何が得意で、その得意分野に生きがいを感じて、そして志を果たしていく、こういうことをぜひこれからやってほしいんですよ。そのためにやっぱり物を言える機関、場所、物を言っても、それをたしなめられたり、後からそれに対する制裁が加えられるようなことのない部署をぜひ急いでやっていただきたいというのが私の素直な気持ちなんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 人事の面もございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、こうした職員の退職というところにつきましては、町としても喫緊の課題だということでは考えているところでございます。その上で、やはり、今、議員からもおただしありましたように、職員の声をしっかりと聞くということは非常に重要なことだと私も考えております。

今そうした場としては、職員調書ということで、自分が担当する業務の業務量であったり、また適性であったり、また、執務環境などについて記載をするというような中身になっております。こちらにつきましては、所属長を通さずに直接私のほうに提出するという形になっておりますので、各職員が自分の思っていることを率直に伝えるツールになっているのではないかなというふうに認識はしております。

ただ、そうした全ての声に対応するということは難しい面もありますが、これまでもそうした職員調書の内容を参考に、業務の改善であるとか、人員配置にも活用していたところでありますので、引き続き職員が安心して働ける環境というのをつくっていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今の答弁の言葉を受け止めると、それ以上、具体的に内容を深掘りして言えない部分というのは当然あると思うんですが、これは必ずしも職員側に責任が全くない

というものではないんです。職員側にも問題、課題はあるんですよ。つまり初めて行政機関に入ってきて、行政の仕事の業務内容を知るところから始まるんですが、それを知りながら、じゃ、自分の立ち位置をどうするか、その立ち位置を自分でどう磨いていくかと、このところは個人、本人の努力がどうしても必要なんですね。

そのためには、私は前にも言ったことがありますけど、職員研修の自治研修センターの研修だけではなくて、つまり人間力を高めていく。簡単に人間力といってもいろいろありますが、やっぱり選択能力とか対応能力とか、あるいは人と人ですから感情が出てくるので、その感情をどうコントロールするかという能力、こういったこともやっぱりこれから職員を育てるという、育成していくという、そういう分野で強く意識して、ここには時間とお金をかけていただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

前回の議会でも研修の在り方について問いがありました。私のほうでやっぱり議員が今言われたように、自治研修センターの行政レベルのスキルアップだけの研修というところから一歩踏み出して、職員の方に多様な研修を学んでいただく必要があるだろうと、このように考えておりました。

去る4月24日、年度初め早々でございましたが、外部講師を招いて「若手職員の離職を止めるために職場としてどうあるべきなのか―離職を防ぎ、働きがい高める職場づくり―」というタイトルで講演をしていただきました。我々も何点か気づかされる点がありました。

1つは、自分が認められていないということを感じた場合、いずれ職員は離職しますというような厳しいお話もありました。それから、お互いの存在を認め合う、これは承認という言葉で先生はおっしゃっていましたが、部下は上司の存在を認める、それから上司も部下の存在を認める。特に上司としてはどういう心持ちで今取り組んでいるのか、その辺を常に把握し、離職につながる前に取組をしないとイケないと、このような話もいただいたところでございます。

やはり我々として、議員も今言われましたけども、役場に入ると安定した職場で跡取りができてよかったというふうに家族の皆さんおっしゃっていただけます。しかし、ここ数年の動向を見ていますと、終身雇用という制度が崩れつつあるのかなというふうに認識をしております。ここよりも魅力的なところがあればそちらに移り住む、結婚を機にこの町を離れるという職員もいらっしゃいました。

そういう意味では、町全体の魅力アップをして、さらに働きやすい職場、例えば休暇が取りやすいとか、その後のプライベート時間に対する充実とか、そういうところがしっかりできているのかというところも課題になっているのかなと、このように思っております。

また、6月2日に福島県が主導しました魅力ある職場づくりのトップセミナーというのに私は行ってまいりました。ここでも気づきをたくさんいただきました。まず残業を減らすと、そして家族と過ごす時間を大切にするという発想が職場にありますか、子供を産み育てるために休みが取りやすいですか、その方々が休みに入ったときに、それを補う体制はできていますかというような問いかけもありました。この辺は私が初めてこのセミナーに行って感じたところでございます。

議員からもご指摘をいただきましたが、一般的な研修プラスこういう外部講師を招いて、定期的に、働きやすい職場とは何かというものを、我々も含めて研修を重ねていく必要があるものと感じております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 婚姻によって当町から出ていかざるを得ない、それがある意味、職を離することになる。今は婚姻があっても行き先の自治体に雇用を希望すれば、それもかなうという自治体もあるわけです。

ですから、誰が見てもやむを得ないねという一般常識的な、一般的な理解ができる内容なら、これは心配する必要はないんですね。でも、それはもう論外なんですね。この際そういうのはもう別にして、そうではない特異な辞め方について、やっぱり当事者としてしっかりそれを受け止めましょうということになるんだろうと思うんです。

それで、今お話がありましたけれども、簡単ではないのかもしれないけど、やはり職員の数を増やせば育休も取れるし産休も取れるし、あるいは先ほどやる予定はありませんと言ったけど、県や国からの調査物や報告物がいっぱい来ます。これ専属の職員をつくれば難なくできますよ。1回で済みます。1回で済ませて、じゃ、この仕事、この業務が通常業務の、本来の通常業務のどのくらいの割合になっているのか。これってちょっと異常じゃないかというところを調べないといけないと思うんです。

調べた上で、国にどうしてもこの調査物は必要なんだろうかと、調査物を、報告を上げるんだけど、上げたやつをフィードバックは、どこでどういうふうに国は返してくれているんですか。ここのところをしないと、やっぱりやっている当事者はやりがいがないと思いますよ、出しっ放しでは。ですから、そこを国に対してしっかりと物を申すという意味では一度きりで

すから、しかも専門に、みんなにそれぞれ自分が関しているのをやるんじゃないくて、専属の人を置けばできないとは思わないんです。私は思わないんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

国や県からの照会業務の把握というおただしでございますが、確かにそうした国や県からの照会業務というのが数多くあるということは私としても認識はしております。また、そうしたものが職員の負担になっているという面も少なからずあるかなと考えております。

ただ、それらを、では件数がどれぐらいあるのかというのを調べるというところにつきましては、先ほどの町長答弁にもございましたが、それを拾い上げるということでも、やはり大きな負担になるというところもありますので、そうした照会件数をカウントするということは考えているところではありません。ただ、そうした国や県からの照会業務ですね、基本的には必要だから行われているというふうには認識しております。

ただ、議員、言われましたように、必要だからといっても、そこまで例えば必要性が高いものではないであるとか、また、ほかのもので代替ができるというような場合もあるかと思いますので、そうした点については、事務改善の要望として国や県に訴えていくということも必要ではないかなというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私は、これまで国関係の補助事業を全会津で推進してきました。あるいは県関係の事業については、南会津郡内の事業で展開してきました。このときに、私が民間レベルでその事業を受けるわけですから、当然スタッフとしては少ない中でやっていかざるを得ない。つまり、もっと簡単に言えば、農業の補助金を受ける場合には、農業者がその事務に関わらざるを得ないという、こういう実態が生まれて、実は、私は東北農政局のほうに実態を申し上げに行きました。実態をお伝えして、ここの、この調査物は、あるいはこの計画書はこんなふうに変えることはできませんかと言ったら、割と早く変えられました。そのことによって農業従事者が事務を半分にすることができたという事例があります。

それは、副町長が言うように、物によって違うと思うので、ここのところはやっぱり件数を調べながら、どういう内容のものだということを、職員を管理する方は把握していたほうが良いと思うんですね。そこのところはあえて再々質問で申し訳ないですが、そういうことがあるということを認識していただけますか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 私の方でも、これまでも様々な機会の中でそうした照会業務が多いという話は聞いておるところであります、さらに引き続きそうしたところも確認しながら、改善できるところは各所属と一体となって改善をしていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは、3点目の質問に移らせていただきますが、きとねができて4年目になるかと思うんですが、これも基本的な認識がどこにあるか、あるいは評価の基準をどこに置くかという、視点が違うと全く違う答弁になるんだと思うんですね。私は、どのくらいの立米数が生産されたかというのは全く求めていないんですよ。それは、その年度、その年度における需要と供給のバランスというものはあるので、それがきとねの存在とどう関係するんですかということを知りたいんですね。つまり、きとねがなくなったら、その数量は、私は産出されるんだと思いますよ。きとねがあることによって変わった事項を私は教えてくださいという話をしているんです。

この前、たしか6月8日だったと思いますが、別件で農林課のほうに伺っていろいろ話をしている中で、現在の就業者数というのはつかんでいますかという話をしたら、それは農林業センサスに書いてありますという話でした。ネームプレートをしていなかったのも名前は分かりませんが、地元の関係者がそれを尋ねに行くときに、農業センサスという言葉が出てくること自体、実態を、いわゆる現場に足をつけている仕事とは思えなかったんですが、ここで分からなければやむを得ないんですけど、今、例えば森林組合に従事する作業員といいますが、労務者がどう推移しているかというのは分かりますか。分かる範囲で。

○山内 政議長 通告にはありませんが、分かればご答弁願います。

農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

今、議員おただしの部分については、資料を持ち合わせていないのでお答えを差し控えさせていただきますが、手元のほうで林業従事者数というものを毎年調査させていただいております。最新の令和6年度になりますが、233というふうに認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 きとねをつくるときに大義としてずっと言われてきた、執行部から言われてきたことが、結局、先ほど私が言いましたけど、町産材の供給、製造、販売、この各セクションを有機的に連携して、連結させて川上から川下へという政策展開をするんですよと、そのための拠点なんですよというふうに言っているんですが、その拠点としての仕事、業務が、

今、果たされていますかということを聞いているんですが、もう一度お答えください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、課題も多いところということでは認識しております。令和3年度におきましてはウッドショックというところがありまして、外国産材が入らなくて町産材の需要が高まったというような機運もあって、その際に、南会津町としては川上から川下のサプライチェーンを構築したというところまではしておりますが、それが今後発展していくというものについては、やはり市場の需要の部分がありまして、なかなか需要が伸びていかないというところもあります。そういった意味では、課題を抱えながらの部分ではありますが、そちらについて対応を今後も展開していきたいと考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ大変失礼な言い方になるかもしれませんが、かみ合わないんですよ。質問と答弁がかみ合わない。

いいですか、林業成長産業化と言っているんですよ。この施設の目的は、林業成長産業化の地域創出なんですよ。つまり産業化を目指していくということは、もちろん前提となる産業をベースにした地域に資材があるかどうか、いわゆる産業化を目指すための素材がそろっているということでしょう。

しかし、その素材をどう扱うという人の問題ですね。人がどのくらいいるか、あるいは今きとねをつくったことによって、つながることによって実は林業労働者が増えている。この林業労働者が、実は製造部門でどのくらい、あるいは販売部門でどのくらい、ここの流れがきちっとできて初めて産業化につながる一つの道筋が見えてくるんだと思うんです。こういうことをやっていきますか。検討していますか。内部で。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

そちらの検討については至っておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 もしやらない理由、できない理由があったら教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

議員のおただしの部分でいきますと、実態を調査するという部分と今後どういった林業の部

分で、こちらを活性化できるかというものについては今後検討させていただきたいというふうに思っているところでございますが、こちらについても町だけでなく関係機関の部分でご指導を仰ぎながら、今後展開してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも補足をして答弁させていただきたいと思います。

きとねの整備、議員から言われている中身で施設整備が行われたものでありますが、その目的としては、やっぱり林業の生産地である拠点としての整備をする、情報発信をするんだ、それから、子供たちに木育という形で地元の特産品に触れてもらう、木を使った場所を提供して、木育の機会を提供する。さらには、研修の場所として林業者が集うような機能も備えていると。

そして、何より地元の木を、そして地元の技術でつくり上げたきとねというものが、木の展示館であるというようなことから、町としての基幹産業である林業振興の礎として、この施設ができた、このように思っております。

議員から今おただしをいただいている内容が我々として十分精査できているのかというところは反省点もございますので、これから担当課において一步踏み込んで調べるように話をしたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これも、私、機会あるごとに話をしていますが、執行部と議会の議員、これは相反する立場ではないんですよ。様々な立場の違いを認め合いながらも、町の発展のために相互にその役割を果たしていくというものがあるんですよ。つまり、簡単に言ってしまうと、何か職員がやっていることの内容にいろいろ詰め寄ったりすると、いじめているというふうにちょっと言われる方もいますけど、全くそうではなくて、お互いに地域住民のために、地域のためによかれと思って、あるいは将来の見通しをつけながら、今抱える問題を足元から整理して、それぞれの役割で果たしていこうというのが議会の仕組みであり、役割なんですね。

ここはお互いに理解をもう一度共有しておきたいと思いますが、要は木育も、あれも大事なことです。これもいろいろ多角的に発展させていくという、だけど肝腎の背骨というものがある。骨太となるもの、これは産業化なんです。林業を産業化として、発展、生成させていくということが目的なんです。この目的のためには何としても人が必要なんです。人が。人を育てていかないと、これが展開はほとんど枠にはまって、枠の中にとどまってしまいます。このところをぜひ理解して、今後の事業展開を見極めていきたいというふうに思います。

最後になりますが、選ばれる町なんですけど、一つお聞きしますが、いろいろと答弁の中に

はありましたけど、最後に聞きたいのは、町長は選ばれるまちづくりを進めるために、議会の議員にどういう役割、あるいはどういう立ち位置を求めるか、もしあればお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今回、私2期目の町政運営に当たって公約を掲げて、今ホームページのほうに載せてございます。5本の柱から掲げておりますが、どうしても行政だけでは知り得ない情報、それが議員さんのほうにはたくさん集まってくるんだろうと思います。選ばれる町を構築していくために、ここを少し動かしたらどうかというような提案はぜひいただきたいし、それから、これまでの議会の中でも先駆的な事例を紹介していただきながら、移住・定住にもっと力を入れるべきだろうというような提案もいただいております。

議員が言われたように行政と議会は車両の両輪だというふうに私は思っておりますので、いろんな提案をまたは提言をいただいて、町としてそれをかみ砕いて生かせる部分は積極的に生かしていきたい。そして、まずこの町に住んでいる人が自信を持って住める町にならずにかならないだろうと思いますし、この町に魅力を感じて住みたいと思える人がいれば、その人たちを受け入れるための条件、さらには情報発信、そういったものを町としてもやっていかなきゃいけない、このように思っております。

そういう意味では、議員さんの広い交友関係または支援者の方からのアドバイス等をいただいて、私としてはこの南会津町が選ばれる町になって、ここに来てよかったと、ここに住んでいてよかったと、そういう町をつくっていきたいと思いますので、今後ともいろんな意味でのご意見をいただければありがたいと、このように思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

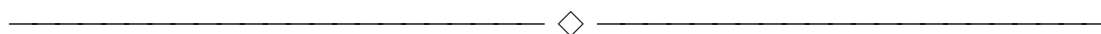
○9番 湯田芳博議員 情報の提供者になることは、ある意味それほど重要ではないというふうに私は思っていて、これだけのメンバーがいるので、この人方のそれぞれ得意な分野というか得意な資質を生かしながら、それぞれまちづくりの計画とか、あるいは今抱える問題について、積極的にやっぱり関わりを持たせていく。つまり、あまり距離が近づき過ぎてはよくないという人がいますけど、もうそんなことを言っているような町の状況じゃないですよ。

そして、議員側で反省しなきゃならないのは、私、昨日もおとといも委員会ありましたが、何か立ち位置が外側にいるような感じがしてならないんです。もっともっと形式を取り払って議員間同士で議論を詰めながら、そして広く、例えばの話ですけども、議員って政治家ですから、行政マンではないんですよ。政治家というのは県や国にしっかりと現状、物を申す。それ

は、理論立てていないかもしれませんよ。行政の方々みたいにそういう能力はないかもしれません。

しかし、そういうところに積極的に行って、今、町はこういう状態なんだと、私たちは今これを非常に大事に扱っているんだけど、国として国の基準に従っていたのでは、私たちはうまく回っていかないので、ここは何とかならないんですかと、こういう話をやっぱり議員側でしていかないと、この町のことを情報提供しながら、情報交換しながらやっていたのでは、いわゆる大本には国の政策があるわけです。国の制度があるわけですよ。そして、それを県が県の特色に応じて、それをつくり出していく。そして町に来る。こういうことを十分考えながら、私は執行部だけじゃなくて議員側にも正念場が来ていると、こう申し上げて一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。



◇ 川 島 進 議員

○山内 政議長 次に、8番、川島進君の登壇を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 議席番号8番、川島進です。

これより一般質問を行います。

質問事項は1点です。

株式会社DMC A i z uが指定管理者となった公の施設のその後についてであります。

令和7年12月の定例会において、株式会社DMC A i z uが公の施設、たかつえスキー場、たかつえカントリークラブ等の指定管理者に指定されました。指定から2か月半が経過し、町民や業者の方々より幾つかの意見や疑問が聞こえてきました。

そこで以下、質問いたします。

1つ目、たかつえスキー場におけるスキーレンタル業者との契約が更新されなかったと聞きますが、真偽は。

2つ目、①が本当であれば、26から27シーズンのオープンまでには時間があり、地元業者優先、地域経済の活性化という観点からも検討の余地はないか。

3つ目、スキーレンタル業者のほかにも多くの業者が物品を納入していたが、それらの業者

との契約更新はどのようにになったか。

4点目、令和8年たかつえカントリークラブの利用料金が値上がりし、プレーヤーの方々から、利用しにくくなったとの声が聞こえてきました。高齢者のプレーヤーが多く、健康増進の場としての位置づけもあり、町としてプレー料金を補助する考えはないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 8番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、株式会社DMC A i z uが指定管理者となった公の施設のその後に関する1点目、たかつえスキー場におけるレンタル業者との契約が更新されなかったと聞くが、真偽はとのおただしでございます。

各スキーレンタル業者に確認したところ、株式会社DMC A i z uより本年4月上旬に自社でスキーレンタル事業を行う旨の電話連絡があり、その後、4月28日付で運営体制の見直し及び施設利用計画の変更を理由に、レンタル用品業務委託契約は締結しないとの通知があったと、このように伺っているところであります。

2点目、今シーズンのオープンまでにまだ時間があり、地元業者優先、地域経済の活性化という観点からも検討の余地はないかとのおただしでございました。

今月1日に株式会社I Sホールディングス本社を訪問し、株式会社DMC A i z uの遠藤社長と面談の機会を得て、スキーレンタル業者の契約継続をお願いいたしました。遠藤社長からは、スキー場経営において安定利益の確保につながるレンタル業務については、自社内にレンタル部門を抱えており、このセクションを通さずレンタル業務を他社にお願いすることはできず、町からの要請であっても応えることはできない。自社内にレンタル部門があるにもかかわらず他社にお願いすることは、背任行為に当たってしまうという回答でありました。

なお、遠藤社長からは、現在レンタル業務に従事している方が当社での就労を希望する場合は大いに歓迎すると、このような話も受けております。

町といたしましても、指定管理者の変更による影響を最小限に抑えるよう対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、スキーレンタル業者のほかにも多くの業者が物品を納入していたが、それらの業者との契約更新はどのようにになったのかとのおただしでございます。

灯油、プロパンガス、クリーニング、特産品、酒類を含む飲料品については、これまで同様、地元業者優先に取引を継続していると伺っているところでございます。

次に４点目、たかつえカントリークラブは高齢者のプレーヤーが多く、健康増進の場としての位置づけもあり、町としてプレー料金を補助する考えはないかとのおたがしでございすが、現在のところプレー料金を補助する考えは持っておりません。

なお、たかつえカントリークラブの料金につきましては、６月１７日よりファンクラブへ加入された方は、平日に限って昨年度までと同額程度でプレーすることができるようになったと伺っているところでございします。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 ８番、川島進君。

○８番 川島 進議員 それでは少し伺いますが、５月２７日に館岩地区で区長会がありました。そこに出席された区長複数名から、私が今申し上げたお話をした地域の活性化云々というような質問、この件に関して出ましたが、どのようにお考えでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 全般的なことについてお話をしたいと思ひます。

今回DMC A i z uが指定管理者として替わって、株式会社みなみあいづから経営を引き継ぐ形で、現場のほうはスキー場とそれからホテル分も合わせて、さらにはゴルフ場のほうも指定管理に４月１日から入っているところでございします。

資金力のある会社でもありますし、宣伝力もすばらしいというふうにお思ひしておりますので、指定管理者が替わることによって、その効果として館岩地域、ひいては南会津町全体の来訪者の増、さらには地域に落ちる経済効果も一定程度あるのではないかというふうに、私は大きく期待しているところでございします。

ただ、一方、今回のように地元業者、会社の経営の在り方というところで、レンタル業者が継続できなかったというのは本当に私も残念でございまして、その話を社長にじかにお願いして、１つは館岩少年自然の家の関係もあるので、そこを継続いただけないかというお話をしました。もう一つは、いきなりではなくて１年なり２年なりの激変緩和期間を置いていただけないかという提案も申し上げました。残念ながらこの２つについては、自社にレンタル業務を抱えている関係で、利益を他の事業者に委ねることはできないというようなことから、町長のお願ひであっても、そこは首を振るわけにはいかないというふうに言われてまいりました。

そして、私のほうでお話ししたのは、そこに従事されている方の雇用の在り方、この点について、ご本人が希望される場合、DMCとして雇用の確保をお願いしたいというところは申し

上げたところ、大いにそれは歓迎しますので来ていただきたいというようなことでございます。

今、議員言われましたように、地域の活性化という意味では、今までの取引を守るというのは非常に重要な視点だと私は思います。一方、スキー場経営というリスクを抱える会社としての判断、これも言われてみるとそういう判断もあるのかなというふうに思ったところございまして、町としては影響を受ける皆さんについてどんな対策ができるのか、緩和できるのか、これについてはしっかり寄り添って考えていく必要があると、このように思っているところでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 理解しました。

これは私も地域の住民、それから当事者であるレンタル業者様等よりの話を伺い、大体答えは想像しておったんですが、これから長い年月ありますので、株式会社DMCさんもみなみあいづさんとは違った大きな、猪苗代、若松方面において様々なホテル、それからスキー場、ゴルフ場等の経営、そのノウハウを基にお手を挙げられたかというふうに思っております。

相手方の気持ちも十分理解できますし、ただ、地元ということで、その1点だけを盾に突っ張れば、これは双方うまくいかないわけで、あと長い期間、今、町長の答弁にもありましたが、そういったところ、これから幾らかでもいい方向に向かうことを願って、この件に関しては了解ということにします。

それから、今度はスキーレンタルのほかにも多くの業者が、ホテル、スキー場、ゴルフ場等に納品をされている。これは灯油、プロパンガス、クリーニング等々種類を含むものについては、これまで同様、地元業者優先ということで落ち着いたということで、いいことだと思います。

最後に、今度はたかつえカントリークラブの料金について、ちょっとお話をしたいんですが、答弁にもありますが、6月17日より平日に限り云々という回答ですが、私もホームページを見ました。2人、3人、4人組のプレーヤーに関しては基本3,200円、それに昼食代1,300円、これを足すと4,500円になります。

あと、コース乗り入れという料金がありまして、昨年までは330円だったのが今年は400円。その400円を足せば4,900円、ほぼ前年と同じプレー料金であります。これが6月17からとなっていて、今シーズン続くのか来シーズンまでずっといくのか、それとも途中でこのスタイルが変わるのか、これは分からないですけども、そのようなことも出ていました。ただ、週末、土日祝日の料金に関しては、ちょっと前年よりも1,500円ほど上がっているかなと。その辺も、

平日ばかりでなく、ちょっと見直していただければ、大きなコンペ等に出ても前年とほぼ変わらないような料金でプレーができるだろうというふうに理解はしました。

ただ、昨年の友の会というのがありまして、具体的にちょっとお話ししますと、男性会員が年会費5,000円、女性が3,000円、それから法人会員が5,000円、あとファミリー会員というものもあるんですけど、例えば家族4人まで、それが8,000円というようなことで、こういうスタンプカード、30個押印されるカードがあるんですが、それに来場すれば押してもらえるわけですね、1個ずつ。特に金曜日は2個押していただけるので、すると金曜日だけ狙ってプレーをされていた方も何名かちょっと知っております。15回行って30回になる。その特典は何だというと5回行ったら500円、プレー代から引きますよ、10回で1,000円ですよ、15回でまた500円引きます、20回行ったら町の地域振興券が5,000円配られます。そして25回でまた1,000円引かれる。最後、30回になると振興券が1万5,000円分頂けるわけです。結果2万3,000円というのが特典になっている。みんなそれを、わいわい、わあわあ、俺、何回行ったどうのこうの、いや30回には足りなかったというような会話をしつつ、プレーを楽しんでいました。

ところが、今年はファンクラブという、これは会費がございません。だから会費ないからファンクラブも何もただ名称であって、プレーヤーそのものが全てファンクラブ会員に加入するというふうな仕組みだと思います。

若干違う点、昨年まではシルバープレーヤーと女性に優しい料金設定となっておりました。当然友の会の会費も、今申し上げたように男性5,000円に対して女性は3,000円と2,000円安いのですし、あとはレディース割引というのが、男性のプレーヤーよりも平日400円、土日祝日で600円安いと。それから、毎週火曜日は友の会に加入しているシニアとレディースデーということで、そういう割引特典もありました。毎週水曜日は完全セルフデーというようなことで、これはバッグの積み下ろしからお昼もなし、自分で全部やらなくちゃいけないんですけど、そういった特典もあったという、様々具体的な数字を申し上げましたが、若干でも6月17日から平日のプレー料金がほぼ前年並みになったということは一つの進歩かとは思いますが。

この件についての答弁は、別にこれで結構です。これは私のあくまでも要望ということなので、我々プレーヤーも、プレーというかゴルフを趣味とする立場から、少しでもたかつえカントリークラブを利用して活性化につながればと思います。

〔「お答えさせてください」と言う者あり〕

○山内 政議長 質問はいいの。

○8番 川島 進議員 はい。

○山内 政議長 それでいいの、質問ね。

町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

指定管理者が替わって、今、川島議員が言われていたのは、旧みなみあいづの営業努力だというふうに思います。地元のお客さんを獲得して売上げを伸ばしていこうという取組の一例かと思えます。

指定管理者が替わって、今度は磐梯カントリークラブも経営されているDMC A i z uでございますので、そちらとのタイアップした運営なんかも考えていらっしゃるようですし、地元での顧客獲得はもちろんでございますが、よその地域から夏場の涼しい標高の高いところにあるゴルフ場の優位を生かして来訪者を増やしたいというような会社としての考え方があって、独自の戦略を取られているということでございますので、私としてはDMCの持っているノウハウ、宣伝力、それが今後のたかつえカントリークラブの来訪者の増につながることを期待しているところでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

これで私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、8番、川島進君の一般質問を終わります。

午前11時20分より早く質疑終了しましたので、15番、渡部訓正議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますがいかがでしょうか。

○15番 渡部訓正議員 お願いします。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

————— ◇ —————

◇ 渡 部 訓 正 議 員

○山内 政議長 15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。

これから通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

質問事項は4点ということで考えてございます。

まず1点の、憩の家の食堂再開と管理運営は。

①今月中旬、憩の家食堂、恋路茶屋オープンのチラシが入りました。憩の家の食堂はバス路線の廃止と同時に廃止となりました。滝原区では、食堂は残してほしいと要望しましたが、実現はしませんでした。今回、食堂の再開実施となった理由をお聞かせください。

②今後、憩の家の管理運営はどのように考えているか。

③会津高原駅は無人化になり、トイレの管理は会津鉄道が委託で管理していくとのことですが、会津高原駅、憩の家など施設全体の運営はどのように考えているか。

④憩の家には、食堂廃止後、トイレ清掃・環境整備（委託費）として町から（株）みなみあいづに支払われていると聞きました。食堂再開に併せ、会津高原駅も含め、駅周辺への観光客を引き寄せる手だてを考えているか。

次、質問事項2番、山村道場の管理運営は。

①運営方針などについて指定管理者から説明はされているか。

②山村道場の施設周辺には、文化財や古民家、建築物など各種の施設があります。文化財など貴重なものもあると思いますが、それら施設との調整、連携は図れているか。

③地元古今区に対する施設運営方針の説明や事業内容の説明はされているか。

3番、指定管理施設の管理運営は。

①指定管理者に選定された事業者に対し、管理運営状況について定期的に報告は受けているか。

②管理運営状況の報告を受けて、指定管理者への指導はどのように行っているか。

4番、林業の活性化を。住宅用材として植栽してきた杉やアカマツなどは、建築用材の利用は少なくなっています。また、燃料用チップへの活用では、材価は安価で採算が取れない現場もあると聞いています。しかし、これまで手間をかけてきた森林の活用は大切です。

①林業の活性化に向けて行ってきた事業の成果は。

②持続可能な森林整備を行っていくための今後の方針は。

以上、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、憩の家の食堂再開と管理運営はに関する1点目、食堂が再開された理由はとのおただしでございますが、施設を管理しております株式会社みなみあいづから、落ち込んでいる利

利用者の回復を図り、施設の収益を上げるため、自主事業として再開したいとの協議があったことから、それを承認し再開に至ったところであります。

次に、２点目、今後の管理運営はどのように考えているかと３点目の会津高原尾瀬口駅、憩の家など、施設全体の運営はどのように考えているかとのおただしでございますが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

これまで同様、会津高原憩の家につきましては、指定管理者である株式会社みなみあいづが管理運営に関する協定書及び年度協定書に基づいた管理を行い、会津高原尾瀬口駅につきましては、駅員の配置はなくなりましたが、駅舎及び駅舎前にあるトイレを含め、これまでどおり会津鉄道株式会社において管理運営が行われるとの報告をいただいているところであります。

町といたしましては、両社が連携し、施設を利用する方々が不便なく利用できる施設となるよう期待しているところであります。

次に、４点目、食堂再開に併せ、会津高原尾瀬口駅も含め、駅周辺への観光客を引き寄せる手だてを考えているかとのおただしでございますが、東武鉄道株式会社では、東武トップツアーズ株式会社との共同企画として、今シーズン尾瀬夜行23：45が会津高原尾瀬口で運行されており、また、昨シーズンの企画ではありますが、スキー夜行列車スノーパル23：45として、会津高原尾瀬口駅発着で運行されております。このような企画列車の運行は、憩の家の運営にもプラスに働くことから、町としても列車運行事業者に継続した運行を要請していきたいと考えております。

一方、道路交通の面では、憩の家が国道352号を走る自動車のトイレ休憩を含めた立ち寄り先として優位な位置にありますので、食事の提供や特産品の販売に効果があるものと思料しております。

指定管理者である株式会社みなみあいづと連携し、来訪者の獲得に向けたPRに努めていきたいと考えております。また、これまでと同様に龍神の滝や荒海山など、周辺の地域資源を広く紹介してまいりたいと考えております。さらに、憩の家や駅前広場を活用した催事等について、指定管理者や地元行政区から提案があれば、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、山村道場の管理運営はに関する１点目、運営方針などについて指定管理者から説明はされているかとのおただしでございますが、公の施設の指定管理者指定申請の際に、運営方針を定めた事業計画書を提出いただいております。その中では、会津山村道場の施設を最大限に活用しながら、町民はもとより県内外からも多くの方に訪れていただけるような企画で収益を

上げ、自立した施設運営を目指すとうたわれております。

具体的な取組の一つといたしましては、旧農業伝習施設として使用されていた森の体験館を昭和ノスタルジア館としてリニューアルし、昔懐かしい空間づくりを行っているところであります。現在は7月4日のリニューアルオープンに向け、宿泊棟の改修や体験プログラムの企画を進めているとの報告を受けております。

次に、2点目、山村道場の周辺施設との調整、連携は図られているかとのおたしですが、先ほど答弁いたしました昭和ノスタルジア館につきましては、隣接する奥会津博物館にある歴史的な古民具や、かやぶき屋根の古民家などと連携することで、時代をテーマにPRできることから、両施設間を周遊する共通チケットの開発に取り組んでいるとの報告を受けております。

このような連携を契機に、様々な事業が展開されていくことが期待されます。町といたしましても、施設の魅力向上や来訪者の増加につながる指定管理者の取組をバックアップするなど、連携してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、地元古今区への施設運営方針や事業内容の説明はされているかとのおたしですが、指定管理者からは、現在、7月4日のリニューアルオープンに向け、施設の改修や体験プログラムの企画を行っている最中であることから、リニューアルオープン後に区長をはじめ地区の皆さんと懇談の場を設けたいとの報告を受けているところであります。

次に、指定管理施設の管理運営はに関する1点目、指定管理者に選定された事業者から、管理運営事業について定期的に報告は受けているかと、2点目の管理運営状況の報告を受けて、指定管理者への指導はどのように行われているかとのおたしですが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

町では、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者が管理する公の施設について、その管理業務の実施状況や利用状況等に関する事業報告書を毎年度終了後に町長に提出するよう義務づけており、各施設の所管課がこの年次報告によって管理運営状況を確認しているところであります。

また、町と締結している管理運営協定書の内容が適切に履行されていない場合には、当該施設の所管課において協定内容に基づいた適正な管理が行われるよう、ヒアリングや現地指導などを行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、林業の活性化に関する1点目、林業の活性化に向けた事業の成果はとのおたしですが、町では林業の振興を図るため、平成29年度より新たに従業員を雇用した林業事業

体に対し補助金を交付するなど、林業の担い手確保に努めてきたところであります。

また、令和4年度からは、間伐を実施する場合に、搬出材積と作業道の作設距離に応じて補助金を交付する搬出間伐促進事業や、安全ヘルメット等の安全装備品の購入を支援する労働安全衛生推進事業のほか、高性能林業機械等レンタル事業、再造林支援事業など、林業事業体の経費削減と事業拡大を支援するための施策を展開してきたことにより、素材生産量の増加につながっております。

さらに、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーションきとねの施設においては、地元の木を使って地元の業者で施工し、創意工夫を施した施設として、福島県建築文化賞を受賞するなどの表彰の栄を浴することができ、木の町・みなみあいづのPRにつながっております。

今後も林業の拠点として、きとねを活用した様々なイベントや安全講習会など、林業の活性化を目指した事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目、持続可能な森林整備を行っていくための今後の方針はとのおただしでございますが、町では、これまでの取組を継続しながら、森林整備を担う事業体と連携し、事業を進めていくことが重要だと考えております。

現状の課題といたしましては、森林所有者が不明のため伐採の許可を得ることができないということや、伐採が可能であった森林があったとしても、その後の植林に係る経費、下刈りなど保育に係る経費が負担となるため、再造林が進まない点だというふうに認識をしております。

町といたしましても、関係機関と連携を図り、課題解決に向けた取組や再造林に向けた補助事業の展開により、持続可能な森林の造成を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 順次再質問させていただきます。

まず、憩の家の食堂再開ということで、今回、株式会社みなみあいづが滝原区民も要望していた恋路茶屋食堂を再開するとチラシを発行し、6月13日から再開しました。食堂再開は滝原区民も望んでいたことで、6月13日当日は大変にぎわっていました。

これを続けるためには様々な創意工夫が必要だと思います。町に経過を聞いたところ、先ほどの答弁よりももう少し踏み込んだ答弁で、株式会社みなみあいづから食堂再開の件は町には協議がなく、独自に対応されたのではないかと。再開の経費も会社が独自に負担しているのではな

いかと。現在、株式会社みなみあいづの社員が多く再開する食堂に配置できると言っていたと説明を受けました。町は、会社が独自にやるんだから何も手だてしなくともというふうにも、ちょっと話の中で話されていたというふうに認識をしています。だから、町としては株式会社みなみあいづには100%出資しているわけですから、やはりそのような姿勢で本当にいかななものかなというふうに私は考えます。

会社が赤字になれば、町、町民にも覆いかぶさってきます。今回の食堂再開に当たって、町は会社に対し一緒になって将来性を見据えながら運営していくことを検討し、経費倒れというふうにならないよう、健全な運営をすべきではないかなというふうに私は考えますが、町の考えはどうですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

一部内容を確認しながらお答えさせていただきたいと思うんですが、まずは町に協議がなかったというようなご発言がございましたが、事前協議はございました。先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、町のほうにも5月20日に正式な協議書が提出されてございます。その内容につきましては、先ほど町長が答弁したとおりの内容となっておりまして、新たな収入を確保する事業をやりたいというようなことで事前協議を受けて、それを町は承諾したと、承認したというものでございます。

あと、議員のご質問の中で、赤字が出たら町はもう少し対応すべきではないかというようなご質問もあったかと思うんですが、我々はあくまで昨年度、町有観光施設の方針を出させていただきました。その方針に基づいて指定管理の募集を行って、決定してございます。さらには、年度協定、基本協定等も結びながら、ある程度約束事も交わしながら現状にあるという経過をまずはご理解いただいた上で、町有観光施設の方針の中でも現状維持をしながら、指定管理料は現状を維持するというような文言をうたっているわけでございます。

議員のご質問からは、赤字が出たらそういったものを含めて支援してはというようなご質問だったかと思うんですが、町は前もってお示しさせていただいた町有観光施設の方針に基づいて、今後支援していくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私のほうも、つまり最終的、結果的に、今ほど言ったように、株式会社みなみあいづがちゃんと運営をするように事業計画を出してきたから、その内容について

はちゃんと町としてチェックをしながら、そして、やっぱり本当に大丈夫なのかどうかということで、そういう話し合いもしながらやっていくべきではないかという、決してその今の部分、言ったような形は、こういうふうにそちらの当局サイドというか、担当サイドで言ったのではないですかという意味じゃないです。

今の課長から発言あった内容そのものだけをいえば、そういうこと、そういうふうに町が100%出資をしている中で、やっぱり本当に大丈夫なのかどうかということで、ちゃんと協議をしながら進めるべきではないかという意味で、そこに話をしたところでございますので、その点をご理解ください。

○山内 政議長 質問は。

〔「答弁漏れ」と言う者あり〕

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 では、お答えいたしますが、後ほどのご質問にも関連するかと思いますが、そういった面では行政といたしまして、節目節目での経営管理、経営状況の把握、収支状況の把握等を行っておりますので、そういったものを設けながら行政として支援できるところ、指導できるところはそういった機会を設けながら、今後、続けていきたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私もそういう認識です。株式会社みなみあいつがやるんだからどうぞだけじゃなくて、本当にその計画がどうなのかということでちゃんと見ていかないと、赤字になってからでは遅いでしょうという意味で申し上げますので、ご理解を願いたいと思います。

あと、じゃ、次に移らせてもらいます。

恋路茶屋というのは、今言っている憩の家の中のところですが、恋路茶屋を出て国道に向かう途中に恋路橋があります。その欄干に赤い糸が結びつけられたりしています。赤い糸は恋路茶屋でも販売されており、今でも観光客の方が結びつけて帰っていくのを私も確認しました。これは一例ですけど、赤い糸の伝説をキャッチフレーズとして、さっきここにちょっと観光、当局サイドのほうの町長答弁の中で、そういうのも観光PRはやっていくんだよというふうにして、それを私も再確認の意味で申し上げているんですが、そんな大きな件数ではありませんけど、やっぱりそういったものを、赤い糸の伝説なんかをキャッチフレーズにしたり、そうい

うのを観光に結びつけていくのはどうでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員同様に我々も現地のほうに何度か行きながら、その赤い糸が売店のほうで販売されている、さらには今年度も雪が解けてから、何度かあの辺周辺を散策しながら、いろんなものを見てきてございます。その中では、率直な感想を申し上げますと、現段階では赤い糸は増えていないなというふうに感じているところでございます。橋も大分傷んでおりますし、結ばれた糸も大分色あせたものがあって、最近はあまりそういった使い方がされていないのかなというふうな思いを持ったところでございます。

ただし、議員のおっしゃられるとおり、憩の家もそういったものをSNSでの発信は行っております。町といたしましても、そういう潜在的ないいものがあるというふうに承知しておりますので、何らかの機会にそういった情報発信は、町としても支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そういった観光PRの一環として、これ以外も八総鉾山なんかは大きな、鉾山資源というので、写真なんかも大分珍しくなって、撮りに入る方もいるやに聞いておりますので、ぜひ少しでも観光PRにつなげていただければいいなというふうに思います。これはそちらで言っている答弁も入っておりますので、特に答弁まで必要としません。

じゃ、次に山村道場の管理運営に入ります。

昨年、山村道場の在り方調査の中間報告と思いますが、廃止にするとの結果に愕然とした記憶があります。今年4月から株式会社電脳が指定管理を受けて、施設整備に取り組んでいると聞いて期待をしています。しかし、従業員から様々な声が聞こえてきたことから、会社に事情を聞きました。健全な運営を望み、町からも指導が必要と考えますが、どうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 具体的にどんなことをおっしゃりたいのか分からないので、ちょっとかみ砕いて説明してもらってよろしいですか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 実は私も行って聞いたら、最初ちょっと相談があったのは5月、6月の勤務で5月はほぼ15日間くらいの、パートですけど、一応日数が計画されていたんですが、

6月になってからそれが1日とか2日くらいの形まで減らされて、それではもうこんなパートでもやっていけないということで実際辞めた方もおるようです。

やはりそういうふうに、これから代表の室井さんと私も話をして、そして、今後、業務量は増えてくるから業務状況を見ながら対応していくということで、一応代表の室井さんからはお話を伺いましたが、やっぱりそれだけ大幅にもう日数が減ってくると、何かあそこに、じゃ、一つも人がいなくてもいいのかといえれば分かります、体育館のところに人の、1名を配置したり、あとは昭和ノスタルジア館ということで昭和レトロな形を今一生懸命つくって、そして、観光誘客に結びつけるんだというような話がありましたけど、その前段にそこで働いている人がやっぱりいなければ、じゃ、仕事が全くないのかというと、そうではないというふうに私も聞いてきましたので、ぜひそういうところを、やっぱり町も状況を聞いて、そして仕事は必要なわけですから、人員は、だからそういうので対応していただけるようにできないものかということでございます。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

今ほどおたしあった内容については、町のほうでも把握してございます。準備に向けていろいろやり取りをする中で、我々も新しい管理者が新たなイメージを持って施設をリニューアルオープンするということで、なるべく足を運んでいろんなやり取りをさせていただいております。

その中で、今ほどおたしいただいた雇用の問題、それについても情報のほうは共有させていただいているところでございます。議員おたしのとおり、7月のリニューアルオープンに向けまして現在いわゆる準備期、閑散期でございます。したがって、その時期に実働に見合ったシフトでやりたいという提案をしたところ、これではとてもとても仕事を続けられないということで、数名の方が退職されたというような話も伺っているところでございます。

現状は把握してございますが、それについて町が何か指導をする、何か町として行っていくということは現段階では考えておりませんので、そういった雇用の状況は今後もリニューアルオープンに向けながら、把握していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私の方からも、加えてご説明させていただきたいと思います。

パートさんの取扱いについて変更があるという話は、代表から私の方にも届いております。

た。一つは、株式会社みなみあいづがやっていたやり方をこのまま継承していけば、経費倒れになってしまうというような会社としての経営判断から、必要なときに必要なパートの組み込みをしたいという説明をされて、従業員の方に説明をしたと。

しかしながら、今、商工観光課長から答弁がありましたように、何人の方からはそれでは支障があるので、会社を退きますというような話になったということでございます。特に夜間の宿直業務、これについては非常に無駄があるというふうに代表の方は捉えておりまして、その部分のシフトの変更を具体的にお話しされたということでございます。

ある意味、今後も会社が山村道場という施設を今後とも持続可能に経営していくために、一つの経営判断として下された中身かなというふうに思っておりますので、地元の雇用を守るというのは非常に重要な視点ではございますが、指定管理者の経営という視点も我々は理解しなくてはならないのかなと、このように感じているところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今、町長なり担当課長が話をした中身で、仕事がないとすれば、それはしょうがないと思いますよ。無駄な人を使うわけには、ボランティアではないわけですから、ただ、実際、多分これからあそこは野外オートキャンプ場もありまして、施設もそれぞれ独立に建っていますから、そこを周遊するだけの刈払いだって、現実的にはほとんど毎日のようにやっぱり必要なものというのがあるんだと思います。

それで、先ほどの代表の方の話でも、今後、業務量は間違いなく増えてきますと、だから、業務状況を見ながらちゃんと対応をしていきたいというふうに会社の代表者の室井さんは言っていますので、そのところは必要な対応をぜひ取っていただきたいというふうに私はお願いしてきましたが、町のほうは、それはそちらで考えてもらうものだからという形じゃなく、ぜひそういう地元の、あその地区は古今地区ですけど、やっぱりそこから関東方面まで働きに行かざるを得ないのか、それとも、そこで働ければ大分、決してなあなあでやれという意味で私もこうやって申し上げているんじゃないんです。やっぱりそういった必要な労力についてはぜひ対応していただきたいというふうな話は、最低、町としても必要ではないかというふうに私は考えますので、そのところは誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

議会という公式の場で発言されたということでございますので、そういう経過があったということは私からも代表のほうにお伝えしたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 あと、次にこれは一つの施設関係、レトロ館の関係にいろいろ、これから昭和ノスタルジア館でそういうもの、何か内部のほうに品物を持ち込む、私もそれを見せてもらってまいりました。その中で、例えばそれら建物は公共施設ですよ。その公共施設に目的外のものを持ち込むということは、施設の管理上、問題は何もないでしょうか。既に持ち込んでいて、そして確かに昭和館の伝習農場跡ということで、ほとんど昭和時代の建物自体というのはそういうものだと思うんですが、それは問題ありませんか。そういうのを民間の事業者の方がそこに物を入れるというのはどうなんでしょうか。

私もこれ、何でそういう言い方をしているのかというと、公共施設に目的外のものを持ち込むことは、施設の管理上または法令により禁止または制限されているというふうに書いてあったものですから、こういうようなところのチェックは多分されているなと思ったんですが、やっぱり聞いて確認したほうがいいのではないかというふうに思いまして、一応、今、聞いています。どうでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

結論から申し上げますと、目的外という判断はしてございません。目的に沿っているか、沿っていないかというところまでの厳格なルールがある施設ではございませんので、例えば前管理者ですと、そういった施設に木工関係の機材を搬入しながら、木工関係の事業も行ったという前例もございます。今回の取組につきましても、先ほど申し上げましたとおり、そこまでの厳格なルールはございませんので、あの施設を使用するに当たって一つの自主事業、活用の事業ということで我々は事前協議を行った上で、それを承認しているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私も自信を持って言っているわけではないです。ただ、後になって、やっぱりこれ問題じゃないですかというふうに指摘をされてからでは、逆に後手に回るわけですから、これオープンというのが7月4日で、私は実はそれに出られないということで、お断りの関係で、あそこの山村道場に行かせてもらったんですが、やっぱりちゃんといいものに頑張っているというような業者さんですから、私もぜひうまくいっていただきたいんですよ。

そして、地元のほうも大分期待しています。人が入ってくれば地元もちょっとは違うんじゃないかというような形で、それは地元のほうからすれば、やっぱり近場に仕事ができるの

ではないかというようなこともあって、そういう話を私は受けて言っているつもりでございますので、ぜひそんな形で問題ないように、あの建物の中に入れているというのは本当に昭和レトロ、ノスタルジアとか何とかという形だというふうには理解していますので、ぜひそのところはちゃんと確認をするべきではないかというふうに思いますが、どうですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員がおっしゃられる、ご懸念されていることはごもっともだなというふうに思いながら、我々も同じ認識を持っているところでございます。

そういったせっかくないい取組をされている、リニューアルに向けて新たなイメージ、価値を出しながら新しいお客さんと呼び込むというような思いでやっていらっしゃいますので、そういったもの、後で誤解が生まれるような取組は、行政としてもしっかりチェックしていきたいというふうに思っております。

議員おっしゃられるとおり、議員からも応援していますというようなご発言をいただきましたが、民友、民報さんにも昭和の取組を大きく新聞でも報道してもらったところでございます。非常に注目の高い取組でございますので、なお一層、周囲からそういった心配事項とか誤解がないように、行政としてもしっかりチェックをしながら、応援、支援していければと思っております。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 忘れていました。今日、新聞朝刊に、会津版のところに大きく、会津山村道場のPRというか、本当にPRだなという新聞報道が載っていましたので、それ本当は一番最初に出そうと思っていたんですが、すみません、そんな形で考えているということでご理解をお願いしたいと思います。

じゃ、次に林業の活性化について、先ほど私の前に一般質問された方もいますけど、戦後、造林を進めてきたほとんどの森林は、今、標準伐期齢を超えています。これ以上伐採しないで放置すれば、杉のトビグサレ病など材としての利用はできない森林が増えてくるのではないかと。そうすると、当然収入にもならない状況で、もう山に手をつけられない、やっぱり荒れた状態になってくるのではないかと。

このため、先ほどの答弁の中でもあったんですが、林道や作業道、まとまったところについては補助事業があるんだと、やっぱりそういった、私も今回、林道や作業道沿線に造林がされ

ている人工林を対象として調査して、そして作業道とか林道が、今、利用がされませんから、当然道路もそんないい状態ではないんですよ。そうすると、材を運び出そうと思っても、そういった作業道、林道の修繕をやらないと材も運び出せない。

やっぱりそういうのをここに、答弁にもありましたように修繕の補助を出しながらやるというようなことですので、ぜひそういうのを、1つの地区単位にどのくらいの造林があるのか、確かに、今、個人ごとに聞いても、山に行ったことない人の世代になってきているんです。そうすると、その山の活用というのが本当にできなくなっていると。だから、当然搬出量も間違いなく減ってきちゃうんですね。

ただ、そういうのを何とか、確かに所有者が分からないといっても、今だったらある程度まとまって、そして年配の人に話を聞いたり、そういった対象森林の把握と、あと、事業ができる点もあるのではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 答えいたします。

そちらの取組につきましては、環境譲与税を活用させていただきまして、森林経営管理制度の下で意向調査というものを南郷地区と田島地区のほうで実施しております。その際には、所有者の方についてはある程度の所有している人工林の位置でありますとか、地図と所有者の地番を羅列したものを提示させていただきまして、今後の意向を調査させていただくということを実施しております。

今回、令和8年度の取組として、そちらについてはある程度調査がまとまってきたので、それを図示化させていただきまして、見える化をしていきたいと考えておりまして、その上で集約化が図れるかどうかという検討をさせていただくというふうにしております。

いずれにしても、素材生産業者さんの部分の経費がかかるという話であれば、これまで町長答弁のように各種事業を用いて素材生産業の足腰を強くすると同時に、そういった所有者の意向の部分も調査をして複合的に展開をしていくことによって伐採が進むものと考えておりますので、その取組については引き続き継続して実施してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 本当に林業関係というのは、私も山を若干持っていますが、なかなか自分の山が、もう今大体10年以上現場に行っていないです。そうすると、どこが境界だかなんていうのも分からなくなっちゃって、それがすごく、今、大きなネックになっているのではないかと。やっぱりぜひそういうのを分かる方、役場の皆さんとかそういうのも一生懸命にな

って地域に入ってもらって、そして、そういった境界線の確認をして、そしてまとまって、もうどうしてもチップ材というか、ざっくばらんに言ってなかなか製材としては、今これだけ手入れしてこないと、本当にそういった木が利用できないというような形になっていますので、ぜひそういった事業を1か所でも2か所でもやって、そしてそれを所有者に実際に金を返していくということで、それによって、ああ、いいんじゃないかと、じゃ、俺らだって山を持っているんだと、そういうところをやるべきじゃないかというような声につなげられるように、なかなか本当に大変かと思うんですが、林業自体、ぜひそのところを頑張っていたきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、そちらについては町としても努力していきたいと考えております。また、国のほうでは、共有林の取扱いというものについて、要は全員の承諾が要するというふうにならないと伐採ができないというふうになっているんですけども、現在やはり不在者がいるというものについては、共有者区画地森林制度というものが本年4月1日から施行になったというふうになっております。この事業についても、ある程度制度の熟知をさせていただきまして、南会津町においても共有林が多いところがございますので、そういったもので何とか打開をできる手だてがあるのであれば、そちらの運用も考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 林業関係については、本当になかなか、今、山自体、今ここにおられる年代の方で自分の山がここだなというような気まではあっても、ここだというふうに言えるようなところがもう少なくなっているんですよ。だから、それが全く今度は、もう少し進んで、山を歩かなくなって全く分かりませんではどうしようもありませんから、ぜひそういうところを頑張ってくださいをお願いしまして、私の一般質問については終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時10分とします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 楠 正 次 議員

○山内 政議長 12番、楠正次君の登壇を許します。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 登壇順序4番、議席番号12、楠でございます。通告に従い、一般質問を行います。

たかつえスキー場は、1970年代、旧館岩村に村営スキー場として、地域の観光振興と出稼ぎ対策の一つとして開設されました。その後、東武鉄道グループが参入し、リゾートホテル建設及びペンションビレッジ造成工事などを行い、一大リゾート地として発展しました。

令和8年シーズンは、株式会社DMC A i z uが指定管理者として運営します。これまで約45年の長きにわたり冬期雇用場として重要で、地域経済を支えてきた施設であります。

①として、さいたま市立館岩少年自然の家は、25年前に施設名称が変わりましたが、25年前までは旧大宮市立館岩少年自然の家として、冬の自然教育、体験学習の場としてスキー教室が実施されています。スキー教室の指導員は、冬の収入の場として貴重であります。新たな指定管理者が運営するスキー場とさいたま少年自然の家の関係及びスキー指導者の今後はどうなりますか。

②1990年代のバブル崩壊後、会津高原リゾート株式会社は町出資の第三セクターに再編されました。その後も少雪による危機を乗り越え、資産の買取りで東武鉄道の債務解消など、町は大きく関わり現在に至っています。DMC A i z uに運営していただくことによる展望及び期待することは。

③として、たかつえスキー場は関連施設も多く、各施設には浄化槽があり、3,250人槽という大規模浄化槽もあります。施設建設時期より経年劣化が進み、不安の声が聞こえます。

南会津環境整備協業組合が、令和7年度第2回浄化槽設置保守管理修繕に関する技術研修会を本年3月13日に実施しております。その中で、検証結果に対し、問題点が指摘された施設及

び検証結果をお尋ねします。

④として、施設所有者の町として大規模修繕の考えをお聞かせください。

⑤としては、大規模の汚水処理施設（3,250人槽）の修繕は大きな予算が必要と思いますが、修繕費用の積算はされていますか。

⑥修繕、新設など、今後想定される事業計画をお尋ねします。

質問事項の2に移ります。町職員の早期退職の現状と課題についてお尋ねします。

令和7年度は、例年になく多くの自主退職者がありました。近年は、若手から中堅職員の自発的自主退職が増加傾向にあると聞きます。また、住民ニーズの多様化に対する対応が心身ともに疲弊することも一つの要因と言われています。

①として、令和7年度末の自主退職者は15名と広報紙に記載されていましたが、7年度途中の退職者を含めると合計では何名になりますか。

②定期的な異動により、専門性が身につけにくいことなどが不安という声はありますか。

③昇進による責任の重さに対する不安の声もあると聞きますが、不安払拭のアドバイス等がありますか。

④自主退職者が多く、町政運営を心配し、聞き取りをしたところ、昇進を望まないケースがあると聞きましたが、こういったケースに対する対応をお聞きます。

⑤として、職員一人一人の性格、長所、短所などを把握して、思考、感情、行動を客観的に見える化することが重要で、対人関係の改善や個々人の成長につなげることができると、経営教育代表の菊地様から、5月に本町においてになったときに聞かせていただきました。こういったことに取り組む考えはありますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 12番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、会津高原たかつえスキー場に関する1点目、指定管理者が変更されて、スキー教室の指導員等、今後の行方はとのおただしでございますが、これまでスキー教室の指導員については、さいたま市立館岩少年自然の家が募集を行い、人員の確保を行っておりました。

しかしながら、スキー教室の指導員に指導資格が必要となったことから、さいたま市がたかつえスキースクールに指導員の募集や人員の配置などを請け負っていただけないか要請を行ったところ、昨年度中に協議が調ったと伺っております。

このことから、スキー教室につきましては、指定管理者の変更による直接的な影響はないも

のと理解をしております。

次に、2点目、指定管理者が株式会社DMC A i z uに変更されたことによる今後の展望及び期待することはとのおただしでございますが、指定管理者公募の際、DMC A i z uからは、グリーンシーズンの受入れ拡大、無料送迎バスの運行による北関東方面からのアクセス強化、インバウンド誘客の推進、アストリアホテルのリノベーション、町財政負担の軽減といった様々な事業構想が提案されております。

町といたしましては、民間の経営ノウハウを最大限に生かし、サービスの向上及び町財政負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に貢献する経営を期待しているところでございます。

次に、3点目、南会津環境整備協業組合からの検証結果で問題が指摘された各施設名及び検証結果はと4点目、施設所有者として大規模改修の考えはとのおただしでございますが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

まず、問題が指摘された施設ですが、第2レストハウス、スキーセンタースペーシア、大規模污水处理施設、会津高原アストリアロッジという報告を受けております。

各施設につきましては、南会津環境整備協業組合にご指導をいただき、大規模改修も視野に入れながら対応内容の検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、5点目、大規模污水处理施設（3,250人槽）の修繕費用の積算はと6点目の修繕、新設など今後想定される事業計画はとのおただしであります。関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

大規模污水处理施設につきましては、令和7年度に水環境コンサルタント会社に委託し、農業集落排水上郷処理区への接続検討を行ったところであります。報告書においては、複数の接続検討案と概算事業費が提示されており、大規模污水处理施設の躯体を貯留槽として活用し、各施設からの汚水を一時的に貯留した上で、農業集落排水上郷処理区の既存本管路にポンプ圧送する案が最も経済的であるという報告内容となっております。既存躯体を活用し、初期費用を抑えることができるメリットがある一方で、町道に埋設している既設本管路までの接続管路と圧送ポンプの新設が必要となるため、事業費は概算で1億円程度と積算されております。

今後、報告書の内容を精査し、具体的な対応の在り方について検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、町職員の早期退職の現状と課題に関する1点目、令和7年度の自主退職者数はとのおただしであります。年度中途での退職が4名、年度末が派遣期間満了による退職も含めて15名、合計で19名となっております。

次に、2点目、定期的な異動により専門性が身につけにくいこと等が不安という声はとのおただしであります。職員の専門性を高めるために、一定期間同じ部署に配置することが必要であることは認識しております。しかしながら、人事異動により様々な部署を経験し、仕事の幅を広げることで、多角的な視野を持った職員を育成することも重要であると考えております。また、人事異動を行うことで、新たな視点や発想により職場の新陳代謝が図られ、組織の活性化につながっていくことも期待されます。

今後も職員の声に耳を傾けながら、それぞれが抱える業務への不安を払拭できるよう努めてまいりますので、ご理解を願います。

次に、3点目、昇進による責任の重さに対する不安払拭はと4点目の昇進を望まないケースに対する対応はとのおただしであります。関連がありますので一括してお答え申し上げます。

係長以上への昇進につきましては、在職年数や経験、実績、係員の配置状況などを総合的に判断し決定しておりますが、近年では早期退職者が多いことなどから、若い年齢で係長等へ昇進する職員が多いのが現状であります。

町では、ふくしま自治研修センターが主催する新任係長、新任管理者、新任課長を対象とした研修に職員を派遣し、それぞれの役職に求められているマネジメントやリーダーとしての役割を学んでもらうこととしており、このような研修を通して、業務に対する不安払拭につなげていきたいと考えております。

また、所属長との面談や三役との事前協議などの中で、それぞれが抱える不安や悩みについて共有し、解決に導いていけるよう職場づくりにも努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、5点目、職員一人一人の性格等を見える化することで、対人関係の改善や個々人の成長につなげる取組を行う考えはとのおただしでございますが、一般企業を中心に、人員配置や社員教育の場面において、個人の能力や性格、潜在的な資質を多角的に評価する適性検査の活用が進んでいると伺っております。

現在、町では、職員採用試験において、性格特性検査や職場適応性検査を実施しておりますが、採用後においては行っておりません。町といたしましては、職員管理に有効な手段であるか、今後調査していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 私もUターンしたとき、もう50年近くなりますけども、スキー教室の大宮市立館岩少年自然の家にスキー教室の指導員をしたことがありました。当時は特に冬の収入が少なく、非常に助かったという思いがあります。

先ほどの答弁の中で、スキー学校のほうに、昨年、委託をすることが決定したということですが、指導員の資格が必要というふうな答弁があったと思うんですけども、この指導員の資格というのはSAJの資格、指導員の資格ではなくて1級とか2級を持った方で指導員の資格検定があるわけですけど、スキー連盟ですと。その辺は、資格というのはどの程度のものなんでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

具体的な指導員の資格としましては、認定指導員という資格でございます。SAJの指導員の資格というのは、準指導員、正指導員、この2つではあるんですけども、実はその下のクラスの資格という位置づけになっております。こちらについては、各県のスキー連盟のほうで最終的には認める資格となっておりまして、それを受験するには、県スキー連盟所属のスキー学校において、その校長が認める者が認定指導員として認められてスキー指導を行えることになっております。その認定指導員を受けるに当たっては、まずはバッチテストの2級というものを取得していることが前提となっております。

以上でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 以前から指導員の力量の差によって、生徒から上達に差があるというような話がありました。それが払拭されるのかなというふうに思いますが、とする一方、スキーがある程度できる人、誰でも今まで指導員として報酬が得られたわけでありまして、ということはこれからはなくなって、きちっとした、2級なり1級なりというような形、指導員の下のもの、その資格が必要というふうに再確認させていただきたいと思います。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

さいたま自然の家の学校の中で、一番大きな学校ですと350人ほどの生徒さんがいらっしゃいます。そうしますと、1日当たり、一番多いときで35人以上の指導者が必要になってくるんですけども、昨年までは五十二、三人の方が自然の家のほうに登録をして活動されていたということです。

今回、昨年度、こういった資格取得が必要になってくるということをご案内したところ、その中の38名の方が、この資格を実際に取得されたというふうにお伺いしております。ですので、先ほど言いました35人以上にはなっております。

ただ、その当日、都合が悪くて参加できない方もいらっしゃるので、そういった際には、この元となっている舘岩スキースクールのほうの準指導員、指導員を持ったスタッフが、あそこに入って一緒に指導をするという、そういった流れになっているとお聞きしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 とすると、さいたま市立少年自然の家のスキー教室の運営に当たっては特に問題なくできる。そして、指導員の方々もある一定数はもう確保できているということとで理解させていただきます。

それから、②に移りますが、グリーンシーズンの受入れ拡大と無料送迎バスによる北関東からの誘客、インバウンドの推進、アストリアホテルのリノベーション、財政負担の軽減、これは非常に重要なことばかりであります。これまでも私の期待するところは、花木の宿に多額の自社費を投入していただいて、そして施設改修を行い、町に無償譲渡というような形でやってこられた会社。

この5点の運営計画といいますか、それらは町としてはまだ把握されていないのでしょうか。今申し上げた5点について、分かっている部分でもあればお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 舘岩総合支所長。

○阿久津勝英舘岩総合支所長 お答えいたします。

今ほど町長のほうから答弁でありました5点につきましては、指定管理者の審査会の際に、新指定管理者であるDMC A i z uさんのほうからの事業計画の中で、事業構想の中で挙げられたものでございます。

現在、4月から指定管理者が替わって、まだ3か月たっておりません。そういった中で、舘岩支所のほうでも逐次現場に訪れて、それぞれ調整を図ってやっておりますけれども、今現在動き始めたというところは今のところ聞いてはおりませんけれども、少しずつ前に進んでいくものと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 4月から始まったばかりでありますから、まだ計画段階であろうと思いますけれども、非常に期待したいところであります。

また、財政負担の軽減は、町も一本算定となり、非常に厳しい財政運営ということは切々に

出るわけでありますが、この辺にも期待しながら、私も逐次見ていきたいなというふうに考えております。

それから、3、4については一括答弁されましたが、第2レストハウス、スキーセンタースペーシア、大規模汚水処理施設、アストリアロッジ、この4件答弁されましたが、この4件の指摘内容はどのようなものがありましたか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

まず、スキーセンタースペーシアでございますけれども、こちらはスクリーン設備、ごみ等を取り除く設備が自動で普通は行われるもの、回っているものなのですが、それが自動ができなくて止まってしまっている状態で、それを手動で動かしているということが指摘されております。そもそも自動で動くようにしてほしいという指摘、そして、あと放流ポンプ等のポンプ系列のものなのですが、これも故障している部分があって、これも改善が必要だということ、あと、送風機がいろいろな箇所についているんですけれども、それも幾つか止まっているものがあるということでございます。

それ以外にも、自動制御装置の電源盤でありますけれども、電球が切れているというか、逆につきっ放しになってしまっているようなボタンがあったり、そういったところの細かい設備についてのご指摘がございました。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この4件のほかに、環境整備協業組合のほうからはハイランド、ラ・ネージュ、わたすげ寮についても指摘があったと思うんです。これは町の施設でよろしいですね。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

わたすげ寮、ハイランド、ラ・ネージュ、全て町の施設でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その環境整備協業組合の報告書では、ハイランドとラ・ネージュに関しては県浄化槽協会でも届出の確認ができない。ということは、届出がされていないということなのかどうか、これはお調べになったかどうかと、わたすげ寮の55人槽は31年前に11条検査を実施したのが最後というふうに報告書のほうに記載があります。この部分については、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

ハイランドとラ・ネージュについての浄化槽協会の届出について、届出が確認できないという指摘でございました。こちらについては、私どものほうでもちょっとそれまで確認をしておりませんでした。続いて、わたすげ寮については、平成17年に行ったものが最後というような報告を、私どものほうも協業組合のほうから初めて伺ったものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 最上流部の館岩地域の大規模施設でありますけれども、この報告書を見て気づいて、実際にはどのような理由でこうなっているか分からないと。今後きちっと調査をされて、安全なものにするという考えでよろしいですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

これまで、この館岩地域、たかつえスキー場に関する施設の浄化槽関係については、指定管理者である株式会社みなみあいづが直営で行っておりました。今回、指定管理者が替わることによりまして、新指定管理者のDMC A i z uさんのほうでは、南会津環境整備協業組合のほうにこの管理業務を委託することになっております。その中で、先ほど、検査業者でもありますけれども、管理業務についても協業組合さんのほうにお願いすることになっておりますので、今後については、先ほど指摘のありました施設も含めて管理を徹底していただけるものと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 株式会社みなみあいづが自社で浄化槽の管理、保守関連の部門を持っていた。今後は南会津環境整備協業組合のほうに株式会社DMC A i z u、新しい指定管理者が契約をして保守点検管理をしていただくということで、新たな、これが稼働しないなどということはないように、必要な措置はしていくということによろしいんですね。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、3,250人槽の大規模浄化槽について質問させていただきます。

上郷処理区への接続検討、そして、今たかつえからの部分も、高杖原処理じゃなくて上郷処理区につながっている。高杖原集落に高杖原の会津高原リゾートの大規模污水处理施設の貯留槽からつなぎ込んで、その浄化槽は浄化槽としての役目ではなく、つなぎ込んで、上郷の集排のほうで浄化をして放流するというふうなことを計画中というふうに見てよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

町長答弁でもありましたように、昨年度、コンサルタント会社のほうに委託をいたしまして、この接続検討を図ったわけなんですけれども、その中で幾つかの案が提案されまして、そのうちの一つとして、現在使っております大規模貯水槽のほうを利用して、そこから流してつないでいくというのが一番コスト的にも安くできるということで、今、それを前提に今後検討を進めていきたいなというふうに考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

ただ、上郷処理区で処理する、今契約されている人数、世帯数というのを考えると、たしか2,500人槽の浄化槽であったというふうに思います。そこに3,250人槽の処理施設を貯留槽として管路を埋設して、高杖原の集落まで来ている管路に接続して上郷処理区で処理をすると、そのつなぎ込みだけだから、ここは予算的には少なく済むんだと思います。

先ほどもしゃべりましたが、10人槽で100万、100人槽で1,000万、1,000人槽だったら1億と、雑駁にですよ。とすると、3,250人槽を造るとすれば3億円以上のお金が、今だったらもう4億、5億かかるかもしれません。という大きな予算がかかってしまう。

だけど、それをやらないで貯留槽としてやるとすると、今のお客様の入り込み状況が増えない中であれば可能かなと、そこは増えても可能なのでしょうか。DMC A i z uさんは、お客様を増やして、一大リゾート地として発展させる、インバウンドなどもかなり力を入れるとすると、ホテルだって稼働率がぐんぐん上がっていく。とすると、やっぱりその処理施設は必要になるのではないかなというふうに思うんですが、そこがどのくらいになったら上郷処理区で、上郷の今契約されている方、そこに新たなアストリアホテルであったり、ロッジであったり、その大規模な浄化槽を一旦貯留槽としてそこで浄化するというのは、将来的には問題は起きないのでしょうか。

また、うれしい悲鳴かもしれません。もう地域が活性化して、お客様がどんどん来て処理し

切れないとしたら、当然それは新たな処理が必要になるんだろうと思うんですけど、その辺に対する考え方はどうでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、今現在は、先ほど申しあげましたような設備といいますか、流れて行えるというところではあったんですけども、それも一番スキー場のお客が多い日を想定して積算させていただいております。その中でも、やはり一番多い日には、そのまま流したのではオーバーするということもありますので、そういった際は、夜の一番、一般の方が下水を使わない時間帯に流していくような、そういった形で負担を軽減していく予定ではおります。

ただ、先ほど議員のほうからご指摘がありましたように、今後、スキー場の入り込みが多くなった場合に、これで足りるのかというところについては、確かに今後検討が必要であります。ざっとなんですけども、もし新設をしたとすれば、1億円程度の金額がかかる可能性もあるというふうには上がってきております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今ちょっとよく聞こえなかったんですけど、新設した場合には1億円程度でできるんですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 明確に金額のほうが、私も専門家じゃないのであれなんですけれども、1億から1億3,000万程度でというようなところで、数字は今のところ出ております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

活性化すること、そして地域の雇用も生まれること、そしてDMC A i z u様には利益を上げていただいて、施設の改修もやっていただくということが理想かなと。

アストリアホテルもかなり老朽化していて、リノベーションが必要、それは自社でやるというプレゼンテーションだったんですね、改めて確認します。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

会津アストリアホテルについてのリノベーションについては、自社でやっていきたいというふうにお伺いしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

それでは、質問事項2に移ります。

答弁では、自主退職者15名と年度途中の退職者4名ということで、19名と答弁いただきました。

私、通告し忘れてしまったんですけれども、年代別に分けると、10代はないと思いますから、20代、30代、40代、50代、個人が特定されるような人数の場合は結構ですけども、その年代別の人数を把握されていますか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 手元に資料がございませんので、年代別の人数というのは今はちょっとお答えできません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 勤続20年、30年、この中で一番多かったのというのはどのくらいの、ざっくりで構いませんけど、この19人のうち、30代が多かったのか、40代が多かったのか、みんな平均しているのか、その辺は分かりますか。正確な数字じゃなくて結構ですよ。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 昨年度に退職をされました方々の年代の状況というおただしかと思いますけれども、年度末付で退職された方につきましては、議員もおただしのよう既に広報紙等で出ているところではあります。そうしたところを見ますと、50代の方が一番多いのかなというふうに見ております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 50代というと、役職もついて責任も重い立場にある方なのかなというふうに思います。この方々が辞める理由というのは様々あるということでもありますけども、一般の会社であると、自分がこういう仕事がしたいからと入ると、若干の仕事の内容がずれているにしても、食品会社であれば食品製造、機械であれば、車が好きで車屋さんに入ったら車の製造とか、そういうところにつながってある程度いくのかなと思うんですけど、町職員って、課があって、違う課になると全く別の仕事になってしまう。自分が最初に入るときに、一般企業であつたら総合職とか、そういう部門別に分けた採用はしていないんだと思うんです。だけど、定期的に、例えば財政をやっていた人が教育委員会に行くとか、それは本人の希望とかを取りながらされるんでしょうか。それとも、先ほど言われたように、様々な課を経験すること

によって視野を広げて成長していったいただいて、将来、町を背負って立っていただく、そういうようなことで、全ての職員の向き不向きとかってあると思うんですけど、そういうことは考慮されて異動があるのかどうか。そういうのは、それともないんでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 人事異動のお話ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど、午前中の9番議員の質問でも答弁をさせていただきましたが、職員調書というものを毎年各職員から出していただくという形にしております。その中では、自分の希望する業務というところでも書く欄がございまして、そうしたところで、一応希望というのは確認をしているという状況になります。

ただ、必ずしも、では希望どおりにいくのかと言われますと、必ずしもそういうわけではないというところで、本人の適性であったり、また各所属の業務の状況であったり、そうしたところを総合的に勘案しながら決定をしているというところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうだと思います。昇進の重さ、責任感、それは結構な重圧なんだろうというふうに思います。

我々も本当に目に見えない部分で、何かをつくるとか、そういう話ではないんですけど、だからこそ心の負担とかいうものを大きく感じる場合がございます。ですから、ある程度の位置に行くと、本当につらい部分があるのかなと。

では、そういうときに本音を共有しながら、不安や悩みを本音で打ち明けて、それを払拭し、やる気を起こしていただくというようなことが重要なというふうに思うんですけども、そういうことは今は実際にはどうでしょうか。やり取りというか、副町長がそういう立場なのかもしれないけれども、そういうご相談とか、そういうものは本音でされているというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 先ほどの町長の答弁でもございましたが、まずは所属長との面談というところで人事評価というものを行っておりまして、その中で、年度初めと、あと中間と、あとは最後の年度末というところで、それぞれ所属長のほうが面談をする機会というのをつくっております。

そうしたところで、不安や悩みなども、業務の状況だけではなくて、そうした不安や悩みについても聞いてほしいというところで各所属長にはお願いをしているところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。個人差はあっても、係長、課長補佐、課長となるには20年、30年の経験が必要であるというふうに思います。新たに15人、19人辞めたから19人採用したとしても、その方たちがそういう人たちの代わりになるかといったら、それにはなかなか遠く及ばないんだろうというふうに思います。

それで、早期に自主退職をした方々と同程度にスキルアップする、その間、今残っていらっしゃる若い係長さんが出るというようなこともさっきお話がありましたけれども、その今いる職員たちに、その負担がしわ寄せというような形で来ると、さらにまたその人たちの心を追い詰めるようなことになるのではないかなというふうに思うので、そこは今まで以上にしっかりと心のケアとかいうのが必要だと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 確かに議員ご指摘のように、昨年度、退職者が多かったというところも加えまして、今年度につきましては、これまでよりも若い年齢で係長になるというような職員も多いということは事実でございます。ですので、先ほども申し上げたような不安や悩みの共有といった、そうしたフォローというのが、これまで以上に重要なものかなというふうには思っております。

ただ、一方で、こういう状況というのは必ずしもマイナス面ばかりではなくて、これまでにない若い発想力であったり、そうしたものを生かすチャンスでもあるかなというふうに、私としては思っております。ですので、課長会議において、そうした新任係長のサポート、それからその能力を引き出す取組というのをお願いしているところでありまして、私としても、そうした組織づくりに取り組んでいきたいと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 4点目まで分かりました。

5点目についての再質問であります。以前、私、中学生とか高校生に対するエゴグラム検査の実施ということを質問したことがありました。

社会人版エゴグラム、これが菊地さんのところでやっているそうであります。人は5つの心を持つ、前もお話しさせていただいたと思いますけども、心のエネルギーとは個人差がある。それがその人の独特の行動に表れるというふうに分析されています。自己の特徴、長所、短所、課題、これらを客観的に導き出して、マイナス面は改善する指摘、そして社会で活躍できる人財、ジンザイの「ザイ」は財産の「財」と書いてありました、この経営教育で出している冊子

であります。

なので、長年無意識に行ってきた日頃のパターン、これを正しいと思ってやっけていても、それは正しくない、自分の心に負担になっているというようなこともある。自分を変えられる、その判断をされて断言をされている、これが実践エゴグラムという、経営教育さんで実施されている社会人版に記されております。ぜひ検討して、我が町のふるさと南会津会の今度代表にもなれる、そして我が町にも非常に貢献していただいている方で、社会的にもすごく、今、日本全国から講演依頼を受けたり、エゴグラムの検査を実施しているということでもありますから、これだけ一気に早期に退職があるということは、やはり何らかの手を打つべきだろうというふうに思うので、町長も前向きに、さっきこれまで以上にということをおっしゃいましたが、この検査、ぜひ実施して、そんなにお金はいらないと思います。本人からある一定程度、前回、私、子供のやつを聞いたときには1人3,000円という話でありましたから、その金額は同じような内容であれば変わらないのかなと。半分負担でも、3分の1負担でも、3分の2負担でもというような、全くただでやってあげなくてもいいのかなと思いますけど、そういうことをぜひ進めていっていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今年度、年度当初に外部講師を招いて研修会をやったというようなお話を申し上げましたけれども、ふるさと会の菊地様におかれましても、人材育成、教育関係を通した取組をされている有望な方だというふうにお伺いしておりますので、私のほうでも情報をちょっと取りながら、町に職員の定着、それから離職の防止に向けてどのような活用が考えられるのか、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 以上で私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、12番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 英 雄 議員

○山内 政議長 次に、10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 議席番号10、室井英雄でございます。通告に従い、一般質問を行います。

皆様、本日は私を含めてあと2名です。眠気のきついところかもしれませんが、頑張ってまいりましょう。

それでは、町長2期目の町政運営と公約実現への取組について質問いたします。

町長が選挙公約に掲げた「魅力ある地域づくりから選ばれる南会津町への挑戦」の理念や5つの目標の柱に対し、多くの町民が期待を寄せているものと受け止めています。また、本定例会は2期目最初の議会であり、今後4年間の町政運営の方向性を町民に示す重要な時期でもあります。

それを踏まえて、以下、質問をいたします。

①目標の柱1「安心して生活できる場所として選ばれる町」では、移住・定住対策や高齢者福祉の充実、地域交通の確保などが掲げられています。人口減少と高齢化が進行する中で、今年度どのような成果を目指して事業を展開するのか伺います。

②目標の柱2「子育てや教育を行う地域として選ばれる町」については、少人数教育の推進や子育て支援の充実が掲げられています。子育て世代から選ばれる町を実現するため、今後4年間でどのような教育環境づくりを進めていく考えか伺います。

③目標の柱3「仕事をする場所や企業立地先として選ばれる町」では、創業支援や企業誘致、農林業の振興などが掲げられています。若者の定住促進や地域経済の活性化に向け、町長が考える重点施策を伺います。

④目標の柱4「観光・交流・体験の地として選ばれる町」では、観光振興と交流人口拡大が掲げられています。観光客数や宿泊者数の回復・拡大に向け、今後どのような戦略を描いているのか伺います。

最後、⑤目標の柱5「選ばれる町を実現するための組織体制の強化」については、公約を着実に実行するため、庁内の推進体制や進捗管理をどのように行い、町民へどのように公表していく考えか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 10番、室井英雄議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、町長2期目の町政運営の公約実現への取組に関する1点目、目標の柱1について、人口減少と高齢化が進行する中で、今年度どのような成果を目指して事業を展開するのかとの

おたしでございます。

まず、人口減少対策につきましては、移住・定住の促進を図るため、移住フェアへの出展による町の施策のPRを通じて移住希望者の呼び込みに努めるとともに、定住を目的とした住宅取得等に要する経費を支援する定住対策プロジェクト事業を展開してまいります。

また、高齢化や担い手不足により実施が困難となりつつある地域づくり活動を継続してもらえよう、ふるさとサポーターなどの外部人材と協働で取り組む仕組みを構築する関係人口創出拡大事業を推進して、町外との人的つながりを広げていきたい、このように思っております。

続いて、高齢化対策であります。地域住民の移動手段の確保につきましては、既存のデマンドタクシー6路線に加えて、南郷地域において定時定路線で運行していた乗合タクシーをデマンドタクシーに再編することにより、利用者の需要に応じた効率的な公共交通網を構築し、持続可能なサービスを展開してまいります。また、冬期間に除雪が困難な高齢者世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援する高齢者世帯等除雪支援事業を継続してまいります。さらに、南郷地域医療施設の衛生器具設備と給水設備の改修工事を実施し、地域医療の継続と充実を図ってまいります。

これらの取組を着実に推進して、町民が安心して生活できる環境づくりを目指してまいります。

次に、2点目、目標の柱2について、子育て世代から選ばれる町を実現するため、今後4年間でどのような教育環境づくりを進めていくかとおたしでございますが、子育て世代から選ばれる町を実現するため、まず、小中学校における学校給食の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、学習障害児へのサポート体制の強化に取り組み、全ての子供が安心して学べる環境づくりを進めてまいります。さらには、館岩地域において小中一貫教育制度を導入し、地域の実情に応じた少人数教育の充実を図るとともに、子供たちが地域とのつながりの中で学び育つ環境を整えてまいります。

これらの取組を着実に推進することで、子育て世代から選ばれる町となるよう取り組んでまいります。

次に、3点目、目標の柱3について、若者の定住促進や地域経済の活性化に向け、町長が考える重点施策はとおたしでございしますが、若者の定住促進と地域経済の活性化を実現するため、次の取組を重点的に推進していきたいと、このように思っております。

まず、農林業の担い手の確保であります。新規就農者や新規林業従事者へのサポートを充実させ、農林業での就労者確保を目指してまいります。農林業は本町の基幹産業であり、次世代

への承継を着実に進めることが地域経済の根幹を支えるものと考えております。

続いて、ドローン産業の振興であります。本町の強みである寒冷地ロボットテストフィールドを最大限に活用し、ドローンに関する研究機関や事業所の立地を目指すことで、新たな雇用創出と若者が働きたいと思える職場づくりにつなげていきたいと考えております。

続いて、企業誘致の強化であります。地震被害の発生確率が低い地域であるという優位性を前面に出して誘致活動を展開し、安定した雇用の場を確保していきたいと、このように考えております。

最後に、事業承継の支援であります。後継者不足の町内事業者に対し、全ての産業における事業承継を支援することで、地域に根差した産業と雇用を守っていききたいと、このように思います。

これらの取組を着実に推進し、若者が南会津町で生き生きと暮らし続けられる地域経済の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、4点目、目標の柱4について、観光客や宿泊者数の回復拡大に向け、どのような戦略を描いているのかとのおただしでございますが、本町が持つ豊かな自然や地域資源を最大限に活用しながら、以下の取組を戦略的に推進していきたいと思っております。

まず、民間活力を生かした観光施設の運営であります。町有観光施設の運営に民間活力を積極的に取り入れることで、サービスの質の向上と集客力の強化を図り、来訪者の満足度向上につなげていきたいと思っております。

続いて、美しい星空や隕石落下の話題性の活用であります。本町ならではの独自の魅力として、美しい星空や隕石落下の話題性を前面に出して、他の地域にはない体験を求める来訪者の増加につなげていきたいと考えております。

続いて、本町が有する観光資源への誘客であります。本町が誇る豊かな自然環境を生かし、溪流、山岳、湿原、温泉など多彩な観光資源を生かした誘客を積極的に推進してまいります。

続いて、広域的な観光交流エリアの形成であります。来年夏に開通予定の八十里越街道により、福島県と新潟県が直結されることは、本町にとっても、広域観光エリアとしての魅力が飛躍的に高まる歴史的な好機であると捉えております。

また、先月22日に、白河－奥会津広域観光協議会が設立されたことから、両地域の豊富な自然・歴史・文化を活用した一体的な誘客促進が図られるものと期待しているところであります。

今後は、隣接する市町村との連携をさらに深めながら、より広い圏域からの来訪者獲得に向けて取り組んでまいります。

最後に、スポーツ合宿・企業研修の誘致であります。本町の気候や地域の特性を生かし、スポーツ等の合宿や企業の研修先として選ばれる取組を進めることで、通年を通して交流人口の拡大と宿泊者数の増加を図ってまいります。

これらの取組を有機的に組み合わせることで、本町の観光の強みを最大限に引き出し、観光誘客、宿泊者数の回復・拡大という明確な目標の実現に向けてまいりたいと考えております。

次に、5点目の目標の柱5について、公約実現に向けた推進体制や進捗管理をどのように行い、どのように公表していく考えかとのおたしでございますが、本町最大の課題であります急速に進む人口減少と若者の流出への対応と、第3次南会津町総合振興計画に掲げる施策を着実に実施するため、現在、役場組織の再編について検討を始めております。

1点目から4点目までお答えした重点施策に対応することはもちろんのこと、多様化する行政課題にスピード感を持って対処できる組織体制を構築していきたいと考えております。

なお、議員おたしの公約実現の進捗管理や公表の方法であります。1期目でも実施しておりました町ホームページへの公約の進捗状況の掲載については、定期的な情報更新を行う取組として継続してまいる所存であります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 では、再質問を行います。

これは通告していないんですが、2期目になって、今日で町長は何日になりますか。いや、ちょっと後でこれが響くんです。お願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

4月30日に着任いたしましたので、4月が1日と5月が31日プラス、今日は24日なので56日です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 申し訳ありませんでした。これは後でちょっと、最後の柱5で大事な数字になってくるので、今、冒頭にお尋ねいたしました。

それでは、柱の1から再質問を行いたいと思うんですが、これは、私、この一般質問をするに当たり悩んだんですよね。100%町長の公約に関する内容ですので。

ただ、町長、今回無競争ということで、これで多くの町民からも、これは無競争だから信任

を得られないということではないですからね、これはちゃんと信任を得て今回この場にいるんですけども、思い起こせば選挙活動が1日ですよ。選挙カーに乗っての活動が1日しかないと。そうすると、町民に訴える機会も少ないんじゃないかという私の親心で、いろんな場所で、町長は公約に関しては、これは挨拶の中でお話ししていますが、町民の皆さんの隅々までは、なかなか今回は訴えることができなかったと思います。

そこで、今回そういう面も含めまして、この町民に訴える機会を私が勝手に設けた、設けて、そういう偉そうな話ではないんですが、そういう機会をつくりました。ですので、町長、答弁も易しく分かりやすくお願いいたします。

それで、まず柱の1からですね。私の質問は、今年度どのような成果を目指すのかというもののなんですよ。しかしながら、答弁は実施する事業の説明に終始していると思うんです。行政運営においては、目標は非常に大切なものだとは思っております。

そこで、成果目標を示していないので、町長は今年度末時点で、移住・定住、関係人口、それと地域交通、高齢者福祉について、何をもって成果があったと判断するのか、これは具体的な数値はお示しできますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 通告あった中身で、目標の柱1、2だけは、今年度どのような成果を目指しているのかというご質問でしたよね。ということで、今年度、予算も含めて計上してある事業についてお話をしたところでございます。個別の項目について、それぞれ成果目標を持っているわけではございません。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 現時点では持っていないのか、将来的にもちょっと分からないかもしれませんが、現時点では持っていないということで、じゃ、もう少し細かく質問していきますけども、ということは、移住フェアの出展や住宅取得支援を実施するとのことですが、今年度、移住・定住施策によって、これも何世帯、何人の移住者を目標としているのかということも聞いても数字的には持ち合わせていないという回答になるんでしょうか、どうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

移住者数につきましては、いろんなカウントの方法があると思うんですが、取りあえず総合政策課といたしましては、総合政策課内に移住相談総合窓口というものを設置しておりますので、そこの窓口を通した移住者をしっかり確保していきたいと考えております。

その数字につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、ここ数年一桁、1人とか3人とか2人になっておりますので、そこについて何とか10人程度の移住者を確保できればなというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからは公約の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

今回、2期目に臨むに当たって、私が目指しているまちづくりというものをペーパーにまとめました。これについては、町長一人で実現することは到底不可能でございますので、着任してから最初の課長会議が5月末だったのですかね、5月末に課長会議をやりましたので、公約のペーパーを管理職の方に見ていただいて、これを実現するために、それぞれ所属課のほうで事業を構築してくださいということで、今年度も、8年度は事業は、予算づけも含めて出来上がっておりますので、次年度以降、これらの公約実現に向けて、各課で取り組めるものを積み上げていきたいと思いますというようなお話をさせていただきましたので、この機会にそのような意思決定の中で動いているということをご報告させていただきます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。了解いたしました。

それで、またこの目標の1に関して何点か再質問を考えていたんですが、もう飛びます。高齢者世帯の除雪支援事業を継続するとの答弁なんですが、高齢化が急速に進む中で、対象世帯や利用者は増加傾向にあると思われます。増えていくんだろうと思われます。現在の支援制度で十分対応できるとお考えなのか、今後、支援の内容の拡充を検討するお考えはあるかお伺いいたします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 お答えいたします。

手元に町全体の数字は持っておりませんが、田島地域で申し上げますと、令和7年度でいいますと412世帯、事業者が80事業者ということになっておりまして、町全体になると相当な数の世帯になると思います。

課題といたしましては、支えられる側の世帯も一定数増えてまいりますが、支える事業者側の減少も今課題となっておりますので、そういったところを、事業を受託していただいているところとも意見を聞きながら、あるいはこれから高齢者世帯の推移、人口減少社会と言われておりますけれども、支援を必要とする世帯は増加傾向にあると思っておりますので、その点のと

ころを関係者と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 関係者と協議して対応していくということで、理解いたしました。

柱1の最後、これは南郷地域医療施設の衛生器具と給水設備の改修工事を実施するということなんでしょうが、施設整備によってどのような医療サービスの向上が図られるのかお伺いいたします。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

南郷地域の医療施設に関しましては、令和4年度から空調設備の改修、あとLED化の改修等を行ってきたわけですが、最終的には今給水設備等の改修が残ってございましたので、これらの改修を本年度行い、なかやクリニックで医療を行ってございますけれども、こちらの医療の充実に寄与するものと考えてございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 本年度着手ということで、了解いたしました。

この関係で最後の質問になりますが、医師や医療従事者の確保を含めた地域医療の維持について、町長はどのような展望を持っているのか。続けてやればよかったかなと思って、すみません。どのような展望を持っているのかお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 町内の開業医の皆さんの年齢的なことを考えた場合、10年を見据えて、もう検討始まらないと間に合わないだろうというふうに危機感を持って、昨年度から関係機関による相談体制、協議体制を始めたということでございます。

それから、医療関係でいいますと、何といたっても南会津病院の医師確保、これが喫緊の課題でありまして、小児科医の常勤化がなくなるというようなことが正式に新聞報道でもありましたけれども、ここについても我々が望む方向とは全く逆行している動きになっております。

一方、南会津地方町村会として、医師の確保のために医大生を受け入れる、地域になじんでもらうような取組も始めるというようなことで新たな取組をしているところでございますが、これについてはやっぱり郡内連携してやっていかなくちゃいけないと、このように思っております。

この地域に住んで、安心して医療が受けられるというのは、本当に生活の根幹を支える重要な項目だというふうに思っておりまして、県立病院、さらには民間開業医の先生方の事業承継

も含めて、町として積極的に関わっていく必要があると、このように認識をしております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 では、次の柱2のほうの再質問に移りたいと思います。

町長は、給食無償化や学習障害児への支援、小中一貫教育の推進等の答弁をされました。少子化が進行する中で、これらの施策によって出生数や子育て世帯の転入増加をどの程度見込んでいるのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 目標の柱2についての議員の質問については、教育環境づくりをどう進めていくのかというようなお話でありましたので、答弁の中では、教育に関連するものをピックアップしてお答えをしたところでございます。

公約のほうには、やっぱり出会いを求めている若い男女、こちらに出会いの場を提供する、そして子供を産み育ててもらおうというのが一番大切なことだというふうに思います。さらには、幼少期からこの町に対する愛情を持って、愛着を持って住み続けていただく、これが地元に残る重要なファクターになっていると、このように思って、この辺も公約の中には掲げさせていただきました。さらに、若いお父さん、お母さん方の要望が多い、子供の室内での遊び場の確保、これも子育て環境の中では重要な位置を占めていると、このように思っております。特に南会津町の福祉の制度の中で、相談体制、こども家庭センターえがおですが、非常にすばらしい活動をしているというふうに私は思っております。

こういった手厚い相談体制なりサポート体制も、この地域を選んでいただける一つの先駆的な取組だというふうに思いますので、町が持っている特徴を前面的に出して、選ばれる町、子育てや教育を行う地域として、この地を選んでもらえるような取組を進めたいと思います。

今ほど数値的なという話をされますが、ここについては具体的な、これは全般もそうですが、数値的な目標を掲げて公約を掲げているわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 数値的なものを求めては、やっぱりこれはタブーでしたね。

それでは、館岩地域における小中一貫教育制度ということで、南会津では初めての試みなのですが、導入後、学力の向上や環境の変化による不登校とか、考えられる範囲で、地域定着向上などの効果をどのように検証していくのか、その点お伺いしてもよろしいでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 まず冒頭に、やっぱりまちづくりは人づくりだと私は認識しておりますので、今後本町においても子供の数が非常に減少していますので、その適正規模ですね、それをやっぱり総合的にこれから整理していかなくちゃいけないと、そんなふうにひとつ考えております。

その中で、舘岩地区においては小中一貫校を整備していくということですが、その中で、複式にもなりますけども、複式の場合は1・2年、3・4年生と組むわけですが、3・4年生のことを考えると、3年生と4年生が一緒のクラスで勉強します。3年生は、4年生の勉強も同じ空間でやっていますので触れます。そうすることによって、繰り返し学習内容があるということで、学力に関しては、全国学力調査等、客観的なものがありますけども、またNRTといった、これもまた別の学力テストありますけども、そういった面ではほぼ全国並みに今のところはなっている、そんなふうに感じております。

以上でございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 では、この件に関して最後に、将来的に他の地域でもこういう状況が生まれた場合、現段階で、ほかの地域で小中一貫校というのは現時点で考えているのかどうか、その点だけ、1点だけ伺いたいします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 これは本町ばかりではなくて全国的に、県でもそうですけども、非常にコロナ禍以降、特に令和4、5、6、7、このあたり出生数の数が非常に厳しいものがございます。そういった中で、本町においても全町的に昨年度、保護者向けのアンケートを実施しました。その中でも、いわゆる統合、それに向けて早急に検討すべきだというご意見もありましたので、そのあたりは今後教育委員会の中でも整理してまいりたいと、そんなふうに感じております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 了解いたしました。

では次に、目標の3の再質問に入りたいんですが、これはちょっとやっぱり数字的なものを求めているので、それはちょっと削除しまして、ドローン産業振興についてちょっと伺いたいします。

寒冷地テストフィールドを活用した企業誘致とのことですが、現時点で具体的な企業や研究機関との協議状況はどうなっているか伺いたいします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 ドローンに関する案件についてお答えしたいと思います。

現状どうなっているかというおただしかと思うんですが、まず現状は、テストフィールドの貸出しを行っております。昨年度も数件、航空会社からテストを行いたいということで実証実験を行っているところでございます。

そういったテストフィールドを使って実験をしたい、実証したいという業者と、なるべくいろんな情報を交換させていただいて、それが新たなサービスを生むのではないかと、さらには関連する事業をこの地域で、町でできないかというようなテスト後のつながりを維持しているようなところでございます。

さらには、県とのつながりも強化しているところでございます。ご承知のとおり、県のテストフィールドに職員を派遣してございます。そこでいろいろな技術的な情報、さらにはそこには研究、実証のいろんな機関が入ってございます。そういったところのつながり、情報を強化しながら、町でできること、企業誘致も含めてできることはないかというような情報を把握して、今いろんな取組をしているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 明快なるお答えありがとうございます。

次に、企業誘致についてちょっとお伺いいたします。

地震被害発生確率の低い地域だということ、それをセールスポイントにすると答弁されました。しかし、企業は人材確保や物流や通信環境なども重視しています。本町が他の自治体との競争に勝つために最大の強みは何であるとお考えですか、お聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私も東京に出たついでで、時間があれば福島県の東京事務所に立ち寄って情報を得たり、情報提供したりしてアンテナを張っているところでございます。

具体的に先方と話をする中で言われるのは、やっぱり高速道路から1時間、新幹線も停車駅がない、積雪寒冷地であるというような物流上のやっぱりデメリットは、私、話をしていると感じます。しかし、積雪寒冷地であるがゆえに涼しいとか寒いとか、それを売りにしているような企業があるかもしれません。さらには地震被害の可能性が少ない地域であるということは、首都圏の事業者のバックアップ的な場所にもなり得るのではないかというふうに考えておりま

す。その辺のところを東京事務所にし向いた折にはお話をし、可能性のある事業者等があれば情報提供くださいというようなお話をししているところでありま。

あわせて、今年度、南会津町から課長職を東京事務所のほうに、研修生という形ではありまが、具体的に企業回り、今、彼は歩いております。その中で、南会津町にヒットするようなものがあれば情報をいただけるというようなことで、先ほどのロボットテストフィールドもそうですけれども、現場のほうに職員を派遣し、そこからの情報で有力なものがあれば、一歩でも二歩でも前に進めていきたいと、このように考えているところでございます。今現在、具体的に事例として相談案件があるというところまでは至っておりません。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 了解いたしました。

それでは、目標の4に移りたいと思います。

また数字的なことを求めているような再質問ばかりなので、最後の白河一奥会津広域観光協会についてですが、設立の期待が示されていました。本町としてどのような役割を担い、どの程度の誘客効果を見込んでいるのかお聞かせください。すみません、やっぱりこれは数字を求めているわけじゃないんですけども、どれほどの期待をされているかということを知っているんですが。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まずもって最初に、数字は持っておりません。今回、白河市長さんが中心となって白河一奥会津広域観光協議会というものを立ち上げ、私もそのメンバーとして、南会津町も入っております。

白河方面では、やっぱり新幹線駅がある、それから高速のインターもある、一定程度のゲートウェイになっているという白河方面での認識がある。そこから魅力ある地域との交流と考えたときに、自然環境の豊かな南会津、奥会津方部の市町村と連携を図りたいというようなことで、町としても、白河ルートからの誘客について、今まで明確な動線があったわけではないというふうに思っておりますので、この協議会の中で、南会津町の特徴的なもの、そこに来訪者が来るというような取組を進めていく必要があると思います。

ただ、お客様は南会津町だけを目指して来るのではなくて、この地域でどんな魅力のある施設が、または観光資源があるのかというところでございますので、これは下郷町、只見町、檜枝岐、南会津でいうところの連携もそうですけれども、やっぱり周遊ルートとして魅力的な

のを提供していく観光ルートの一つに挙げていくというところから、まず始まっていくべきだろうというふうに思います。

この事業の一つのブランド化を目指すということで、エリアの愛称を決めていきたいと思います。初年度は体験型のパンフレット、飛び出す絵本にしてやっていきたいというような事業構想もありますし、今ほど申しあげましたエリアのPRとか周遊観光、首都圏での物産展でのPR、そういった関係自治体が連携をして取り組むということに、私も非常に大きな期待を感じているところであります。

やっぱり一つの町だけではなくて、この地域をエリアとして訴えていく、そこで周遊型の観光を目指す。南会津町としては、泊まっていただいて消費を促すような取組を当然考えなくてはならないと、こういうふうに思っております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 余談にはなるんですが、新聞広告で市長の皆様が、一部課長がいましたけども、写真が掲載されていたんですね。うちの南会津町長、あの正義町長のポジションというのは最初から決まっていたんですか。ちょっとお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

多分、お話しになっているのはこの写真ですね、にこっとしているやつでしょう。違いますか、こうやっているやつですか。

〔「こっちはですね」と言う者あり〕

○渡部正義町長 それは民友ですね、こちらは民報。

〔「民友を見て」と言う者あり〕

○渡部正義町長 分かりました。

立ち位置については指定されております。自分でそこに率先して行ったんじゃなくて、白河市長さんを含めて、こういう順序で並んでくださいと。今回の民報の記事も同じでございます。ただ、みんなで一緒にやっていこうという心は一つになって、笑顔でお願いしますと言ったから、民報のやつはにこやかな写真になっています。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 すみません、余計な質問に付き合っていていただいて。

では、最後、目標の5、これが難しいんですね。組織の再編について検討を始めていると、

町長の答弁にありました。これはいつ頃を目途に再編を行う考えなのか、これは聞いてもよろしいですね。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 組織の再編というところのおただしかと思いますが、答弁にもありましたように、この目標の柱1から4を実現していくために、その基盤となる役場組織の体制強化が必要不可欠であるというところで、現在、役場組織の再編というところを検討を始めているというところございまして、これは各種施策を進めていく上で、その実効性を持たせるために効果的な体制に見直していくというところでございます。

まだ検討につきましては始まったばかりではありますが、現時点の目標としましては、来年度からの再編に向けまして検討を進めているという状況でございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 それでは、人口減少や若者流出対策を強化するために、新たな部署の設置や既存組織の見直しなどは考えておられますか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 今ほどもお答えしましたとおり、移住・定住の推進であるとか、子育て支援体制の強化であるとか、そういった部分につきまして、より効果的に施策を進めていく体制に見直していくというところで、当然既存の体制についても、そうした観点の下、見直すということを検討しているというところでございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 了解いたしました。

公約の進捗状況はホームページで定期的に更新していくということでしたが、町民が成果を確認できるよう、各公約について達成目標や進捗率の数値を示すことはちょっと無理ですか。可能かどうか伺いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 公約全般について、それを数値化して示すというのは非常に困難であると思います。これまでの計画書の中に数値目標を示している部分がありますので、それらを引用しつつ、私として2期目に取り組みたい事項をここに挙げたというふうにご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 それは重々理解できます、すみませんでした。

それでは、町長が4月30日に就任して今回で56日ということで、これを聞いたのが今生きてくるんですが、南会津町のホームページを確認しました。進捗状況については4月7日更新と。この更新時期というのは、これは間違っていたらごめんなさいね、私が見たときには令和8年4月7日更新で、中身は令和8年3月31になっていました。だから、56日もたっているんですから、中身を、新しい事業なりも入ってくるでしょうし、更新する、もうとっくに時期は過ぎているんじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員が確認されたのは、1期目の進捗状況でございます。1期目の進捗状況を令和8年3月31日で整理をして、それをホームページに掲載をいたしました。

それとまた別に、2期目の公約についてもホームページに今掲出されています。56日しかたっておりませんので、現時点で新たなものを差し込むといっても、もう数字がそんなに、項目があまり出ませんので、それについてはやっぱり1年後ぐらいに、令和8年度の結果としてお知らせするというようなスケジュール感になろうかというふうに思います。

まず、ご覧になったのは1期目の4年間の進捗状況、それとはまた別に2期目の公約が町長の部屋というところに載っかっているということで、分けて考えていただきたいと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 そういうことなんですか。でも、私は、令和8年4月7日更新される進捗状況をぶちっとしたらば……。分かりました、帰ってちゃんと調べます。申し訳ありませんでした。

最後に私から町長にエールではないんですが、一言。

町長におかれましては、無競争という形で2期目の信任を受けられました。それは町民の期待の表れであると同時に、1期目以上の成果を求める声でもあると私は考えます。

本日の答弁では、5つの目標の柱に沿った考え方や方向性についてお聞きすることができました。しかし、町民が本当に知りたいのは、何をやるかも含めて、いつまでに、どのような成果を挙げるのかという点もあると思います。

町長が掲げた、魅力ある地域づくりから選ばれる南会津町への挑戦ということで、単なるスローガンではなく、町民が実感できる成果として表れることを期待し、今後4年間の町政運営に大いに期待して、本当に未熟な質問ではございましたが、以上をもちまして終わります。

○山内 政議長 以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後 3 時とします。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 3 時 0 0 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 高 橋 一 成 議員

○山内 政議長 14番、高橋一成君の登壇を許します。

14番、高橋一成君。

○ 1 4 番 高橋一成議員 議席番号14、高橋一成。通告に従い、一般質問をいたします。

質問事項 1、首都圏からの玄関口としての機能強化。

白河－奥会津広域観光協議会が設立されたが、南会津町としては、首都圏から会津への玄関口の立地について町の認識は。

1 点目、首都圏からの玄関口として、会津高原尾瀬口駅周辺の今後の魅力化対策は。

2 点目、会津田島駅周辺の環境整備計画と魅力化向上対策は。

3 点目、まちの駅及びきとね施設周辺駐車場を小休憩スポットとして P R する考えは。

質問事項 2、南会津高校魅力化の具体策は。

南会津高校が選ばれる高校になるための方策について質問する。

1 点目、田島寮は既に宿泊定員に達しているため、田島中心部の宿泊施設の一部を借り上げるなどの対策は。

2 点目、南会津高校における部活動の大会参加者への交通費補助制度は。

3 点目、高校生をまちづくりの参画者として各種協議会に参画を進める考えは。

質問事項 3、選ばれる南会津町になるための挑戦について。

町長の公約に掲げている選ばれる町となるための 5 年後までの施策は。

1 点目、企業誘致について、大規模な地震発生の確率が低い当地域であるが、山林が 92% を占めていることから、限られた立地の候補地として想定される地区は。

2点目、町内における医療機関の5年後までの事業承継対策は。

3点目、保育所、幼稚園及び小学校の児童数の現状に伴う5年後までの対応は。

以上、壇上で的一般質問ですが、答弁の内容によりましては自席より再質問を行わせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 14番、高橋一成議員のご質問にお答えいたします。

初めに、首都圏からの玄関口としての機能強化に関する1点目、首都圏からの玄関口として、会津高原尾瀬口駅周辺の今後の魅力化対策はとのおただしでございますが、会津高原尾瀬口駅前発着で運行されていた生活交通路線バス檜枝岐線が令和6年10月1日に再編され、会津田島駅発着となりました。このことにより、会津高原尾瀬口駅は福島県への首都圏からの玄関口としての機能は大きく低下したものと受け止めております。

しかしながら、舘岩地域や檜枝岐村、尾瀬方面への来訪者にとっては、地理的に近いという面に変化はありません。現在も浅草発の尾瀬夜行やスノーパルという特別列車が運行されておりますので、町としてもこのような列車運行の継続を要請してまいります。また、竜神の滝や荒海山など、周辺の観光資源についても広く周知してまいります。さらに、憩いの家や駅前広場で催事の予定があれば町では支援していきたいと、このように考えているところであります。

次に、2点目、会津田島駅周辺の環境整備計画の魅力化向上対策はとのおただしでございますが、1点目にも関連しますが、尾瀬行きのバス発着が会津田島駅となったこと、また、浅草駅直通の特急リバティーの発着駅でもあることから、鉄道としての玄関口の機能は会津田島駅に集約されたものと認識をしております。

このことから、町では会津田島駅を核とした周辺施設の魅力向上に向けて、ハードとソフトの両面で環境整備を進めていくこととしております。

ハード面としては、会津田島ふれあいステーションプラザの待合室や売店、コンベンションホール等について、利用者の利便性の向上を図るため大規模改修を計画しているところであります。

また、ソフト面としては、駅から町なかへの周遊を強化する手段として、周遊ガチャの設置、てくてくQRマップのPR強化など、駅周辺を取り巻く観光資源への誘導策を強化してまいります。

次に、3点目、まちの駅及びきとね施設の周辺駐車場を小休憩スポットとしてPRする考えはとのおただしでございますが、現在それぞれの駐車場については、施設利用者だけではなく

多くの方が利用できる駐車場となっております。

議員おただしのとおり、小休憩スポットとしての利用も可能ではありますが、ごみの放置問題や長期間の占有などが懸念されることから、現時点で小休憩スポットとしてPRする考えはございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津高校魅力化の具体策はに関する1点目、田島寮は既に宿泊定員に達しているため、田島中心部の宿泊施設の一部を借り上げる等の対策はとのおただしでございますが、南会津高校は県立高校であることから、生徒の居場所環境の整備については本来県が主体的に対応すべきものであると考えており、町といたしましては、県に対し必要な対応を求めているところであります。

一方で、遠距離通学を余儀なくされている生徒の負担を軽減し、南会津高校への入学を希望する生徒が安心して学べる環境を整えることは、地域の活性化の観点からも重要な課題であると認識をしております。

今後、町内にある宿泊施設を活用することも一つの方法として考えられるところであり、県と協議しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

次に、2点目、南会津高校における部活動の大会参加者への交通費補助制度はとのおただしでございますが、南会津高校の部活動の支援については、大会に参加する生徒の交通費、宿泊費、大会登録料などの総額に対して2分の1の額を福島県立南会津高等学校後援会事業補助金として支援しているところであります。

今後も保護者の負担軽減を図りながら、生徒の部活動支援を継続してまいりる所存であります。

次に、3点目、高校生をまちづくりの参画者として各種協議会に参画を進める考えはとのおただしでございますが、町では昨年度から、南会津高校を核とした地域人材育成事業を実施しており、昨年度末には南会津高校魅力化ビジョンを策定し、活動報告会においてビジョンを実現するための具体的な施策案を示したところであります。

今後はこのビジョンに基づき、事業目標でもある持続可能な地域づくりを担う若者を育てるための取組を実施してまいりたいと考えております。

地域振興を考え、実践する組織への高校生の参画につきましては、当該組織の意向も把握する必要がありますが、また、魅力化ビジョンの取組を進める中で学校側との協議も出てくることから、無理のない範囲で実施すべきと考えますので、ご理解いただきたいと思っています。

次に、選ばれる南会津町になるための挑戦はに関する1点目、企業誘致について、限られた

候補地として想定される地域はとのおただしでございますが、町内には廃校となった小学校跡地など、広大でありながら活用に至っていない町有地が点在しています。

また、民有地におきましても、稼働していない工場跡地などがあり、所有者からは条件付で賃貸可能との意向も確認しております。

南会津町での事業活動に興味を示す企業が出てきた際には、そうした空いている公共施設用地や工場跡地を紹介するとともに、企業が希望する用地のあっせんなど、オーダーメイド型の企業立地を目指していきたいと考えております。

企業立地の実現により、雇用創出や地域活性化が期待できることから、本町の強みである大地震の発生確率が低い安全な場所を前面に出して企業誘致活動の強化に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目、町内における医療機関の5年後までの事業承継対策はとのおただしであります。現在町内で開業しておられる医師の高齢化に伴う事業承継や郡内の中核的な役割を果たす南会津病院の医療体制の維持充実は、本町にとって大きな行政課題であると認識しております。このため、町では令和6年度に地域医療に関する町民アンケートを行うとともに、令和7年度から南会津町地域医療体制整備事業に着手し、町内の医療機関及び関係機関と、5年後、10年後を見据えた地域医療体制について協議を始めたところであります。

町といたしましては、当該事業を通して町内の医療機関や関係機関等と地域の医療体制の在り方について継続的に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、保育所、小学校の児童数の減少に伴う5年後までの対応はとのおただしであります。本町における令和7年度の出生数は38名となっており、想定を上回るスピードで少子化が進んでいる状況であります。

現在の保育施設の役割は、子供の預かりを通して保護者の就労や生活を支える福祉としての機能から、子供の心身の健康の発達や社会性を育み、子育てを支援する拠点へと変化してきております。このような変化に柔軟に対応するため、町内保育所の代表者で組織する子ども・子育て支援会議の中で、今後の保育サービスの在り方について協議を進めているところであります。

また、学校教育においては、令和7年度に小中学校の保護者を対象に実施した教育環境に関するアンケート結果を踏まえ、子供たちにとってより望ましい教育環境を提供する観点から、地域住民や保護者から意見をいただきながら、町立小中学校の適正配置についての基本的な考

えを検討してまいりたいと考えております。

今後も保護者が安心して子育てができる、地域の特性に対応した質の高い保育や教育環境の提供に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、白河－奥会津広域観光協議会ができまして、白河市を首都圏からのゲートウェイとして奥会津への観光客を増やすということを目的としておりますが、こちらは大変期待されているんですが、本来、会津の玄関口は江戸時代より南会津であると思っております。

そのような中で、鉄道での会津の入り口となっております会津高原尾瀬口駅の歴史的観点からも、首都圏から会津地方に導く入り口であります。また、今週末、SLが来ます、大樹。名前が土津。土津自身が保科正之が葬られているという猪苗代の土津神社からなので、やはり歴史的観点の入り口ということで重要であると考えております。ちょっと15番議員と重なる部分はあると思うんですが、やっぱり入り口ということで大切にしていきたいと思います。

それで、私は会津高原尾瀬口駅、あまり正直電車は利用しないので、ずっと滝ノ原駅と思っていたんですね。会津高原尾瀬口駅って、去年初めて駅から電車に乗りました。名前の変化をちょっと調べたら、本当は国鉄のときは滝ノ原駅、それからJRになったときに会津高原駅、平成18年に会津高原尾瀬口駅に変わったということですね。答弁の中にありましたとおり、平成6年に結局バスのほうがなくなったということで、非常に尾瀬口という自身、名前もネットなんかを見ていると、いや、尾瀬口じゃないよねなんて話があります。

逆に、元の滝ノ原、あそこは滝いっぱいありますので、滝を、三滝もありますし、ちょっと自分は参観はしていないけど、恋路橋もあります。恋路橋、恋路茶屋なので、そちらも駅のほうに分かりやすい形でなっていくといいかなと思っております。その橋の辺りの草も、大分草木も伸びていますので、そちらのほうの周りの環境整備をしていただくのも一つの手かなと思っております。

憩いの家なんですけど、非常に珍しいハイブリッド型だと思っております。いわゆる電車からも行く、一般の国道から車の人も休む、両方使えるんですよ。ですので、片方が弱くなったところは片方が強化するべきかなと思っておりますので、バスがなくなったというときには、車で行く方をちょっと増やすような施策はしてみてもいいかなと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、やはり鉄道の利用者が非常に少なくなっている。それによって鉄道本来の、駅の本来の役割が低下してございますので、先ほど答弁しましたとおり、やはり車にしっかり焦点を当てて、議員からもご提案ありましたとおり、そこをしっかりと、看板等のぼりを立てるのか分かりませんが、そこを通行する自動車にできるだけ立ち寄っていただく、そういったものは、町としても施設のほうに提案させていただければと思っています。

以上です。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 また同じ話、恋路の話になるんですが、正直、私、3つぐらい結んできたんですよね。何とか効果あるといいなと思っているんですが、やっぱりハード面プラスソフト面、そういう何か途中寄るための一つ、只見町さんも三石神社って、やっぱり縁結びの神社を有効に活用しておりますので、そこはやはり今年、橋って確かにちょっと剥げていたり曲がっていたりするので、もし整備できるのであれば、ちょっとこの間、別の人と話したら、ピンクに塗ったほうがいいんじゃないかなんていう話もありましたので、そこにちょっと付加価値をつけて、ストーリー性をつけていくというのも一つの手かと思っています。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

貴重なご提案だというふうに思っております。先ほど答弁申し上げましたとおり、我々も、その場所に限らず、幸いにも商工観光課は若手職員が非常に多くて、そういった若手職員がフットワーク軽く町内のいろんなところに行くようになっているんですね。その恋路橋も含めて、いろんなところに行きながら、最近で言うとやっぱりSNSでバズることがないかというような取組もしておりますので、議員のご提案のとおり、今はそうなんだけれども、もしかするとという場所がたくさんありますので、そういったところにしっかり足を運びながら、何か生まれられないかなという思いを持ちながら、常に町内を回っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお話をさせていただきます。

役場の前の室井実さんが書物を書いていらっしゃる、恋路橋に係る物語も持っていて、
っしゃるので、そういったところも一つのアイテムになるかなというふうに感じております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 続いて2点目に入らせていただきます。

町長答弁のほうで、ステーションプラザのほうを答弁になっていたんですが、私としましては、前のロータリー、駐車場、非常に何も見えない。タクシーの字が消えていて、タクシー会社さんが自分で「タクシー」と書いたのか、ちょっと素人の感じで、聞いていると、基本的にロータリーって右回りなんですけど、左回りになっている。やはり玄関口ですので、田島駅。そういうところをびしっと駐車場を決めることによって、やはり駅から降りた方が、整備されている。同じ形で郵便局のツツジもちょっと整備が悪い。花壇のれんがも大分老化している。

その後に、今回SL来るということで、私もSLを、常設してあるので見に行ったんですけど、手前のベンチの上のツタが非常に大きくなってしまっていて、郵便局側から全くSLが見えないんですね。やはりそういう見せるということも非常に大切かなと思っております。

今度は、近づいていくと、SLの塗装がずっとしていない。SLの看板も字が見えない。せっかくこれだけ、今、SL、今日も来て、大分カメラマンの方も来ていますので、その方々もそこに行ったときに、ちょっとこのSL、大分お疲れだねという話になってしまうと思いますので、環境整備というのは、やはり駅から一歩出たその周辺含めて、これからは歩く人も多くなっていくと思いますので、ビジネスホテルさんも大分入っていますので、結局そっちのルート歩いていきますので、そのときに整備してある、していないというのが非常に大切かと思っております。

○山内 政議長 答弁は。

建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

会津田島駅周辺整備工事につきましては、すみません、記憶が定かではございませんが、合併前の数年前に工事のほうで、補償等も実施しながら実施したというところでございまして、駅前周辺の拡幅でありましたり、駅の手前のロータリーの調整等を、特に会津バスとの調整等も図ってきたところでございます。

その中で、まず、区画整理事業で調整をしてきたんですが、その中の特に駐車場部分、タクシー会社さんの「タクシー」という表示、さらには駐車場の区画線の表示、こちらにつきましては、我々も少し現場のほうを確認させていただいて、その後の対応を決めさせていただいた

いと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 私からは、周辺の景観美化に関するご質問に対してお答えさせていただきますが、ご承知のとおり、今、建設課長が答弁しましたとおり、周辺のハード面の整備は、建設課はああいう形で事業を行っておりますけども、駅前広場、以前はモニュメントがありましたとか、最近ですと、郵便局側にある大きな時計が故障して、それを修繕したというような工事も商工観光課のほうで行っておりますけども、そういった一歩出たときの見える景色、あときれいさとか清潔面とか、そういったものを含めて、駅前広場の管理と併せて、なるべくお客様に気持ちよく利用していただく、気持ちいい町だなと思われるような景観づくり、あとは美化活動は、商工観光課のほうでもやっていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 最後に、S Lは場所が前側に出る可能性はあるのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 S Lを動かす話は何回か出たことはあります。S L自体が非常に重量が重くて、動かすことの費用、それから動かすことでS L自体が傷んでしまうのではないかというような話があって、あの場所での展示ということでございます。道路のモニュメントがあったところにS Lを動かしたらというような意見もありましたけど、そういった費用面、または現場の状況から、そこには至らなかったということでございます。

ただ、今、ご指摘のように、せっかくS L展示してあっても見えない、管理が不行き届きだというようなご指摘があれば、それは展示している町としてしっかり対応する必要があると思います。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 続いて、3点目になります。

きとね周辺の前の駐車場ですね、非常に場所的にいい場所になっております。あその場所は、結構たまに、見てるとちょっとだけ休んでいる方がいらっしゃるんですよね。やっぱり長時間運転してくる。ここの田島は、結局奥会津のハブ、ここで一旦休んでから行くという場所だと私は考えています。あそこに電気自動車用のE Vとか、そういうのが必要なのではないかと、また、奥会津に行ってネット環境悪い方がたまに出てきてW i - F i を使えるような施設

があるとか、なかなか、小休憩とは言ったんですけど、それ以外、この奥会津の足りない部分を担保するというんですか、買物するにも非常に利便性のいい場所ですので、何かそこをちょっとうまく…。

きとねにポケモンのマンホールがありまして、皆さん、なかなか見つけられないといって、最近はまだ看板を上げちゃったらしいんですよ。ただ、やっぱりそういうふうの一つポイントがあると、そこに皆さん、1か所、中継地として寄るということがありますので、ポケモンのマンホールは今ありますが、プラス何か、ここへちょっと寄って、そして買物をして、ちょっと休んで、それから奥会津のほうに行くという流れはいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

南会津、田島は、やっぱり古くから交通の要衝で栄えてきた、道路環境も、289のバイパスが通って交通が大きく変わった。きとね、それからまちの駅、御蔵入交流館を含めて、あの近辺はやっぱり町の象徴的な場所だというふうに思っております。そこに立ち寄った後、次の目的地に向かうというような発想は非常に素晴らしいと思います。

さらには、そこから旧中心市街地のこっちの田島の町なかのほうにも立ち寄っていただけるような、歩いてになるかと思いますが、そういう仕組みも重要だと思います。非常に大切な視点でのご意見だと思います。ありがとうございました。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 一つ、神社に近いというのが抜けていました。

続いて、質問事項2のほうに入らせていただきます。

田島寮ですね。最初の年はあまり入っていないと聞いたんですよ。でも、最近聞くとあふれ出ていると。田島寮は高校の近くにあります。大体150メートルか100メートルぐらい空いているんですけど、人数が26人入れるそうです。ただ、26といっても3学年いますので、1学年当たり8から9、じゃ、その8から9で、この広大な南会津高に通う広いところをカバーできるのかといったら、ちょっと厳しいような状況の中です。

私が高校生の頃は、下宿というのがあったんですよ。田島高さんの近くにも下宿もありましたし、田島の町なかにも下宿があったんです。ただ、もうすっかりそういう下宿制度は今動いていない。かといって、私ら不動産屋ですけど、アパートを借りて高校生が単身で入るというのも、やはりこれは向いていないと思います。それで宿泊施設であれば、常時誰かがいまして、泊まれる部屋がある。そういうところを、3つ、4つ、5つ借り上げるという方向性がもし可

能であれば、ただ、これは県の仕事ですよというのであればあれですけど、やはり地元の高校を選んで入っていただく中で、宿泊で困っている部分があるのであれば、それはやっぱり町として動いていかないといけない部分かと思っております。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

おっしゃるとおり、やはり寮については不足しているというふうに認識しております。全国的な事例を見ましても、今ほど議員がおっしゃられたとおり、ホテルを寮にしている事例もございます。

ただ、一つ問題となるのがやはり食事の提供、寝る場所だけであれば、そういった宿泊施設をお借りしてというところは一番有効ではあると思うんですが、その先の食事の提供であったり、特にお弁当の提供というところは、なかなかハードルが高いのかなというふうに思っております。

ただ、冒頭答弁では、県立高校なので、まずは県というお話はさせていただきましたが、今ほどあったとおり、そういった案としては、町からも積極的に県のほうには提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 では、続いて2点目に入らせていただきます。

部活の支援の話でございます。部活動ですね。

南会津高等学校後援会事業補助金というのがないと聞いています。ただ、こちらに関しては、全国大会、東北大会のみと聞いておりますが、そのような解釈でよろしかったでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○鈴木秀和学校教育課長 それでは、答えいたします。

今ほどのおただしの部活動支援事業の中身についてのご質問だと思います。中身についてちょっとご説明差し上げますと、令和7年度の実績に基づきますと、部活動に関しましてはスキー部とレスリング部にそれぞれ、スキー部に関しては東北大会と全国大会、そしてレスリング部につきましては東北大会に出場した分の経費ということで支援しているところでございます。

なお、支援の中身につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように2分の1ということで支援しておりまして、残り2分の1につきましては高校のPTA後援会のほうで支援しているという中身になっております。

以上でございます。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 高校も2つあったのが一つになりました。ぜひ部活のほうは力を入れていただきたいと思います。

今の話ですと、やはり東北大会以上、じゃ、県大会になったときの基準がなかなか決めづらいんじゃないかなと思っています。基本的には生徒会とか後援会のほうに、町のほうとしてお金を半分出す。ただ、それが半分ではなく7・3、8・2、下手すれば100%、こちらのほうから、町のほうから補助することによって、生徒会のほうのお金が増える。それをあと生徒会の基準で、多分県大会とかにお金を振っていると思いますので、より振れるお金が増えるということで、そちらの補助金のほうは、2校あった高校が一つになって地元唯一の高校ということで、補助金を増やすという考えはありますでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○鈴木秀和学校教育課長 それでは、お答えいたします。

先ほどの補助率の割合でございますけれども、基本的にこの事業主体は高校の後援会のほうの主体の事業となってございます。そちらのほうで、繰り返しの答弁になりますが、2分の1を高校のPTAの後援会のほうから支援しているという形になっております。

そういった前提で後援会事業のほうは動いているという状況でございますので、現在のところ、7・3にするとか6・4にするとかという考えは町のほうではございませんけれども、今後、例えば高校の後援会のほうでそういった要望があったりするときには、即答はできませんけれども、ちょっと検討させていただきたいというふうに現時点では考えているところでございます。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 それでは、高校魅力化3点目に入らせていただきます。

まちづくりの参画者として、5月の広報を見ていたら、南会津高校の人材を核としてということで、非常に皆さん、すてきな笑顔で広報に載っておりました。やはり実際高校生というのがまちづくりに関わるということは、非常にこれからのまちづくりに大切なことだなと思っています。

その中で、今後、地元の協議会、田島協議会とかエリアプラットフォーム、中心市街地がやっているんですが、ぜひそういうところに参画していただきたいなと思っています。そのことについていかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

具体的にご提案いただきました。実は今年度の取組で、南会津高校からの要請がございまして、町の中心市街地の調査をやっていただきました。町の中を歩いていただいて、いろんな発見と気づきを得ていただきました。さらには、これも要請がありまして、町の担当者が学校のほうに出向いて、町内の商店、商業についての説明もしてきたところでございます。

議員ご提案のとおり、我々の行政分野にとりましても、地元の高校生というのはやはり貴重な人材ですので、そういったつながりがあれば積極的に、もちろん学校の要請があつての我々としての連携なんですけれども、そういった連携はどんどん生かしていきたいというふうに思っています。

できれば、そういった取組を発展させながら、企業であるとかチャレンジショップとか、そういったところにも若い力がどんどん向いていくような連携は、積極的にやっていければなどというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 多分、5月21日のフィールドですか、非常に、私も見ていて、高校生50人が町なか歩くと、やっぱりこういうふうがいいものだと思いますね。石蔵のところがチェックポイントになって、必ず4人1チームで歩いていくんですね。見ていると、パン屋さんでパンを買いましたとか、喫茶店でコーヒー飲みましたとか、やはり50人、結構こんな小さなまちで若い人が歩くと、非常にやっぱり活気づくと思います。

ただ、今回、この5月21日、町の人には普通に、あまり広報になっていなかったのかなと思っておりますので、ぜひ何かそういう機会がありましたら町のほうで、せめて区長さんとか、こういうふうな形で歩きますよということで広報活動をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

広報についても、一応させてはいただいたんですが、ただ、今ほどご指摘があつたということは、やはり足りなかったと思いますので、今後につきましては広報の方法も含め、再度検討したいと思います。よろしくお願いします。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 それでは、3番目の選ばれる南会津町になるための挑戦についてお聞きします。

まず、企業誘致なんですけど、町長答弁にありましたように、廃校を利用するとか、そういう話があるんですけど、実際私が不動産業者として携わっていると、防災ハザードマップ、非常にこちらが重要視されています。私もちょっと廃校とかということで調べたところ、1校は土砂災害警戒区域、レッドまではいかないんですけど、黄色、いわゆる土砂災害警戒区域、もう1校は、西部地区のほうなんですけど、浸水地域。ここはやっぱり山が近いので、土砂災害が非常に多い地域になります。なので、残されたところがほとんど家が建っちゃったりしていて、なかなか、じゃ、地震に強いですよといったときに、ここはどうですかという地域が、私も1つしか今思い浮かばないんですけど、町さんのほうで考えている地域はどちらになりますでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

町が考えている部分につきましては、先ほど町長答弁させていただきました、町有地、民有地ということで答弁させていただきましたが、こちらの町有地につきましては、空き校舎を中心に8件、約7万3,000平米を広く公表しながら誘致をしているところでございます。

民有地につきましては、2件、1万5,000平米、1.5ヘクタール程度なんですけど、そういった答弁の基になっているのは、町のほうで企業ガイドというのを作成して、これを持ちながらいろんなところにいわゆる営業活動に、PRに行っております。今ほど申し上げました町有地と民有地の数字につきましては、この企業ガイド、こちらの企業立地ガイドのほうに掲載して、我々のほうで広く情報を発信しているものでございます。

以上です。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 高校の話に戻りますが、田部原地区、県有地、全国でも有数の広さの敷地です。今ほど民有地のみだったんですけど、いわゆる県有地、空いているところが非常にあります。

田部原に関しましては、防災ハザードマップ、白です。災害が非常に少ないということです。今後、高校が昔のように1学年300人とかいうことはあり得ないので、その空いている敷地を有効に活用できればと思っております。そして、高校と企業が連携しながら、この町を発展させていくことを考えておりますが、場所としてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 個別具体の事例をいただきまして、ありがたいと思います。

敷地そのものは県の管轄でございますので、その可能性があるのか、それは非常に有力な情報だなど、今お伺いをしているところでございます。高校側の敷地の管理の体制もちょっと確認する必要がありますが、私どもとしても、一つの候補地として選定に値するかなというふうに思っております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 田部原地区、高規格道路も来ます。電車が途中から汽車になります。やはりここは確実に、場所としてここですよというのを具体的に企業さんのほうにお示しいただくのいいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まずは可能性をちょっと調べてからでないと動きにくいなと思いますので、多分、南会津高校ではなくて県の学校教育課、高等学校の担当のほうが所管されていると思いますので、そちらのほうをちょっとリサーチかけたいなと思います。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 それでは、2点目のほうに移らせていただきます。

医療機関の5年後ということなんですが、まず初めに、振興計画というのがございます。平成12年までに南会津病院以外の医療機関の数の目標値があると思うんですが、まず教えていただいてよろしいでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 お答えいたします。

ただいまの質問については、町として、医療機関を5年後にどのぐらいの数があるという目標値ということでよろしかったでしょうか。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 振興計画に、令和12年に数字が多分出ているはずなんですが、その数字に対しての質問になります。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

総合振興計画に掲げる南会津病院以外の医療機関数につきましては、令和12年度に8施設と

いうことで目標値のほうを掲げております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 多分、現在値は6、今日現在で6施設でよろしかったでしょうか。多分、1つは伊南のリモートになっていると思うんですね。

多分、私、考えるのには、リモートはもともと本当はこういう田島みたいに、ある程度まだリモート診察ができる方が、今後、例えば今空いている、ちょっとおなくなりになったりとかあるところに、まず、伊南もそうなんですけど、田島にリモートを持ってきて、なるべくリモートができる方はリモートで受けていただくというのも、新しい提案なんじゃないかなと思っています。

どうしてもなくなって、先生が遠くて田舎のほうに来ないというのであれば、やはりその前の段階として、実際もうリモート診察で受けられる方がいるのであれば、その方がそちらで受けることによって、既存の医療機関の負担が減るということも一つの提案だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 答えいたします。

全国的に医師不足というのはやはり進行しておりまして、先ほど高橋議員からご指摘のとおり、町内でも今6つの開業医の先生がおられます。今後医療の承継問題があったり等々がありまして、全国の事例を見ますと、当然ながら施設に行くというスタイルだけではなくて、逆に訪問型の診療、そこと先生をつなぐオンラインというような形の診療も増えてきております。

町長答弁の中でも、今後5年、10年を見据えた中で、地域の開業医の先生、それから町、それから県の機関、さらには今年度は医療問題を郡内の町村でも考えていこうということで、郡内の町村にも組織を拡大しながら、地域医療の今後の在り方を、今検討を進めておりますので、その中でも、そういったオンライン診療の事例なんかも調査していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 地域の病院以外の医療施設なんですけど、今はあまりなくなったんですけど、二、三十年前は、結局、南会津病院に勤めていたお医者さんがそのまま開業したり、南会津病院の先生がそのままおうちを建てたり、すごくいい流れだったような気がするんですよね。実際そういう距離感が近かったのか、ここいいよね、やっぱり魅力ある町だよ、じゃ、開業はしないけど住みますかとか、開業しますかとか、そういう今の町さんと南会津病院さん

の距離感はどのような感じでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 お答えいたします。

私どもも、先ほどの組織の中で、当然ながら南会津病院さんにも入っていただきながら、協議の場というのを設けておりまして、いろいろと意見交換はさせていただいております。

その距離感という形での答弁はちょっと難しいんですが、実は医療が今少なくなる現状としましては、人口減少によって1日当たりの患者数が非常に減少しているというのが背景にあります。当然ながら、そういった中では、医療施設としての経営が成り立たないというような問題がございます。そうしますと、以前ですと、1日当たり何十人とあった患者様が、今ですと何人に減少してくれば、なかなか病院の先生も、新たにこの地域で開業するというのがちょっと困難になってきているというような背景はあると思っております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 それでは、最後の質問に入らせていただきます。

保育園、幼稚園及び小学校の児童数の減少なんですが、現在、保育園、幼稚園の公立の定員と受入れ人数を教えてくださいたいのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 14番議員に申し上げますが、そこまで踏み込んだ質問をされるのであれば、あらかじめ通告をいただきたいと思います。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 それでは、再質問させていただきます。

ある程度人が減っていくというのは分かると思うんです。1つの施設に10人を切るような園児数のところに関しまして、今後の地域とのコンセンサスはどのように取っていくような感じでしょうか。まず、地域の方とよく話し合いをして、5年後はこういうふうになりますよ、大変申し訳ないけど合併するしかないとか、いや、頑張っって地域の方々にも、都会にいる子呼んでいただいて戻してもらって、何とか数を維持しましょうという地域との話し合いの場はありますでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 お答えさせていただきます。

5年後の園児数の減少の対応につきましては、現在、子ども・子育て支援会議という組織がございます、これは公立、私立問わず、各施設の代表者で組織している会議で、子供に関す

る施策を幅広く検討する場になっております。当然ながら、その中で10人を切っているというような施設もございます。そういう施設についても含めて、今、議論になっているのが、今後の定員の在り方自体を見直していく必要があるのではないかとという点があります。つまり、年間38名しか生まれないという現状を踏まえると、それぞれの施設で定員を持っていますが、どこかの施設に偏ってしまった場合に、それぞれの施設が運営が成り立たなくなってしまうのではないかとということがありますので、そういうことも含めて代表者の中で今後の定員の受入れの在り方はどうすべきか。

それから、もう一つ大事なのは、やはり預ける保護者の皆様の意向がどういうふうなお考えなのか。今届いている意見の中には、やはり少人数ではなくて、ある一定の集団の中で、社会性であったり自立性を育ませたい、友達をつくらせたい、こういった保護者様はいらっしゃいます。そうすると、小さいところについては現状のままの運営が難しくなるということもありますが、一方では、その施設がなくなることによって、今までは近くの保育所、幼稚園に預けられたものが、今度遠いところに連れていかなければならない。そのために、じゃ、送迎はどうするのかということで、例えば零歳児とか乳児になりますと、バスを走らせたらいいのかというと、なかなか乳児をバスで送迎するというものも難しいですし、じゃ、施設まで送っていただくという保護者の方の負担も大変なので、こちらについてはしっかりと保護者の方の意見も聞きながら調整していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 やはりトータルすると、町全体で子供を育てていくという考えで、昔みたく家族だけではなくて、町全体が支え合いながら、助け合いながら、人数が少なくなっていますので、できる手伝いはしながら、していくというのが一番いいのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まずは全般的なお話として受けたいと思います。

やはり町全体として子育てに対する関心を持って、保育施設とか学校にだけ預けて、それで終わりということではなくて、地域全体で子育てを支援していくんだという発想は非常に大切な視点だというふうに感じております。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 学校教育におきましても、やっぱり同様な考え方でありまして、ただ、南会津町は非常に広範囲でありまして、かつての舘岩、伊南、南郷、そして田島地域と。先ほど

の議員さんの館岩小中一貫校は、今、南会津中があるわけですが、館岩の高杖原からずっと南郷まで行くと非常な距離感がありまして、これも小学生が1時間以上、冬場なんかは、とても不可能だと。そういった自然的、地理的な要因から館岩地区は、これからの推移を見てもそんなに激減ではないので、館岩地区については小中一貫校というふうな考え方で、そのほかの伊南、南郷、それから田島地域は、先ほどあったようにアンケート調査をしました。

これも背景には、やはり危機感がありまして、町立の適正配置に関する協議ということで、町長を交えた総合教育会議という会議があるんですけども、その中で、今後5年、10年後どうするかという、これは教育委員の方も交えての会議になりますけども、その中で、スペック的に、これだけ人口、子供の出生数が少ないということであれば検討が必要だろうと。

その第1段階として、昨年度、保護者を対象としたアンケートを実施させていただきました。その中身は、51%以上の方は、もう検討に入るべきだと、そういうご意見をいただきましたので、この後は適正配置に向けて基本方針、その青写真ですね、ビジョンをどんなふうにしていくか、そのところで、言葉は悪いですけど、審議会等、外部団体のご意見をいただくような、そういった機関もちょっとつくっていく必要があるのかなというふうには考えております。

その中で、基本方針、それから実施計画等々、ただ、これも先ほどありましたように、やっぱり住民の合意形成、これは南会津高等学校の統合問題で非常に、それはやっぱり私たち義務教育も教訓として、地域の合意形成は図りながら丁寧に進めていくと、そういったスタンスでいるところです。

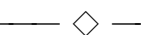
なおかつ、加えて申し上げますと、館岩地区は子供の数をいかに増やしていくか、これは我が町の一番の最大の問題は人口減少、少子化でありますので、それに対しての移住・定住政策、なおかつ学校関係でいうと親子山村留学、またはデュアルスクール、これもご提言いただきましたけども、そういったいろいろな手法を使って子供たちを増やす。そういった観点からも、やっぱり施策を講じていかなくちゃいけないと、そんなふうに感じております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 これで私の質問のほうは終わりますので、魅力ある南会津町になり、選ばれる町になるようお願いしております。

以上で質問は終わります。

○山内 政議長 以上で、14番、高橋一成君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明25日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時52分

令和 8 年第 2 回南会津町議会定例会 第 3 日

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 8 年 6 月 2 5 日（木曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

4 番 星 和 孝 議員
1 番 酒 井 幸 司 議員
1 3 番 湯 田 哲 議員
6 番 渡 部 裕 太 議員
3 番 湯 田 剛 正 議員
5 番 古 川 晃 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（ 1 5 名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 3 番	湯 田 哲	議員
1 4 番	高 橋 一 成	議員	1 5 番	渡 部 訓 正	議員
1 6 番	山 内 政	議員			

欠席議員（ 1 名）

1 2 番 楠 正 次 議員

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	遠 藤 知 樹	総 務 課 長
佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
廣 野 友一郎	住 民 生 活 課 長	大 竹 政 範	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
月 田 啓	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
鈴 木 秀 和	学 校 教 育 課 長	齋 藤 成	事 務 局 長
阿久津 勝 英	舘 岩 総 合 支 所 長	星 克 之	生 涯 学 習 課 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		伊 南 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、12番、楠正次君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

_____ ◇ _____

◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

_____ ◇ _____

◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 おはようございます。

議席番号4番、星和孝です。

通告に従い、これから一般質問をします。

質問は2項目です。

大きな1番、2期目所信表明より今後の町政は。

先月の第2回議会臨時会において、町長より2期目の所信表明を述べられました。

- ①町民が今後も住み続けたいと思えるまちづくりには、どのような施策があるのか。
- ②安心して生活できる場所として選ばれる町とは。
- ③子育てや教育を行う地域として選ばれる町とは。
- ④選ばれる町を実現するための組織体制強化とは。
- ⑤自然と人が笑顔を育む町、共に生きるみんなのふるさとの実現とは、どのようなことを描いているのか。

大きな２番、一般会計予算の再構築は。

町村合併以来、我が町の一般会計予算額は約130億で推移してきました。人口約１万3,000人の自治体における健全な財政規模は、年間50億円から70億円程度が目安と言われていますが、今後はどのようにしていくのか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

議席番号４番、星和孝議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、２期目所信表明より今後の町政運営はに関する１点目、町民が今後も住み続けたいと思えるまちづくりには、どのような施策があるのかとのおただしでございますが、令和６年７月に実施した町民アンケート調査において、町外に移り住みたい主な理由として「冬期間の生活の大変さ」「就労場所の少なさ」「老後の生活への不安」などが挙げられております。また、町民が求める重要度の高い施策といたしましては、Ｕターンの促進や若者の流出抑制、医療・介護サービスの充実といった項目が上位になっております。

こうした結果を踏まえ、冬期間の生活支援の充実、移住・定住の促進と雇用の創出、高齢者福祉、医療・介護サービスの充実などを重点的に推進し、町民が今後も住み続けたいと思えるまちづくりを目指してまいります。

次に、２点目、安心して生活できる場所として選ばれる町とはとのおただしでございますが、安心して生活する場所として選ばれる町、町民の皆さんが生涯にわたって安心して暮らし続けられることはもちろん、町外の方からも住みたいと選んでいただける町であると考えております。

人口減少が急速に進む中、医療・福祉サービスの充実や公共交通の確保など、生活の基盤をしっかりと整えるとともに、移住・定住の取組をより一層推進し、誰もが安心して生活できる環境を実現してまいりたいと考えております。

次に、3点目、子育てや教育を行う地域として選ばれる町とはとのおただしでございますが、子育てや教育を行う地域として選ばれる町とは、子育て世代が本町で子供を産み育てることに希望と安心を感じ、この町で子供を育てたいと積極的に取り組んでいただける町であると考えております。具体的には、充実した子育て支援や相談体制の整備、この地域ならではの教育環境の充実など、子供たちと子育て世代を町全体で支える環境づくりを進めることで、その実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、4点目、選ばれる町を実現するための組織体制強化とはとのおただしであります、昨日の10番議員の一般質問でもお答えいたしました、本町最大の課題であります急速に進む人口減少と若者の流出への対応として、第3次南会津町総合振興計画に掲げる施策を着実に実施するため、現在、役場組織の再編について検討を始めております。

限られた職員数の中で組織の持続性を確保するため、体制の見直しや業務のアウトソーシングによる業務の最適化を図り、さらなる住民サービスの向上を目指してまいります。特に重要な項目として取組を進めたいと考えておりますことは、本町への移住を希望されている他地域の皆様に、仕事・住まい・支援制度の紹介など、各担当が連携し対応できるような組織づくりであります。

次に、5点目、自然と人が笑顔を育む町、共に生きるみんなのふるさとの実現とは、どのようなことを描いているのかとのおただしでございますが、自然と人が笑顔を育む町、共に生きるみんなのふるさとであります、これは第3次南会津町総合振興計画において定めた将来の町の理想の姿を表したものであります。

豊かな自然環境の中で生まれ発展してきた歴史と伝統の中で、恵まれた地域資源とこれまでの積み重ねてきた成果を十分に生かし、町民一人一人が幸せを実感できるまちづくりを進めるために、人々の絆を大切にしながら共に歩いていく姿をイメージし、まとめたキャッチフレーズであります。

町民の皆様をはじめ、本町に訪れる方、本町を離れた方、全ての人との絆を大切にしながら、その実現に向けて歩みを進めてまいりたいと考えております。

次に、一般会計予算の再構築はに関して、人口約1万3,000の自治体における健全な財政規模は、年間50億から70億程度が目安と言われているが、今後はどのようにしていくのかとのおただしでございます。

普通交付税の算定における標準財政規模を用いてご説明したいと思います。

標準財政規模であります、自治体の標準的な状態で、通常収入であろう市町村税や普通交

付税等の経常的一般財源の規模を示したものであり、本町の令和7年度算定における金額は約86億円となっておりますが、普通交付税で想定されている行政経費は義務的性格の強い経費であり、自治体単独の行政サービス等の経費は含まれていないことから、そうした財源は国県補助金や地方債の発行等によって確保しているところであります。

本町の予算規模につきましては、当面同水準で推移していくものと考えておりますが、合併特例事業債が令和12年度をもって終了する予定であることを踏まえ、中長期的な予算規模や財政の見通しについて、現在、整理・検討を進めているところであります。

なお、1年間の収支や将来負担に関する財政指標である健全化判断比率において、本町はいずれの指標も早期健全化基準を下回る数値となっており、財政の健全性は保たれておりますが、地方交付税等の依存財源に頼る財政構造に変わりはなく、より一層の行財政改革に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 丁寧な分かりやすい答弁で理解しました。

昨日も10番議員より同じような質問をされていたので、私からは細かく通告はしていませんが、選ばれる町の関連の質問をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○山内 政議長 どうぞ。

○4番 星 和孝議員 ありがとうございます。

では、まず1つ目に、人口減少は町の財政にどう影響し、根本的な対策は何ですか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

人口減少による財政への影響ということでございますが、やはり人口減少しますと必然的にそれに伴って町税等の収入も減るということが想定されます。また、地方交付税につきましても、人口単位に算定される部分につきましては減少が想定されるというところで、歳入面でそうした減少という影響が想定されるかなというふうに考えております。

したがいまして、行財政の改革というところは必要になってくるのかなというところで、これまでも努めておりますが、例えば地方債であれば、返す額以上に借りないであるとか、また公共施設につきましては、数を縮減して行って、維持管理費であったり、建て替え等に要する経費を縮減していくというような取組を進めていくということが必要かなと思っております。

○山内 政議長 4 番、星和孝君。

○4 番 星 和孝議員 承知しました。ありがとうございます。

2 つ目、仕事をする場所や企業立地先として選ばれる町にするための具体的な施策はありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まずやっぱり、今、基幹産業である農業・林業、これの従事者の確保というのが非常に重要であると思いますし、特に農業においては、南郷トマトをはじめ、新規就農の方の従事が増えているという県内でも先駆的事例だというふうに認識をしております。よそからこの町を選んで農業・林業の従事のために入っていただくという一つの手だてとして、非常に重要なポイントだというふうに思っております。

それから、新たな仕事の構築であります、今ドローンに関する事業が進められておりますので、これらの調査の機関だとか、それからドローンを通したものづくりの企業なんかも入っていただけないかなというふうに思っております。今現在、明確なアプローチはできておりませんが、昨日もお話ししましたように、ロボットテストフィールドに派遣している職員、それから福島県の東京事務所に派遣している職員等から情報を得ながら、一歩でも二歩でも前に進めたいと、このように思っております。

それから、もう一つは、やっぱり地震被害の可能性が少ない地域であるということを前提にして、この地域の冷涼な気候、そういったところを企業活動として求める事業所があれば、これはもう積極的に企業の招致に努めていきたいと、このように考えております。

○山内 政議長 4 番、星和孝君。

○4 番 星 和孝議員 承知しました。ありがとうございます。

続きましての質問が、観光、交流、体験の場として選ばれる町にするための具体的な施策はありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

公約で公表している中身の紹介になりますが、まず地域経済への消費を巻き起こすために、サービスの提供ではなく、訪れていただいた人から経済効果を求めるというところが非常に重要な視点だというふうに思っております。そういう意味では、今回観光施設の運営について、民間事業者に委ねられた施設があります。民間のノウハウなり P R 力、集客力、そういったも

のを期待して、この地域への来訪者の増加を目指していきたいと、このように考えております。

さらには、この地域の資源である美しい星空、さらには隕石落下の話題性、南会津町が持っている可能性をさらに引き出して、来訪者の増加につなげていきたい。さらには、溪流とか山岳、湿原、温泉、これは町内4地域すばらしい資源があると思います。十分に生かし切れていない面もあるのかなと思いますが、それらをもう一度磨き上げて、来訪する仕組みをつくっていききたい。

昨日もお話し申し上げましたが、広域連携という形であれば八十里越の道路開通を見据えた取組、さらには白河・奥会津地方の新たな取組、こういったところの周遊型の観光を目指しつつ、さらに町が持っている資源への誘客を図っていききたいと、このように思っているところでございます。このほかにも、田島祇園祭、それから古町のまつり等、やっぱりこれまで培われてきた古い歴史のある町でもございますし、冷涼な気候を生かしたスポーツ合宿、企業研修先としても可能性は大きいというふうに思います。

さらに鉄道利用という面では、SL大樹「土津号」の来訪が今すごい話題になっておりますが、鉄道を介した来訪者の増というのも町として一步踏み出していく必要があると、このように思っているところでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。ありがとうございます。

続いての質問なんですが、2期目の町政運営において、町長が1期目から特に注力したいと考えている具体的な政策分野はありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1期目4年間を通して取組を進めてきて、私として感じるところは、まず就任直後、コロナウイルス感染症対策、さらには物価高騰対策がありました。これらについては、国の臨時交付金等を活用しつつ、感染対策の予防、さらには地域経済への影響緩和について一定程度効果が出ているんだろうというふうに思っております。

さらには、子育て分野になりますが、子供たちの保育所のゼロ歳児から2歳児までの保育料の2分の1の負担軽減、さらには昨年度から始まりました小学校、中学校の学校給食への支援、これについては令和8年度、国の制度も受けながら全額無償化するというふうに新たなかじを切ったところでございます。

こういったところをやっぱりピックアップして継続をして、子育てに取り組む若いお父さん、お母さんを支援しながら、この町で子供を産み育ててもらいたいという環境を整えたいと思っ

ております。さらに、こども家庭センター「えがお ぷらす」という相談体制が非常に県内でも有数の手厚さだというふうに言われておりますので、ここを充実しつつ、今後出てくる学習障害をお持ちのお父さん、お母さん、そして子供たちへの支援を一步踏み出していきたいということで、これは令和8年度の予算編成にも上げたところでございます。

さらに、私になってから取組を始めたのが、美しい星空をテーマにしたまちづくりでありまして、星空を見るということは当然夜になりますので、ここから宿泊につなげて地域経済へのプラスに持っていききたいと、このように思っております。幸い町民の皆さんの中に、天体に関心のある人がたくさんいらっしゃることを初めて気がつきました。そういった方々に星空のガイドをしていただきながら、この地域の魅力を引き出して、経済効果に持っていくというふうなことも1期目の種まきから出たものだというふうに思っております。

さらに、ドローンについても、私になってから福島県、さらにはロボットテストフィールドと調整をして動き始めた事業でございますので、ドローンについてもより一層2期目に力を入れていきたいと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。ありがとうございます。

非常に唐突な質問に答えていただき、ありがとうございます。

町長の答弁の中にもありましたが、今、現にこの町を離れずに住み続けている住民、町民に寄り添う必要があるのではないかと考えます。住民の満足度を上げていくことが重要と考えますが、この点に関してはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お話をさせていただきます。

まず、今回スローガンと公約をまとめる際に、急速に進む人口減少と、最初ここは少子高齢化というタイトルが入っていました。私の後援会幹部の方々とお話をしたときに、高齢者が何か悪いように映るぞということでお話をいただいて、中身を変えた記憶があります。つまり、これまでまちづくりに貢献されてきた知恵やノウハウのある高齢者の皆さんを大切に、尊敬をして、まちづくりを進める必要があるということを忘れてはならないというふうに私は思います。

そういう意味で、この町に住み続けていただくための取組としては、高齢になっても安心できる町である必要があるということから、移動手段の確保、さらには介護制度によるサービスの提供、そして一番重要だと思っております医療面の提供というのをやっぱりここは忘れては

いけないと、このように思っているところでございます。

一方、若い人たちが離れる理由は何かということになると、やっぱり若い人たちが希望する仕事が少ないというのは事実だというふうに思いますので、これらについて町内にある既存事業の方々とお話をしながら、まず今ある企業の皆さん、事業者の皆さんのところで雇用を確保していただくという取組をやっぱり進める必要があるんだろうというふうに思います。加えて、先ほど申し上げましたような新たな可能性の仕事づくりというところに取り組んでいく、このように思っております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ありがとうございます。承知しました。

続きまして、大きな2番の質問に移らせていただきたいんですが、こちらの質問は1点、大きな1点ありまして、この財政規模を今後も続けるのかということに対して、公共施設の整備と統合が先ほど副町長からもありました。人口減少によつての整理と統合が必要ですよというお言葉があったように、公共施設の整理と統合が最重要課題だと考えますが、その点はどのようにか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから、再質問に入る答弁の前に、ちょっと和孝議員に確認したいんですが、「年間50億円から70億円程度が目安」だというふうに書かれていますが、私、この数字を見るのは初めてです。どちらから引用されたんでしょうか。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 こちらは、自分もちょっとそう聞かれますと、頭にあった金額を書いたので、もう一度、再度自分で調べた際、質問を出してからですが、総務省のほうで60億から90億ということが書いてありましたので、こちらは訂正して、おわび申し上げます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 分かりました。それでは、我々が持ち合わせている数字を基に、今後再質問に対するお答えをさせていただきます。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 公共施設に関する点でございますが、公共施設等総合管理計画におきまして、令和44年度までの縮減目標を持っております。こちらを基に、今個別の計画を立てているところでございまして、ここで個別の施設の統廃合について、今検討を始めたところでございます。

今の町の施設の数、面積からすると、このまま施設をずっと維持するというのは不可能でございますので、やはりこれから具体的に、どの施設をどういうふうに統廃合していくのかというのは明らかにしていく必要があるというふうに考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 よく分かりました。

これで私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、4番、星和孝君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 酒 井 幸 司 議 員

○山内 政議長 次に、1番、酒井幸司君の登壇を許します。

1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 議席番号1番、酒井幸司、通告書に従い質問を行います。

質問は5点、1番、伊南診療所の現状は。

4月から開業されている伊南診療所の情報があまり伝わってこないもので、現状はどんなものか伺います。

①予定どおりリモート診療は開始されているか。

②初めての試みで問題は起きていないか。

2つ目、水道管の老朽化問題は。

水源調査関係の質問の際、漏水の関係が大問題と分かり、老朽化を含めて伺います。

①水道管布設40年超えの割合は。

②現状の漏水と老朽化の関連性は。

③漏水対策と老朽化対策の現状は。

3点目、ナラ枯れが目立ち始めて大分たちます。現状では手に負えなくなり、中断していると聞きます。このまま放置状態が続くことへの不安が聞こえています。

①一般の山林のナラ枯れ対策は中止のままですか。

②ナラ枯れの進行状況の把握は。

③林業振興の妨げになると思えるが、対策は。

4点目、おとし、住民アンケート等からのまとめで報告書が委員会から町職員に渡し、結

果待ちでしたが、そこから民間事業者への委託になっているとのことですが、その後の進捗状況は。

①民間事業者からの提案状況。

それから、②締め切りは。

③町としての方向性は。

5点目、スキー場存続問題が問題になり、町が揺れてから時間がたって、何とか落ち着いて1年目の決算が出たと思います。存続で話題になった4スキー場の決算は。

以上で壇上からの私の質問は終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、伊南診療所の現状はに関する1点目、予定どおりリモート診療は開始されているかとのおたしでございますが、伊南地域に開設されたハイブリッドファミリークリニック南会津町は、対面診療とオンライン診療を併用した医療施設として、令和8年3月26日に開業されました。原則として、初診時は対面での診療や検査を行い、その後、医師が総合的に判断し、患者の合意を得てからオンラインでの診療となるため、現在はオンライン診療の開始に向けて、患者の詳細なカルテ起こしを行っている、そのような状況にあると伺っております。

次に、2点目、初めての試みで問題は起きていないかとのおたしであります、現時点においてオンライン診療に移行した患者はおらず、対面診療のみを行っている状況と伺っております。

なお、対面診療に際しては、話をよく聞いて対応していただけると受診された方の反応もおおむね良好であり、診療に関してのトラブルについては、情報として入ってきておりません。

次に、水道管の老朽化問題はに関する1点目、布設後40年を超えている水道管の割合はとのおたしでございますが、本町に布設されている管路全体の延長約283キロメートルのうち40年が経過した管路の延長は約65キロメートルであり、その割合は約23%となっております。

2点目、現状の漏水と老朽化の関連性はとのおたしであります、近年の漏水状況を見ていますと、老朽化に起因した漏水はほとんど生じておらず、水道管を布設したときの施工状況に起因するものが大半を占めていると感じております。

また、道路下にある水道本管から分岐して宅地へ向かう給水管での漏水修繕が非常に多く、その原因についても、施工状況によるものが大半を占めていると感じているところであります。このことから、老朽化との関連性は低いものと認識をしております。

次に、3点目、漏水対策と老朽化対策の現状はとのおただしであります。漏水対策につきましては、毎年、有収率向上対策等事業委託による漏水調査を行っており、今年度は、5月に伊南・南郷地域で実施しております。また、漏水調査と管路網図のデジタル化を併せて行うことで、漏水多発路線の見える化を図り、これまでの漏水情報を基に、AIを活用して管路の劣化状況を推測できるように取り組んでおります。

なお、老朽化対策につきましては、国庫補助事業を活用し、耐震管への布設替えを進めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ナラ枯れ対策に関する1点目であります。一般の山林のナラ枯れ対策は中止のままかとおただしをいただきました。本町では、ナラ枯れの拡散防止の実証実験として、令和3年度から令和6年度まで、粘着シート被覆等による被害防除対策を実施してまいりましたが、100立方メートル当たり約500万円と多額の費用を要するほか、駆除数が約1万1,000匹にとどまる結果となり、民間所有の山林での実施には課題が多いため、事業化は難しいと判断しております。

このことから、令和7年度より、南郷地域の高清水自然公園内で比較的安価である噴霧器を使用した樹皮表面への薬剤散布を実施し、その効果を実証しているところであります。

ナラ枯れ対策につきましては、費用対効果を踏まえ、どのような方法がより効果的であるかを引き続き、南会津地方森林病虫害等被害対策連絡協議会において検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、進行状況の把握はとのおただしであります。ナラ枯れの進行状況につきましては、県と共同で被害量調査を行っており、令和7年度の調査結果では、被害量は4,554立方メートルでありました。また、新たに田島地域の中荒井地区と藤生地区、伊南地域の古町地区でも確認しており、被害が拡大している状況となっております。

次に、3点目、林業振興の妨げになると思えるが、その対策はとのおただしでございますが、議員ご指摘のとおり、ナラ枯れは放置すると広葉樹資源の減少や倒木リスクの増大による林業振興の妨げになるものと認識をしております。

被害防除の具体的な対策として、被害木の適切な伐倒や薫蒸、薬剤散布などの方法が挙げられますが、いずれも局所的な防除措置であり、広域的な対策にはなりにくいものと考えております。

町といたしましては、引き続き被害状況の把握に努めるとともに、南会津地方森林病虫害等被害対策連絡協議会において、ナラ枯れへの効果的な対応策を検討してまいりたいと考えてお

ります。

次に、旧南会津高等学校跡地の利活用に関する１点目、民間事業者からの提案状況はと、２点目の締切り、さらに３点目の町としての方向性はとのおただしであります、相互に関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

旧南会津高校南郷校舎の利活用については、町の方針を決定するに当たって、本年２月から福島県が実施する対話型市場調査であるサウンディング調査を活用し、提案を募集したところ、現時点で民間事業者２社から提案を受けております。

なお、締切り期間については、特に定めておりませんでした、約半年経過し、その他の問合せもないことから一度締切りとし、今後は２社からの提案について、職員で組織する庁内検討会議において、実現可能か慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、令和７年度の４スキー場の決算はとのおただしであります、初めに、だいくらスキー場についてであります。入場者数が５万３,８９４人、売上高が約２億１,０００万円、経常利益は前年対比３２.２％増の約４,２００万円と伺っております。

続いて、会津高原たかつえスキー場であります、入場者数が１１万６,１８０人、売上高は約４億６００万円、経常利益は前年対比５％減の約８,３００万円と伺っております。

続いて、会津高原高畑スキー場であります、入場者数が２万８,７７１人、売上高は約５,９００万円、経常利益は前年比４３０.５％の減、マイナス約２００万円と伺っているところであります。

最後に、会津高原南郷スキー場であります、入場者数が３万４,４２０人、売上高は約１億５００万円、経常利益は前年比１２９.１％増の約１,９００万円との報告を受けているところであります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 １番、酒井幸司君。

○１番 酒井幸司議員 再質問させていただきます。

まず、１番の伊南診療所の件ですが、まだ始まったばかりで、その内容というのはこれからだと思ふんですけど、月２回３時間ずつということで、これまでだと４月から始まって５回ばかりですね。診療始まったと思いますが、大体人数的には何人ぐらいの患者さんが来られていますか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○星 克之伊南総合支所長 お答えいたします。

これまで5回の診療であります、大体1回当たり3人から7人の診療ということで、平均すると5人前後の診察であります。1人当たり20分から30分程度の時間という形になりますので、診療時間の3時間というところではその人数というような状況になっております。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 それで、初診を受けられた人たちが、もうリモートでの診療は受けられるんですか。それともおおよそ初診された数が何百人とかになってから始まるのか、それとも初診を受けられた方は、順々にリモートで診療を開始できるんですか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○星 克之伊南総合支所長 答えいたします。

オンライン診療への切替えということではありますが、やはり先生のほうもいきなりオンライン診療という形では取っておられないようです。オンライン診療を実施する際には、原則といたしまして対面での診療と申しますか、医師による直接の診療というのが条件になっております。直接の診療というのは触診であったりするのかもしれませんが、現在は対面による診察を行う、あるいは検査を行って、患者さん一人一人の状況を確認した上での診察というような形になっています。

オンライン診療も医師と患者の合意がないとできないということで、医師法のほうでも定められておりますので、現状は、町長の答弁にもありましてとおり、患者さんの正確な状況の把握、病状の把握等をされておりますので、オンライン診療というのはこの後の移行という形になるかと思っております。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 ですと、リモート診療の開始時期はまだまだこれからということで、見当もつかない状態なんでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○星 克之伊南総合支所長 答えいたします。

医師と患者の合意というところで、先生のほうが総合的な判断でやれば、東京におられる医師と患者さんのスマートフォンやタブレットと、そういったリモート端末を使って、家庭で診療を受けるというような方向に進むということができるといふふうに思っております。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 ちょっと聞きたいのは、初診を受けてからというのは分かりました。

なので、今初診を受ける時期であると。じゃ、初診を受ける、さっきも言ったとおり、何百人だか何千人だかの初診した人が集まったところでリモートが始まるということになると、リモートで診療をいつ受けられるのということになる。それが疑問なので、ちょっとその辺の分かる範囲でいいです。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○星 克之伊南総合支所長 すみません、繰り返しになってしまいますけども、先生のほうから患者さんのほうに、次回はオンライン診療に移行しますというようなことでお話があって、合意ができれば、次回からオンライン診療に移れるというような体制にはなっております。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 分かりました。なので、初診は受けられるけど、まだ直にリモートは、開始時期は不明ということで理解しておきます。

そんな中で、やっぱりちょっと私としてだけかもしれないですけど、疑問なのは、リモート診療ってどこかで行われていると思いますけど、診療の内容、どこでも月2回、第2、第4木曜の午後1時から4時みたいな診療内容で行われているのかというのがちょっと私としては疑問で、そういったことで、我が町の伊南地区の診療、今質問した内容の中でも、いつリモートが始まるか分からない。月2回、3時間ずつ、こういうのがリモート診療なんですかね。

その辺ちょっと、前回質問したときも、こういう地域に合っているんですかと私は質問しました。町長は、こういう地域にこそ合った診療ですよと答えられています。その点、ひとつお答え願います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私も、過疎中山間地域の医療体制について、よく新聞情報をチェックしております。やはり医師が不足している、常駐できないという地域については、リモートでのオンライン診療というのが流れになっているというふうに思っております。

南会津町では、まだこの制度は始まっておりません。ですから、私としては、恩田医師が進めているオンライン診療に大きく期待をしているところであります。

なお、今、議員からいろいろご指摘がありましたので、恩田医師と話ができる機会があれば、その辺についても確認をしたいなと、このように思います。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 分かりました。伊南の診療所、伊南地区の人たちには、もう少し待ってくれという情報を流すしかないと思います。やっぱりちょっとまだ自分としては納得いつて

いないんですけど、次の質問に移ります。

老朽化水道管、今40年超えの水道管23%ということで、これから徐々にその布設時期、始まったばかりなんでしょうけど、23%、これが当時どんどん水道の布設が進んで、結局老朽化もそれに合わせて進んでいくんでしょうけど、当時のことは分からないんですけど、当時の管の布設の施工のスピード的なところは、どのぐらいのスピードで進んでいたのかというのが分かりましたら。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えします。

今現在、水道台帳の整備を行っていますので、詳細な数字を把握しているまだ途中ということでご理解いただきたいんですが、環境水道課の想定としましては、今現在23%とお答えしましたけども、5年後には35%程度、それから10年後には60%を超えるというふうな想定をしております。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 分かりました。

あと、それに併せて耐震のほうも進めていければ一石二鳥ということになるんでしょうけど、漏水に関してなんですけど、本管よりも分岐して宅地へ向かう給水管での修繕が多く見られると、施工状況によるものが大半というんですけど、自分も土木の人間なんですけど、修繕に行ったところの施工状況はどんなものが多いんですかね。当時の施工が悪いのか、材料が悪いのかということなんですけど。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えいたします。

直近の過去3年間の漏水による修繕のケースですが、全部で238件ございます。そのうちの約195件、約82%ほどが給水管の漏水修繕となっております。

この修繕の内容を見ますと大きく2つに分かれています。1つは塩ビ管によるもの、もう一つがポリエチレン管という、ちょっと材質が異なるんですけども、塩ビ管については、恐らく施工の際に角度、長さ、これの微調整を図るためにちょっと火であぶって曲げているようなケースが割と多いのと、そこの火であぶったところは当然強度が落ちますので、それが起点になって漏水が発生しております。

それから、ポリエチレン管につきましては、断面が1層構造のもの、今は2層構造のものを

使用していますけども、当時は1層構造なので、これはやっぱり軟らかくて曲げやすかった、施工性がよかった。それから、こういったものが理由だと思っているんですが、これがかなり耐久性のない材料ということになっております。この2つが大きな要因かなというふうに考えております。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 分かりました。

上水に関しては、前から水源問題やら関わってきているので、この管に関しても水の部門、頑張ってもらいたいと思います。

質問3に移ります。ナラ枯れに関しては、高清水公園の対策といいますか、処置を見学に行ったことがあるので、その大変さは非常によく分かります。なので、やっぱり自然状態の原林を全てああいうふうにするのは無理だと思いますけど、先ほどの内容で薬剤、今ちょっと試して、その効果とかそういったものは何か出ているのでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

高清水自然公園の群生地に昨年、局所的ではございますが、内部にある木を守るためにということで、噴霧器による薬剤散布を行いました。が、本年度現在まだ被害は確認されておりませんので、今年も引き続きその木を守るために、局所的ではございますが薬剤散布を予定してございます。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 ナラ枯れもまだまだ各地区に進んで、時間がたって枯れ木になったものは本当に枯れて、またそれが老朽化して倒れると。これから林業をされる方とか、熊の問題もあって、なかなか大変な目だと思っています。そういった検証・実証、薬剤散布、何か対処できるものを早く発見してもらいたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ナラ枯れについて、私のほうからもお答え申し上げます。

景観的にも、非常に山が荒れている姿が見られて気になる風景を何か所か私も見ております。林野庁のほうの主催で、会津地域にある国有林野所在市町村長会議という会議がありまして、ここでナラ枯れの被害対策について、私のほうから問題提起をしました。

林野庁として、これらの対策についてどのような方針で臨まれているのか、効果的な対策は

あるのかというお話を聞いかけましたが、やっぱり局所的にやっていくしかないんだと、全体的に対策をするのであれば、枯れているところを全て伐木するしかない。ただそれをやるための費用はどうするんだという問題がありまして、実効性のある対策が打ち出せていないというのが話を聞いた実情でございます。

ただ、林業、山林の所有者、さらには林業事業者からすれば、ナラ枯れの被害拡大というのは望ましくないのは明らかでございますので、私のほうでも町単独でやれる部分は限界があると思っておりますので、そういった地域の事情をしっかりと県なり国なりに訴えをして、対策の進捗を図っていききたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 理解しました。

次に、4 番、おとしし民間の方から、議員、私なんかも含めて特別委員会を立ち上げて、住民のアンケート等をまとめて町職員さんに提出して、そこでまた諮っていただいての結果が、今度、民間事業者への委託になっているわけですけど、なかなか時間がたつと何か解決に向けてのますますスピードが緩くなって、忘れ去られているんじゃないかなと最近思っていて、締切りを設けて今 2 社の民間業者と聞いて、その 2 社の職種といたしますか、その辺はどんな会社なんですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

1 社についてはコンサルタント会社、もう 1 社については建設業関係の会社でございます。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 分かりました。締切りを設けられて、その 2 社の内容をちょっとされて、結論的なものを早急に出していただければと思います。

次に 5 点目、もう 1 年、ワンシーズたちましたので、4 スキー場の決算を公表していただいたんですけど、できればこれは、幾ら幾ら赤だよとか、幾ら幾ら黒字だったよと、金額で教えてはいただけませんか。

○山内 政議長 1 番議員、議長から申し上げますが、金額というのは、決算ではなくてという意味ですか。先ほど決算内容を答弁されたと思うんですが、それ以外ということですか。

1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 経常利益の何%だと、やっぱり規模の大きい 4 億 6,000 万の 5 %で、規模の小さいところで 1 億ぐらいで 10%の、20%の増があったといっても、金額で黒、赤表現

してもらわないと、もうかったかどうか何となく実感が湧かないものですから、これもできる限りでいいです。この何%減、何%増でもおおよそ分かるんですけど、どうですか。

○山内 政議長 大丈夫ですか。

商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 まず、今回の答弁の数字を申し上げますが、今回町長答弁につきましては、黒字、赤字の表現はされているというふうに思っています。例えば、高畑スキー場につきましては、議員ご指摘のとおり前年比というのがございますけども、200万円の赤字というふうに町長答弁してございますので、こういったところから最終利益が黒か赤かというのは判断できるかなというふうに思っております。

その上で、対前年の金額も併せて説明してほしいというご質問であれば、対応したいなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 前年比でとなると、また前年のがよく分からないので、前期7年度の収支決算で赤何百万、黒何百万みたいなのは大丈夫ですか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 ご質問の趣旨が少し分かりかねるところもございますが、今ほど町長答弁でご説明したとおり、例えば、だいくらスキー場であれば経常利益は4,200万円ということで、4,200万円の黒字だというふうにご理解いただければと思います。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 理解しました。ありがとうございます。

以上で私の質問は終わります。

○山内 政議長 以上で、1番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

13番、湯田哲議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○13番 湯田 哲議員 お願いします。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

— ◇ —

◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 おはようございます。

議席番号13番、湯田哲、ただいまより一般質問を開始いたします。

1、選ばれる町を目指し住民の生活環境整備は。

令和8年4月に改正された南会津町空家等対策計画の中には、特定空家等（危険空き家）の解消の項目に、特定空家等（危険空き家）は、倒壊の危険性や周囲への悪影響が発生している又は発生するおそれがある空き家等であり、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するために、所有者に対して是正に向けた助言・指導が必要であると記載されています。

1、その計画書には、緊急安全措置という記載があり、集落からの要望により、地区内の危険空き家を集落が申請人となり除去した実施例が掲載されています。そのような実施例は、これまでに幾つありますか。

2、町からの助言・指導を受けても資金不足などで除去ができない危険空き家が増加しています。現実的には、その危険空き家等には作業小屋、土蔵などの建物も存在し、同時に倒壊の危険性や周囲への悪影響が発生しています。それらの建物が近隣に及ぼす景観的、衛生面、安全面でもマイナスです。

そんな状況を少しでも解消するために、強風による飛散物の片づけや整理、掃除、ネットによるさらなる飛散の防止などの作業協力を集落住民へ依頼し、町民の安心・安全のための生活環境、住環境を整備し、選ばれる町を目指す考えは。

3、前の質問で使用されたネットなどの資材費を町内生活環境整備費として町が負担する考えは。

大きな2番です。2、南会津町水道ビジョンの合理化で廃止される水源による企業誘致は。

南会津町水道ビジョンには、将来的な水の需要の推移予想が示されている。人口減少や水を使う会社、企業が廃業することで水の使用量が減少し、水道使用料の収入は同時に減少しています。

1、今後廃止される水源の数とその場所、水源名は。

2、廃止される水源は、自然豊かな本町の貴重な水資源であり、町の大きな財産です。その水を必要とする会社、企業に貸し出すことで水事業収入とし、水道事業の安定化を図り、水に

関する会社の企業誘致をする考えは。

3、A I リテラシーを学び、A I の上手な活用能力を身につける授業は。

A I なくして現代社会が成り立たない時代になりつつあります。いいえ、既になってしまいました。A I が人間の心と内面にも、子供たちの成長にも大きな影響を与えることは誰もが予想しています。A I が子供たちの成長にプラスになるような授業を学校で実施されることを強く望んでいます。

これまでも A I に関し、2023年6月議会でも、学校教育への生成 A I 影響と授業への導入の考えはというのがありましたし、2024年6月議会でも、学校教育への A I 導入が進む中、本町の対応はの質問をしてきました。初めの2023年から3年がたちました。現在の文部科学省の A I に関する指導方針及び具体的な授業での活用は。

2、学校の授業で A I リテラシーを学びつつ、A I の上手な活用能力を身につけ、児童生徒、子供たち自身の心の面を含め、脳力、脳細胞の脳ですね。脳力が向上するような授業をしていますか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、選ばれる町を目指し住民の生活環境整備はに関する1点目、地区内の危険空き家について、集落が申請人となり除去した事例はこれまで幾つあるかとのおただしをいただきました。危険空き家等除却事業補助金を活用し、集落内の危険空き家を除却した例は、過去3件の実績であります。

次に2点目、強風による飛散物の片づけやネットによるさらなる飛散の防止などの作業協力を集落住民へ依頼し、町民の安全・安心のための生活環境、住環境を整備する考えは、さらに、3点目の使用されたネットなどの資材経費を町が負担する考えはとのおただしでございますが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

議員おたしのような集落が行う危険空き家の適正管理に関する経費につきましては、独自の補助制度はございませんが、集落に交付している集落応援交付金を活用して、空き家等の適正管理に取り組むことも可能でありますので、各集落の実情に応じて活用していただければと、このように考えているところであります。

空き家の管理につきましては、所有者が行うことが大前提であります。所有者が町外の方である、相続放棄により管理する方が不明であるなどの理由により、やむを得ず集落が管理を

行うケースが増加することと考えられます。

町といたしましても、集落負担を軽減できるような制度について、他自治体の事例を研究していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、南会津町水道ビジョンの合理化で廃止される水源による企業誘致はに関する1点目、今後廃止される水源の数とその場所、水源名はとのおただしでございました。今後、廃止を見込んでいる水源の数であります、田島地域で3か所、館岩地域で2か所、合計5か所です。

田島地域については、1つ目が田島ダムの湖水を利用している田島第2水源であり、2つ目が静川字小桧山地内の湧水を利用している静川水源であります。この2つの水源につきましては、今年度実施しますポンプ場や連絡管の整備により、次年度の廃止を予定しているところであります。3つ目が、糸沢字程窪地内の程窪沢を利用している糸沢水源になります。こちらは具体的な時期は決まっておりますが、今後廃止に向けた検討を進めてまいります。

続いて、館岩地域であります、八総地内にあります大上沢を利用している上郷第5水源、タカハシ沢を利用している上郷第6水源の2か所になります。この2か所については、今年度たかつねスキー場にある水源との統廃合について、検討業務を実施いたします。

次に、2点目、廃止される水源を活用し、水に関する会社を企業誘致する考えはとのおただしでございしますが、廃止を予定している水源のうち、田島第2水源、糸沢水源、上郷第5水源及び第6水源は、表流水を水源としており、天候によって水質や水量が変化するため、浄水場の維持管理費や将来の施設更新費用がかさむことから、廃止を予定しているものであります。

また、静川水源は、導水管が破損しており、急峻な山中での破損箇所の特定及び修繕が困難であることから、廃止を予定しているものであります。

これらの事情により、きれいで豊富な湧き水など、企業が求める条件を満たすことが難しいと思われることから、町として廃止する水源を活用した企業誘致を進めることは現実的ではないと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、A I リテラシーを学び、A I の上手な活用能力を身につける授業はについてお答えいたします。

1点目、現在の文部科学省のA I に関する指導方針及び具体的な授業での活用はとのおた

しではありますが、文部科学省では、生成A Iの急速な普及と技術の進展を踏まえ、令和6年12月に、初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドラインを改訂し、公表しているところです。

このガイドラインは、学校現場が混乱することなく、学習指導要領に示す情報活用能力の育成を目的として、生成A Iの仕組みや利便性、リスクへの理解など、児童生徒が適切に生成A Iと向き合い、活用できるよう基本的な方針と実務的なポイントを具体的に示したものであります。文部科学省の指針を踏まえ、本町の小中学校の授業においては、調べ学習や英語、国語等の語学学習に利活用しております。

今後も文部科学省の指針を基本としつつ、本町の子供たちが適切かつ効果的なA Iの利活用を図り、複雑・多様化するこれからの時代に必要な資質能力の向上につなげていきたいと考えますので、ご理解ください。

次に、2点目、学校の授業でA Iリテラシーを学びつつ、A Iの上手な活用能力を身につけ、児童生徒、子供たち自身の心の面を含む脳力が向上するような授業をしているかとのおただしではありますが、これからの時代において、生成A Iは単なる便利な道具にとどまらず、子供たちの思考を深め、引き出すよきパートナーとなり得ると認識しております。

各学校の実践では、A Iの回答が必ずしも正しくないということを前提に、あえて既に知っている事象について質問させて、間違いに気づかせたり、教科書や図書資料と突き合わせたりする活動を行っております。これにより情報の真偽を自ら検証する批判的思考力（クリティカル・シンキング）を養っております。

本町での具体的な活用事例としましては、算数・数学における別解の比較検討や英語のスペル、表現チェックのほか、俳句・短歌の推敲、ポスター等のデザイン制作の補助などが挙げられます。さらにA Iを客観的な一つの意見を持つ対話相手として扱い、調べ学習のサポートや自分に合った学習方法を主体的に相談する相手としても活用しております。

一方で、指導に当たっては、過度な依存による思考停止を防止することが極めて重要であることから、まずは自分で考える時間を重視し、最終的な判断は人間が行うという主体的な姿勢を徹底しているところであります。

今後は、教員の研修やA Iを利活用した授業の手法について検討するとともに、A Iを賢く使いこなすことで、子供たちの言語能力や創造力、そして豊かな心を育み、未来を切り開く力を育ててまいりたいと考えております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よ

ろしく願います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは、再問を始めたいと思います。

危険空き家等の質問をするには、相談を受けたんですけども、これは切実な相談だったんですが、その方の前にそういう危険空き家等が、いつも朝起きると、あるいは孫たちが見て、そこで学校に行くという、その風景を思い出す。聞いていると。そこで聞くと、現場を見れば目の前にそれがあること自体、その場合は空き家とかじゃなくて、付随の部分をここでちょっと強調したかったのも、その部分をちょっと強調したいんですが、これはこの町の中にはかなりあちこち、あそこかとか、あそこにもあるよとか、皆さん心に描かれるのが各地区にもあると思うんです。

それを先ほど町長答弁の中にありました放棄ですね。相続放棄による、あるいは所有者が、答弁の中にありましたその言葉とおりです。まさに所有者自体が不明になることで、誰に言ってもいいかも分からないだろうし、そして、最終的には集落が見かねてというか、集落のほうで申請人となって、先ほど初めに聞いた質問の中で、これまでに3件あったんですけども、3件程度だったのか、もっとあったのかなという想像で聞いたんですが、本町では3件、地区が申請人となって撤去というか対応した経緯があるみたいなんですけど、私としてみれば、町がやはりそういうふうに指導している部分で、町からやはり、地区から申請じゃなくて、進めてくれる。我々の町の中で、先ほど初めに言いました子供たちが見て、そこで衛生的とか風景的に自然豊かな前にそういうのがあること自体をきれいにして、我々の町は美しいんだということをも自慢して言えるようなことのためにこの質問をしていますので、何を言いたいか、質問にいきますが、これでいえば集落応援交付金という答えもありましたけど、ぜひ、後半で、町のほうの答弁の中でありましたけど、何かしら手だてをしてそれに対応していきたいということですが、私の質問の中にありました環境整備、住環境整備基金という形で改めて名称を設けて、そういうものに対応する考えはあるんでしょうか、どうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

先ほども町長答弁で申しあげましたとおり、基本的にはやはり所有者が責任を持って管理するのが大原則だと思っております。

そういった中で、今ほど議員からあったとおり、確かに各集落にそれぞれ危険な空き家が存在することも承知はしておるんですが、では、どこまで町が関わるべきかというところがいつ

も非常に悩んでおりまして、ここ1か所やれば当然ほかも出てくるわけで、限られた財源、資源の中で果たしてできるのかというところも含め、今、他の自治体で除却までもいかない、その前段で出しているような事例等も研究しながら、今検討を進めるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 これは切実という言葉を書きましたけど、要はそれをいきなり除去じゃなくても、先ほど飛散という言葉を使いました。強風、春にかなり強いときがありました。やはり飛んできて、前のあれから、それは自分でその隣の人が片づけますけども、そういう意味では、その後どんどん飛んでくるわけだから、それに対してももちろん所有者にやってくれと、その所有者がいなかったり、あるいは高齢か何かでできなかったり、いろんな理由は僕はあると思うんですけど、この質問は、どこまでやっていいかという課長の答弁あったんですけども、どういうことかという、その整備を地区の人に協力を要請できないかという僕の質問がありました。

どういうことかという、町からこの分で景観的にも衛生面でも子供たちの通学路でもあるから、その分を何とか町のボランティアも含めて、言葉がちょっと正しいかどうか分かりませんが、崩れかけていればそこを押さえるか、僕は防風ネットというかね、飛散防止というネットのことをちょっと上げていますけども、そういう形を地区の人たち、近隣の人たちがそれに対応できるということは可能なんですね、人間では。除却をしろと僕は言っているわけじゃなくて、一時的な、崩れればもうそのまま終わりですけど、崩れずに何かしらその手前に、崩れる前に何か対応できることがあると思うんですよ。

それが地区の人たちに、例えば区長や町の環境整備役員とか、いろんな整備組織があると思うんですけど、そこに声かけて、今度の日曜日にそれに対応する。そこで、町のほうではネットとか何かまではできるみたいだからという形で、それに対応できるというための、町からもぜひやっていただけないかというような、指導の方向性も含めて聞いているんですが、そういう方向性はどうでしょうか。考え方的に、やはりそういう支援でやるべきだし、どうお考えなんでしょうか、それに対応するには。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

先ほど危険空き家の除却の補助金を使って、集落でやった事例は3件とお答えいたしました。が、それ以外にも集落応援交付金を活用したり、あるいは集落独自で町のお金を使わずに対策

を講じたといった集落もございますので、今ほどあったとおり、まずは集落の中も含め近隣、自分たちで取れる対策を検討していただいた上で、町に必要な支援のところは、支援いただけないかという相談があれば、そこは対応できると思うんですが、町のほうからの支援はどうかというようなところは、今のところでは考えておりません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕は、町の大切なところはテーマとか仕組みとか、例えば何とか補助金とか、例えば集落応援交付金とか、そういうタイトル、テーマが出ることで、それによって動き始める、人間というのはやっぱり何かがあるから、何かがあって、町がそういうのをし、そういう景観的なものを、町がこういう空き家、危険空き家じゃなくて環境を含めて、景観的に崩れそうなものに対して、こういう組織、お金も必要なんですけど、その分があるから、ぜひ応援交付金というのは、別にまた地区のいろんなものに、住民全体の中で使う用途があると思うので、そうじゃなくて危険空き家等、この環境に危険を及ぼす…、ごめんなさい。ここですね、倒壊の危険性や周囲への悪影響が発生している又は発生するおそれも含めて僕は質問しているので、それに対して、その点をかけて町がそれに取り組んでいるというのを僕は見せてほしいわけです。

取り組むことによって、そこで重い腰を上げるのであって、先ほど例を言いましたね、ある集落では自分たちで自らやったと、それはそのメンバーが、あるいは役員か、あるいは実力のある構成員がやっぱりかなり見かねたか、さすがにやり手かもしれないし、その人たちの力量であった、これは幸いですよ。

しかし、僕が言っているのは、今言ったとおり、何回も繰り返すようなんですけど、そういうものがあれば、素直にそれで、じゃ町がそういうのに対してフォローするということがあるので、名前はちょっと分かりませんが、じゃ、今回そこでネットとか何かでやって出すか、それは決めていない。これは今後だと思うんですけど、それでやったらどうなんだというような、そういう政策ですね。そういうもの、応援交付金がある、環境整備、住環境整備するための町を守る、選ばれる町のきれいな風景の前のそれをきれいにしようという部分に対する仕組みですね、それをつくる考えはあるかどうかということを聞いているんですね。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

繰り返しになるようなんですが、ちょっと私の説明が足りなかったと思うんですが、集落応援交付金という言葉を出しましたが、集落応援交付金の中には、いわゆる一般的な集落応援交付金

と、それとは別に特別交付金というものもございます。

これにつきましては、集落独自で新たにこういった集落の課題解決に向けて取り組みたい場合に使える交付金ですので、そういったところを周知しながらやっていきたいなと思いますし、あとは、ありましたとおり、他自治体でそういった除却までいかない前の助成もやっておりますので、そこについては検討していきたいとは考えておりますが、現段階ですぐに対応しますというところは答えられないので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

まず、質問書の中に出てきている環境整備費として町が負担する考えはないかということなんですが、議員がイメージされているのは、町から集落に対して助成金として交付すべきなのか、町として現物で支給すべきなのか、どちらのほうをイメージされているのでしょうか。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕は姿勢として、町がそういうものを整備してほしいという名称、要するに資材とかというのは、たまたま資材と僕は挙げましたが、町がどっちかといったらやるためのもの、全体像、経費という物じゃないですか。物じゃなくて、例えばそこでボランティアへ出たら、そこで給水するとか、例えばお水とか分かりませんが、その分に対する要するに…、それ言っています。資材とかじゃなく、その事業に要する、例えばもっと深く言わせていただければ、有償ボランティアという言葉はちょっとおかしいんですけども、せっかくそこでそれを片づける人たち来たら、そのために今日は8人ぐらい集まってみんな一生懸命やってくれたんだからという部分も含めて、それを含めてです。そういう経費も含めているので、資材のみじゃなくて、そういう環境整備費だね、整備に要する経費をという意味なんですけど、理解できますか、ちょっとかみ合っていない。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私確認したいのは、それを集落に対して補助金として出すのか、町の公費から町が原材料を支給するのか、どちらなのかちょっとイメージできないので、お伺いしたところです。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 町からの補助ですね。やっぱり町の中で住民が一生懸命やっている、応援交付金は応援交付金で別ないろんなものに使っている。そして、もう一方で何か強調したいと思うのは、町が住みたいような景観、美しい自然と言いながら、それがあってことによって

マイナスで、例えば七ヶ岳の稜線を見ながら、手前にもしそれがあつたら、それは決してよくないし、そこまでの登山道の途中にそれがある部分があります。決して、いいでしょうかね。その部分、多分皆さんそれぞれの地区のやつを想像していると思うんだけど、それがあることによって、この町の何かしら、住みたい、選ばれる町の部分に対するマイナスの要素があるだろう。それをきれいにして、つくづく、ヨーロッパかどうか分かりませんが、美しい名勝で、この町は美しい大自然だというところの面の対応として、この町はそういうのに力を入れている町なんだよというための部分なので、その姿勢のためのタイトルが必要だと僕は思っている。それがあるからこの町はきれいなんだよ。

もっと言わせていただければ、昭和・金山へ大会で行きますよね。そしたら隣の自治体、悪口ではないですけど、やはり同じようなことが起きていますよね、崩れているのがかなり目立ちました。だけど、あれは仕方がないですよ。要は所有者がどうか分かりませんが、やっぱりあそこでも問題を抱えていると思うんだけど、僕たちも国道400号を走りながら、これはやっぱり我が身を見ていますけど、私たちも見ていますから、やっぱりどこも同じかなんて思いながら眺めてはいますけど、それに対してこの町はしっかりと対応しているという部分で、それを示してほしいんです。いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員言われることはよく分かりました。

1つは、安全確保という意味の面が一番大きいのかなと思います。さらには、景観の誘導という意味での町の施策という考え方もあるだろうと思います。

一方では、本来所有者がやらなくてはならないところに公のお金をどこまで注入するんだという原則もありますので、先ほど第1答弁でお話を申し上げましたけれども、そういった取組を先駆的にやっている事例をちょっと調べさせていただいて、町としてどういう関わりが望ましいのか、その検討を進めたいと、このように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 ぜひそういう対応をして、選ばれる町をぜひ進めてほしいなと思います。

それでは、大きな2番に移りたいと思います。

2番については、やはり何年か前に何度も、これで3回目かもしれないですね。豊富な水を、二、三年前に自然の恵み、豊富な水による企業誘致はという形で、それからまた何か月前でしたか、水をボトルドウォーターで売ったらどうだ、水道事業の収入にしたらどうだと言ったら、

そんなのもうからねえだろうなというのが、町の答弁でした。

でも、私としてみれば、この町、人口減少して水道が使われないのは誰もが想像していますよね。2万人の人たちが飲む水、洗濯に使う水、料理に使う水が1万3,000人になれば、全体の中の水量は3分の1に単純になるか、それは分からないですけど、水も使う時代なんですけど、節水の洗濯機もできているからめっちゃめっちゃ使わないかもしれない。でもそういう意味では、本当に水は売って何ぼの時代だったわけだから、その中で減っているんなら、それを売って何ぼだという部分の勢いは僕は欲しいなと思っています。

今回は何をしたかというか、こういう水源が余って、先ほど幾つか挙げられました。静川水源などは、僕としては聞いている中では可能性がすごくありましたけど、この水源の中にありましたように…、ちょっとお待ちください。この水源の中にある部分では、例えば答弁の中でちょっと気になったことがあって、その水は今までは、水が結局、水害とか何か大雨が降ると濁ったりする部分もあるから、あまり使えないから企業にはあれだと。静川の場合は湧水だから、ここの部分は触れなかったもので、すごく期待しています。

古いから老朽化していると。でも、僕はこれ含めて言っているのは、もし水が欲しい企業だったら、老朽化した部分を直してでも自分の水として使えるとなれば、それは関東平野でどれぐらいの地下水を掘ってやっているか分かりませんが、この町ではその水、湧水でそれを自分たちで配管しながら、工場は多分その地区に建てて、地区と交渉してここに建てて、水を使うので、ぜひよろしくお願ひしたいという分は、これは企業に打診しなきゃ分からない。だから、できない理由自体は分かりました。

今回廃止されるのは、そうやって濁ったりするんだけど、そういう意味ではその分は、じゃ、水がそこにあるなら、その企業のシステムできれいにして、我々が製造過程で水が必要なので、それを使いたいというのがあれば、だから、その先の分はどうでしょうか。先ほどそれを押してでもある企業がその水源を使いたいというような企業があって、それについてそういう企業が自らその経費を出してでもその水を使いたいという打診があったら、どう考えますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、水だけをメインにお話をするということではなくて、企業立地全体の中で水条件が出てきて、企業側が、町のほうで空いている水源があればちょっと紹介していただけますかという流れであれば検討の余地はあると思うんですけども、廃止される水源をこの方法でお使いになりませんかというのは、先ほど答弁したように条件が厳しいのかなというふうに思ってお

りますので、議員が言われることも分からないことはないので、企業立地の誘致の相談案件があったときに、水資源の可能性として一つ触れるということは、町としての情報提供の在り方の一つではないかというふうに思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 もちろん町長が言われたとおりに、その分で強調ではなくて、ただ我々のところはやはり水は豊富だと思います。ほかの井戸を掘ったり、大きなダムからもらっているところから比べれば、本当に水はかれることなく、広大な土地の中でやるので、それに関しては飲料で渴水で水が飲めないなんていうことはまずあり得ないです。いうエリアなので。

水をキャッチフレーズ、その部分で強調して、我々のところでは、町は水があるということは強調して言う。地震がないと町長が言っている部分に対して、水に対してだってそれはあって、我々は今人口減少なので水が消費されなくなったので、その水を何とかできないかというような、もしかして対話の中でも、じゃそんな水だったら我々使えるよとか、我々は別に掘らなくて、ダムじゃなくて伏流水的に出ているなら、ポンプアップする必要ないわけだから、その企業だったら、それじゃ、そういうのがあるんだったらやりたいと、こういうやり取りの中での話です。

だから、水というものを我々の、町長が言われる地震のないエリアという形であれば、水をもっとトップに上げてもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

そういう意味では、廃止される水源にこだわる必要はないのかなと思います。水を求めている事業者があつて、その可能性についてお話をすることであれば、地域特性を生かした事業者の誘致にはつながるのかなというふうに思いますので、包括的にその辺は我々としても捉える必要があるのかなと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕はやっぱり、今回そういうものでいって、これがある、これが余るんだか、廃止されるんだかというのがやっぱりあってもおかしくはないと思うんですね。来たら、水どこからやってくださいとか、水道につながからどうじゃなくて、それはちょっと町長とずれると思うんですけども、それは分かりました。そういう言い分も。

だけど、やはりそういう町があつて、今言った給水池が余ってくる、じゃ、もっと余っているんだったら、その分を使ってもいいかもしれないというのは、そこが配水されるものがある

から目がつくんであって、これから探してくださいじゃ始まらないと僕は思います。一つのポイントとしてそれがテーマで、それを売りに出すじゃなくても、それを欲しがる会社に出会えるかという話なので、これに関しては、これで終わります。

それでは、最後の教育長のほうのA Iについて話させていただきます。

これは実際に山のように資料を持ってきたんですけど、こんなに持ってきても読み上げるはずはないんですけど、幸いにも最近、A Iに関するかなり問題点も含めてニュース、新聞、僕はテレビしか見ないので、テレビの中でよく、今回は月曜、火曜日で「クローズアップ現代」で、戦争に使われるA Iというのと、次は、あなたは…、一つすごく深刻な話でした。それをちょっと紹介します。それだけちょっと聞いてください。A Iに対する我々の考えも重要です。

その前に一ついいですか。最近のニュースではこんなのがありましたね。先週のお昼の「みみより」ニュース解説というやつの中で、アメリカでの話をちょっとしていました。アメリカは先月から今月にかけて卒業式なんですよ。その中で、来賓とか校長だか、あるいはそのOBなのかOGなのか、スピーチをするんですね。そのシーンでどんなふうになるかというのと、A Iはコロナ禍の産業革命だみたいなものと言った瞬間にブーイングなんですね。別なシーンでも同じです。これからはA Iの何とかと言うと、生徒からブーイングが始まるんですよ。これは今アメリカの中での一つのブームというか、はやりです。つまり若干アレルギーが出てきた部分があるというのが一つ紹介されていました。

これから日本はどうなんだというのが、ニュース解説の「みみより」にありましたけど、多分、今文房具的に使っている日本では、間もなく就活の中で自分たちの雇用が、あるいは就職先が消えていくので、深刻になって、そうやってブーイングも、ブーイングかどうか分かんけど、日本の文化じゃないので、そういう意味では、少しなってくるだろう、次のまた来月か、それは分かりませんが、そういう話の紹介もありました。

僕は、ここは分けて考えなきゃならなくて、僕はすごく教育長答弁の中でもう答えは出ていましたね。これは、それで終わっちゃうとこの時間で終わっちゃうので、それもちょっと引用して言わせてもらいますけど、これ大切だと思うのは、全て教育長の答弁の中の言葉を引用するならば、私は今回言いたかったのは、やっぱり思考停止という言葉がありました。これがやはり危惧すると。僕は心配したのは思考停止です。大学生がレポートで自分が考えて出すのを、レポートをA Iでやったら、ふざけるな、こいつと、僕はどなりますね。その分、結局彼は、彼女は思考停止しながら、何の考えもなく1か月時間、遊んでいるのかもしれないけども、勉強なんかしないでしょうけど、そんな人は。

そういう意味では、投げなきゃならない、思考停止という言葉自体出ましたけど、これはどういうあれから出たものでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私の最近入手した情報の中ですけども、ノルウェーで2026、6月19日ですから、まさに先週あたりですけども、その中の首相が、小学校段階の生成A I利用について、大きく制限する方針を出したというニュースがありました。ノルウェーは、A Iそのものを悪とは見ていない。要するに今ほど出たように、基礎学力が十分に育つ前に答えを生成する道具を自由に使わせることを問題視している。いわゆる考えない学びになっていると、そういうことを言っています。

思考停止は、ほかのところでも文科省でも言っているんですけども、ノルウェーなんかは、やはり段階的に小学校段階、低学年あたりは使わせない、中学校あたりからは徐々に、高校あたりは積極的にという、そんな段階を踏んでいくわけですけども、ほかの世界一学力の高いフィンランドあたりでも、そのほか、これはSNSに関係しますけども、オーストラリア、スペイン、フランス、デンマーク、インドネシア等々、世界各国においてもやはりデジタル、A Iについて、悪ではないけども、やはり使い方によっては思考停止に陥ると。

そもそもA Iの歴史を見ると、令和4年、C h a t G P Tですね、これは令和4年11月に初めて世の中に出てきた。数えると本当に四、五年の間にこれほど急激に発達してきたということですね。そういった中で、思考停止というのは、やはり考えない子供を産み育てると、そういう背景があるかと考えます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 分けて考えなきゃならないと思いますし、本当にノルウェーの例を僕も引用しようと思いましたが、教育長がされました。ノルウェーでは、小学校では原則禁止ですね、児童は禁止です。中学校では、教員立会いの下だと。そういう意味では、本当に危惧する分、本当に心配しているんだ、子供たちがA Iで自分の代わりに答えを出してしまった部分、ただ僕は一つ思ったのは、やっぱり教育長の答弁の中にある大切な部分で、それを対話型的なというような言葉がありました。これ大切です。これが、しながら多分その子は育っていくこともあるので、僕は決してこれは善と悪という言葉も、いいとか悪いとかの言葉では言えない部分があるので、A Iに関しては本当に有効でもあるし、本当に素晴らしいツールなので、僕はある意味ではすごく期待している部分もありますけど、教育の中では、今言ったとおりの教育長の答弁で全く賛同します。

ぜひ、今後その中で進める中でA I リテラシー、多分それもありましたよね、A I リテラシーは様々な、調べるといろいろな答えがあって、そんなに言いませんが、それらが全て正しいものではないとか、その中では偏りがあるとか、また責任も取れない。それはそうですね、機械に向かって、答えたのに、それ責任取れなんて後で騒いだって、相手はA I ですからできませんし、発言に偏りと、あと状況を理解できないというのもありました。

僕は、教育長にまた一つ聞きたいのは、今後これが入ってきたときに、もっと期待する部分というのはどうでしょうか。A I に期待する部分、授業の中で、もちろん先生がついてやっているから、もちろん有効に使えるんですけども、A I にまたさらに期待する部分はどんな感じでしょうか。出してくる答えに対して何かあれば教えてください。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 まず、本町に限って言えば、非常に小規模学校が多い地区です。つまり複式等の学校が多いということで、多様な考えに触れるという機会がやはりどうしても人数が少ないので、それが限定されてしまう。かつては、今、子供たち一人一人タブレットを持っていますけども、ほかの学校、例えば館岩小だったら、伊南小学校の友達、南郷小のお友達に聞いてみましようとか、そういった形でエリアを広げて、または埼玉のお友達に聞いてみましようという、そういったことでいろんな考え方をということがありますが、まさにA I を使えば、ほかの意見、多様な考えに触れることが可能になって、そういった面で一つそれが有効に活用できるのかなと思います。

また、心の面ということがありましたけども、これは非常に芸術的な面で、例えば本町のある中学校では、音楽の授業で作曲の生成A I クリーボを、私よく分からないんですけども、クリーボという、そういうA I があるそうです。その中で音楽の創作、作曲ですね。そういったことをさせるということで、まさに瞬時に子供たちがつくったものにプラスとか、いろんな曲想がある、情操教育に関わりますけども、そういった面、あとはアート面ですね。先ほども述べたように、美術面でいろんなデザイン、それが膨らむわけですが、瞬時に。そういった面も子供たち、ああこういう発想があるんだなと、そういった有効な使い方が可能になってくる。そういった情操面の中に、また意見を広げると、発想をですね。そういったことに有効に使えるんじゃないかと。

プラス、今度は先生方にも、これもまた授業等は広がりますけども、先生方にとっても試験問題を本当にいろいろな面からサポートしてくれるだろう、作問ですね。または採点等、そんなところで今非常に有効なツールにもなってくるのではないかと、そのように感じております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 少人数の分を引用していましたが、僕も本当にそう思います。5人で議論してあるところまでだろうし、かといってA Iばかりでもちょっとおかしいんですけど、僕はこの中で言っている対話相手ですね、客観的な対話相手という言葉を使っていますが、もう一つ最後に、間もなく終わりますから、もう少しやらせてください。

月火でやった「クローズアップ現代」の中では、僕は社会人もいるからちょっと言いたいんですけども、戦争を変えるのはもちろん分かっています。作戦でも本当にとんでもないものができたので、僕は核を超えると思っていますので、核なんか無用になる時代が来たと、A Iが核に勝つだろうし。

そんな2番目にやったのが、僕はあまり医療のほうはちょっとあれなんですけど、病、老い、みとりまでを、命の相談をA Iにというタイトルでした。僕はちょっと興味がすごくあったんだけど、見ました。86歳の女の方が自分の病で6か月ぐらいなんだそうですね。ご主人が3年ぐらい前に筋ジストロフィーで亡くなって、それをみとるときにもA Iに相談しながら三、四年付き合っているんですけど、その彼女の使い方をずっとすごく放送していたので、まるっきりNHKでレポートしながら撮っていたんだけど、それを見ていたら、これは学校のことも大切だと思います。

何かというと、それを見ながら、彼女がA Iと本当に悩みと痛みがどんどん安らいで、頼っていくんですね。皆さん言うでしょう、私がコンピューターに向かってどうのこうのと、彼女も言いました。だけど、変だという表現はおかしいけど、だけど私にとってはA Iが自分の救いだし、間もなく自分が亡くなるんだけど、その分でいうとすごく寄り添っているというような流れでした。流れは。

問題はその後、コメンテーターじゃない、お医者さんだと思うんですけど、一人の方が、人間のすごいところはどこなんですかと聞かれたキャスターに、そうしたら何と言ったかというと、弱いところじゃないですかと答えました。人間が、A Iのアドバイスよりは、A Iはとても寄り添うし優しいしというのがあるんだけど、人間というのは答えられなかったり、そうでしょう、あんまりプライベートなことで相手に踏み込むのもできないけど、そういう意味では、人間の弱みが多分A Iに勝るんじゃないかなというもので締めたので、ああ、このお医者さん、要するに医者というのはすごく寄り添わなきゃならないじゃないですか。私だったら今日ここに来て、この番組でその人を見て、私たち医者が一番その患者に寄り添うはずの私たちが、何か力不足、実際難しいんでしょう、そういうのが反省という言葉は使っていませんけ

ど、今日は見させていただきました、ありがとうございますと言っていましたけど、そういう意味ではA I の存在というのは、これからいろいろ問われてくるんでしょうけども、私たちがA I のすばらしさばかり拍手はしていませんけども、いろんな部分については、ぜひ我々も含めて使い方、使いようによってはいいものだし、僕たちを助けてくれるし、先ほど言いました対話型で自分の悩みも答えてくれます。しっかりと答えます、寄り添って答えてくれますから、僕ももう一つ心配、これを言わせてください。

そこで言いたいのは、今度は人との薄れがありますね。少人数化の中でA I がベストフレンドでは寂しいな。だったら、やっぱり5、6人だったら5、6人の友情を、多分A I はちゃんと言いますね、私とばかりしゃべっていないで、6人としゃべりなさいとA I はちゃんと答えてくれますよ。そういうA I に今なっています。

だから、そんな意味では、ぜひA I の中でしっかりといい教育を進めてほしいですが、感想としては、教育長、お願いします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 まさにA I は、どちらかというとな知性ですね、知性のほうでは本当に優等生だと私は思います。ただ、今、議員おっしゃられましたように、やはり私は感性の部分ですね、人間にとって感性の部分、つまり思いやりだったり、そういった神秘、または自然に対する畏敬の念とか、そういった感性の部分はまさに人間特有の感覚だと思います。

そういったところの知性の面はまさに優等生ですけども、感性の部分はやっぱり人間はこれから大事に育てて、これは心の面にも関わってきますけども、そんなところでA I のよさを取り入れながら、また心豊かな子供たちの育成に努めてまいりたい、そのように感じております。

○13番 湯田 哲議員 以上で終わります。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時00分とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 渡 部 裕 太 議員

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君の登壇を許します。

6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 議席番号 6 番、渡部裕太です。通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は、大きく 2 点です。

大きな 1 点目、町なか活性化の現状は。

田島バイパスが開通したことにより、町なかの交通の流れが変化しています。それに伴い、現状に合わせた地域活性化の方法の模索、そして政策を実施してきた中で見えてきた課題に対して、今後どのような方向で中心地の活性化を行っていくかに着目をしています。

そこで、以下 4 点質問いたします。

1、これまで実施してきた活性化策による結果をどのように捉え、現在の対策に反映させているか。

2、町なかの空き店舗利活用における課題は。

3、旧祇園会館の現在の進捗状況は。

4、てくてく QR マップの利用状況と現状の課題、そして今後の展望は。

大きな 2 点目、地域コミュニティの持続性は。

少子高齢化の影響により、各行政区において、地域活動として行ってきた水路の維持や行事の維持に支障を来す状況が生じています。今後も地域コミュニティを維持していくためには、住民の話し合いに基づいた対策が必要だと考えます。

以下 2 点質問いたします。

1、行政区から出されている少子高齢化を原因とする課題とそれに対する町の対応は。

2、小規模多機能型自治の考え方に対する町の認識は。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 6 番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町なか活性化の現状はに関する 1 点目、これまで実施してきた活性化策による結果をどのように捉え、現在の対策に反映させているかのおただしであります。町では、まち

なかエリアプラットフォームによる活動、中心市街地にぎわいづくり事業によるにぎわいづくり、空き店舗開業支援事業による商店街の活性化の3つの事業により、町なか活性化に取り組んでいるところであります。

これまでの取組結果でございますが、町なか再生を担う田島まちなかエリアプラットフォームが自立自走に向けスタートを切りました。昨年度から着手している社会実験活動が今年度も実施されることから、今後もプラットフォームの一員として、引き続き支援していく考えであります。

また、町なか活性化の基盤となる商店街における空き店舗の解消につきましても、関係する補助金を拡大するなど、町なか再生を積極的に進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、町なかの空き店舗利活用における課題はとのおただしであります。空き店舗の利活用を進める中での課題といたしましては、空き店舗とはいえ、その多くが家主が居住している住居兼店舗であることや、設備が老朽化し再開に多額の費用が発生するといったことが挙げられます。また、開業の相談を受けても、今申し上げたような空き店舗の状況を迅速に紹介できないといった問題もございます。このようなことから、今年度は空き店舗の現況調査を実施し、迅速な支援が実現できるよう台帳整備を行うとともに、改修費用に係る補助の拡大など実行力のある空き家対策に取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、旧祇園会館の進捗状況はとのおただしであります。株式会社DMC A i z uが旧祇園会館の内部工事を実施するに当たり、通電状況を確認したところ、電柱から高压機器までの高压ケーブルに不具合が発見されました。施設所有者である町と施設利用者である株式会社DMC A i z uとの協議の結果、電気の供給までの工事は町が行い、施設内部の改修はDMC A i z uが対応することになっております。

現在、町では、通電を再開するための改修工事について、必要額の積算及び高压ケーブル等の手配に関し検討を進めているところであります。しかしながら、今般の中東情勢の影響により資材の入手時期や価格高騰が影響し、予算計上時期に流動的要素が発生しております。つきましては、引き続き旧祇園会館の利活用開始に関し、株式会社DMC A i z uとの連携を深めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、てくてくQRマップの利用状況と現状の課題、そして今後の展望はとのおただしでございますが、昨年度の利用状況につきましては、利用者が1,100人、延べ1,466回の読

み取りがありました。対前年比で利用者が202%増、延べ読み取り数が177%増となっており、QRマップ自体の利用率は増加をしております。しかしながら、実際の町なかを見た際に、その効果が出ている実感はまだまだ低いと受け止めております。このことから、今年度も引き続き町なかエリアへの誘導を促進する見どころスポットを追加するほか、マップを読み込むためのQRコードの露出自体を高めて、町なか周遊の強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、地域コミュニティの持続性に関する1点目、行政区から出されている少子高齢化を原因とする課題と町の対応はとのおただしであります。令和7年度におきまして、各集落の行政区長に対し、集落応援交付金事業に関するアンケート調査を実施いたしました。その中で、集落における今後の課題についての設問もあり、各集落からは「高齢化の進行により集落活動の維持が困難」「人口減少による集落機能の低下」といった回答が多くありました。これらの課題に対し、町として現状では、直接解決に結びつく施策は持ち合わせておりませんが、現行の集落応援交付金事業により各集落に対する支援を継続しつつ、新たな集落支援の在り方についても調査検討してまいりたいと考えております。

また、今年度、人口減少や高齢化等で実施が困難になりつつある集落活動などを継続して行えるようにするため、外部人材と協働で取り組む仕組みの構築に着手する予定であります。

次に、2点目、小規模多機能型自治の考え方に対する町の認識はとのおただしであります。小規模多機能型自治とは、人口減少が進む中、地域の課題を行政だけでなく住民が主体となって、防災、福祉、生活支援など複数の機能を1つの組織が担いながら解決していくことで、持続可能なコミュニティを形成する地域自治の仕組みであると認識をしております。

本町におきましても、人口減少が進む中、地域活力をどのように維持向上させていくかは喫緊の課題であるため、課題解決の一つの方向性として、有効な仕組みであると考えております。この仕組みが本町の地域課題の解決に適しているかも含めて、今後、他自治体の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 では、順に再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに、まちなかエリアプラットフォームによる活動ということで、昨年に引き続き今年度においても実証実験、社会実験活動が実施されるということで、ここに関して1点、私

がお聞きしたいところが、目的があって実証実験って行うと思うんですが、やはりどうしても町なかの計画等、よその自治体を見ましても、イベントをやること自体が目的になっているんじゃないかなと思われるようなことが散見されます。そういったところ、やはりそれがどれだけイベントを通じて日常のところに落とし込めるかというところが大事だと思うんですが、そこに関して、やはりエリアプラットフォームの中で、今後の方向性の中で、町としては最終的に日常的に落とし込めるような施策になっていくためにアドバイス等をしていていただきたいと思うんですが、そこに関して町の考えはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員がおっしゃられる課題というのは、町も同じように課題として受け止めているところでございます。やはりにぎわいづくりのためのイベントをいろいろやっていくんですけども、そのイベントというのは、やはり手段だというふうに思っております。それ以外の目的がしっかりあった上で、手段としてのイベントをやっていく。その目的というのが、議員おっしゃられるように、やはり町なかのにぎわっていく。特にそういったイベントをすることによって参加者が周遊していく。さらには、地元の関わる商店がしっかり売上げを上げていくような活性化、経済効果を出していくことが大事なのかなというふうに思っております。

その上で、これから総会も行われます。さらには、議員ご承知のとおり、各種部会も開催されておりますので、あくまでプラットフォームは住民の皆さんの主体による活動でございますので、町はそういった課題を共有させていただきながら、町としての立場で支援、助言できることがあればしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 集まる委員の中での目的の共有というのが大事かと思うので、やはりそこを初心に帰って、常々意見として誰かが言わないと、目的ではなくて手段が本当に目的になってしまうこともあるかと思うので、その点やはり注意をして進めていていただきたいと考えております。

次に、もう一点ありました中心地にぎわいづくり事業によるにぎわいづくりということで、こちら事業としましては、町のほうで限度額30万として補助経費の3分の2の補助を行っているわけなんです、こちら具体的にどのような事業が行われたか、例があればお示しいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

昨年度の実績で申し上げますと、3件の申請がございました。1件目が、そちらの役場前で開催されている七夕祭りへの補助の申請がございまして、補助金を支給しているところです。2件目が、クラフトビールのイベントに補助してございます。3件目につきましては、先ほど話題に上がりました田島まちなかエリアプラットフォーム、こちらの活動に対するイベント補助と、昨年度の実績は以上になっております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 こちらもイベントに使われる補助ということなので、その後のことをやはりしっかり検討した上で、手を挙げる方たちにもイベントを1回で終わりではなくて、その後につなげるような仕組みの中で取り組んでいていただきたいと感じております。実際に3件実施されているということで、有効に使われているのかなと、今、答弁のほうを聞いて感じました。

その次、3点目、空き店舗開業支援事業による商店街の活性化ということで、こちら2点目の質問と重なる部分がありますので、そちらも併せて空き店舗のほうで再質問させていただきたいと思います。

答弁の中にもありましたが、現状速やかに空き店舗の状況を紹介できないというような状況であると分かりました。以前、私、一般質問させていただいた際にも、やはり使える空き家、空き店舗がどこなのかという情報は一応商工会のほうでは把握しているなんていう答弁のほうはあったんですけども、やはり利用する側からすると、もう少し分かりやすく具体的に表示されているという、今回台帳の整備といったところもあるんですが、現状ではどの程度の情報が整理されていて、どれぐらいの希望して話を聞きに来る方がいらっしゃるのか。その辺の状況についてはいかがですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

結論から申し上げますと、そういった窓口、あとは相談に対する体制は全くできていないというふうに認識しております。したがって、そのときそのときに照会をいただいて、相談をいただいて、こちらである程度把握している物件を紹介するということまでしかできておりませんので、議員おっしゃられるとおり商工会ではある程度の台帳、データを持っているん

ですけれども、そのデータも現状に合っていない古いデータでございますので、一旦町と商工会で連携しながら、現場確認等も行いながらしっかりとお客様、相談される方がいらっしゃったときに、素早く情報を提供できる体制は取っていきたいというふうに思っております。

一つの例で申し上げますと、町で行っている空き家バンク、ああいった形で情報の可視化できるような、相談があったときにすぐ示せるような体制を今年度整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 現状について理解しました。

今年度、空き店舗の現況の調査を実施するという事なんですが、調査自体は今までは全くやっていなくて、今年度初めて状況の調査をするというような理解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

今までは、相談があったときに何となく該当するであろう、うまくマッチングするであろう物件について調査をして紹介をしていたんですけれども、今年度は全体的に中心市街地全てのエリアにあるだろう店舗の調査をしたいというふうに思っています。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 では、調査の具体的な内容を、どこまでどういった聞き取りをするのか、そのあたり詳しく教えていただければと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

具体的にこういった方法で行いますというところまでは組み立てていないんですけれども、実際のやり方については、今後、町と商工会で詰めていききたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、相談に来られた方が、この物件で開業したいなという情報は整理したいというふうに思っておりますので、整理する情報はそこを基準にしながら、あくまで窓口のほうに相談にやってこられた方の期待に応えられる情報をしっかりそろえたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 分かりました。

事業の中身のちょっと質問になるんですけども、空き店舗開業支援事業補助金ということで、こちら空き店舗と中心市街地の空き店舗は、またさらに上限が上がっているというものなんですけど、こちら空き店舗の支援に関わる、これまでも継続してやってきたと思うんですが、やっぱり利用というのが私の認識の中でほぼなかったのかなと思うんですが、町として状況はどのように把握していますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

町長答弁しましたとおり、今年度、補助を拡大してございます。その補助を拡大したことは、実績がなかったというのが一番でございます。補助事業はつくったんですが、そういった制度はつくったんですが、実際のところこの補助金を活用して開業するという方がいच्छらなかったもので、まずはしっかりこの補助金を使ってもら。

さらには、今まで使わなかった理由に、使い勝手が悪い、補助要件が割と厳しい、もしくは金額が少ないといった理由があったかもしれませんが、まずはそういった課題を整理して、補助を拡大した使いやすい、使っていただけるような補助に拡大したというものでございます。

さらには、今までは中心市街地に限定してございました。今年度からは、中心市街地以外の町内全域にこの補助を拡大いたしまして、中心地以外で空き店舗を解消したい、そこを開業したいという方に対しまして、この補助対象にしたということでございます。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 補助の内容を見ますと、組合せももちろんできるようになっておりますので、新規創業者支援事業と空き店舗と併用できるものは併用すると、最大300万円と記載もでございます。新たに始めようと思う方にとっては、とてもありがたい制度なのかなと思うんですけども、やはり一方で、使われていないという原因で今回補助額の拡大ということになっているわけですけども、やはりそこに至る前が重要なかなと正直思っております。やはり紹介できる空き店舗の情報が整っていなかったりですとか、そういった情報提供の部分に本来であれば先に力を入れた上で、こういった実際に利用できる補助金のほうが初めて意味をなしてくるのかなと感じたところです。

実際に他の自治体の事例を挙げますと、お隣新潟県三条市、そちらのほうでは地域おこし協力隊を活用しまして、仕事の一部としてなんですけれども、こういった空き店舗の紹介ですね。目的は中心市街地ですとか、そういった商店街の空洞化を防止するためという目的でやって

おります。そこに可視化して、この地域の地図を作ってピンをつけて、具体的にここの地区、こういう物件ありますよと来た方に簡単に分かるような状況で案内をしているというような、そこは空き家バンクとももちろん連動しているというような状況でございます。

そういった、もう少し分かりやすい状況があれば、補助のほうも相談件数も増えて実際に使われる方も出てくるのかなと感じております。実際には、6月にも新たに商店街でオープンした店舗がありますが、実際に使われた補助金に関しては、この空き店舗のものではなく、元気の出る地域づくり支援事業のほうで採択を受けたという話も聞いております。やはりなかなか使いづらい状況で、検討のほうはしていたけど、結局は別な補助金のほうで対応しましたというような話も聞いております。

そのあたり、今後これから現状の調査した上で台帳の整理を行うということですが、やはり整理した後、どういった形で情報提供するかということが大事になってくるので、そのあたりの話をきちんとした上で、目的を持った調査になればいいのかなと思うんですが、そのあたりについて情報の出し方といいますか、調査した後に提供の仕方として、町としてどのようなことを検討しているのかお聞かせいただければと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

この補助金も、空き店舗解消の補助金もそうですし、あとビジネスチャレンジ、今年度でいいますと、新規創業支援事業もそうなんですが、割と相談に来られる方が、もうやってしまったんですけどという相談も多いんですね。つまりは、その人が何かをやろうと思ったときに、我々の情報がしっかり届いていないという現状も把握してございます。そういったこともありますので、まずは使いたい方にしっかり我々がやろうとしている事業、補助金が行き届くような情報の発信が一つ。

あと、さらには、これから整備する台帳、可視化ということで、議員からも貴重なご提案いただきましたが、そういった補助金の情報発信、さらには今後台帳を整備して、やりたいという方にその物件がスムーズにかつ適したタイミングで届くような情報発信、議員のご提案も踏まえながら、そこは今後しっかりと検討していければというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 以前、空き家、空き店舗等で質問した際に、やはり所有者の問題もあるということで、当然所有者の意思を尊重しなければならないということで、なかなかそちら

のほうにまで踏み込んでいけないのが現状だというような答弁をいただいたときがありました。ですが、ほかの自治体においては、やはり町なかの空き店舗解消に向けて、一步踏み込んで所有者の方に具体的な提案を持ちかけて、こういう利用をしたい方がいるけれども、ぜひ貸すなり売却なり、そういった対応をしていただけないかというところまで踏み込んで結果を出している自治体もありますので、やはりこれまでどおりのやり方では、なかなか現状は変えられないというところ、もちろん執行部側でも把握しているかと思いますので、今後新たにやはり一步踏み込んだ政策という意味で、そういったところまで他の自治体の例を参考にしながらやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、私はそこはやれない理由ではないというふうに思っております。所有者の問題とかいろいろあるかもしれませんが、やはりそこにしっかり行政として入っていった情報を整理していく、それぐらいのことをしないと、今どんどん増えている空き店舗というのは解消しない。補助金をつくったから閉まっているシャッターが上がるというふうには思っておりませんので、そこは一步踏み込んで、やれるところまでしっかり家主さん、あとは所有者ともお話できるところはどんどん入っていった情報を整理する、かつ本当にシャッターがどんどん開いていくような具体的なアクションは起こしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 先ほど課長の答弁にもありました、やはり既にやってしまった後に相談がある件というのも結構あるというお話をお聞きして、当事者の方に私も話を聞きましたけれども、実際に何かやろうと考えている方は、町の補助を受けられるからやろうではなくて、自分らでこういうことをもうやるという前提でももちろん行動をしていますので、そこに対しての補助がどういう在り方であれば、その方たちの支援になるのかというところですね。それが開業支援なのか、継続的に長期的に続けられるような支援なのか、やはりそこに関しては、需要に応じて補助の中身も変えていかなくてはいけないのかなと感じております。

そのあたり、町としてやはりやってしまった後に相談が来るということに関しては、今後の対応として少し変えていかなきゃいけないとか、そういった検討はされていますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長　お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、今年度はこれまでのそういった起きていることに対して、少しでも解決できるように見せ方をやはり工夫させていただいているところでございます。

今までの反省は、どうしても補助金をつくってしまうと終わりというようなところがありまして、優れた補助事業が多々あるんですけども、この空き店舗の解消事業もそうです。いい補助金ではあるんですけども、使われなかった。かつ、やろうとした人たちがもうやってしまったということがありましたので、そういった反省を踏まえまして、今年度はいろいろ空き店舗の解消も含め、新規創業、5つの経済支援事業ということで、5本の矢という形で一くくりにして、それをパッケージとして情報発信をしているところでございます。

かつ、そういったものを全戸で周知させていただきながら、今年度初めて経営相談事業というのも行いました。今までは補助金を周知して終わりだったんですけども、まず補助金を町民の皆さんにお示しさせていただいて、もし新しくチャレンジする方がいらっしゃったら相談してくださいというような、6月の中旬に町と商工会が連携して、そういった初めて相談会というのを実施したところ、5件、6件ですか、問合せがあって、実際町民の方にお越しいただいて、創業支援、開業支援のアドバイス、助言等もさせていただきました。

したがいまして、そういった情報かつ相談窓口もしっかり情報発信をして見える化をして、今後も先ほど議員からご指摘いただいたようなことがないように行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　6番、渡部裕太君。

○6番　渡部裕太議員　今ご説明いただいた中身で、結構いろいろと工夫をされて動きが出てきたのかなと正直感じているところであります。今後、ますます期待が高まってくると思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいっていただければと思います。

では、3点目の旧祇園会館のほうの再質問に移らせていただきます。

答弁の中では、高圧ケーブルに不具合が発見されたということなんですけれども、こちら現状で全く施設において電気が利用できない状況なのか、それとも一部高圧に関わる部分だけ使用できないという状況なのか、そのあたりについてちょっと詳しくご説明いただければと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長　お答えいたします。

結論から申し上げますと、現状全ての電気が全く使えない状況となっております。あちらは廃館、廃止に伴いまして、電気も含めて全てのものを廃止届を出している現状でございます。再開に当たりまして、まずは電気を再開する開通届の手続をしようと思ったところ、再開に当たりまして、改めて電気関係のケーブルをはじめ設備関係の点検を行った結果、現状のままでは新しく申請を受け付けることができません、受理できませんというようなことがありましたので、なお中身を精査した結果、先ほど町長が答弁したとおり不具合があつて、それを今どうするかという中身を精査しているところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　その不具合については、今積算中ということですが、こちらは状況としては修理とかそういうレベルのものではなく、新たにケーブルを引き直すとか、そういった状況になるのでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長　お答えいたします。

この電気を再開する、開通するに当たりましては、大きく分けて２つの工事が必要となっております。１つが自家用受電設備、いわゆるキュービクルというものでございます。２点目が、気中開閉器と高圧ケーブルですね。そのイメージとしては、電柱からケーブルを引いてキュービクルまで引っ張っていくそのケーブルですね。今申し上げましたキュービクルと高圧ケーブル、こちらの改修、いわゆる取替えが必要だということでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　中身については理解いたしました。

中東情勢等の影響によって、変動的な部分もあるということで、現在積算中だと思うんですが、大体概算でどのぐらいというものは出ているのでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長　お答えいたします。

現在では、概算でそういった修繕費用500万という概算が出ているところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　先ほどの答弁の中身ですと、施設内部における改修工事はDMC側が持つということなんですが、今の金額はトータル500万で、そこから内部と外部で500万のうちの分かれるというような認識でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

まずは、建物の全ての所有は町でございますので、今回電気を再開するに当たる申請も町で行う。それに関する工事として、先ほど申し上げました2つの工事を500万で実施するようになるんですけども、まず建物にしっかり電気を届けるところまでが町の責任で実施するというものでございまして、その電気が通った後に、これまでもいろいろな議案の中でご説明させていただきましたが、中の空調でありますとか、いろんな電気関係の工事につきましてはDMCが行うということで現在進めているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今回の発見した不具合に関しては全て町が持つということで、以前から説明のあった空調設備とかが、今回答弁にあった施設内部の改修工事というような理解だと分かりました。

こちらやはり物の入手次期、そういったものの問題があると思うんですが、そういったところである程度工事のめどとかも、そのあたりも全く今現状では、いつ頃までに物が入って、いつ頃までに工事が完了するですとか、そういったスケジュール感、分かっていたら教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

実は、この問題につきましては、今回ご質問をいただいて初めてこういった場で説明をさせていただくんですけども、以前から再開に向けていろいろな取組をする中で、既に問題としては発覚しておりました。その中で、なかなかケーブルが納品の見込みがないということで、その納品の状況をずっと見定めていたところなんですけど、ここに来て何となくめどが立ってきているということでございますので、今後、取組の計画を皆様にお示しさせていただきながら進めていきたいとは思っております。

その上で、工期でございますが、いざ納品になるというめどがついたときは、5か月というような業者からの情報は得ているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも加えて答弁申し上げます。

これはDMC側としては非常に大きな問題になってきますので、私から直接DMCの社長のほうにご説明申し上げました。町の今現時点の予定ということでは、9月補正予算に計上できるように全力で調整していますと。今年度、令和8年度中の工事完了を目指していきますのでというお話をいただいたところ、それでは町の工事が終わってから、DMCでは予定している内部の大規模改修の事業に取りかかりますと。ですから、供用開始が少し遅れるということは、DMCとしても了解しましたというお話でございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 現時点における今後の流れを説明いただきまして、ただ心配なところの一つが、やはり何もされないで施設がそのままの状態がしばらく続くということだと思いますので、昨日、私も現地を確認しましたら、やはりちょっと雑草とか伸びている状況で、正直もう何もやられていなくて草も伸びて、町のほうには新たな活用方法が決まったということでお知らせしていたんですけれども、それがどうなったんだろうという声が今後出ることが想定されましたので、今回こういった質問をさせていただきました。

ですので、今後管理体制についてもDMC A i z uさんのほうと協議をして、今後、会津田島祇園祭も行われますので、あの周辺を通った方たちにとって景観的なものを含めて、ちょっとマイナスなイメージにならないような取組というのは最低限やっていただきたいと思うんですが、そのあたり町としての対応をお伺いいたします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

まずは、旧祇園会館がああいった形で閉鎖となりましたけども、その後DMCが入るということで、町民の皆さんも非常に期待されていたというふうに思っております。さらには、すぐにでも開業したいというDMCさんに対しても、今回こういった不具合が発生したことを申し訳ないなと思いながら、この事務に当たっているところでございます。

議員おただしの今後の管理体制につきましては、これまでもそうだったんですけども、あそこは町の所有のものでございますので、ご指摘のとおりこれから祭りも開催されます。人通りもたくさん増えますので、そういったものに対して印象が悪くならないような管理は、町のほうで責任を持って行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 では、4点目のほうに移らせていただきます。

4点目のてくてくQRマップということで質問させていただきましたが、こちら利用実績ということで2年目になるかと思うんですが、利用者が1,100人と。この利用者の把握の仕方なんですが、こちらはQRを読み込んでサイトに飛んだ方というような認識でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

QRコードを読み込んで利用された方ということで、先ほど町長答弁は、読み込んで実際それを起動したというんですか、使われた方ということでご理解いただければと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 延べ人数は少し多くなっているということで、意外にお一人が利用したら、もうそれは延べなので、恐らく何回か利用すればそれもカウントされるんだと思うんですけれども、意外に延べ人数、延べ回数のほうが少ないなというイメージで、正直なところ1回やって、その後のリピートがないのかなとも読み取れるんですが、その辺、町の把握はどのようなのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

そこまでのデータはございませんので、ご質問に対してお答えすることはできません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今後、やっぱり運用に当たりまして、どのように使われているかの把握というのはやはり大事になってくると思うので、データで分かるようになるものなのか、それとも聞き取り調査、そういったところが必要になってくるのか、それは今後の検討課題として考えていっていただきたいとは思っています。

答弁の中にありましたように、やっぱり実際に効果が出ているかというところが大事だとは思いますが、実感はまだまだ低いというような中で、やはりこれを具体的に実際に効果が出ているというふうに町として把握する指標というのは、今、現段階でどのようにお持ちでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

指標といたしましては、やはり先ほど町長が答弁いたしましたユーザー数、さらには、そこから出てくるQR読み取り回数というもので判断していくしかないのかなというふうに思っ

おります。

さらには、もう少し大きな視点でご説明させていただきますと、今年度、モバイル空間事業、動向調査というのを行います。このQRコードもそうなんですが、人がどれぐらい移動しているか、どこにどれぐらいの人が集まっているかというのは、もうちょっと大きなデータの収集の仕組みを使って把握していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 事業として行っているからには、やっぱり結果というのを追求していかなくはいけないのかなと思いますが、これからも更新等いろんな作業のほうもあるかと思うんですが、こちらの費用についてちょっとお伺いしたいんですけれども、中身を少し更新というか、いじる際には、恐らく業者のほうに委託するようになるかと思うんですが、それというのは、やはりその都度費用がかかるような状況なのか、その点について金額的、具体的なのは求めているんですけれども、その都度更新に手数料がかかって行っていくものなのか、今後のことについてお知らせいただければと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

入っているデータが現在73スポットですか、あと4つのコースを設定しているところなんです、中のスポット、お店であったりとか、そういったものが廃業したりとか、または新たに開業するところもございますので、常にそういったデータの書換え等もございます。さらには、このシステムを使っている契約となっておりますので、これからも一定の費用はかかっていくというご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 更新する中身の検討というのは、商工観光課内で定期的に行われているのか、今後行っていく予定があるのか、その点について伺います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

基本的には商工観光課が中心となって行いますが、もともとこれが生まれる過程というんですか、一緒に検討してきたのがまちなかエアプラットフォームの中でこういったものをもみながら生まれてきたものでございますので、町が主体となって行いながら、かつプラットフォ

ームの皆さんからもスポットの追加でありますとか、あとはコースの更新、そういった話合いはさせていただきながら情報の見直しはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 再度人数について質問なんですけれども、今回2年目ですか、昨年、その前に比べれば倍になっていると、利用者数でいえば。この数字、今回の1,100人というのは、町が想定した人数として多いのか少ないのか、その点の認識はいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

多いか少ないかという基準を持ってございませんので、その都度、対前年と比較しながらの判断になるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 今、質問したところは次につながるんですけれども、やはり思ったより町の方々には浸透していないなというところで、行った先、行った先でそういった話をする、あまり知られていないという事実が結構分かったりしまして、個人的にも施設にちょっと出向いて、そこから置いてくれるようなところ、チラシといいますか、てくてくマップについて紹介できるものを、求められたときもありましたので、そういったところ、観光客向けとなると、やはり限られた施設での周知ということになると思うんですが、周知方法については現状どのような形になっているのかお尋ねいたします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

これは取組が我が課の組織的な話にもなってしまいうんですが、これまでこれを所管していたのが商工振興係でやってございました。ですので、どうしてもこういったQRを紹介する場所というのが限定されてございました。かつ、どうしても組織的に商工振興係がやっている対象というのが限られているということもございましたので、そういった反省を踏まえまして、今年度からはこの所管を、組織の話になるんですが、観光交流係のほうに移管してございます。それによりまして、今まで目の届かなかった場所、議員も触れたとおり観光施設であるとか、観光のお客様が通るであろう目にする場所への露出を高めていきたいというふうに思っております。

今までは、どうしても町内の商工業者、もしくはそういったところに限定されていたんですけども、観光というところまで広げて、そういった対象を広げることによって、QRコード、例えばポップであるとか、案内する看板をそういった目線で拡大していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 観光施設以外にも、私直接ちょっとお伝えさせていただいたところが、田島ドライビングスクールですとか、ほぼ関東圏、よそから来ている方々がいらっしゃると。企業側としても、大分、町なかに行っていただくような指示を出していただいて、大分私も、恐らくその生徒さんなんだろうなという方たちが町なかを歩いている姿を見かけたりもします。なので、今回ぜひそういう方たちが利用すると、とても効果的なのかなと感じておりますので、そういったところが、ほかの事業者を含めて今後ちょっと検討をして、なるべく広く展開して、商工観光課の中でも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

今ほど出されましたドライビングスクールからは、積極的に情報を持ってきてとよく言われていますので、そういったところと連携と、あとはそういう要望があれば、直近ではほかの事業者さんからも、うちに町の観光パンフレットを置いてくれれば配るよというような業者さんもありました。ですので、そういったところでもう少し我々も視界を広く持ちながら、効果的な場所、かつ求められているところにしっかり漏れなく観光パンフレットを配る、もしくは今、話題となっているこの質問いただいておりますQRマップも、そういったところに漏れないように、もう一度広く点検しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今後の実効的なさらなる取組を期待して、次の質問のほうに移らせていただきます。

次、大きな2点目、地域コミュニティの持続性というところで質問させていただきました。

こちら答弁の中に、集落支援、新たな在り方を調査検討していきたいというような中身がございましたけれども、現段階でこの集落支援の応援の補助金以外に、何か今後町として取り組まなくてはならないというような課題で検討している中身があるかどうかお尋ねいたします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

答弁の最後にも町長が申し上げたとおり、今年度そういった人口減少、あるいは高齢化に伴って集落の活動が停滞しているというような現状がございますので、そういったところに外部の人材に入っていて、地元の住民と一緒に活動ができるような仕組みをつくりたいというところで、今年度は動きたいというふうに考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 既に集落のほうに外部から入ってきている組織もあるかと思いますが、今後も、今後、町として、そういった組織が来てくれないかどうか働きかけていくと、そういうような認識でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

既に入っている組織はこれまで同様、継続して取り組んでいただきたいと思います。

町としましては、新たな仕組み、そういった既存の団体をお願いするわけではなくて、例えばどここの集落でこういった活動をこの日にやりますので、一緒に協力できる方がいませんか、あるいは参加したい方はぜひ参加してくださいというような仕組みをつくりたいというふうに思っております。当然、来ていただいたお礼として、お金等が発生するものではなく、あくまでそこは来ていただいた方にその地域に入っていて、ちょっとしたお礼、郷土料理の振る舞いであったり、あるいは宿泊場所の提供であったりというのができないかなというところを今のところは考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 こちら事業としても、集落維持発展支援事業補助金というものを町のほうで行っているかと思います。実際に私も何度かその集落支援のほうに入ったことがありまして、やはり農業用水路の春先の清掃ですとか、そういったところが重労働で、もう地域の人だけではやっていけないというような話も身をもって体験したところであります。

こちらの補助金に関して、現時点で各行政区のほうからどのくらいの、こちら農林業ということで補助金が上がっているんですが、実際にどのくらい活用されているのか、そのあたり具体的な数とかではなくて、大まかなところをお知らせいただければと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 通告いただいておりますが、今、事務報告でちょっと調べてから、分かる

数字を担当のほうから説明させていただきたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

田島地区の件数が今手元にございますので、申し上げたいと思いますが、こちらについては4件の実績となっています。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 中身としてはどのような内容が多いのか、各行政区で内容が違うのか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

地区によって様々なんですけども、1つとしては、鳥獣被害に対する資材の提供という貸与事業のほうがありますが、こちらに係る設置費に係るものが2件、または取水口の土砂撤去でありますとか、水路の修繕というものに数としては上がっております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

今後ますます人口が減っていくことによって、行政区によっては本当に10世帯近く、それを切ってくるようなところも見受けられると思います。そういった場合、テレビでも限界集落ということで当町の地区が放映されたときがありましたが、やはり限界集落のその後といいですか、それが本当にテレビで放映されて、人がたくさん来て何かいいことがあるわけではないと思います。実際にそれが問題として取り上げられることに意味があると思うので、そこに対して、やはり行政と地域の集落に住んでいる皆さんがどのような話し合いをして、今後どのような形で自分らの生活を保っていくのかという話し合いが大事だと思うんですが、そういった話し合いを行政区の側から、今後の集落の維持についてですとか、相談があればお知らせいただければと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

今現在、私が把握しているところでは、そういった集落側から話し合いをしたいというところはないというふうに認識しております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。

ただ、区長さんのほうに取ったアンケートの中では、やはり今後の高齢化によって、集落の活動の維持が困難というような話が多く出ているというような答弁がありましたので、正直、今取り組まないと、今後ますます改善される方向ではないと町のほうでも理解していると思いますので、早急な対策が必要になってくるということから、次の質問のほうをさせていただきました。

2点目ですね。小規模多機能型自治ということで、やはりどうしても旧来のくくりの中の行政区の中だけではやれないことが増えてくる。そういった中で、やはりもう少し近隣のところと範囲を広げて、お互いに一生懸命やっていこうというような取組が全国的にはもう大分前から取り組んでいる自治体もあります。島根県雲南市を筆頭に、結構多くのところでやはり取組がなされているので、今後検討していくということですので、あくまで情報の提供ですとか、表面的な話にはなるかもしれないんですけども、再質問のほうをさせていただければと思います。

こちら、今、私のほうに相談が来ている案件なんですけど、消防団関係ですとか、そのあたりでどうしても屯所はあるんですけども、有事があった際に、出動できるような人員がいらないと。正直あっても、出動できないような状況というところが幾つかあるようです。そのあたりの再編についても、今後こういった小規模多機能自治ということで、くくりを広くした上で再編が必要になってくるのかと考えているんですけど、その点に関して、町が今後どのように対応していくのか。これだけ人が減っていく中で、やはり再編ということが当然出てくると思うんですけど、町の考えをお伺いいたします。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

消防団の再編につきましては、町が一方的に進めるものではなく、相談があって、その対応として消防団と地域の方と協議しながら再編を進めてまいりたいと思っております。今後、そういったご相談事があれば、優先して対応してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 消防団のことに関しては理解いたしました。今後、そういった課題が出てくるかと思っておりますので、今回答弁いただいた防災、福祉、生活支援、あらゆるところにおいて、やはり地域コミュニティの持続というところに関しては課題が出てくるのかなと個人的に感じております。そこに関して、やっぱり問題が出てから対処するというのでは、やはり遅くなってしまうと思いますので、先んじて想定される事態を回避するためにも、先進的な取

組を参考にしながら、当町においてはどのような取組の仕方が受け入れやすいのか、そういった検討が今後必要だと思いますので、その点について、これから検討していくというような中身になってくるので、ぜひ庁舎内の検討を進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

今ほどおたしのとおり、やはり事態が生じてからの対策では後手後手になってしまうと思いますので、現在既に問題化するのが明らかな部分につきましては、当然早めの手を打っていきたいと思います。特にこの小規模多機能自治につきましては、非常に有効な手法の一つであるとは考えておりますが、やはりそこで問題になるのが、主体が難しいなというふうに思いながら課内では話しておりました。やはり町が先行してやってしまうと、どうしても行政に言われたから、我々は協力する立場になりかねないと考えますので、そういった主体の育成も含め検討のほうはしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、課長おっしゃったように、やはり誰がやるかというところが物すごく成功するかどうかの境にもなってくると思います。地域づくり協議会みたいな役場とは別な組織をつくって、そこに行政も関わって、メインは地域の人たちと、あと民間も入ってというところが、やはりうまく組み合わさって機能すると、やはりうまくいっている例というふうに捉えられているようですので、今後ますますその研究についてしていっていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○山内 政議長 以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 剛 正 議員

○山内 政議長 次に、3番、湯田剛正君の登壇を許します。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 議席番号3番、湯田剛正。一般質問を行います。

質問事項1、南郷スキー場へハイドロマチック・モアが購入され、その活用方法は。

南郷スキー場の草刈り機、ハイドロマチック・モアの活用方法について。

1つ、年間使用する工程表は作成されているか。

2つ目、他のスキー場や一般町民への貸出しは考えていますか。

3つ、アタッチメントはどのようなものを購入しましたか。

質問事項2つ目、ごみ袋が不足しているが、その対応は。

最近、販売店のごみ袋の在庫がなく、購入できない状況です。

①現在、どのような対応をしていますか。

2つ目、今後ごみ袋が販売店に入ってくる見込みは。

3つ、現在、指定ごみ袋を持っていない町民の方はどのようにごみを出せばいいか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 3番、湯田剛正議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、南郷スキー場ハイドロマチック・モアの活用方法はに関する1点目、年間使用する工程表は作成されているかとのおたかしであります、今回購入する草刈り機械は、降雪前のゲレンデ整備に必要な草刈りを行うためのものであります。指定管理者からは、通年の作業工程の中にゲレンデの草刈り作業が組み込まれており、例年9月中旬から11月中旬までの2か月間を見込んでいと伺っているところあります。

次に、2点目、他スキー場や一般町民への貸出しは考えているかとのおたかしであります、今回購入する草刈り機械は、スキー場ゲレンデの草刈りを行う目的で購入するものであるため、町内のスキー場での共同利用につきましては、使用期間の調整により可能であると考えます。一方、一般町民や民間事業者への貸出しにつきましては、機械の設置目的などを踏まえて、想定しておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、3点目、アタッチメントはどのようなものを購入したのかとのおたかしであります、今回購入する草刈り機械のアタッチメントにつきましては、草刈り用と抜根用の2種類ありますが、ゲレンデ整備に適合するよう草刈り用を発注しているところあります。

次に、ごみ袋が不足しているが、その対応はに関する1点目、現在どのような対応をしているのかと、2点目の今後ごみ袋が販売店に入荷する見込みはとの内容、さらに3点目、現在指定ごみ袋を持っていない町民の方はどのようにごみを出せばよいのかとのおたかしであります、いずれも関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

5月下旬頃から、主に田島地域の販売店において、指定ごみ袋の燃えるごみ用、大きいもの

ですね、大を中心に品切れが発生しております。流通状況について、南会津地方広域市町村圏組合に問合せをしたところ、4月から5月の販売量が昨年の2倍となっており、供給量が少ないのではなく、一部で買占めが発生していることが原因と思われるとの状況が確認できました。

また、6月に入りましても同様の状況となっていることから、町ではホームページやSNSのほか、各行政区への回覧文書の中で、必要以上に購入しないよう注意喚起をするとともに、問合せがあった方々には、購入が可能な状況にある燃えるごみ用袋の小さいサイズでの対応をお願いしてまいりました。しかしながら、田島地域の主要な店舗において、燃えるごみ用の小さいサイズも品切れ状態となったことから、南会津地方広域市町村圏組合や構成町、収集運搬業者などで協議し、燃えるごみについては、6月24日から7月10日までの間、臨時的措置として資源ごみ用袋を代替として使用できることを決定し、現在町民の皆様への周知を行っているところであります。

南会津地方広域市町村圏組合からは、7月も例年どおりの流通量が確保され、各販売店へ供給される見込みであると伺っておりますが、町といたしましては、引き続き指定ごみ袋の販売状況を注視しながら、必要に応じて関係機関と協議し、町民の皆様が不便を来すことのないよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 1つ目の年間使用する工程表の作成はということで、答弁は、9月中旬から11月中旬までの2か月間との答弁ですが、その2か月間の中でも今回のこのモア、1,350万かかる高価なものでして、2年前に小学生と田植をした際に、機械屋さんがデモで来て、小学生の隣で、今回と同じ幅が1,600で大体大きさは一緒なんですけど、そののちょっとデモを見たんですが、そのとき金額を聞いたんですね。そうしたら200万だったんですよ。それと比べると、今回のやつはすごい金額であるので、これだけの機械でスキー場を除草するには、やっぱり2か月間であっても工程表を組んで、どれだけ使えるかというのは出てきたのかなと思って質問しました。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

指定管理者のほうからは、例年9月中旬から11月中旬にかけて草刈りのほうを実施しておりますけれども、特に南郷スキー場においては、草刈り機械について、故障が激しく、今回購入

に至ったわけでございますけれども、この間、舘岩地区からお借りしたりしての作業になってございました。実際、機械自体は高価なものとなってございますけれども、スキー場ゲレンデ整備には大変必要なものと認識しておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 2番、3番も一緒になりますので、ちょっと一緒に再質問させていただきます。

この高価な立派な草刈り機なんですけど、動画で再度確認しましたらば、動画だったのでなんですけど、一升瓶くらいの太さの立ち木を、5メートルくらいあるやつを一遍に粉碎して、道路なりを造っていくすごいマシンで、これをスキー場に、動画で見ると、あれは林業関係に説明するデモのビデオだったんですけど、あんな状況のスキー場のゲレンデなんてないのに、今回この機械を入れて、なおさらアタッチメントということで、この機械の性能に高低調整機能付、その動画も見たんですけど、それは林業の間伐、全伐したタッコ、切った後のそれを上下させて倒れた太い木も皆細かくする性能のマシンなんですけど、このアタッチメントは、林野庁の資料によると、参考価格は1,200万円ほどだということでしたので、今回1,353万ということで、150万くらいの差が出ていて、そうすると、このアタッチメントはどんなものかということで質問したんですが、アタッチメントは買っていない。そうすると、買っていないというと、このリモコン付操作式で、車高調整機能がなくてもよかったはずなんですけど、そのアタッチメント付機能はタッコあるためだけの機械なんですけど、この必要はなかったと思うんですが、どうですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

車高調整機能でございますけれども、やはり南郷スキー場、ほかのスキー場もそうだと思うんですけれども、ゲレンデは平らではありませんので、いろいろな勾配であったり、凸凹していたりしてございますので、あわせて実際、南郷スキー場のゲレンデにおいてもデモをしていただいた結果、この機種がいいだろうということで選定したものでございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 分かりました。

それで、②でスキー場や一般町民への貸出しは考えていますかという答弁で、貸出しは想定していないという答弁でしたが、2か月間だけ使用するには大変宝の持ち腐れだと思っておりますので、各地区で、今、草刈りや美化などでもうやっていますし、そういう民間、団体等に貸

出しをして、少しでも利益を上げればいいかなという質問でしたが、想定していないということでしたが、想定できないでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

先ほど町長答弁でもございましたけれども、機械の設置目的を踏まえまして、ここについてはスキー場ゲレンデ整備車ということで今回購入したものでございますので、一般貸出しについては想定してございません。ご理解のほうお願いいたしたいと思います。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 スキー場以外に町のそういう共有地の草刈りとか等にも使えないということですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

現在のところそういった想定はしてございません。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 使えるようにはできますか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 そういったことが出されてくれば、検討はしていきたいとは思いますが、現在のところ想定してございません。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 了解しました。

次に、ごみ袋の件で再質問させていただきます。

①で、現在どのような対応をしているかということで答弁ありましたが、先週、回覧で回ったのがこのチラシで、皆さんも分かると思います。昨日、回覧で回ったのがこの可燃ごみ用に丸がついたのが昨日、うちに帰ったらば回っていました。これの答弁もありましたので、これが7月10日までということですが、これをもう少し日にちを延ばすという考えはありますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

7月分のごみ袋の入荷が来週になりますけれども、通常どおり入荷されるという情報になっていますので、皆さん来週には、ない方は来週買い求めをすることができるということで、7月10日までとさせていただきます。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 町の販売店の状況はご存じですか。今、販売店に行っても入ってこないという情報なんですけど、そういう状況は知っていますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えいたします。

今回、15日の回覧と23日の回覧、どちらも判断をしましたのは、田島地域の中心部にある、いわゆる大型店舗を中心とした約10店舗、この販売状況を確認してそれぞれの対応をしたところなんです。10店舗といいますのは、コンビニ3店舗を含めたツルハさん、ベニマルさん、リオン・ドールさん、コメリさん、ダイユーエイトさん、こういった大型店舗を含めて、中心に売り切れという現象が起きていましたので、こちらをもって判断させていただきました。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 その10店舗の販売された数字のことですね、今の。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えします。

今、申し上げた店舗につきましては、もうそれぞれ店舗に在庫がない、もう物が売っていない、こういう状況を確認したところなんです。

失礼しました。それは燃えるごみの袋に限ってのお話です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 昨日、議会が終わって、自分なりに7店舗ほど責任者、店長、担当の方に話を伺ってきました。そうすると、入荷日もまだ決まっていない、数量も決まっていないという店が多く、その発注先が南栄通商だということで、南栄通商にも伺って聞いてきたんですが、南栄通商担当では、入ってくる納期の日にと数量は、南会津地方広域市町村圏組合環境衛生課に話してはありますとお聞きしたので、その数量とか詳しい話をお聞かせください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えします。

私たちのほうで把握しているのは、7月1日に例年どおり入荷が決まっているというところまでです。あと具体的な小売店ごとの販売量については、昨年度の販売実績を基に配布されるということで伺っていますので、その数については把握をしておりません。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 あと今回の7店舗行ったその店がみんなばらばらで、発注日が週2回だそうです。入荷の本数も制限されていて、ちょっと違う手帳には書いてきたんですが、されているということで、でもまだ各店がはっきりお客さんには言えない状況だったんですね、昨日確認したときには。

それで、1社だけ南栄通商さんから販売店にチラシが回っているんだと、ちょっとお店からコピーしていただきましたので、指定ごみ袋の供給体制に関する当面の対応について。現在指定ごみ袋につきましては、買い求め等の影響により一部商品が品薄となっております。7月1日に入荷を予定していますが、旧来どおりの納品方法を継続した場合、短期間で再度品切れとなる可能性が極めて高い状況にあります。なお、中東情勢の動向が依然として不安定であるため、製造工程への影響が断続的に発生しており、供給体制の正常化について確かな見通しを立てることが困難な状況です。つきましては、安定供給を確保するため、7月のご注文より、当面の間は、次記のとおり納品する量の調整を実施させていただきますという、これは1店舗で、7店舗回ったときにこういう話も全然出てこなくてばらばらだったんですけど、店によって入ってくる数が1箱だったり、2箱という話を聞きました。

これによると、今回も印をつけたのは、取扱店1回の注文につき1箱まで、これはこの店の措置なので、また違う店は違う店に来ていると思うんですけど、もう一つ、取扱い1回の注文につき各種10本までということで、こういうことが販売店から町民の人に伝えられなくて、町民の人が不安になっていますよね。今回こういう対応ができて、ちょっと安心した部分もありますが、もう少し分かりやすく町から説明できるのかなと思っているんですけど、何かありますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

今ほど読み上げられた書面は、卸会社が小売店さんに送った通知だと思うんですが、その内容については把握をしています。ただし、町のほうでは広域圏組合のほうに、要はその内容というのは小出しにしますということなんですね。すぐ売り切れちゃうから、ちょっとずつ売りますということの意味合いだと思うんですけど、町のほうから強くやめてくれというような発言をしています。お願いもして、それは多分撤回されているはずです。通常どおり足りない人に十分行き渡るように売ってほしいと。

現に6月までは、例年以上の売上げがあるということは、一定の人には必要以上にあるんだろうと。本当に足りない人はどこにどれだけいるかというのは、実は把握できていない。なの

で、ちゃんと例年どおり売ってくださいというような要請を強くしております。現に現場のほうでは、いわゆる収集運搬業者への聞き取りをしますと、まだちゃんと燃えるごみの日には燃えるごみの指定袋で皆さん出されているというふうな状況が確認できて、いわゆる違反ごみ、違う指定以外の袋で出されているという状況がまだ確認されていないので、毎日の間合せも含めて見ますと、本当に足りない人というのは割と限られた人なのかなというふうな印象を持っています。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 この件につきましては、まだ他の議員さんも質問しますので、今回の質問をこれで終了します。ありがとうございました。

○山内 政議長 以上で、3番、湯田剛正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時40分とします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 古 川 晃 議員

○山内 政議長 5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。本日最後の一般質問を通告に従い、行います。

今回、私の質問事項は2つです。

まず、質問事項1つ目、株式会社みなみあいつの経営に対する町の対応はです。

令和7年12月定例会において議決されました南会津町公の施設の指定管理者の指定において、

株式会社みなみあいづは、8施設の指定管理者から4施設の指定管理者へと数を減らしました。町が100%出資する法人の事業規模が縮小し、経営上のリスク要因となることが考えられます。

そこで、4点質問します。

①株式会社みなみあいづが指定管理者の数を減らしたことについて、株主である町はどのように受け止めているのでしょうか。

②令和6年3月に株式会社みなみあいづから経営改善計画が出されて以降、町が経営改善のために行ってきた具体的な対応は。

③今後、株式会社みなみあいづの経営に対して町はどのように関与していくのでしょうか。その方針と町の施策上の位置づけは。

④今回、株式会社みなみあいづから株式会社DMC A i z uに指定管理者が移行した施設で雇用の継続がスムーズにいなかった部分があると聞いています。その原因と対策は。

以上4点、町長に答弁を求めます。

次に、質問事項2つ目、「町有観光施設の今後の方針」の現状はです。

令和7年6月の全員協議会で4スキー場の存続方針などを盛り込んだ町有観光施設の今後の方針が確認されてから1年になります。この内容について、現状どのようになっているか質問します。

①各スキー場における官民連携の組織の設置状況と活動内容はどのようになっているのでしょうか。

②基本的な方針には、「毎年度の運営状況等を注視し、地域への効果が低い場合や利益を出せない場合などは指定管理期間の期限を待たず、施設を閉鎖することもあり得る」とあります。また、スキー場の方針には、「次期指定管理期間後の令和13年度以降については、降雪量の推移やスキー、スノーボード人口の動向などを見極めるとともに、経営状況等を総合的に勘案して判断する」とありますが、より具体的な基準や目標値の共有が必要と考えますが、いかがでしょうか。

③令和7年6月定例会の一般質問の答弁に、公費負担の軽減策として「指定管理者から利益の一部を町に納めてもらう仕組みを構築し」とありましたが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

以上3点、町長に答弁を求めます。

これで壇上から質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再質問をさせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 5 番、古川晃議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、株式会社みなみあいづの経営に対する町の対応はに関する 1 点目、株式会社みなみあいづが指定管理施設の数減らしたことについて、株主である町はどのように受け止めているかとのおただしであります。町といたしましては、会社として収入が減少することになりますので、残念ではありますが、残された施設に対し培われたノウハウを投入することで、これまで以上にきめ細やかな経営がされるものと期待しているところであります。

また、株式会社みなみあいづへの残留を希望する全従業員の雇用を継続していくため、残された施設で売上げを増加させる必要があることから、事業計画の着実な実現に向けて最大限の努力をしてほしいと考えております。

次に、2 点目、経営改善計画がなされて以降、町が経営改善のために行ってきた具体的な対策はとのおただしでございますが、令和 6 年度につきましては、各施設ごとに毎月、経営改善計画進捗管理シートを提出してもらうとともに、指標管理シートを作成してもらい、所管課の職員が達成状況や取組内容などについてヒアリングを実施しております。

令和 7 年度につきましては、毎月の各施設ごとの経営改善計画進捗管理シートの提出を継続するとともに、進捗状況を管理する所管課職員のヒアリングについては、四半期ごとに実施し、経営改善のための具体的取組の進捗などを確認しました。

また、令和 7 年度からは、定期的開催される株式会社みなみあいづの取締役会議に総合政策課長がオブザーバーとして出席しているところであります。

次に、3 点目、経営に対して町はどのように関与していくのか。方針と町の施策上の位置づけはとのおただしでありましたが、株式会社みなみあいづは、町内の主要な観光施設を指定管理により管理運営しており、本町の観光振興において中心的な役割を担うとともに、地域住民の就労の場としても重要な役割を果たしております。

また、町の施策上の位置づけといたしましては、第 3 次南会津町総合振興計画における「魅力を高め活力を生み出すヒト・モノ・カネの好循環化」の実現に向けた観光・地域間交流のさらなる推進を支える基幹的な事業体であると考えております。

町といたしましては、今後も株式会社みなみあいづが本町の観光振興と地域雇用の担い手として持続的に機能できるよう、必要な関与と支援を継続してまいります。

次に、4 点目、今回、株式会社みなみあいづから株式会社 DMC A i z u に指定管理者が移行した施設で雇用の継続がスムーズにできなかった部分があると聞いているが、原因と対策はとのおただしであります。雇用の継続がスムーズにできなかった要因として、株式会社み

なみあいづへの愛着がある社員が多くいたためというお話を伺っております。また、引き継ぐ時期がスキー場の営業期間と重複したことから、十分な話合いや検討ができなかったことも要因の一つとして考えられます。

次回の公募の際には、引継ぎの期間を考慮し、指定管理期間を設定するなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、町有観光施設の今後の方針の現状はに関する1点目、各スキー場における官民連携の組織の設置状況と活動内容はとのおただしであります。初めに、だいくらスキー場でありますけれども、令和7年度に官民連携組織を設置し、これまで4回の会議を開催しております。会議では、町民とのつながり強化をテーマとした意見交換を行い、そこで出された意見を基に各種事業を展開しております。

続いて、たかつえスキー場ですが、令和7年度に官民連携組織を設置し、これまで3回の会議を開催しており、今後のスキー場の振興策について協議を行っております。

続いて、高畑スキー場ですが、令和7年度に官民連携組織を設置して、これまで2回の会議を開催しており、スキー場を盛り上げるための方策などについて協議を行っております。

最後に、南郷スキー場ですが、令和元年度に南郷スキー場振興協議会を設置しており、毎年協議会を開催し、スキー場の振興策について協議を行っているところであります。

次に、2点目、基本的な方針には「指定管理期間の期限を待たずに施設を閉鎖することもあり得る」とあり、また、スキー場の方針には「次期指定管理期間後については、経営状況を総合的に勘案して判断することとする」とあるが、より具体的な基準や目標値の共有が必要と考えるがとのおただしをいただきました。

施設を閉鎖することもあり得るとの記載につきましては、運営状況のよしあしによって閉鎖を判断するものではなくて、指定管理者が撤退した場合など、やむを得ない状況において閉鎖もあり得るという趣旨の記載であり、指定管理期間中は原則として指定管理者に継続してもらう考えでおります。

また、具体的な基準や目標値の設定につきましては、本方針が今年度からスタートした取組であることから、まずは各施設の運営状況を注視しながら、具体的な基準や目標値の設定の可否についても検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、令和7年6月定例会の一般質問の答弁に、公費負担の軽減策として「指定管理者から利益の一部を町に納めてもらう仕組みを構築し」とあったが、進捗状況はとのおただしをいただきました。

指定管理者から利益の一部を納めてもらう方法については、今年度から新たな指定管理期間が始まったばかりであることから、今年度中に各施設の指定管理者と所管課で協議を行い、その結果を踏まえて具体的な内容を令和9年度以降の年度協定に定めることとしております。

今後、各施設の5年後、10年後の経営状況を想定し、指定管理者から町への程度の納付が必要になるのか、その実現のためには、収益をどのように確保し、どの程度の経費削減をするのか、あるいは経営規模を適正化していくのかなどについて考慮しながら具体的な方法を協議していきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、最初の質問から再質問させていただきます。

まず、①の再質問なんですが、答弁を聞いていて、私の認識とちょっと大きな開きがあるなというふうに思ったところがありますので、そこを確認させていただきます。

答弁の中には、会社として収入が減少することになりますというようなお話がありましたけれども、これはつまり事業規模縮小、収益機会の損失ということで、株式会社みなみあいづに経営的な損失が生じるというようなことでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

これにつきましては、個別の施設ではなく、全体的に、今回、指定管理から外れた施設をトータル的に見ますと、収入は減少するというような捉えでおります。なので、指定管理そのものが会社の損益につながったというふうには考えておりません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まだ始まったばかりですので、収益が上がったとか下がったとか、そういう判断も難しいと思いますけれども、明らかに事業規模が縮小して収益を上げるチャンスが減った、そういうふうに私だけではなくて多くの人が感じるのではないかなというふうに思うんですけど、そこで、株式会社みなみあいづというものをちょっと確認しておきたいと思うんですが、町が100%出資する第三セクターです。ということは、これは言うまでもなく町の重要な資産だということになるわけですが、ということは、もし経営に失敗するようなことがあれば、あくまでももしもですけども、これは町民の負担につながりかねないという、そういう関係性があるというふうに思います。

そういう意味で、町の経営責任というのは非常に大きいというふうに思います。もちろん直接の経営責任というのは会社のほうにあるわけなんですけども、100%株主である町には経営責任、そういうものがやっぱり発生するはずだと思います。このことについてどういうふうにお考えでしょうか。今の私の見解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

まず、答弁させていただきました収入が減少するということは、あくまで収入であって、収益とはまた別だというふうには考えております。

また、経営状況の確認につきましても、これまで再三、議会からもいろんなご意見をいただきながら、経営改善について町としてしっかり関与していくということで、ここに記載したような内容でこれまでも改善に向けて取り組んでまいりましたので、そこについては引き続き継続して関与はしていくべきものというふうに考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 経営責任の町の在り方ということでございますが、100%株主である町としては、仮にみなみあいづが緊急的な事態に陥ったときの責任は町にも及んでくると、このように思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私もそういうふうに考えて、やっぱりこれは非常に重要な問題、重大な問題だということで今回質問するわけなんですけど、先ほどの答弁を聞いても、私の認識と大きな開きがあるというふうに申し上げた部分は、やっぱりこの経営監督責任、これが町にあるということについて、先ほどの答弁でいいますと、これまで以上にきめ細やかにやることを期待していきます。事業計画の実現に向けて最大限の努力をしてほしいというような、どうしても他人事のような、そういう答弁に聞こえるんですよ。町がやっぱり責任を持って当事者としてどういうふうに関わっていくのかという、そういった自覚が果たしてあるのかなというのが感じられなかったもので、その部分についていかがですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

これまでの観光施設の今後の方針のタウンミーティングであったり、あるいは意見公募などでも寄せられた中に、やはり株式会社の運営について、どうしても町が後ろ盾になっているので、そこで会社としての努力が足りないんじゃないかというような意見をたくさんいただいた

のも事実でございます。

そういったところも踏まえまして、町として出資はしているものの、会社の運営としてはやはり株式会社、別組織として一定の努力はしていただきつつも、町としても当然、株主としての責任がありますので、その経営状況についてはしっかり注視していく、管理していくべきものというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ちょっと具体的な話をさせていただくと、例えば昨日の一般質問の中にもありましたけども、昨年、取締役7名中3名が体調不良で、それを理由にして辞任されました。これは普通に考えると、私は明らかにおかしい、何かあるんじゃないかというふうに感じたわけなんですけど、そういう案件だったんですけども、そのときの町の対応はどうだったのでしょうか。このとき、こういったうわさ、情報が私に入ったときには、町に来て確認をその後したりしたんですけど、そのとき、あるいはその後、町の対応はどうだったのか。

町の大切な100%出資の会社という認識があれば、もう即聞き取りに行って、何かあったのかいというふうに聞いてしかるべきかなというふうに私は思うんですね。そういうような調査を行って取締役会の状況というのを精査することができていれば、今回、経営陣の退陣とかあったわけなんですけど、そういうことももしかすると防げたかもしれない。そういった部分、この役員取締役会7名中3名辞めました、その後の町が取った対応というのをちょっとお聞かせください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

その話が出てきてから、総合政策課長が退任を申し出られました3名の方と直接お会いして、いろいろ話等を聞きながら対応したというふうに聞いております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうにも、やっぱり危惧すべき内容でございましたので、総合政策の当時の課長に個別に聞き取りに入ってもらって中身の確認をしたところでございます。ただ、結果的にはお二人の方が体調不良、お一人の方が一身上の都合ということで、それ以上深い聞き取りはできなかったということでございます。

また、取締役会においての報告についても、それについて深く議論がされた形跡はありませんでした。しかし、やはりこういう事態が起きるということは何かあるんだろうということで、私のほうと代表取締役の中で何回か話をした中で、やっぱりよく意思疎通を図っていただくよ

うな取組、それは取締役プラス社員との意思疎通というところは私が何回か、経営されている方々とお話をしてお願いというか、会社運営の円滑な、会社が回るように、そのことについては私のほうからも言及した記憶があります。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 その後、町のほうでもそれなりにご対応されたということが分かりました。

ただ、私はこの件を知ったときに、会社内はかなり大変な状況になっているのではないかなというふうに正直思いました。会社としてはもう黄色信号、あるいは赤信号、そのレベルではないかなというふうに思ったんですが、そして今回、昨日の一般質問の答弁を聞いていて、今度は代表取締役、常務、社外取締役も辞任するというふうに聞いて、これは会社として赤信号じゃないですかというふうに思うんですね。ガバナンスがもう崩壊している状態じゃないか。一般の会社でこういう状態あり得るのかな、こんなことがあるんでしょうか、私、公務員上がりなので、その辺詳しくないんですけど、こういうのが通常あるのかな。

ただ、これ、次の人が見つければいいとか、そういうような問題ではないと思うんですね。ここで、やっぱり、私は先ほども言いましたけど、町の当事者意識として町の監督責任、それから、ここまで来ると任命責任とか、そういうものも視野に入ってくるのかなと思うんですが、その辺についてはどうお考えですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 昨年の株主総会に当たって新たな役員の選任が行われて、そして代表取締役の選任については、最初の取締役会で決まったわけでございます。これまでのタウンミーティングと議会のやり取り等を踏まえて、やはり株式会社みなみあいづがもう少ししっかりしなくてはならないという思いもありましたし、世代交代を図る必要があるということで、前の代表、それから副社長についても辞任の申出があったということから、内部昇格を含めて対応してきたところでございます。やはり町民から信頼される会社、さらには若い人から選ばれる会社であってほしいし、指定管理施設を運営するに当たっても、一歩踏み出して利益を求める会社になってほしいというようなことを新しい経営層の方にお話しした記憶があります。

結果的に、今回、決算期末にこういう事態に陥ってしまいましたが、やはりそこには相互の意思疎通の欠如が原因としてあるのかなというふうに思っております。それを任命責任、町長あるんだろうというふうに言われれば、任命したことの間違いはないとは思っておりますが、運営した結果について、私としても一定の責任はあるのかなというふうに認識をしているとこ

ろであります。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 ちょっと厳しい言葉を投げかけるようではありますけども、では、形としてここまでこういう事態になっている、不思議と周りが騒がないので、あれ、こんなものでいいのかなというふうにむしろ思うんですね。

厳しいことを言うことを自分で自覚しながら、やっぱり今回のここに至る経緯というのは町の監督責任、任命責任、これが問われてしかるべき、そういう事態だというふうに思うんです。それは、やっぱり株式会社みなみあいづというのは、町にとってすごく大切な会社だというふうに思うんですよね。先ほどのほかの部分の答弁でもありましたけれども、この株式会社みなみあいづというのは、町の観光振興の中心的役割を担う会社だというふうにおっしゃっているわけですよね。それに対して意思疎通が欠如している、そういうところまでつかんでいる、それは分かりましたけれども、実際に町の中では、今まで町は何をやっていたんですかというような、そういう声もぼそっと聞こえたりするわけなんです。そう言われても仕方ないような状況であるのではないかな。そういう意味で、ちょっとしつこくてなんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

経過をたどってみると、やはり指定管理候補の選定結果というものが大きく影響しているのかなというふうに思います。これは、我々も観光16施設の今後の方針の中で示したように、公募して、より優秀な事業者に運営していただくという考えをもって議会にもお示しして、その流れで来たわけでございます。その選考結果が今回のような事態に至っている。この事態を防ぐのであれば、最初から公募しないで随意契約の選定をすればよかったのかなとも思いますが、そういう状態ではないと思います。我々としては、その結果を受け止めて、最終的に株式会社みなみあいづが令和8年度以降も運営する指定管理施設で、そこにいる従業員のノウハウを最大限に引き出しながら経営に頑張ってもらおうというような方針で行くというのがもう結論だと思います。

特に、現在の経営陣の方については、指定管理が替わるということが分かっているながら1年間、3月までのスキー場の運営であれば、経営をしなくてはならない、併せて引継ぎの業務も出てくるという大変厳しい状況下に置かれた上での会社運営だったのかなというふうに思っておりますので、その部分については、一概に今の経営されている方だけの責任ではないだろう

というふうに思います。

今回、このような事態に至りましたが、私としては、次の経営層の方に、これまでの反省点を踏まえて、株式会社みなみあいづが信頼に足り得る会社になれるよう、引き続き関与していきたいと、このように思います。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 今回の部分、この第三セクターの株式会社みなみあいづに何を期待していくかという部分については、ちょっとこの後も質問の中で考えていますので、それはちょっと置いておいて、取りあえず、今回、株式会社みなみあいづの指定管理者の数を減らしたということについて、今回の取締役会の状況との関連性というのがありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

その結果について取締役会で報告があったということでございますが、個別具体的にこのことについての詳しい論議がされたという形跡は、取締役会にオブザーバーとして出席していた当時の総合政策課長からの報告はありませんでした。ただ、やっぱり一部の監査役からですが、なぜそういう結果に至ったのかについては説明を求めるべきではないのかという意見が取締役会で出されたという報告は私のところにも届いておりました。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 公表できるかどうか、監査役の意見というものは、ここで述べていただくことはできますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 個別具体の中身のことになるので、その部分については発言を控えたと思います。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 指定管理者の選定ということに当たっては、町の立場というのはやっぱり公正公平で、いかに株式会社みなみあいづだという部分でも、これは厳正にやるべきだという部分、その辺はやってこられたと思うんですけども、しかし、そのほかの場面では、やっぱり町の会社の経営健全化のために力を、町としてできることをやっぱりこれからしっかりやっていかなくちゃならないというふうに思うんですけど、今までの経過を見て、もっとやるべきことがあったのではないかと、そういう部分についてはどのようにお考えですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 古川議員が言われているもっとやるべきことって、具体的にどんなイメージなんですか。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 先ほど言いましたように、今の株式会社みなみあいつの状況というのは、外見的可能かもしれませんが、もう赤信号の状態ではないか。ガバナンス崩壊状態というのは、本当に危険な状態だというふうに私は認識するんですけども、そういった会社の経営の健全化、立て直し、そのためには、町はもっとやれたことがあったんじゃないか、やるべきことがあったんじゃないかというふうに思うわけなんですけど、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 その部分については、やはり一番の大きいところは、経営層と社員の中の意思疎通だというふうに思っております。そこをしっかりと立て直していただきたいというお話は、何度も経営層の方にはお話しした記憶があります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 意思疎通をしてくれというような話を度々していたということなんですけど、話を伝えるというのは一つの手段ではあるんですけど、そのほかに具体的な行動にそれをも移してもらうということが非常に大事だと思うんですよね。あるいは、言って、こちらのほうでこういうふうにしてほしいというふうに伝えたことが、果たしてその後実現しているのかどうかという、そういうチェックがあったのかどうかという部分、すごく重要だと思うんですよね。言ったらおしまいというのとはちょっとわけが違えると思うんですけども、そういった部分で何かその後、具体的な対応というのはありましたか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、指定管理施設の決定がなされてから、先ほども申し上げましたように、今シーズンの運営を継続する引継ぎをしなくてはならないというところを踏まえると、今回の今シーズン、令和7年度シーズンの経営について、しっかりお願いしたいというようなところを私のほうからも何度かお話をしたところでございます。

重ねて、社員との意思疎通についてお願いをしたということでございまして、それ以外、さらに踏み込んだ町からのオーダーについては、私のほうから言った記憶はございません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 関連するので②の質問のほうに移りたいと思うんですけども、今まで

町が行ってきた具体的な対応はという部分で、先ほど答弁いただいた内容と、今、町長が話された内容、非常に似ているなというふうに思うのは、答弁で、ヒアリングをしてきました、進捗状況を確認してきました、課長がオブザーバーとして取締役会に出席してきました。じゃ、その結果を受けて何か具体的にアクションはありましたかというふうに思うんですね。参加しました、見てきました、確認しました。そこで問題点が発見されれば、それに対して改善を要求する、あるいは何かそのためのアクションを取る、そういう部分が答弁にはなかったんですが、その部分を付け足すような部分はありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

やはり会社の独立した経営の中身、どこまで踏み込むのかという話だと思います。

ここについては、客観的に我々が思っていることをお伝えして、その中でかみ砕いて会社経営に当たってもらうという私はスタンスでおりました。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 なかなか町とは別の法人格でというような話が昨日はありましたけども、そういう意味では、確かに深く介入するという部分についてはなかなか手を出しにくいところなのかなというふうには思うわけなんですけども、やっぱりそのところはぎりぎりですね、もう攻めるくらいの気持ちでなければ、やっぱり今回のような事態が起こり得るというふうに思うんですね。もうそれは会社の問題だから、町は口出ししないというふうに、ただ傍観というふうな形になれば、本当に問題点が改善されないまま、そのまま進んできて、もしかすると今回のような状況になったのかというふうに考えられるわけなんですけども、しかし、ただ見るだけじゃなくて、やっぱりぎりぎりですね、できることというのはあると思うんですよ。そういうものを見つけながらやっていくことで初めて改善がされていくというふうに思いますので、その辺はもっと恐れずにと言ったらなんですけども、しっかりと踏み込んで、今までの対応では駄目だったのかなというような反省は必要なのかなというふうに思います。

ただ、町としては、よかれと思ってやったことが、今回、結果としてうまくいかなかった、そういうことってよくあると思いますし、ある意味、今まで議会の中でも指摘をされてきたわけですよね。議会の指摘を受けて行ってきたことが、ある意味、町としてはそれを受けて一生懸命取り組んできたその結果だというふうに考えられると、これは町だけの責任にもできないなというふうには思っています。

ただ、総括というのは、私はすごく必要だなというふうに思うんですね。今までの株式会社

みなみあいづに対する対応、先ほど私がもっとできたことがあったんじゃないかとか、ちょっといろいろ突っ込ませていただきましたけども、もっとこういうことができたんじゃないかとか、ここまでだったら踏み込めたんじゃないかとか、これができたら、もっとこうなっていたんじゃないかとか、そういったやっぱり今までの対応の在り方というのをしっかり反省というか、総括をした上で次に生かす。これをしっかりやっていかないと、また繰り返しかよというふうになりかねないと思うんですが、そういった丁寧な総括、町として必要だと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 古川議員の厳しいご指摘だというふうに受け止めます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひその辺、整理をしながら、次に生かしていただければと思います。

③のほうに入りますけども、今後、株式会社みなみあいづの経営に対して町はどのように関与していくかというところなんですけど、これ、答弁の中に、本町観光振興の中心的役割とか地域住民就労の場、それから町総合振興計画における基幹的事業体と、そういう言葉が物すごく重要な位置づけ、存在なんだなというのは非常によく分かります。

今回、指定管理者施設がかなり減ったわけなんですけど、これは町の施策上、株式会社みなみあいづの役割というのは今までと同じというふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

今後も、これまでと変わらず、やはり観光や地域交流の中心的な役割を担っていただくというところでは変わりがないと思っております。ただ、新たに民間事業者が入ってこられましたので、そういった事業者との連携ももちろんしながら、町全体の観光業を盛り上げていく一中心的な事業体であるというふうには認識しております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そこで、例えばたかつえで担っていた教育旅行とか宿泊事業というのはすごく大きな役割を持っていたと思うんですが、そういった部分は今後どうなっていくかという見通しというのはどうなっていますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

基本的には、先方、来ていただく方がどういったところを望むかというところになろうかと

思いますので、これまで同様、たかつえエリアをベースとして選んでいただけるのであれば、今度は受入れのほうはDMCが中心になるのかなと思いますが、ただ、町内のほかのエリアでもということであれば、そういったところは今度は株式会社みなみあいづにもやれるとも思っています。

今のところで具体的な話が私のところには来ておりませんので、そういった答弁でご了承いただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今回、たかつえで株式会社みなみあいづが担っていたかなりの部分を株式会社DMC A i z uが受けることになったと。これがよかったのか、どうなのかという部分はちょっと置いておいて、ある意味、第三セクターでなくてもいいよというような判断になったのかなというふうに思うんです。

そう考えると、第三セクターの役割って何なのかということはちょっと問い直したほうがいいのかなと思ひまして、ちょっとここで質問させていただきますけども、第三セクターの役割、特にこの町では、それは端的に答えていただいて、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

ご存じのように、町内にはいろんな観光施設がございます。そういったところで全ての施設に民間、準民間が参入するとは考えにくいので、そういった補完的な部分も含め、町全体の観光を支えるのはやっぱり第三セクターになるというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この南会津町ではそういうような部分が非常に大きいということだと思うんですけども、やっぱりよく言われる部分では、そういった観光なら観光での収益性というのも求められつつも、もうそこにプラス公共性というんですね、採算が取れるか取れないかというような部分も公共性という名目で引き受ける部分というのがあるわけですね。ですから、第三セクターの経営の難しさというのはそこにあると思うんですけども、ですから、単純に利益、収益性だけでは判断できない。

今回、たかつえから株式会社みなみあいづがこういうふうに撤退せざるを得なくなったということなんですけども、これはやっぱり町として第三セクターにどのような役割をどこで担ってもらおうのかということについては、しっかり見直すというか、しっかり方針を立て直すということは必要なのかなと思うんです。今までのように何となく株式会社みなみあいづがある、

そこにやってもらうということではなくて、私もいろいろ第三セクターについて調べていく中で、やっぱり何で第三セクターがここに必要なんだという、そういう目的性とか、どんな役割を担ってもらうのかという、そういうものを明確にしていかないと経営というのは難しいなというふうに思ったのでこんな質問をするわけなんです、そういう明確な方針の見直し、そういったものが必要なとも思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

確かに今回は純民間が参入してきて新たな指定管理者になられたわけなんです、ただ、5年後、民間企業がまた指定管理者に公募するということも保障されているわけではありませんで、その辺も踏まえながら、トータル的に第三セクターとしてどうあるべきかというところは考えていきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ町の振興という、あるいは町の発展というのを町としてしっかり持っているわけですね。その方針の中で、じゃ、ここは第三セクターでなければならないとか、ここは第三セクターに任せてこういう仕事をしてもらおうという、そういう明確なものを持ちつつできるようになることが必要なのかなんていうふうに思っています。

ちょっと質問変わりますけども、令和6年3月に株式会社みなみあいづの経営改善計画、これが出されました。今回、かなり経営環境とか事業規模変わったわけなんです、これは経営改善計画、新しく作成されるような、そういう予定、あるいはそういうことを依頼する予定はありますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

ここにしましては、当然新たな経営改善計画の作成を求めていると考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そのときにやっぱり、先ほども言いましたけど、町がどういうふうに関わるかという、今までみたいに会社と町がちょっと距離を置き過ぎると私は見ているんですけど、ではなくて、やっぱり町としっかり連携して情報共有しながら関わりを持って経営改善計画は作成していく、そういう姿勢が大事だと思いますが、そういうものはいかがですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

そこにつきましては、町もこれまでの反省も踏まえ、関わり方を改めて検討した上で関わっていきたいというふうに思います。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 ぜひ関わりを大切にしていきたいなと思います。

では、④のほうに行きますけれども、④の部分については、実際に私が聞いた部分もあって、結構今回の館岩地区の株式会社みなみあいづからDMCに替わるというときに、賃金とか雇用条件の面でかなりの方が不安とか不満とか持たれた部分があって、そこで雇用が残念ながら継続できなかったというようなことがありました。

ちょっと時間の関係で、深くここも話は聞きたいところではあるんですけども、ただ、やっぱり原因の一つとしては、先ほど答弁で分析されているので、そうですねというふうには思うんですけども、今回、議会の議決が12月の定例会、そこで決まったわけです。新しい指定管理者のスタートがもう4月1日、その間はまるっきりのスキーシーズンでした。その間に施設の引渡しだとか人事の異動だとか、あらゆるものをやらなければならなかったと考えると、かなりの無理があったというふうに思うんですね。この行程というのは、議会の承認を得ながらやっているものですから、これも町ばかりの責任というふうには言えないところはあるんですけども、やっぱりこのところはある程度トラブルを予測して、もう少し柔軟な移行期間とかを設ける、そういった配慮、工夫というのができなかったのかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

やはり議員から指摘あったように、やっぱり現場は相当混乱したんだろうというふうに思います。特にスキーシーズンが始まる前に指定管理が替わるという事態が公になって、そこに従事されている方は、自分たちがどういうふうになるのかなという不安もあったでしょうし、それから、経営されている方については、替わることを前提に今シーズンやり抜かなくちゃいけない、さらには引継ぎをしなくてはいけないというようなことで、受ける側、渡す側もそれぞれ経営層については非常に大変な心労があったというふうに私は推測をしております。

今回、スキー場を取って考えた場合に、グリーンシーズンをもう少し有効に使って引継ぎをするというようなやり方、これは今後の、次回、公募になるかどうか分かりませんが、次回そのような事例があるとすれば、無理のない引継ぎ、円滑な引継ぎのために十分な時間を取るということは、今回の反省事項というふうに私は感じております。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 ぜひ生かしていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。

町有観光施設の今後の方針の現状ということで答弁ありましたが、その答弁、4 スキー場それぞれについて取組の様子を答弁していただいたんですが、結構それぞれの地域によって違いがあるなというふうに思いました。

これ、実際に組織の設置、それから運営上の課題、今シーズンやってきて得られたものというのはいかがでしょう、どのようにつかんでおられるでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

官民連携についての、まずだいくらからの説明をさせていただきたいと思いますが、実は、1 シーズン初めて昨年度、官民連携チームを立ち上げまして4回の会議、さらにはそこから生まれた事業ということで3事業実施いたしました。そういった活動を振り返って、課題というのは、率直にあまりなかったなというふうに思っております。という感想は、だいくらにつきましては、そもそもああいう状態で方向性が出て、いろいろ混乱の中で何とかしなくちゃいけないだろうという危機感の下につなぐ会が立ち上がった、そういった何とかしなくちゃいけないという主体があって、そのベースがあった上での官民連携でしたので、割といろいろなことが生まれて、何とかだいくらを復活させていこうという活動が生まれたことによって動き出しておりますので、それを立ち上げてやったことによって、課題というのは実際なかったのかなというふうに思っています。一言で言えばうまくいっているというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 非常にうまくいっている、順調にいっているという例だったんですけども、伊南とか館岩とか、南郷はかなり以前から協議会が中心になってやってこられたという話も聞いているんですけど、伊南、館岩地区は、今回、指定管理者が民間に変わったということもあって、この官民連携組織というのは果たしてやっていけるのかな、あるいは設置しても機能できるのかなというところがちょっと心配なんですけど、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、指定管理者の変更というのは、この会議を設置しての一番の問題で

ございました。私どものほうでは3回の会議をやったわけなんです、その中で課題の洗い出し等も行っていました。さらに、その先の進め方としては、指定管理者のほうに新しい提案だったり、一緒に行っていけることの提案をしていこうというところの流れであったわけなんです、指定管理者が替わったことで、今回DMC A i z uさんのほうでは、自社で相当なやりたいと思われる事業を計画しております。そういったところがまだ明確に見えていない段階では、この官民組織を進めていっても歯車と一緒に合っていないんじゃないかということで、一旦休止という形で3回目の会議でそれを決定いたしました。

今後については、また日を改めて、必要に応じて再開も考えたいと思っております。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○星 克之伊南総合支所長 伊南地域の官民連携会議についての状況をお知らせしたいと思います。

伊南地域は昨年、2回の会議をやっております。指定管理者が替わったわけではありませんので、地元の利用者の意見を反映させて施設の細部までの見直し、あるいは利用者の評価を上げる方策というようなことで振興策を検討してまいったというようなところであります。そのため、スキー場を盛り上げるような方策についての協議を行ったというようなことで、今回、答弁の内容とさせていただきますところです。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

先ほど議員のほうからありましたように、南郷スキー場については、令和元年度から一番早く振興協議会のほうを立ち上げて、スキー場の活性化について協議していたところでございますが、11団体ほど構成員がございまして、昨シーズンにつきましては、応援限定パック、1人5,000円程度の寄附を募って、非売品のTシャツを配ったり、名前をセンター室に掲示する、あとリフトの支柱等に広告を掲載するということで、実際のところ4社のほうから協賛がございまして、これのリフト広告掲載も行っております。

あと、農家の従業員が非常に多いということがございまして、スキー場のイベントで新米の振る舞いという企画がございましたので、これについて15戸の農家の方から680キロのお米のほうの協賛もいただいたということで、スキー場の盛り上げに寄与していただいたところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 本当に機能しているところと、なかなか難しいところがはっきりするわけなんです、2024年3月29日に、県の中小企業診断士協会から町の観光施設の評価業務報告書を出していただきましたけれども、その一番最後辺りのページのところに、町の産業振興ビジョンや戦略方針を明確にした上で、町の担当課と関連する施設の責任者が一堂に会して定期的に情報共有し、課題設定や解決策の検討を行う場を設けてはどうかという提案をしているんです。それは、その当時、16施設の検討だったんですが、16施設全体の全体最適の視点や戦略性に乏しい、横のつながり、連携というのが乏しいのではないかという分析だったわけです。

今回のこの4スキー場の部分も、この4つのスキー場どれも町にとって貴重な財産だというふうに考えれば、この協議会、もちろん官民連携の組織は非常に重要だと思うんですが、プラス町民会議的な町全体でどうするかという、そういった組織も必要なのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今のお話については、ちょっと答弁を用意していなかったものですから、発言を控えたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、官民連携組織、本当に期待しているんですけども、やっぱり民間、町民の力がそこに結集して大きな動きにしていく、すごく期待する部分なんですけど、先ほど町長もグリーンシーズンの活用ということが上がっていましたが、これ、通年の観光施策、そっちのほうに発展させていくという、そういう見通しはありますか。いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私が知り得ている情報で、たかつねスキー場のお話を申し上げます。

DMC A i z uとしては、グリーンシーズンを通して誘客を図りたい。誘客を図ることで、例えば地域全体の振興につなげていきたいし、来場者の増加にも持っていきたい。例えばゲレンデに花を植えたり、それからアトラクションとして、今、ジップライン持っていますが、ジップラインとか、滑り台の構想もあるような話もありますし、星空観測のためのオブジェを建てて、星空を眺めるような取組もしたいということで、何点か、たかつねスキー場については、個別具体のグリーンシーズン対策が示されているものというふうに理解をしております。

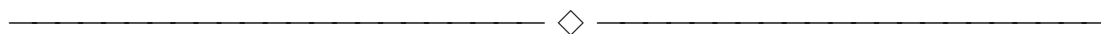
○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 官民連携という部分では、やっぱりそこに集ってきた町民のアイデア

とか、その動きからつくり上げるという部分、そこに期待したいと思いますので、ほかのスキー場の部分でもそういった動きが高まってくることを期待したいと思います。

あと1分ほどになってしまいましたので、そのほかの質問については、また次回以降に送りたいと思いますけども、今回、指定管理者の見直しとかで新しい指定管理者の下、スタートしている施設もあります。すごく新しい風が吹いてきて、そういう意味では、すごく今までにない楽しみ、そういうものができているのかなというふうに思うんですけども、ぜひそういったやる気のある社員とか会社とか、そういったものが存分に力を発揮できるような町であってほしいなと願いつつ、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、5番、古川晃君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明26日は、午前10時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

令和 8 年第 2 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 8 年 6 月 2 6 日（金曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

1 1 番 丸 山 陽 子 議員

2 番 芳 賀 正 義 議員

7 番 森 秀 一 議員

日程第 2 議案第 4 5 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 4 6 号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 4 7 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地 1 号棟 外部改修工事）

日程第 5 議案第 4 8 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅松下団地 1 1 号棟 建築主体工事）

日程第 6 議案第 4 9 号 物品購入契約について（南会津町スクールバス購入）

日程第 7 議案第 5 0 号 物品購入契約について（南会津だいくらスキー場 春木沢トリプルリフト握索器部品購入）

日程第 8 議案第 5 1 号 財産の取得について（町立小・中学校 L E D 照明器具賃貸借）

日程第 9 議案第 5 2 号 財産の取得について（南会津町公共施設 L E D 照明器具賃貸借）

日程第 1 0 議案第 5 3 号 財産の取得の追認について（平成 3 0 年度戸籍システム機器賃貸借等 1 3 件）

日程第 1 1 報告第 3 号 令和 7 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 1 2 報告第 4 号 令和 7 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 1 3 報告第 5 号 令和 7 年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 1 4 議案第 5 4 号 令和 8 年度南会津町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 5 議案第 5 5 号 令和 8 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第16 議案第56号 令和8年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 令和8年請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書（文教厚生委員会）

追加日程第1 議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 委員会提出議案第1号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

追加日程第4 議員派遣の件について

追加日程第5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高橋一成	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	遠藤知樹	総務課長

佐藤隆士	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
廣野友一郎	住民生活課長	大竹政範	健康福祉課長
橘昭	農林課長	湯田賢史	商工観光課長
室井利和	建設課長	星徹也	環境水道課長
月田啓	会計室長	星貴夫	農業委員会 事務局長
鈴木秀和	学校教育課長	齋藤成	生涯学習課長
阿久津勝英	舘岩総合支所長	星克之	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長	渡部寛	代表監査委員

事務局職員出席者

渡辺健二	事務局長	室井夏雄	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 皆様、おはようございます。議席番号11番、丸山陽子です。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、スポーツグラウンドなどへの温度計の設置について伺います。

年々暑さが厳しくなっています。南会津町でも、田島観測所によりますと、最高気温が30度を超える真夏日は例年20日前後となっています。ただし、近年は温暖化傾向にあり、猛暑の夏には年間30日から40日近くまで増える年もあるようです。

このような気温の中、特に野外でのスポーツは熱中症などの対策が必要になります。陸上や

野球、ソフト、グラウンドゴルフなどなど、競技に熱中し、暑さを気にしなくなってしまうがちです。競技中の水分補給や休憩、競技の中断など、体調管理をするためにも、スポーツをするグラウンドなどへ温度計を設置してはと考える。町の考えを伺います。

次に、燃えるごみ袋などの指定外の代用について伺います。

現在、中東情勢の緊迫化に伴い、プラスチックなどの原料となるナフサ不足の影響で、本町においても町指定の燃えるごみ袋などが品薄になっている状況にあります。町指定のごみ袋以外の代用として、中身が見える透明のもの、また半透明のごみ袋を使用するよう、臨時措置をしてはと考える。町の考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、スポーツグラウンド等への温度計設置に関し、熱中症対策として温度計を設置してはとのおただしでございますが、年々暑さが厳しくなっている中、スポーツを行う際の熱中症対策は大変重要で、各種スポーツ団体においても、状況に応じて競技中に給水タイムを設けるなどの対策を講じております。

熱中症は、気温や湿度、風量及び競技者の体調などの条件によって引き起こされ、屋内外を問わず発生する可能性があります。町といたしましては、現時点でスポーツ施設などへの温度計の設置は考えておりませんが、町民に対し、熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的に、気象庁と環境省による熱中症警戒アラートに基づき、防災行政無線やSNSを活用し、熱中症への警戒を呼びかけるなどの対策を引き続き取ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、燃えるごみ袋などの指定外代用についてであります。指定のごみ袋の代用として、中身が見える透明または半透明のごみ袋を使用できるよう、臨時措置をしてはとのおただしをいただきました。

昨日の3番議員の一般質問でもお答え申し上げましたとおり、燃えるごみにつきましては、6月24日から7月10日までの間、臨時的措置として、資源ごみ用の袋を代替使用できることといたしました。町といたしましては、引き続き指定ごみ袋の販売状況を注視しながら、必要に応じて、南会津地方広域市町村圏組合や構成町、収集運搬業者など関係機関との調整を行い、町民の皆さんが不便を来すことのないよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それでは、私のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、スポーツグラウンドなどへの温度計の設置について再質問いたします。

ただいまの答弁の中では、グラウンドに設置する予定はないということですが、今現在で考えますと、温度計が設置されているグラウンドはないということではなかったでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 お答えいたします。

屋外の、例えば施設のほうには設置はしておりません。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 屋外への設置はないということですが、屋内への設置はあるということではよろしいですか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 お答えいたします。

屋内の施設には、ある程度設置しているものもございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 屋内も屋外も、運動することで体温が上がることは同じ考え方になるのではないかなと思います。本町は、朝晩は本当に過ごしやすい気温とされています。しかし、田島観測所によりますと、日中は本町でも30度を超えるのは、先ほどもありましたけれども、22日を超えるときもあるということで、平均は、町の観測所で見ると22日間が平均あるということになっているように思われます。

最も暑い7月から8月になりますと、30日から40日間が本当に集中するというふうに言われています。年によって変動は大きいのですが、30度を超える中での外での運動というのは、とても危険な状況だというふうに感じますが、それに対して、先ほどお話がありましたが、皆さんで声をかけ合いながら、気をつけながら運動をしているということですが、温度計があることで、その温度計を見ながら責任者の方も休んだり休憩をさせたり、本当にそういう意味では声をかけられるツールになるのではないかなというふうに思われるんですけど

も、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 お答えいたします。

熱中症対策については、大変重要と考えております。令和6年6月に、公益財団法人福島県スポーツ協会のほうから、各それぞれのスポーツ協会のほうに、スポーツ活動における熱中症事故の防止ということで通知文を発しております。

それによりますと、我が町のスポーツ協会におきまして、それぞれのスポーツ少年団、あとスポーツ協会のそれぞれの団体のほうに、熱中症対策として注意を促しておりますし、あと、暑さ指数といいますか、熱中症をはかる機械がございます。大体拳くらいの大きさなんですけれども、そういったものを貸出し等も考えておりますし、それぞれの団体のほうにやはりそういった熱中症をはかる、熱中症アラームといいますけれども、そういった機械を持っていたらいて、競技のほうにはかかっていただくということで、それぞれの協会のほうから周知はしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほどの答弁の中では、熱中症警戒アラートに基づいて警戒の呼びかけをするというふうにお話がありましたけれども、運動しているときの体温というのは、正常時で見る気温と、また体温とは全然違ってくると思います。だから、熱中症の警戒アラートを見てからお知らせというのはちょっと遅いのかなというふうに感じるんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 お答えいたします。

熱中症アラートにつきましては、翌日が熱中症になるであろうという指数の場合は、前日に熱中症アラートということで発せられております。当日も、早い時期に熱中症になるであろうという場合については、気象庁、環境省のほうから熱中症アラートということで発せられております。

やはり個人がそういった気づき、あとは実際の気温に、例えば30度でありますけれども、30度以上を超えた場合に熱中症のアラームを確認しますと、やはり35度ということで、やはり気温だけでははかれないものがありますので、やはり熱中症は専門の機械で計測したほうがいいかと思いますので、そういったものの準備等は周知をしているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 考え方がよく分かりました。

私が今回伊達市に伺ったときに、保原の総合公園というところは運動をする、グラウンドゴルフとか、それぞれ1人、個人で走ったりとか、そういう運動をする公園でもあるんですけれども、そこに温度計が設置されていました。本当にこれはグラウンドゴルフをされている方々、高齢者の方々から、温度計があると自分たちもやめるときとか水を飲んだりとか、そういうことができる機会にもなるので、ぜひ取り付けていただきたいという要望をしたそうです。

そこで、市としてその公園に温度計が設置されたというふうに伺いました。それは、とてもシンプルなもので、そんなに高価なものとは思えないんですけれども、でも、温度計があることで、運動されている方がそこに来ては、見て、運動をしている姿を見ましたので、とてもいいことかなと思いました。

私たちのところでも、高齢者の方が本当に一生懸命グラウンドゴルフをされている様子が見受けられるんですけれども、そういう中であって、そういう温度計があることで、ちょちょこ見に行きながら、みんなもう少しやってもあれだけど、休もうねとか、そういう声をかけ合える機会にもなるんじゃないかなというふうに感じたんですけれども、その辺について、警戒アラートだったり、様々なツールで熱中症対策を防ぐことができると思うんですけれども、一つのツールとしては、私はすごくいいかなというふうに感じましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 答えいたします。

それぞれ、先ほど言いました熱中症をはかる熱中症アラームにつきましては、持ち運びもできるものでございます。本当にコンパクトでありますので、例えば温度計を設置したところに行かずに、そういったはかれるものもございます。

そういったものについては、各団体のほうで準備していただくように、スポーツ協会のほうでも周知はしておりますし、やはり当事者の体調であったり、あとやはりその日の風、あと湿度によって、熱中症というのが発することになりますので、一概に気温だけの熱中症というのははかれないものもあると思いますので、やはりそういった熱中症アラームを設置して、それぞれの団体で周知をすると。あと、熱中症にならないために、やはり暑い日は極力休む、そういうことが一番必要かと思いますので、その辺も各団体それぞれの個人のほうにも周知はしていきたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 スポーツする方々は、健康のためにやっと思いいますけれども、それが健康を害するような方向に行っては本末転倒になってしまいますので、ぜひ皆さんで声をかけながら、またスポーツされる方が無事故で楽しめるような体制をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

では、次に燃えるごみ袋などの指定外の代用について、再質問させていただきます。

先ほども町長答弁にありましたが、昨日3番議員からも質問がありましたので、重なる質問になるかもしれませんが、私からも何点か質問をさせていただきたいと思います。

燃えるごみ袋の代用として、資源ごみ袋の袋を代用できるというふうになったことは、町民の皆さんにとって少し安心できるかなというふうに思います。この代用の資源ごみ袋は、大きいごみ袋だけでしょうか。小さい資源ごみの袋は使用してはいけないというふうになりますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えします。

資源ごみの袋であれば、大小どちらでも利用は可能となっております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 すみません。今ちょっと聞こえなかったので申し訳ありません。

町民の皆さんへのお知らせで、今回のお知らせが出たんですけれども、指定のごみ袋の買占めは控えていただいて、必要な枚数のみ購入くださいというふうに注意書きに書いてありました。でも、買占めではなくて、本当にもうなくなったらどうしようかという心配があつて、どうしても買い置きしなければならないという状況の方もいらっしゃると思うんですね。

そういう方が、ご家族が多かったり、おむつとかそういう汚物が多く出る方だとか、また買物に来るのに本当になかなか買物に来られない、交通手段のあまりない方とか、あと今回そういう方々が、本当になくなったらもうどうしようかなという不安の中で、買い置きするのではないかなというふうに、私は考えるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 答えします。

必要な量については、今議員が言われたように、各家庭において様々だと思います。1か月

1巻き、1本で足りるのか、2本使うのか、その辺については私たちが把握しているところではありません。ですので、何本だから多いとか少ないとかということではなくて、それぞれの家庭で必要な量だけご購入をいただけませんか、そのような趣旨でこういった回覧をさせていただいたところです。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それは本当に重々分かるんですけども、必要な分だけというふうに思えば、本当に1本で足りるのかなとか2本で足りるのかなとか、そういう思いで購入して、せめて自分のうちは1本で我慢しようとか、そういうふうに思っている方もいるとは思いますが、でも本当に必要な方もいらっしゃいますので、買占めではなくて、買い占めてしまうということは、本当に何か悪いことをしているような感じになってしまいますので、どうしても必要な方々が買い置きをするんだというふうに思っていたらなというふうに思っております。

また、今回、ごみ袋の値段が相当上がっていることはご存じですか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 6月からごみ袋の値段が上がったということは、報告を受けております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私も店頭を回らせていただいて、自分も買わなきゃいけないので、店、何件か回ってやっと求めたということもありますけれども、そういう中であって、先日お電話いただいた方がいるんですけども、ごみ袋の値段が700円を超えたんですよということで、そういう中で700円を超える前にもっと買っておけばよかったなと思う方もいたように思います。

そういう中で、ごみ袋が値段が上がったことも品薄になる原因ですし、また、資源ごみで代用するというふうになった途端に、ありません。店にその資源ごみの袋がほとんどなくなっています。私も見に行きましたけれども、もう本当に皆さん、これからこの状況がずっと続くかなと思うと、皆さんそれぞれ買ってしまうというか、買い置きしておきたいというふうに思ってしまうんですね。そういう意味では、そういう困った人たち、買物に来られなかったり、そういう人たちに対しての手厚いというか、対応というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

資源ごみについても今品薄状況にある、こういうことは承知をしております。今後、7月についても例年どおりの販売量を確保するということでお話をさせていただきましたが、しばらくこういう現象が一定程度続くだろうというふうに思っております。

そういった中で、物が十分に毎月入ってくる、それを皆さんが認識していただければ、過度なといいますか、そういった購入が減ってくるのではないかなと、一定程度期間がかかると、このように認識しております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 これから本当に暑くなってくるので、生ごみをうちに置いておくということは、とてもとても、コバエが出たり、臭いが悪臭が漂ったりで、うちの中に置くことは本当に嫌だなと思って、袋がない場合、外に捨てようかなと考える人もいらっしゃると思います。でも、外に捨てることは鳥獣対策の影響にもなるので、本当にそこはやらないようにしたいなという方もいらっしゃいました。

でも、そういうふうな思いでごみをしっかりと出したいというふうに思っている方もいらっしゃると思います。そういう意味では、生ごみをためないためにも、資源ごみでやることも、いわゆる燃えないごみでやることも、これからずっと続いたときになくなる可能性も出てくると思うんですね。私は、透明の袋で、半透明の袋で対応できないだろうかという質問を今回させていただいておりますので、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

今回の代替措置で、資源ごみの袋ということで選定をさせていただきました。燃えるごみの袋と資源ごみの袋は、ちょっと強度が弱いんですね。実は指定ごみの中でも透明な袋、いわゆる燃えないごみと危険ごみの袋、これは透明なんですけど、袋にちょっと強度があると。強いので、そこで、実際に収集運搬の現場では、いわゆるパッカー車と呼ばれるごみを収集する車両がありますけれども、あそこの後ろにごみを入れていくと、どんどん巻き込みながらごみを圧縮して積載をしていくというふうな構造になっております。

そこであまりにも袋の強度が強いと、中で圧縮するということについて、少し不具合が起きてくるので、実は巻き込みながら、袋を破りながら、どんどんごみを圧縮していく。そういった効果もあったものですから、今回資源ごみということで選定をさせていただきました。ただ

し、これがなくなってくれば、それが駄目ということには言っていただけませんので、状況に応じてその範囲は広げていきたいなというふうに考えていました。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひなくなったときの対応もまた含めて検討していただきたいなと思います。

一つ、情報ではないんですけれども、今、お米が原料のごみ袋が開発されていて、それを自然にも優しい袋として使用している自治体もあります。これはナフサに影響されないということで、今後、自然にも環境にも優しい袋ということも出されていますので、これはただの情報ということでお知らせをさせていただきたいと思います。

本当に自然に優しい袋ということで出ておりますので、もし機会があれば、確認をしていただいて、お米でできる袋ってどんなものなのか。これ郡山市に工場がありますので、ぜひ参考になればと思いますので、見学されてはいかがかなと思っております。

本当に、今回様々な議員の方から、選ばれるまちとはということで質問がされたと思いますけれども、私は町民の皆さんが、お一人お一人が不安を安心に変えていく、これも一つの選ばれるまちになっていく要素ではないかなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 芳 賀 正 義 議員

○山内 政議長 次に、2番、芳賀正義君の登壇を許します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 皆様、おはようございます。議席番号2番、芳賀正義、通告書によりただいまから一般質問を行います。一般質問3日目となりますが、もう少しの間、時間をいただき、質問してまいりたいと思います。

質問は2点であります。

1点目、町と友好都市での積極的な交流人口創出の開発は。

本町の友好都市は、東京都台東区と埼玉県さいたま市で、台東区は旧会津鬼怒川線の開通を

機に1986年に友好都市、さいたま市は旧南郷村と1975年、旧館岩村とは1982年に提携し、交流が行われています。それぞれ、交流の中でもさらに関係人口創出など交流の余地が十分あると思われるます。

そこで、伺います。

①さいたま市については、旧館岩村、旧南郷村の旧来の友好都市の交流イメージが強く、内容の見直しは。

②台東区の交流内容は。

③予算を見ても友好都市としての積極的な予算とは言えない。今後の予算計上は。

④合併後の南会津町として新たな関係人口創出の促進など、積極的に取り組む姿勢は。

⑤都市交流推進事業の在り方は。

2点目、国の地域おこし協力隊制度の積極的活用は。

国の制度の中で、本町においても本制度の利用と実績を認める中で、今年1人の地域おこし協力隊が残任期間を残し退職されています。この制度は、柔軟な発想と果敢なチャレンジによって地域課題の解決につなぐ大切な制度であります。また、この制度に積極的に取り組む姿勢が交流・関係人口を増やす上でも大切と思われるます。

そこで伺います。

①過去の町の応募種別は。

②過去の応募者数は。

③過去の活動事例は。

④当制度の問題点と今後採用の取組は。

であります。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 2番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町と友好都市での積極的な交流人口創出の開発はに関する1点目であります。

さいたま市については、旧館岩村、旧南郷村といった旧来の友好都市の交流イメージが強いですが、内容の見直しはとのおただしでございしますが、さいたま市との主な交流事業につきましては、さいたま市内の各地で開催されるイベントや祭りに出店し、特産品の展示販売を通して南会津町全域のPRに努めております。

一方、本町への来訪という面では、さいたま市立館岩少年自然の家での児童生徒による自然

体験学習や、さいたま市の保養施設であるホテル南郷でのさいたま市民の宿泊利用があります。さらに、たていわ夏まつりや南郷豊年まつりにおける打ち上げ花火の提供などで、さいたま市との交流が続いているところであります。

これまでの取組により、一定の成果は感じているところでありますが、議員おただしのとおり、旧来からの交流をより広げることで、さらなる効果が生まれる可能性があると感じております。

人口減少が進む本町において、友好都市をはじめとした関係市町との交流は、地域活性化に必要な不可欠であると認識しており、その方向性について今後検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に２点目、台東区との交流内容はとのおただしであります。台東区との交流事業につきましては、これまで長年にわたり、会津田島祇園祭における江戸下町職人展の開催や、台東区で開催されるふるさとPRフェスタへの参加など、相互交流を行ってまいりました。

さらに、本年は友好都市提携40周年となることから、台東区と南会津町、それぞれの場所でPRを兼ねたパネル展を開催するほか、相互交流をより促進するツアーの実施や40周年記念式典も開催する予定となっております。

先人が紡いできた交流をより発展させ、次の10年、20年につながる交流の輪を深めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

３点目、予算を見ても、友好都市としての積極的な予算とは言えないが、今後の予算計上はとのおただしでございました。今年度の都市交流に係る予算につきましては、前年対比で163%の増額となっており、これは２点目でもお答え申し上げました台東区との友好都市提携40周年記念事業に係る予算のほか、会津田島祇園祭交流事業、墨田区南会津町そば交流事業、埼玉県伊奈町の雪交流事業、文京区との雪交流事業など、町内４地域それぞれの事業費を前年より増額したことによるものであります。

交流事業を拡大していく上では、予算規模を拡大していくことも必要ですが、限られた予算の中で最大の効果を生み出す工夫も必要であります。

今後も、創意工夫しながら、都市交流事業を積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に４点目、合併後の南会津町として、関係人口創出など積極的に取り組む姿勢はとのおただしをいただきました。

人口減少が進み、地域の担い手が不足しつつある本町において、関係人口を増加していくこ

とは、重要な施策の一つであると認識しております。町といたしましては、今年度、関係人口創出拡大事業を新規に立ち上げ、地域づくりに関わる外部人材を確保し、協働活動を行う仕組みづくりを始めることとしております。

関係人口を創出するためには、その入り口となる観光交流事業の充実が必要不可欠であります。観光から交流へ、交流から関係人口へとその流れをつくっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に5点目、都市交流事業の在り方はとのおただしであります。これまで答弁してきましたとおり、人口減少や地域の担い手が不足しつつある本町において、友好都市提携を結んでいる台東区やさいたま市、またこれまで様々なきっかけで交流が生まれた関係各自治体との交流は、重要な施策の一つであります。今後も、都市交流推進事業の充実を図りながら、交流人口の拡大による地域経済の活性化、さらには関係人口の創出に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、国の地域おこし協力隊制度の積極的な活用はに関する1点目、過去の町の募集種別は、そして2点目の過去の応募者数は、さらに3点目の過去の活用事例はとのおただしでございますが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

地域おこし協力隊は、本町では平成27年度から町の臨時職員、会計年度任用職員として任用を始め、昨年度まで26名の応募があり、そのうち13名を採用し、それぞれが目的とした業務に従事してまいりました。なお、今年度も1名の隊員が新たに任用され、活動が行われております。

隊員の活動事例につきましては、集落の自立を目指した活動支援や移住定住の促進、藍染め技術及び藍の栽培技術の習得、関係人口創出のための協議会の企画運営など多岐にわたっております。

次に4点目、当制度の問題点と今後の制度活用の姿勢はとのおただしであります。制度の問題点といたしましては、募集してもうまくマッチングできないケースや、任期途中で退任してしまうことが挙げられます。

しかしながら、地域おこし協力隊は、町外から人材を呼び込み、移住・定住・定着による人口の増加に加え、地域課題の解決や地域活性化といった効果が期待できる制度だと認識しております。

今後につきましては、これまでの問題点や効果を踏まえ、必要な見直しを加えながら、制度の活用を図っていきたいと考えているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 それでは、再質問させていただきます。

友好都市の関係については、本年去る 3 月 23 日に、若松市で会津開発協議会、会津方部商工観光団体協議会主催の会津を拓く講演会「東日本地域との広域連携による地方創生プロジェクト」ということで、講師先生がさいたま市長、清水勇人市長が先生として講演がありました。

その中で、本町がさいたま市との関係で館岩地区の少年自然の家、南郷地区のホテル、田島地区の工場など、南会津との関係が非常に深いということを講演の中で紹介されておりました。その内容から、交流都市としてももう少し南会津町としてやることのあるのではないかということで、同じく台東区との交流も含めて大切にしくちゃいけないということで、今回質問をしております。

そこで、第 1 点であります、さいたま市についての旧館岩、旧南郷の友好都市との交流イメージが強く、内容の見直しはというようなことではありますが、答弁の中で、旧来からの交流をより広げることで、さらなる効果が生まれる可能性があるということではありますが、その方向性について今後検討するということでもありますけれども、その方向性はどのような内容の方向性なのか、まだ方向性でありますので、詳しくはないとは思いますが、その方向性をちょっと説明願えればと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたしますが、町長答弁のとおりでございます。今やっているものを積み重ねながら、これから可能性があるのであれば、そこをしっかりと掘り下げていく、発展させていくということでございますので、その答弁のとおりなのかなというふうに思っております。

ただ、我々もいろんな交流をしております。例えば、現地に行って物販販売をやったりとか、そういった PR もさせていただいておりますけれども、それを次の発展にどう結びつけていくか。特に本町はそこから次のステップといたしまして、やはり町内の観光施設により多くの皆さんに来ていただきたいというふうに思っております。

そのことから、さいたま市、台東区、泉崎、そういった友好都市の皆さんには、各スキー場の割引を行っております。スキー場のリフト券の割引、さらにはレンタル料金の割引をやっておりますので、議員からご提案ありますとおり、関係人口に持っていくための観光から交流、

そのために、町内の観光施設により多くの人を呼び込むような取組はしているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、②の台東区の交流内容であります。今回、タイミングよくみなみあいづ広報の6月号で、台東区の友好都市提携40周年の記事が載っておりました。改めて歴史と交流の内容が私どもも分かりましたが、コロナの関係もありまして、ちょっと停滞しているところはあるんですが、9月にはツアーの予定もあるというようなことで書いておられましたが、同じく内容でありますけれども、台東区との交流で関係人口創出については、特に祇園祭の関係とか隅田川の花火とか、それぞれここにあるわけですが、これらについて今の内容のほかに何か交流を深めるための施策というものがあれば、話を聞きたいというふうに思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

町長答弁、さらには議員お手元にあります広報との重複になってしまいますが、やはり相互交流が大事だというふうに思っております。

今回40周年を迎えるわけですが、町長申し上げたとおり、次の10年、20年に向けて、相互交流をこの機会にどう深めていくかということで、広報でもお知らせさせていただいたとおり、やはり相互交流のツアーを今年度行っていきます。先ほど答弁もしましたとおり、まずは8月に台東区の皆さんにこちらのほうにツアーで来ていただく。今度は、秋には南会津町町民の皆さんを募集して、南会津から台東区のほうにツアーに行く、そういった相互交流を図りながら、次のステップに向けた深い交流を模索していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、③であります。予算計上の関係でありますけど、163%の増額ということですが、何だかちょっと内容が分からなかったんですけども、私、ここで過年度に、非常にこちらから行っている姿はあまりよく見えないんですが、特にこの花火大会では旧館岩村、旧南郷村で十分そのイメージが強いんですが、私もここに住んでいる中でそう感じているんですけども、非常に恩恵を受けることが、我々町が多いというような感じを受けるんですが、南会

津としてそれに応えられる事業、お返しはしているのかなというふうに思いますが、その辺は
いかがですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

確かに議員がおっしゃられるように、花火でご支援いただいたりとか、そういった側面があるのも事実かと思えます。一方で、議員おっしゃられるように、なかなかこっちからは何かをやっている姿は確かに見えないのかなというふうに思っております。

先ほど町長答弁申し上げました、予算を倍近く、1.6倍くらいの予算をつけているんですけども、その予算は全てこちらから観光情報でありますとか物産品、いろんな商品を持って、友好都市をはじめとしたさいたま市、台東区、そういったところに行って、いろんな活動をしている予算でございます。そこはなかなか目に見えないところではございますが、そういったところに行きながら、町内のいろんな物産品を相当額販売してございます。そういった販売をする、南会津を知っていただく、そのつながりの中で、花火の支援であるとか、さいたま、町長答弁しましたとおり、各施設での利用が増えているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 隠れた部分の内容、分かりました。

それでは、④に移ります。

答弁の中で、今年度関係人口創出の拡大事業で新規事業を立ち上げるという答弁が、これがありました。前向きな答弁で非常に先が明るくなっておりましたが、大綱的な、その新規立ち上げの大綱といいますか、内容とその予定はいつ頃なのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

この事業につきましては、昨日もお答えさせていただきましたが、人口減少等によりまして、集落活動等の維持が困難になっている地域に対しまして、南会津ふるさとサポーター等をはじめとした外部の人材に協力をいただいて、協働で活動するというような事業内容の組立てになっております。

着手時期につきましては、この事業につきましては福島県のサポート事業を活用して取り組む予定にしておりまして、県のほうからまだその交付決定が来ておりませんので動けていない

んですが、その交付決定が来次第、動きたいというふうに思っております。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 私もちっとそこは知っていたんですが、地域づくりに関わる外部人材ということで今も説明ありましたが、外部の人材というのはどのような方を想定しているわけですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

基本的には南会津町ふるさとサポーターということで現在登録いただいている方がいらっしゃいますので、その方を中心としながら、ほかにも広く募集をかけて取り組みたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 了解しました。

最後の 5 番であります、都市交流推進事業の在り方であります。

観光誘致、関係人口拡大を図るために、都市交流推進協議会の運営補助、地域資源を広く P R するために 750 万円ほどここに予算を計上してありますが、都市交流推進協議会の活動は何をされて、何をしようとしているのか、その状況をお知らせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

先ほどの答弁で、見えない活動に対する私からの答弁で申し上げた内容と重複いたしますが、都市交流推進協議会の活動につきましては、例えば泉崎村交流事業に行って、いろいろ情報発信・物販をしたりする事業でありますとか、さいたま市農業祭もしくは墨田区への交流事業に参加しての物販・情報発信、それ以外にも伊奈バラまつり、そういった先ほどから話題に上がっております台東区、さいたま市以外の友好都市、交流都市がございますので、そういった場所に行きながら、情報発信・物販を行っているというのが主な事業でございます。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、町長に伺いたいんですが、通告はちょっとしておりませんので、差し支えなければお願い、回答いただきたいと思います。姉妹都市また関係自治体との関係について、工場誘致、既設工場の拡充、また雇用などに向けた働きかけはどのようにされているか伺いたいと思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 いきなりの質問でございましたので、今頭の中に入っていることだけをお話し申し上げます。

まずは、田部原にある住田光学、これはさいたま市に本社があるということで、清水市長からも企業としてのつながりということで、大きく取り上げて報告いただきました。まず、こういったところと関係性を強く持って、雇用の継続、さらには工場の拡張のそういう話があれば、そこに向けた町としての取組をしなくてはならないと思います。

また、南郷地域にある会津工場もしかるべき大手の企業でありまして、地域の皆さんの雇用を守っていただいている大切な会社だというふうに、このように思っております。会津工場にも必要な対策について、投資した分の軽減とか、町で制度化をしている部分で今やっているとところでございます。

一歩踏み出して、新しい企業の獲得というところが南会津町、非常に課題でありまして、昨日来選ばれる町になるために、事業所の誘致、企業誘致という点では、今芽が出始まっているドローンを活用した事業所または研究機関の誘致なんていうのも非常に可能性があるのではないかと、このように思っておりますし、地震の発生被害の可能性が低いこの地域の特性を生かした都市部のバックアップ的な役割、そういった企業についても掘り起こしをしていきたいなと、このように思っているところであります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ありがとうございます。

通告せずに回答いただきまして、ありがたく思っております。

それでは、以上でさらなる友好都市との関係向上に向けた政策に期待しまして、1点目は以上となります。

それでは、2点目の地域おこし協力隊制度の積極的活用はであります。

これは、地域おこし協力隊、県の発表ではというふうなことでよく新聞にも出ておりますが、4月1日現在は260人ということで、受入れ市町村数が43、全国的にも4番目の多さ、成果が共有されて受入れが定着しているということの内容であります。

本県の定住率は6割超で全国平均をやや下回っているということで、全国、県、県内市町村で有効に活動、活躍している協力隊制度であります。なぜ積極的に利用していないのか。関係人口の創出にも関係することも多くつながってくるわけですが、それらの疑問を持って質問をしております。

会津地方を見ても、非常にそれぞれ会津地方としてはやはり多いわけですが、皆さん数字的にはご存じだと思いますが、多いところで13名、少ないところで2名というふうなことでの協力隊がいるわけであります。

そこで、①について質問したいと思います。

過去の本町の応募種別は何かということでありますが、この中でちょっと答弁があまりはつきりしていなかったんですが、種別を限定しているのか、それらが限定して応募しているのか、そこら辺をまず聞きたいと思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

地域おこし協力隊の活動形態につきましては、大きく2つございます。一つがミッション型ということで、その任務内容をあらかじめ指定するもの。もう一点がフリーミッション型ということで、逆に協力隊のほうから自由に活動していただいて、地域活性化を図ってもらうものという大きく2つございますが、本町の場合はミッション型ということで、全国的にもそちらが一般的なんです、業務の内容をあらかじめ指定して、それに対して応募があった方を採用しているという状況です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 そうしますと、ミッション型というふうなことで、自由ではないわけなんです、その中で、ミッション型の中で特に指定している種別といいますか、その辺の内容、従事する種別ですね、それらは特定、何か林業関係とか、何かここにはあると思うんですが、その辺は今までの関係からすると、反面自由なところもあるような感じもするんですが、その辺の指定はしているということで、指定の項目をちょっと、じゃお知らせ願えればと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 では、お答えいたします。

まず、集落に入って、その集落を活性化していただきたいというようなところで募集したこともございます。あと、町の観光資源を活用して観光誘客を図っていただきたいというような事業であったり、あるいは先ほども答弁いたしました、藍染めに関する取組に関する事業、さらにはアウトドアを中心とした地域活性化であったり、関係人口を創出するという、チームビルディング・ツーリズム事業に従事していただくというような内容で募集のほうはしております。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 そうですね。それぞれ県内でも市町村の構成といいますか、不足をしている事業、事務的なものの関係での職種を選んでいるというのが多いと思いますが、それぞれいろんな種別、観光振興、鳥獣、農業、町産木材の利活用、情報発信、ふるさとD Xとかあるわけですが、それらについて種別の限定については、内容としては分かりました。話の中で、前を思い出して、観光的な集落的なものの活動もあったかなというふうに確認はいたしました。

それでは②の過去の応募者数であります、26名の応募ということでもありますけども、その年度によって違うと思うんですが、町として選考できるだけの応募数があるのか。選ぶくらいになれば一番いいわけですが、その辺は毎年どのような状況なのか、ちょっと説明してもらいたいというふうに思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

この地域おこし協力隊、取組を始めたのが平成27年度からということでご説明いたしましたが、その当初は、やはりそれなりに全国的にも取り組む自治体があまりなかったのか、取り組み始めた当初は選考して落とす隊員もありましたが、最近は全国的にこの制度が広がりまして、やはり応募者数もばらけておりますので、近年については応募者は1 事業に対して1 人とか、そういった形で推移しております。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 一番は、現在のところ1 人とか、多いときは2 人ということがあったんでしょうかね。本当に少ない中でそれらを協力隊に協力してもらって運用しているということなのか、こちらが選考できれば一番いいとは思いますが、こちらの町の姿勢に合うかどうかですね。その辺の応募状況をもう一度、26名の応募というのが全体的な何年間の応募でしょうから、1 年ごととかその辺の、毎年応募するわけでもないと思うし、その辺の流れはどうなんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 それでは、年度ごとにご説明いたします。

平成27年度につきましては、4 名の応募のうち2 名を採用しております。平成28年度につきましては、8 名の応募がありましたが、2 名採用しております。平成29年度につきましては、2 名の応募があつて、うち1 名を採用。平成30年度につきましては、1 名の応募で1 名採用。平成31年度につきましては、1 名の応募がありましたが、採用はゼロとなっております。失礼

しました、多分平成31は年度ではなくて暦年になろうかと思いますが、令和元年度ですが、1名の応募で1名の採用。令和2年度、これにつきましては藍染めということで募集いたしました、5名の応募で2名採用。令和2年、藍染めではなくて、今度はアウトドアを使った観光振興ということで1名募集しまして、1名採用。あと令和4年度ですが、2名募集しまして、2名採用。令和6年度に1名募集しまして、1名採用。令和8年度が1名募集しまして、1名採用というふうになっております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

最後④で課題というふうなことがありますので、そのときまたお話ししたいと思います。

③の活動事例と効果はということですが、評価としてはどうであったのか。継続性はあったのか。その辺はいかがですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

当然よそから入っていただいて、その人なりの視点で地域に新しい風を起こしていただいたり、その集落がそのときはいろいろ活動も活発になるなど、効果はあったと思います。また、残念ながら定住のほうは、うちの町ですと5割程度ということで、定住件数は全国平均よりは下回ってはいるんですが、それでも入っていただいた方が半分定着いただいたということは、それなりの効果があったと言えるのかなと考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 これも④でお話ししていきたいと思います。

それでは、③については以上とします。

では、最後の④であります、当制度の問題点と今後の採用の取組はであります。

私が思うに、非常に隊員の受入れ体制、環境の整備といいますか、その辺の体制、環境の整備はどのようになっているのか。非常に、これが最後になるかもしれませんが、面倒見る関係とか、そういうものが出てくるとありますが、受入れの体制が非常に入りやすく、また継続するに、従事するに非常にいい環境にあるのか、その辺はどのように今までの経験の中で感じられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

受入れ体制というおただしありましたが、受入れにつきましては、担当課といたしましては、

隊員の相談等があれば親身になって受けたりしながら、寄り添った支援はできたのかなというふうには思っております。

ただ、やはり受入れ件数が、どうしてもその受け入れた後ではなくて、受け入れる前がなかなかマッチングがうまくいかないというところで、受入れ後というよりは、そちらのほうが課題かなというふうには考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 体制整備の関係についての課題ということは、今承りました。

あと、複数名の応募を範疇にというようなことで考えておりますが、最低1人でなくて2名がおられれば、非常にお互いに連絡調整しながら、相談もしながら、その隊員としての立場の中で相談もできたり、いろんな面で向上することが多いと思います。その辺の考えはいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

過去に、一つの目的に複数で従事していただくというパターンで何回か隊員を受け入れたことがあります。ただ、うまくいきませんでした。それは、入ってきた方が、やっぱり自分の考えと相手の考えが違うというようなことがあって、人間関係がうまく築けなかったということなので、2人がいるから必ずしもうまく連携してやれるということは考えないほうがいいかなと私は思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 先ほど、いろんな相談できたり何だりしてよろしいのかなと思うんですが、そういうような悪い例も過去にあったと思いますけれども、それぞれやはり隊員としての立場、それぞれの個人、そういう面でもそれぞれ悩み事も一緒に相談できることもあるかなと思います。

いろんな、今の答弁のとおり、悪い事例はあるとは思いますが、それよりは複数のほうが非常に進行、進める上でもやりやすい、本人たちにとってもいいのかなというふうには考えております。そういう例、町長から答弁ありましたので、今後、またご検討いただいて、それで対処していければなというふうに思います。私はそのように考えています。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも総括的にお答えを申し上げます。

実は、4月25日の民報の新聞に地域おこし協力隊の記事がありまして、私も気になる情報だ

ったものですから、手元に残しておきました。会津管内で一番多かったのは、磐梯町18という数字でございます。南会津町は2025年シーズン1人ということで、管内でも少ない状況。さらに、本県の状況として、二本松の岩代地区で岩代おじさん図鑑に取り組んでいる、うまい、成功している事例、さらには、飯舘村で村内の事業所で働きながら隊員を務める企業雇用型の取組をされているというような記事もありました。

つまり、我々として、南会津町が今後地域おこし協力隊をどういうふうに活用していったら、人手不足を含めてこの町の活性化につながるのかという視点を、やっぱり改めて持つ必要があるなというふうにこの記事を見て感じました。やはり、アンテナを高く張って、どういう分野でどういう業務をこなしてもらうのか、地域おこし協力隊の制度を有効に活用することを考えなければならないと思います。

今、担当部署としては総合政策課が担当しておりますが、引いて見ると、農業であれば農林課、商業・工業であれば商工観光課というふうに、課を飛び越えていく事業になりますので、昨日来の答弁でもありましたように、組織の連携の中でこれらに対応することも必要だと。相談窓口であったり、それから、その人が地域で住むに当たって住まいの確保だったり、それから、生活する上では地域での習わしというのにも認知を含めてもらわなくちゃいけない。さらには、雪国であるので、雪の生活も味わってもらわなくちゃいけない。

こういったものを総合的にサポートする体制も必要だろうし、入ってきていただいた協力隊の皆さんが、お互いに連携を取って話し合うような場面も必要ではないかなというふうに思います。

行政側としては、この地域おこし協力隊を有効に活用するために、もう少し発想の転換が必要だということと、入ってきてもらうためのサポートをどういうふうにあるべきなのか、これは大きな課題であるというふうに認識しているところであります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 最後の問題点、課題というようなことで町長から答弁ありましたので、以上で私からの質問を終わりますが、非常に協力隊の、支援隊の関係も原則3年から5年になるとか、いろんな方向で国のほうも変えているようでありますが、非常に今度は募集が不調になっていくとかというようなことも出ているようでありますから、今までのようにはいかないのかなというふうに思います。

最後に、国の制度を有効に活用して、外部からの新風と新たな政策実施に向けて、今後、当制度の活用を切に願うものであります。

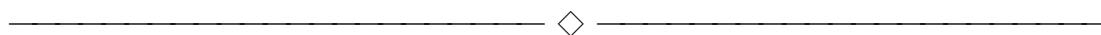
以上で、2点の全ての一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

7番、森秀一議員にお諮りをします。正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○7番 森 秀一議員 お願いします。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 森 秀 一 議員

○山内 政議長 7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 登壇順序15番、本定例会最後の登壇者となりました議席番号7番の森秀一です。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は1点、南会津町職員の労働環境及び処遇についてであります。

過去においては、公務員という職業が安定職ということから、採用に当たっては応募者が多く、常に高い倍率を示していました。しかしながら、最近においては、応募者も少なく、中には採用を通知しても辞退して、他の業種に変更する人もいると耳にしました。

また、退職者の中には、定年を待たずに途中で退職する人も多く見受けられます。職場や職務に慣れ、町民のために精励していただけた立場になった人たちが、定年を待たずに退職していくことは残念なことであります。退職の理由はそれぞれにあるとは思いますが、役場内における職場環境の悪化や待遇に対する不満ということであれば、改善しなければなりません。

世間においても、それぞれの業種で人員の不足から労働者の確保に苦慮していることが話題になっています。このような中にあっても、南会津町としては職員の不足を理由に住民へのサービスがおろそかになることは許されません。

それぞれの職員が、働きがいのある職場で持てる能力を十分に発揮できる環境が必要であると考えます。働きがいのある職場環境とは、南会津町の人口規模に応じた職員数、法に基づいた労働時間、各種休暇等の取得が容易な状況、納得できる給料と各種手当、明るい職場の雰囲気など、これらのことが達成されていることが、南会津町役場のあるべき姿と考えます。

3月定例議会の一般質問において関連する質問があり、ハラスメントに対する対応など既に

対策を講じていることは理解しましたが、雇用内容や給与等に関する状況については理解不足を感じましたので、質問したいと思います。

また、今定例会においても、2人の議員から関連する質問がありますが、通告していますので、町職員の労働環境を確認するため、通告のとおり質問したいと思います。

10点について質問します。

1点目、合併時の平成18年度と令和8年度の職員数について質問します。

2点目、令和4年度から令和8年度までの5年間に於いて、各年度の採用試験、応募者数と新規採用職員数についてお聞きします。

3点目、令和3年度から令和7年度までの5年間に於ける各年度の中途退職者、定年退職者、再任用職員の人数についてお聞きします。

4点目、令和3年度と令和7年度の高卒者、大卒者の初任給についてお聞きします。

5点目、令和3年度と令和7年度の中堅職員及び管理職職員の平均給与月額についてお聞きします。

6点目、令和3年度と令和7年度の全職員1人当たりの平均給与月額についてお聞きします。

7点目、令和7年4月、県内市町村のラスパイレス指数が新聞で報道されましたが、中には下郷町99.0、只見町97.9、南会津町95.8、檜枝岐村95.6と記載されていました。さらに、前年度比較では、下郷町と只見町が増加、南会津町と檜枝岐村が減少となっており、本町が郡内町村の中でも低い数値になっている事情について、これらについてお聞きをしたいと思います。

8点目、合併して20年が経過しました。町長と三役やその他一般の特別職報酬額についても昇給はあるべきと考えます。合併後の昇給状況についてお聞きします。

9点目、令和7年度に於ける職員の休暇等の取得状況について質問します。

10点目、令和7年度に於ける全職員の月平均超過勤務時間数についてお聞きをしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 7番、森秀一議員の質問にお答えいたします。

初めに、南会津町職員の労働環境及び処遇はに関する1点目、平成18年度と令和8年度の職員数はとおただしをいただきましたが、両年度とも4月1日現在の正職員数でお答え申し上げます。平成18年が322名、令和8年度が222名であります。

次に、2点目の令和4年度から令和8年度までの5か年間における各年度の採用試験応募者数と新規採用職員数はとのおただしであります、年度ごとに数値を申し上げます。令和4年度採用候補者試験であります、応募者34名、うち採用10名であります。令和5年度、応募者13、採用6。令和6年度、応募者55、採用9。令和7年度、応募者29、採用4。令和8年度、応募者43、採用16という数値であります。

次に、3点目、令和3年度から令和7年度までの5年間における各年度の中途退職者、定年退職者、再任用職員の人数はとのおただしであります、令和5年度より定年の基準が段階的に引上げになっていることから、令和5年度以降は引上げ後の基準で退職した職員を定年退職者として区分した上で、お答えを申し上げます。

令和3年度、中途退職者4、定年退職者9、再任用職員17。令和4年度、中途退職者4、定年退職4、再任用職員15。令和5年度、中途退職6、再任用職員13。令和6年度、中途退職9、定年退職者5、再任用職員7。令和7年度、中途退職者19、再任用職員7という数値であります。

次に4点目、令和3年度と令和7年度の高卒者、大卒者の初任給は、さらに5点目の令和3年度と令和7年度の中堅職員及び管理職職員の平均給与月額、そして6点目にありました令和3年度と令和7年度の全職員1人当たりの平均給与はとのおただしであります、職員給与の関係で関連がありますので、一括して数値をお答え申し上げます。

まず、初任給であります、令和3年度高校卒15万3,900円、大学卒18万6,500円、令和7年度になりますと、高卒者が20万4,000円、大卒者が23万6,700円となっております。

次に、中堅職員及び管理職職員の平均給与月額についてであります、おただしの中堅職員を30代職員として算定いたしますと、中堅職員については令和3年度26万6,548円、7年度が30万731円。管理職職員であります、令和3年度が39万673円、令和7年度が41万927円という数値であります。

次に、全職員1人当たりの平均給与月額であります、令和3年度35万2,363円、令和7年度37万3,682円という数値になっております。

次に、7点目にありました令和7年度4月のラスパイレス指数が郡内他町村と比較して低い数値になっている事情はとのおただしであります、郡内町村とも給与表につきましては原則福島県人事委員会による報告、勧告に基づき改定を行っておりますので、大きな差はございませんが、各町村での昇格・昇給基準や職員の年齢構成による差が影響しているものと思われます。

次に8点目、合併後における町長等三役とその他一般特別職の報酬額の昇給状況はとのおた
だしでございますが、町三役の給与額につきましては、合併当時から改定しておりません。な
お、南会津町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定めている特別職
の報酬額につきましては、経済情勢や業務の見直し時期などに必要に応じて改正を行っており
ます。

次に9点目、令和7年度における職員の休暇等の取得状況は、そして10点目の令和7年度に
おける全職員の平均超過勤務時間数はとのおただしであります。対象年度が同じであること
から、一括してお答えを申し上げます。

まず、職員の休暇等の取得状況についてであります。年次有給休暇の平均取得日数でお答
えいたしますと、約14.3日であります。また、全職員の月平均超過勤務時間数につきましては、
管理職以外の職員が超過勤務手当を申請した時間から算出いたしますと、約8.7時間という数
値になっております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、
よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の1点目の職員数ですが、ただいまの答弁では職員数が20年間の間で100人も減
っているということでの説明でした。それで、100人減っているという状況の中で、職員のそ
れぞれの業務に支障がないか。職員については大変な負担になっているのではないかと危惧さ
れるわけなんです。それらの状況についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

職員の状況につきましては、職員数の減だけが原因ではございませんが、本町の一部の部署
で残業が常態化しているようなふうに見受けられると考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

合併当初、4町村の合併でございましたので、当然職員数は多かったというふうに思います。
その後、段階的に調整をして減らしてきているという結果があることをまずご認識いただいた
上で、質問を続けていただきたいと思います。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 今ほど町長から話があったことで、その事情については理解できるのところなんです、あわせて、これが住民サービスに支障がないかと、低下しているのではということと同じく危惧するわけなんです、それらについてありましたらお答えをお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

今ほど町長答弁あったとおりの部分もございしますが、組織横断的に対応いたしまして、住民サービスの低下が起らないように取り組んでいると。場合によっては兼務辞令を出すなどして、サービスの低下が起らないように取り組んでいるところでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 人数が減ったのでどうだというので苦情が入っているわけでもない、私のところに入っているわけでもない、これについては了解をしました。

それで、2点目なんです、5年間の応募者数と採用者数については、答弁で理解をしました。ただ、その応募者の中で、採用したにもかかわらず辞退をした人がいると思いますが、その件数について、分かりましたらお答え願いたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えしますが、採用ではなくて内定ということによろしいですか。

○7番 森 秀一議員 失礼しました。内定通知で。

○遠藤知樹総務課長 令和4年度から8年度までで、それぞれ1名ずついたというふうに聞いております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 毎年1名ずついたということは、思っていた以上に状況があったんだなというようなことで、分かりました。

それでは、採用者数についての内容なんです、新規学卒者とその他の採用者、その比率、どれだけの人数、どれだけの人数ということで比率があると思うんですが、それらについてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

令和4年度につきましては、新規学卒者が8名、その他採用者が2名ですので、比率は4対1。令和5年度につきましては、新規学卒者は4名、その他採用者が2名で、比率は2対1。

令和6年度につきましては、新規学卒者が3名、その他採用者が6名で、比率は1対2。令和7年度につきましては、新規学卒者、その他採用者がそれぞれ2名ずつですので1対1。令和8年度につきましては、新規学卒者が3名、その他採用者が13名ですので、比率は3対13となっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、分かりました。

それでは、60歳前の中途退職者、これについて年代的にお聞きしたいと思いますが、分かる範囲でお知らせをいただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 令和3年度が退職者で50代が2名、30代が1名、20代が1名。令和4年度が50代が1名、30代が1名、20代が2名。令和5年度が50代が2名、40代が1名、30代が2名、20代が1名。令和6年度が60代が2名、50代が3名、30代が2名、20代が2名。令和7年度が60代が2名、50代が7名、40代が4名、30代が2名、20代が4名となっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいま年度別に答弁をいただいたわけなんですけど、何か50代が多い、そういう思いを持ちました。それで、中途退職者、50代の方たちも含めてなんですけど、主な退職理由、幾らかは聞いていると思うんですけど、分かる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 これまでの答弁でもございましたように、結婚によりまして、その生活の拠点を変える。それから、将来を見据えまして他の自治体の職員に転職する。それから民間への転職。中には起業ということもあったというふう聞いております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、質問は50代の退職理由……。

○7番 森 秀一議員 も含めてということでいいんじゃないですか。

○渡部正義町長 含めて。大丈夫ですか。

○7番 森 秀一議員 はい。了解しました。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、4点目の初任給についてなんですけど、これは昇給額を確認するためということでの質問でしたので、5年間で5万円くらい上昇していますということで

了解をしました。

それでは、5点目の質問に移ります。ただいまの答弁で、管理職職員の昇給額が約2万円増額というふうなことをお聞きしたわけなんですけど、初任給の昇給額と比較してあまりにも少ないように思います。初任給が多くて管理職・中堅職員もそうなんですけれども、その人たちが上がっていないというその事情についてお聞きをしたいと思いますが。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 先ほども答弁を申し上げましたが、福島県の人事委員会の勧告に基づく給料改定となっておりまして、近年の改定の内容を見ますと、若年層に重点を置いた改定となっているということが要因だというふうに思っております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 人事院勧告ということでは仕方がないことなのかなと思っていますが、ただ、こういうことが中途退職につながっているようなことであれば、ちょっと残念なことだというふうに思います。

それでは、6点目の給与費がボーナスのように上がっているように思っていましたので質問したわけなんですけど、ただいまの答弁で5年間の給与の増額が2万円ということで、ちょっと少ないように思ったんですが、これも同じような事情なのかなと思うんですが、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 こちらも先ほど答弁申し上げたのと同じでございまして、あわせて、平成26年の地方公務員給与の総合的な見直しによりまして、50代後半の職員の給与が当時の民間企業の給与を上回っていたということもあって、昇給幅が引き下げられたというのも影響しているというふうに考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 7点目のラスパイレス指数については了解をしました。

それで、8点目なんですけど、町長等の報酬ということで、特別職の報酬審議会への提案するというふうには思うんですが、ただいまの話からすると、経済情勢に合わせてということで説明を受けたわけなんですけれども、これを審議会に諮問する人というのは誰になるんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 町長が諮問することになります。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 町長が諮問するということは、自分の給料を自分で上げてくれと言っているのと同じということに、なかなかこれは先に進む話ではないなというふうなことを思いました。とはいっても、私がどうこうできるものでもないので、了解ということにしたいと思います。

それでは次に9点目なのですが、年次有給休暇については、ただいまの説明で理解できたわけなのですが、それでは、病気休暇の取得状況について、長期・短期別の取得人数とそれから取得日数、これについてお聞きをしたいと思うんですが。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 傷病等によりまして短期間、1か月以上2か月未満で取得した職員が1名、2か月以上継続して取得している職員は4名おりました。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それでは、続けて聞きたいんですが、町には育児休暇というものもあると思うんですが、育児休暇の対象となる人数、男女別なのですが、その人数と取得状況についてお聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 令和7年度につきましては、取得可能となった職員は男性5名、女性4名、そのうち取得した職員は男性4名、女性4名となっております。女性につきましては、1歳になるぐらいまでの期間取得する傾向にありまして、男性職員につきましては、大体1か月程度の期間取得するというのが多いというふうに把握しております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それでは、10点目に移りますが、超過勤務の状況ということで、平均時間数としては、それなりの時間なのかなというふうには思ったんですが、ちょっとそれらに関連して別の角度から質問したいと思います。

1か月当たり80時間を超えた超過勤務の対象者数と延べ人数についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 80時間を超えて超過勤務を行った職員の人数は9名です。延べ人数は18名となっております。

○山内 政議長 7 番、森秀一君。

○7 番 森 秀一議員 今80時間を超えた人数をお聞きしたわけなんですが、その超えた職種というものはどのようなものだったのかをお聞きしたいです。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 そうですね、80時間を超えて超過勤務を行った職員につきましては、総務課の職員、選挙担当の職員が主なものでございまして、令和7年度につきましては国政選挙が2つあったということが要因になっているというふうに考えております。

○山内 政議長 7 番、森秀一君。

○7 番 森 秀一議員 それでは、最後にお聞きしたいと思うんですが、超過勤務をした人の中で、一番最高に超過勤務をした月当たりの時間数がどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 1 か月当たり最高の超過勤務時間数は、140.25時間となっておりまして、こちらは参議院議員の選挙事務に当たっていた職員となっております。

○山内 政議長 7 番、森秀一君。

○7 番 森 秀一議員 これで私の質問は終わりたいと思いますが、南会津町職員の労働環境と処遇について、どのような状況になっているか、その確認をするために質問させていただきましたが、私の求める答弁はいただきましたので、これで終了にしたいと思いますが、ハラスメントについてのうわさなども耳に入っておりますので、改善すべきところは改善して、働きがいのある職場環境の整備により、採用辞退や中途退職者、これらがなくなることを期待して、一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、7 番、森秀一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時零分とします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第2、議案第45号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 議案第45号の1ページのところに子ども・子育て支援納付金課税額、これは子ども・子育て支援金の納付に関する費用に充てる部分ということで記載されております。この国民健康保険税に充てるための課税額で、基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金などの上限を引き上げる内容と読みました。税率、税額については、県が保険者として標準保険料率を定めているということを前お聞きしたように記憶しております。

今回の条例改正は県の指定があるのかどうか、それとも国保の被保険者の構成割合というのは各町村によって違いますから、町村ごとにこの課税額が改正されるというようなことで、この条例は町村ごとに単独で改正をするという考えでよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 お答えいたします。

まず、今回の改正につきましては、昨年の12月26日に令和8年度の税制改正大綱、こちらの閣議決定されたものに基づきまして、全国で制度改正にきたもので、今回町の単独で行われるものではございません。しかしながら、税率ですね、医療給付分、後期高齢、介護給付分、その税率については町で必要な保険料、そういったものを確保するために、町が税率を定めま

して徴収するものとなってございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 単独で改正するものではない。全国で一律の改正だけど、税率は最初に申し上げたように構成割合とかも違うから、税率、税額を自治体ごとに決定しないと、納付する金額が自治体ごとにばらばらになってしまうということで、自治体が納付すべき税額を求めるために、自治体で今税率、税額は決定されるというふうに聞いたんですけど、その理解でよろしいですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 そのとおりでございます。各自治体がそれぞれ必要額を県給付金とか、そういったものを納めるために必要な額を確保するために、一定額の国保税ということで徴収するものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、分かりました。

低所得者に対する軽減の判定基準、7割、5割とか2割とかという応益割に關しての軽減割合があるわけですけど、その割合は変わらないけど、基礎的な税額が変われば、7割でも5割でも2割でも納付額は軽減されるというような考え方でよろしいんでしょうか。

議長、もう一遍。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今まであった軽減の割合ありますね。それは基礎課税額、そういったものが変化するとすれば、軽減割合の7割、5割、2割、これは変わらないというふうな考え方でよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 軽減の割合は7割、5割、2割で変わりはありません。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、最初にちょっと確認させていただきたいんですけども、私、所管文教厚生委員会なんですけど、国民健康保険、それから子ども・子育て支援金制度ということなんですけども、この議案、税条例の一部を改正する条例ということで、特に税条例に関わっている質問ということで、所管外の質問ということで、質問継続させてよろしいでしょうか。

○山内 政議長 はい。

○5番 古川 晃議員 それでは質問させていただきます。

条例説明のほうの1ページを使って質問させていただきたいと思うんですが、この子ども・子育て支援金制度を調べてみると、なぜ税方式ではなくて社会保険料のほうに上乗せして徴収するんだとか、制度的にいろいろ問題が指摘されていて、私もこの制度を読むと、果たしてこの制度は一体どうなっているんだというふうに、いろいろと自分としてもこの制度そのものに対してかなりの疑問を持つわけなんですけど、ただ、国の制度、国の基準に従って進めなければならないという部分ですので、これは自治体のほうとしてはどうしようもない部分があるのかなと。

ただ、そういった矛盾を抱えたまま町に持ってくると、幾つか町民に対して説明が難しい部分が出てくるのかなというふうに思うんです。例えば、国では令和8年度の支援金納入額の推計、平均月額、これこども家庭庁のホームページに載っているんですけども、国民健康保険の場合、1世帯当たり約300円の納入というふうに出ているんですね。

1ページに出されたものを見ますと、所得割から均等、平均割額、こういったところから自分なりにちょっと計算すると、計算当たっているかどうか分からないんですが、課税所得150万で单身の方でちょっと仮定して計算をすると、大体月々568円というふうに私は計算したんですが、そうすると、国が言っている300円からはちょっと高いなというふうに思うんですね。この高くなる理由というのはどうでしょうか、根拠として説明お願いしたいと思いますが。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

今回のこの子ども・子育ての支援給付分につきましては、新たな制度ということで、県のほうでも標準税率を示しております。今回この金額につきましては、県でそれぞれの市町村に示す標準税率をそのまま利用させていただきました。全国平均だとやはり市町村、県単位でなかなか違いますので、平均となるとやはり多少の前後といたしますが、金額の違いは出てくるものかと認識しております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私も自分なりに調べてみたんですが、その辺がちょっと分からなかったんですが、ただ、調べてみると、ほとんどの自治体は300円なんというふうにはならないんですね。大体が高く出てくるという。かなり国が説明するときにはちょっと盛ったというか、盛ってない、下げているのかなというふうにはちょっとうがった見方をしてしまうわけなんですけど、

そうすると、町民の方からすれば、納付者の立場からすると、国が平均300と言っているの

に何でここは高いんだと、この町は高いんじゃないかという、そういう誤解のもとになるというふうに思うんです。ですから、町民向けに説明するとなると、どのような説明になるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 お手元に、県内の市町村それぞれの今回の子ども・子育て分がございますが、平均所得割率ですが、こちらについては低いところで0.29、多いところだと0.31%と、県内ほぼ同じぐらいの水準となっております。ここから比べて極端に高いかとなると、そうでもなく推移してございますので、そういったことでまずはご理解いただきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そのような説明していただけると、何となく納得できるなというふうに思いますので、ぜひ国の数字対町の数字というふうな見方をしてしまうと、何だこの町はみたいな、そういった部分のもとになってしまうかなと思うと、説明が必要かなと思って質問させていただきました。

それからもう1点なんですけど、これもこども家庭庁、国が言っている中身なんですけども、今回納付金が発生するわけなんですけども、実質負担はゼロですよという言い方しているんですよ。実質負担は増えません、でも徴収しますという言い方なんですけど、これについても国はこう言っているのに実際払っているわけで、ゼロになっている実感はないというのが町民の感覚になるかなと思うんですが、その辺の説明はどのようにされるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 お答えいたします。

国のほうの説明、パンフレットなんかも出ておりますが、この中で支援金の納入、こちらについては負担が発生する。しかし、社会保障と社会保険料を軽減するためにこの支援金が使われるという仕組みになっておることから、実質的な負担はないというような表現となっております。ですので、一旦は負担はすることになりますけど、その裏で社会保険料、こういったものを軽減させるということもありますので、実質の負担がないというような表現をしているものと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうなんですよね、国の説明にはそういうふうに書いてあるんですが、

なかなか実感を伴ってこないという部分があって、このところでもちょっと眉つばものかなというふうに、私はうがった見方をしてしまうんですが、ただそういった部分についても、やはり国が言っているのと違うんじゃないかというふうな見方がされないような説明というものは、必要かなというふうに思っています。

それから、今回、こういうふうには300円から500円、600円とか負担が生じるわけなんですけど、3年かけて段階的にこれも上げていくということなんですけども、来年度以降のこの納付金がどのくらい上がるかというような試算というか、そういうものはありますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 お答えいたします。

今のところ私のほうでつかんでおりませんので、お答えできません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今回こういうのが新しく導入されて、前々から法律としては決まっていたやつなんで、それは分からなかったほうが悪いというふうになるのかもしれないんですけども、これが段階的に上がっていくということについても、あらかじめお知らせされていることによって、住民の方たちの心の準備といったら何ですけども、そういうところも多少和らぐのかなというふうに思ったりしています。

それから、すいません、幾つかあるんですけども、この支援の納付金、これの徴収はいつからどのような形で行われるかというのを確認したいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 支援金の徴収でございますが、令和8年4月分からの課税となりまして、国民健康保険税につきましては4月分から来年の3月分までを計算しまして、7月の中旬に納税通知を発布する予定でございます。また、国保税の年金特徴の方につきましては、10月から徴収されるようになります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。今幾つか質問したように、町民の方、納付者の方にとってはちょっと誤解が生じたりとか、あと制度的になかなか分かりにくいところがある。趣旨というか目指すものとしては、少子化、人口減少対策という、それは賛成なんですけども、この徴収の仕方、徴収の対象、そういった部分でも、結構納付者側からすればかなり疑問を感じやすいところですので、このことについて説明していく必要がある、説明責任あるかなというふうに思うんですが、先ほど納税通知書を送るというふうになったんですが、それと同時に

いいと思うんですが、この子ども・子育て支援制度に伴う支援納付金について、住民の方にどのように理解していただく手だて、考えていらっしゃるかお聞かせいただければと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 既に町のホームページのほうでは周知をされているかと思っております。それと、納税通知書を出す際に、お知らせのチラシを1枚入れることになっておりますが、その中に税率ですとか、あと子ども・子育て支援制度によって税額が発生しますという内容や、18歳未満の方については、10割軽減が適用されますというような文言の表記は入れる予定になってございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういうふうに町民にお知らせする機会があるということですので、誤解を受けやすいような部分とか、そういった部分についても丁寧な説明しながらやっていただければというふうに思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

— ◇ —

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第46号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 これまで5年の指定管理期間があったわけですが、これを撤廃するというのですが、期限を定めない場合は、今まで行ってきた公募という形がなくなるということになります。指定管理事業者の経営改善意欲とかというのは、5年なら5年で更新、プレゼンテーションをすとかということがあると、特に経営をしっかりと新たな経営計画を出したりということが想定されるわけですが、経営意欲という、それが低下してきてしまうんじゃないかというようなことが心配されるわけですが、その辺についてはどうでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 指定管理期間の大きな、町の考え方についてご説明させていただきます。

指定管理者による指定管理につきましては、期間を定めて行うというふうに地方自治法で定められておりまして、期間は指定する際に設けます。で、今回はというか、町としてこれまで施設の目的や実情を踏まえた期間を設定することが望ましい施設があるということで、指定管理期間を一律に条例で定めるのではなくて、指定管理、指定する際にその期間を定めるというようなことでこれまで来ておりまして、昨年の指定管理更新を行う際の一つの方針としまして、5年を基本とすると。

なおかつ、合理的な理由があると認められる場合に、合理的かつ実効性が高い、そのような場合は、それから、地区集会施設等につきましては10年間を最長とするというような形になっておりますので、全く指定管理を無期限にするのではなくて、町としては最長10年間、5年間を基本とするということになってございます。

今回のみなみあいづ森と木の情報・活動ステーションにつきましても、5年を基本として、これから更新に向けて指定管理期間をどうするかというのは、中で協議して決めていくということでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 勘違いをしておりました。とすると、来年の3月までは指定管理期

間がありますから、それまでの間に、削除するという事だから、私は無期限になってしまうのかなということを心配したんですけど、そうではない。

これから新たな指定管理をする際に、例えば10年にするとか15年にするとか、私たち、以前所管事務調査で視察研修に行ったときに、20年という、それは自分のところで大きな施設を建てた、16億でしたかね、というようなものは、やはりそれだけ資金を投じて建てるのであれば、当然長い期間指定管理をしないと、回収は絶対できないだろうというようなこともあったので、ただ、きとねの場合、あまりそういう指定管理者が自社の資金で増設をしたりとかというようなことはないのかなと思ったので、質問させていただきました。

期限を削除する、そして期間をつくるということでもありますから、その最大の目的をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 これは、期間を定めるというのの考え方としては、適度な競争環境を保持しつつ、指定管理者による施設の安定的な管理運営と成果を発揮できる期間をとということで、期間を定めておかないと、いろんな競争の面ですとか、そういったマンネリ化とかなってしまいますので、期間を定めて指定管理者を指定するというような制度となっております。

○山内 政議長 他に質疑ありませんか。

9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 初めに、この条例名を見ると、これを適用する施設等が明確に分からないんですが、まずこの施設に該当する、適用する施設名等はあったら教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

前回、こちらの情報・活動ステーションにつきましては、令和4年度から5年間の指定期間を設けておりました。それが満了期間が令和8年度になっておりますので、令和9年度から新たな指定者を指定するという形の部分になりますので、今回……。

〔発言する者あり〕

○橘 昭農林課長 施設名ということでありますと、きとねとなっております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 明確に今きとねという施設名が出てきましたが、先ほどの質問では、いわゆる削除をする、指定管理者による管理期間を削除をするということですから、指定期間を決めないのではないかというふうに取られて当然だと思うんですが、この条例の変更のとき

に、削除以外の文言というのは考えなかったのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 これまでの指定管理期間を、それぞれの施設、5年と限定しないという改定をこのような形でやってきておりましたので、考えなかったということになります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 条例文をつくる場合の手順としてどのような検討、あるいは協議、そしてチェック体制、これをお聞かせください。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 条例改正についてということによろしいでしょうか。

条例改正につきましては、担当課のほうで必要がある場合にその内容を検証しまして、必要な条例改正を行うということで起案をし、決裁をし、議会のほうに上程するというふうな流れになってございます。この中で文言については、総務課、担当課のほうでチェックを行っていることとなっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 先ほどの説明を聞いておりますと、合理的な理由があれば10年までというなたしかお話があったと思うんですが、そういう指定期間の上限を変えるという方法もなかったのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 それは10年とするとかそういう話だと思えますけれども、これまでの指定管理施設の条例改正をこのような形でやってきたということで、統一したやり方で今回上程させていただいたということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私たちはいわゆる条例の作成するプロではないんで、その中身について一つ一つ精査することはなかなか難しいんですが、一般の人が条例文を閲覧したりする場合に、この指定管理者による管理の期間というの、第6条、ここに書いている5年を限度とするというものを削除をするということになると、期間を設けないというふうに受け取らざるを得ないんですよ。

つまり、あなた方はプロであるからそういう論理立てになるのかもしれませんが、一般の私たちから見ると、これは指定管理じゃないでしょうというふうに見ざるを得ないですね。

一つ参考までに聞きたいんですが、いわゆる指定管理契約と管理委託契約の違いを教えてください。

ださい。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 指定管理契約、指定管理につきましては、その施設全体の管理を一括して委託する、指定管理委託するというものでございまして、管理委託というのは、例えば掃除ですとか、部分的な管理を行うものを管理委託、全体を管理させるというのは指定管理者制度にのっとらないとできないものですので、部分的に細かく管理を委託していくのか、それとも全体を指定管理として委託するのかという差がございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 私の理解では、いわゆる指定管理制度というのは、本来町が直営で管理運営する。それが必ずしも社会的な要因を含めて望ましいのかどうなのか、その対抗案として指定管理制度ができたというふうに理解しているんですね。先ほどもお話があったように、指定管理者制度をつくることによって、時代の変化、社会の変化に応じてその管理機能がより改善される、機能的によくなるのか、ここのところをいわゆる見通しをつけながら、新しい管理体制に機会、チャンスを与える、こういうことも含まれていると思うんですね。

ここで削除されてしまうと、一般的に指定管理による管理期間がないというふうにとらざるを得ない、どう考えても。管理期間が定めがないということになるんだろうと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

条例上は期間がなくなってしまうますが、元の地方自治法のほうで指定管理期間を定めて指定管理させるということになってございますので、全く定めないというのはそもそもの法律に違反してしまいますので、確かに全て削除してしまいますと、議員おっしゃられるようにそういうふうに感じることもあるかもしれませんが、法律で決まっておりますので、指定管理期間を定めないということはないということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 今こういうやり取りをしたから、私たちはある意味で理解できるんですね。だけど、条例を見るだけで判断をしなきゃならない人たちもいるわけですね。そうすると、最後に確認しますが、削除以外にここの条例文としては方法がないと、文言として方法がないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長　では、私のほうからお答えさせていただきます。

今まで総務課長のほうで答えをしたとおりでありますけれども、まずこの指定管理期間を一律５年と定めていたというところでございまして、これを昨年度多くの観光施設が指定管理期間を迎えるという状況になりまして、その際に一律５年としているものが、この条例改正の説明文のところにもございますが、それぞれの施設ごとに機能を効果的に活用して、施設利用者へのサービス向上を図るために長期的な計画策定と安定的な運営を行えるよう、一律５年ではなくて施設ごとに定められるようにしようという考え方の下、昨年度各施設の条例で５年という期間を撤廃するというやり方をしておりました。

今回提案したものは、それを踏まえて、このきとねの施設が今年度指定管理期間満了を迎えるということで、それと同じような形でこの期間を削除したという経過でございます。

議員おただしのように、確かにこの改正分だけを切り取って見れば、期間がなくなるというふうに見えるというところはそのとおりかなと思いますし、やり方として例えば１０年とかと定めるというのも、やり方としてはあるかと思います。ただ、昨年度からの流れとして、今回はこういう形にしたという経緯でございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これは一般質問で過去にしておりますが、いわゆる観光施設等の管理に関して、利活用に関しては、やはり３年とか５年の短期間では十分な企画が実行できないと、こういうことで私は期間を変えるべきだと。これは前の町長のときだと思うんですが、それはしないんだと、当時はそういうお話がありました。

しかし、それはやっぱり状態が変わってきて、指定期間というのは指定する施設によって変えていく必要があるということで、今条例を改正してきたと。ですからこの条例が、結局私たちはプロでないの、その上の段階との整合性に基づいて、これが削除という形で示さざるを得なかったと、こういう理解でよろしいんですね。つまり、これは横につなげていくと、この条例だけじゃなくて、ほかの条例もこれにしっかりと整合するものであると、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○山内　政議長　副町長。

○二瓶勝俊副町長　今ほど、昨年度からの流れでこういう形にしたというところでございます。これ以外の指定管理施設というのものもあるかと思いますが、これまでの流れを考えて、同じような形にするというところで考えております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 きとねに関しては、私は当時建設することを反対いたしました。これは私の一般質問でも申し上げましたが、今後費用対効果についてしっかりと追及をしていきたいというふうに思います。

その上で、いわゆる森林組合がこの管理施設に入所というか、入り、当時は指定管理者ではなかったんですが、途中から指定管理者に変わった経緯がある。そういう思いをすると、やはり最初から決まっていたんじゃないの、こういううがった見方も出てきますので、ここは町民に向かっていろいろと立場立場があるでしょうから、その立場によって説明内容を変えながら丁寧に説明をしていただきたいと、こう申し上げて終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第47号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟 外部改修工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

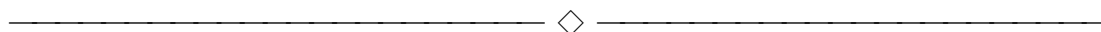
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第48号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅松下団地11号棟 建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 実は私は、積極的にこの質問をしたいとは思っておりません。しかし、今月の半ば頃、私のポストに1通の封筒が入っておりまして、既にお分かりだと思いますが、タクティクスという雑誌社のコピーが入っていました。

私はこういう記事には全く関心がないので今まであんまり読んだことがないんですが、わざわざポストに入っていたということで、目を通しました。これについて若干町長の見解をお聞きしたいと思いますが、恐らくこれは見られたかどうか分かりませんが、タクティクスによる

情報が、つまり大橋工務店さんがあまりにも工事を受注することが多い。これは特に問題ないというふうに私は思っているんですが、ここに書かれた内容はそれほど証拠の物件があるわけではないので、私は一応ポストに入れられた方の気持ちを考えながら今質問しておるんですが、これを見られたのであれば、どう受け止められたのかお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

タクティクスの記事については、私も目を通しております。町の入札が正しく行われているかのごとく、そこに疑問があるんだという内容に集約されているかというふうに思います。

町でこれまで会下団地の改修工事をやってきてまいりましたが、しっかり仕様書を示して業者も指名して、その入札結果がこれまでの結果であったというふうに思っておりますので、我々が意図的にそれを操作したというようなことは全くございませんし、業者側でもそういう下打合せをした中で札を入れているということ、そういう事実もないというふうに、私は認識しております。単に入札結果の年度ごとの結果がそういう結果になって、数値として現れたというふうに認識をしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私も大分こういう雑誌には書かれた過去がありますので、明確な内容を精査した上で記事にするということがあまりにもない雑誌社だというふうに思うんですが、ただこういうことが2度、3度書かれてくると、誠心な町政運営にあまりいい結果を生まないと。そこで、私もこれを入れていった人が分かったので、ちょっと確認を取ってみたんですが、その中でなぜこういうことを心配されるのか。そしたら家族が、この会社の家族が役場の中にいるんだと。だから漏えいしているんじゃないか、こういう話でしたが、私は分かりませんが、この大橋工務店さんの家族が役場の中で勤務しているという実態はあるんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答えを申し上げます。

建設課のほうに、技術職員として採用している職員がございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 人がその場にいるから、その場でその職務に当たるから漏えいする、いわゆる漏らす、それはあり得ないんですよ。いわゆる人格の問題なんですね。秘密事項をきちっと遵守するというのが公務員ですから、それは私もあり得ないんだと思うんですが、こういう言い方をすると大変大勢の方に迷惑をかけるかもしれませんが、そう思う人は、実はそう

いうことをやられた経験があるか、あるいは見られたか、そういう過去の自分の経験に基づいて、そういうことがあるんじゃないのという想像をするんだろうと思うんですね。

でも、この想像がいい結果を生まないのも、今後こういうことが起きないように対処あるいは対応を考えられているかどうかお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず専門職の採用から始まるわけですが、非常に応募する人材が少ないということがあります。一方では、応募されてきた方の職業選択の自由もあります。その中で、実家がそういう業務をやっているから、その時点でその職員を外すというのは適当ではないというふうに思います。ただ、議員言われるように疑念を持たれるような話が出るとすれば、業務担当の在り方を分けて対応する必要があるのかなと、このように思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは私も何度も書かれたことがありますけど、書かれたほうの本人にしてみれば、事実無根であれば、非常に心理的に追い込まれるんですね。それからこれは事業者にとっても、あるいは家族の方にとっても必ずしもいい結果を生んでいない。となれば、しかも専門職だからほかに回すことができないとすれば、なかなか厳しい判断になってこざるを得ないかもしれませんが、そこはしっかりとこういう雑誌から逃げないで、胸を張って業務に、あるいは事業に携われるような、ぜひ考え方を共有して、みんなでそこをフォローしてあげたらいいかと思うんですが、そういうことを申し上げながら、この契約については私は是とするということで、この質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

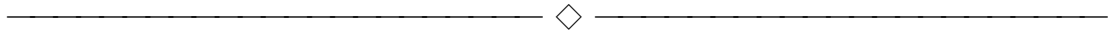
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第49号 物品購入契約について（南会津町スクールバス購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

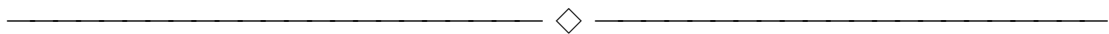
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第50号 物品購入契約について（会津高原だいくらスキー場 春木沢トリプルリフト握索器部品購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

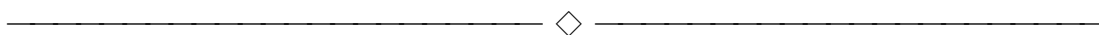
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第51号 財産の取得について（町立小・中学校LED照明器具賃貸借）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

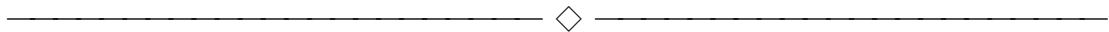
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第52号 財産の取得について（南会津町公共施設LED照明器具賃貸借）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 前回51号と同じような形ですが、まず照明器具の賃貸借ということでありますが、これら今までの事例として公共施設は賃貸借があったのか、まずそこから聞きたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えをいたします。

私の記憶では、LEDの賃貸借というのはこれまでなかったというふうに認識しております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは初めてということでありますが、あと照明器具の賃貸借の金額の工事内容は何の範囲までなのか、それもまず聞きたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 工事内容ということですね。LED照明器具、ランプと配線の工事にな

ります。こちらを交換するということです。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 そうかなというふうに思います。ですから、器具を取り替えるだけではない。器具だけでは普通の一般家庭でも蛍光灯を取り替えるだけでは駄目で、本体も一緒に取り替えるというような工事の内容になるかと思います。

そこで、この賃貸借を契約するわけですが、これを賃貸借でなくて購入して工事をして、それで維持管理をするということで、10年間の契約期間になるわけですが、それらの一括工事でやってから維持管理をしていく、メンテをしていくというような方法で、賃貸借に一括にこの業者お任せでなくて、工事業者に工事をさせてということであればということの考えなんです、賃貸借でなくて普通の工事をした場合はどのくらいかかるのか。

そうすると、その金額が2,000万ですね、それがどちらが重みがあるのか、この辺を10年間で検証するとどうなるのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 こちらの購入ではなくて賃貸借を選択した理由の一つには、この前の町立小中学校のLED化に伴って、一括購入したほうがいいのかそれともリース契約にしたほうがいいのかというのを計算比較したときに、明らかにリース契約のほうが有利だということもありまして、今回公共施設のほうも同じような形を取ったということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今明らかということの数字なんです、概算どのくらいでどうだったのかお示しできますか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○鈴木秀和学校教育課長 それではお答えいたします。

町立小中学校のLEDのリースの関係で、実際工事をした場合、リースをした場合、どれぐらいの財政的な効果があるんだというご質問だと思いますけれども、少なくとも町立小中学校の場合を比較しますと、リースをした場合と設置工事をした場合で、パーセンテージで申し上げますと、リースをした場合のほうが約20%、10年間ベースで見た場合に費用が削減されるという試算でございます。

先ほど答弁がありましたように、リースの場合ですと、実際に設置工事をした上で、その後10年間リースをして、10年過ぎた後は無償で譲渡されると。設置工事の場合ですと、工事をして電気料はかかるんですけれども、その後の維持管理、修繕だったりあとは災害等で破損して

しまった場合、そういったことはいつどういう形で来るか分からないのと、なおかつその都度自前で修繕料を負担しなければならないということもありまして、両方の状況を比較しますと、リースのほうが格段に財政的にも効果があるということで、こちらのほうにしたということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 金額的なものは20%の削減ということであるわけですが、このような形を取りますと、一番心配なのは地元の業者の関係、大手の専門の企業が入ってくるわけですが、その辺、地元の関係との関わりといいますか、関係はどう守っていくのか、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、地元の業者を使って交換ですとか、そういったことをやるように仕様書で定めておりますので、どこか遠くの業者さんが全てを請けてしまうのではなくて、地元の業者さんも関係して行うリース契約ということになってございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ちょっと少し安心をいたしました、そのような方向で運営できればというふうに思います。

後でまた財産取得の追認ということで出ておりますが、これも含めて賃貸借の場合の財産の管理といいますか、その辺は今後どのように変わってくるんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 リース契約でございますので、メンテナンスを含めて業者さんが行うということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 賃貸借した場合、これが成立しますよね。その場合の財産の取得としてどのように管理されていくのかと。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 10年後にどうなるかという話でしょうか。それとも……。

〔発言する者あり〕

○遠藤知樹総務課長 財産は投入した施設で使用をして、リースですので、財産を持っている者はリース会社さんになりますが、使用は施設のほうで行うと。10年たちましたら無償で譲渡

されると、今度は町の所有になるということでございます。

○2番 芳賀正義議員 はい、了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 この財産の取得の関係で、これだけ120か月の長期間、この会社はずっと大丈夫……そういった保証的なものは、確認的なものはどういうふうに、この議案53号も大分いっぱいありますから、本当に長期契約みたいな形で結んだのが、いつの間にか会社が無くなってたなんていうような形が、あり得ないことはないですよ。それらの対応策というのはどう考えているんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 会社が倒産してしまったとか、そういう場合。

○15番 渡部訓正議員 はい、そういうのもあると思います。そういうときのための対応策。

○遠藤知樹総務課長 その場合は、契約を締結し直すという行為が出てきまして……。

○山内 政議長 総務課長に申し上げますが、確実なやつ事務所にありますか、資料。あるんなら一回議事止めますけど。止めますか。

この質問が確実じゃないと、次質問いけませんよね。

15番。

○15番 渡部訓正議員 はい。第53号も関連しますので。

○山内 政議長 暫時休議して、資料の確認をお願いします。

暫時休議します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時25分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○二瓶勝俊副町長 お時間をいただき、申し訳ありませんでした。

改めまして、この財産の取得の議案につきまして、仮に相手方が倒産した場合はどうするのかというおただしかと思います。

今回のこの案件につきましては、契約相手方が東邦リース株式会社ということで、こちら東邦銀行の子会社となっております。したがって、仮に倒産となった場合には、その業務は東邦銀行に引き継がれるというふうに伺っております。また、その際のリース料金等につきましては、従前と変わらない形になるというふうに伺っております。

また、この後の議案第53号以降もあるかと思しますので、一般論というところでもお話をしたいと思います。

仮に相手方が倒産した場合という形になりますが、基本的にはまずそこに破産管財人が入るという形になろうかと思ひます。したがって、まずはその破産管財人との話合いという形になるかと思ひますが、例えばそのときにリースしているものを残価で町のほうで買い取ってくれというような話になるかもしれませんので、そのときには金額も含めて買い取るのかどうかという検討になろうかと思ひます。

また、そのリースの業務を別な第三者に引き継ぐので、そちらと別途また契約するというようなこともあり得るかもしれません。ですので、その取扱いにつきましては、破産管財人との協議の中で決まていくという形になろうかと思ひておりますが、いずれにしても、関係法令に基づいて対応していくという形になろうかと思ひます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ちょっと先ほどの総務課長からありましたが、財産の取得の中でまた追認ということで53号に出てくるわけですが、その内容については、平成7年度からの分が追認ということになってくるわけですが、今回賃貸契約を結んだ時点から財産ということになってくると思うんですが、その辺の流れといいますか、その辺は53号の例を通じてどのように財産なり管理していくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義議員に申し上げます。まだ議案53号になっていませんので、52号について質疑をお願いします。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それが53号のこれから出てくるわけですが、追認ということが出てくるんですが……。

○山内 政議長 だから52号の話をしてください。

○2番 芳賀正義議員 52号も関連するので、関係するから話ししているわけですから。

○山内 政議長 議長から申し上げますが、2番、芳賀正義議員、議案第52号については質疑ありませんか。よろしいですか。

芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、52号の財産の取得については、これからいつの時点で効力が発生するか。工事の完成ということで財産としてこれから管理されると、取得となるということによろしいんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

町の財産になるのは10年後のリース期間が切れた時点で町の財産になる、無償譲渡を受けて町の財産になります。これまでの間、リースで東邦リース株式会社の持ち物を借りるという形で設定運営しますが、最終的に町の財産になるものについては、リース期間があつたとしても契約の前に財産の取得の議案を提出して議決していただく必要があるということで、今回の議案を上程したものでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第53号 財産の取得の追認について（平成30年度戸籍システム機器賃貸借等 13件）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎報告第3号の質疑

○山内 政議長 日程第11、報告第3号 令和7年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

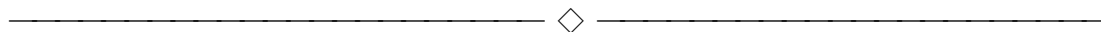
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 令和7年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第4号の質疑

○山内 政議長 日程第12、報告第4号 令和7年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

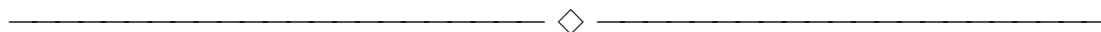
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号 令和7年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第5号の質疑

○山内 政議長 日程第13、報告第5号 令和7年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号 令和7年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

◇

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第54号 令和8年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私から1点質問させていただきます。

一般補正の10ページ、款項が商工費で、目が観光費、節が委託料についてお尋ねをしたいと思いますが、ここで451万8,000円ほど減額になっておりますが、この内容を少し詳しく教えてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

まず、今回のこの減額の理由について申し上げたいと思います。減額の理由につきましては、実はこちらの金額、当初予算と昨年度の補正予算で二重計上をしてございました。この二重計上の理由につきましては、国の予算措置の関係で、国の補正予算をする場合はそのまま3月補正の予算を生かす、かつ国の補正予算がなかった場合は、8年度の当初予算で対応する予定だったんですが、国の補正予算がつかまりましたので、今回8年度当初で取っていた451万8,000円を落とすということでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今の説明ですと、特に手続上の過失はないというふうに理解してよろしいですね。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

先ほどの報告第3号で昨年度補正したものにつきましては、繰越ししてございます。したがって、今回、先ほど私二重計上というふうに申し上げましたが、あくまで手続上の問題ではなくて、国の予算の措置がどちらでも対応できるようにこのような対応をしたことによって、

結果が出たので当初を落とすということでご理解いただければと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 説明欄に、それぞれ越後、あるいは南会津街道観光・地域づくり事業委託等々あるので、この事業の内容に変更があったというふうに捉えがちなんですね。ですから、説明を入れるときには書きにくいかもしれませんが、この事業のいわゆる今説明したようなことを明確に、あるいは端的に分かるような説明にしないと、この事業の内容がどこか違いが起きたのかというふうに思うんだけど、やっぱり予算書というのは、明らかに提示した側が理解できるようなベースをつくり上げるべきだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

これまでのやり方を踏襲した結果、このような形になったんだろうというふうに思います。今後予算書の記述について、今議員からご指摘いただいたことも踏まえて、今後の参考事例とさせていただきます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ちょっと老婆心ながらお話しさせていただきますと、私たちはいろんな意味でつまずきがあったり、あるいは失言があったりします。しかし、人間の最も優れた能力というのは、気づいたときにそこから出直しができる、スタートができる、そしてそのことがまた自分の人生の中に厚みを増やしていく、あるいは幅を持たせていく。

こういうことが私は可能だと思うので、ぜひ、なかなか慣例でやっているということを直すというのは難しいかもしれませんが、相手側に寄り添うような仕事の仕方を今後してって、それぞれの立場からそれぞれが認め合えるような、褒め合えるような関係づくりをしていただきたいと、こう願って質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 一般補正8ページの2款総務費、総務管理費、目は企画費、そして12節の委託料と13節の委託料についてお尋ねします。

南会津高校を核とした地域人材育成事業委託料の減額、この内容を説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

こちらにつきましても、今ほど商工観光課長が答弁いたしましたとおり、歳入の一般補正 6 ページを見ていただきたいんですが、この地域未来交付金という事業交付金を充てて事業のほうを実施しておるわけなんです、先ほどの理由により 3 月補正で予算がついたので、8 年度の当初予算からは全額減額ということで提案させていただいております。

以上です。

○山内 政議長 12 番、楠正次君。

○12 番 楠 正次議員 はい、分かりました。13 節も同様の理由でしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

18 節ということよろしいですか。

○12 番 楠 正次議員 失礼しました、18 です、ごめんなさい。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

18 節につきましても同様の理由となります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 5 5 号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第55号 令和 8 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 5 6 号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第56号 令和 8 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和８年請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、令和８年請願第１号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番 森 秀一議員 ７番、文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和８年請願第１号の「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、令和８年５月14日、福島県福島市上浜町10－38、福島県教職員組合中央執行委員長、酒井和紀氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和９年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の

継続と十分な就学支援に必要な予算の確保を求めるものであります。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る6月22日、審査を行いました。

審査は、請願書の趣旨と内容を確認するとともに、避難者及び避難している児童生徒の現状を審査しました。令和8年2月1日現在、2万3,410人の人が県内外で避難生活を送っていますが、住所外に避難した子供たちを福島県内外の学校が受け入れた児童生徒数などを調査しました。

被災した子供たちに対する支援としては、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などがあり、学校で学ぶ極めて有効な支援事業として機能しております。

福島県の復興・再生に向けて、被災者にも手厚い支援が実施されてはいますが、原発事故災害被災地では今なお避難生活を続けなければならない、そうした中で、生活保護家庭の支給要件に該当する児童生徒が存在することも確認しました。調査の結果、被災児童生徒数の減少はあるものの、支給要件の対象となる児童生徒がまだまだいることを確認しました。

福島県に生まれ育った子供たちがひとしく教育が受けられるよう、被災した児童生徒、そしてそのご家庭を支援していくことは、国の責務であると文教厚生委員会では考えました。

このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和８年請願第１号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、令和８年請願第１号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

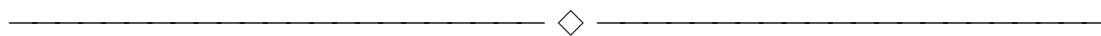
議会運営委員会を中会議室２で開催します。

再開の放送は５分前に流します。

休憩 午後 ２時４８分

再開 午後 ４時１０分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、議員提出議案２件、委員会提出議案１件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第1、議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。

議員提出議案第1号をこれから提案をさせていただきます。

提案者は、議会議員の渡部訓正、賛成者は、渡部裕太、酒井幸司、湯田剛正、星和孝、森秀一、楠正次でございます。申し訳ありません、さんづけもしませんで、恐れ入ります。

南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、地方自治法第112条及び南会津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

提案理由を説明いたします。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告に基づき、町議会議員の定数を現行の16人から3人減じて13人とするものです。

改正文については、別紙のとおりであります。

ぜひ皆さん、ご賛同よろしく願いいたします。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 これちょっとおかしいあれなんです、この16から13に減じた理由、ただ改めるとだけあるんですが、16から13に改めるとだけあります。次の報酬に関しては、云々文言書かれているんですけど、これは別途、別な議案として、その16から13になった経緯、流れ等を教えていただければ。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 まず最初に、先ほど提案理由の中で私は、現行の16人から3人減じて13人とするものだというふうに発言したというふうに考えておりますが、間違っていましたら、私が今発言した現行の16人から3人減じて13人とするものだというふうに訂正をさせてもらいますので、ちょっと私自身は、最初言った発言のとおりだったのではないかというふうに思いますが、よろしくお願いします。

それで、13人にした理由でございますが、一応これも議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告の中でも若干触れさせていただきましたけど、住民票、すみませんが、資料を今そこまで持っていなかったもんですから、いつの時点の人口の住民票というような形が、ちょっとそこまで正確なことは言えないんですけども、一応その人数で、そして我々は、一つの参考資料として人口1,000人に対して1名の議員の配置というようなことを、一定の、これ確実に全部守っているのかというような形は、若干、そうでないというか、全てぴったり1,000人ごとに1人というような形にはなってございませんが、一応それを一定の参考指標としてこれまでも取り扱ってきたということで、一応今回もそれを踏襲させてもらったということで、13人という定数で提案をさせてもらうものです。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 6月11日付の定数と報酬に関する特別委員会報告ということで、委員長名の訓正さんの名前で頂戴して、それも若干読んではいたんですけど、結局、人口1,000人に対して1人云々というのは特別なルールものと、これがどこでどういう形で独り歩きとか、ルール化されていないまでも、今そういった答弁がございました。

ただ、隣の下郷町さん、只見町さん等々の人口と比較して、各2つの町の議員定数を見れば、我が町はこのままで、次回選挙からはマイナスの3人ということになるんでしょうが、様々、私も7年前にこの委員会のメンバーでございました。そのときには、報酬もゼロ、定数も16人のままということで結論して、選挙というふうになったんですが、やはり面積も広うございまず、南会津町は。これを13人にすることによって、委員会の構成も変わってくるだろう。

一番言いたいのが、旧館岩村、伊南村、南郷村、それから田島町、ここの今の人口数ですね。田島でおよそ8,500人、伊南と館岩合わせて2,000人、南郷で2,500人、だから3つの村で4,500人で、田島を入れると1万3,000前後、弱。今、1万3,000人は切っていると思うんですけども、そういったことで、今度は立候補者の数、当然広いところから、人口の多いところから出られる、一概には言えません、これは。西部地区合わせても4,500人いらっしゃいますから、

そこからの立候補もあろうやには思われますけども、今の比率で言うと、伊南、南郷、館岩で5人、そして旧田島地区で11人、合計16人となっております。

どうしても伊南、南郷、館岩の議員数が、もしもですよ、来年の選挙で減ったときに、そこに住んでいらっしゃる町民の方、いろいろ相談したいとか何かの場合に、どうしても昔から知っている人とか地元の人には言いやすいと思います。そういったものが選挙と何関係あるんだと、ずっと合併して以来、地方区じゃなくて全国区で選挙になってきたわけですから。

ぐだぐだ申し上げましたが、私は、アンケートにも回答しましたが、現状維持ということで提出をさせていただきました。この次の議案にある報酬との絡みもありまして、私はこの13人という案には、具体的な数字をここで申し上げても、それがどうのこうのということにはならないと思いますが、私は反対ということで意見を述べさせていただきます。

以上です。

○山内 政議長 川島議員に申し上げますが、これは質疑でありますので、討論のときに今のやつをもう一度ぜひ発言をしていただきたいというふうに思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議会制民主主義の考え方についてはそれぞれあるかと思いますが、私は、この原案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

私たちの先祖がこれまでこの地域で、それぞれの人生を集落のよりどころをつくりながら歩んでまいりました。それは、大きなその礎になるのは、土地、つまり農地や山林を含めて属地、そこに属する土地というものが基盤になって、これまで文化をつくり上げ、独自の生活を営々とつないできたわけです。

しかし、先ほど話あったように人口1,000人に1人と、この根拠も非常に納得性の得られない数字が独り歩きをして、しかも近隣町村の様子をうかがいながら定数を決定するというのは、非常に短絡的であるというふうに言わざるを得ません。まして、これから私たちの後継者としてこの議会に自分の志を反映させるそういう方々が、できれば民主主義に沿ってその立場を確

保できるような、そういう環境を整えるという意味では、定数は私は減らすべきではないだろう。

私たちが今こうして町の町政の行く末を見守りながら、地域の代表として意見を申し上げ、あるいは、必要によっては国の制度の在り方、運用についても意見を申し上げている。それは何を言わんとするか。つまり、親から子へ、子から孫へ、私たちの地域を引き継いでいく基本的な姿勢が脈々と流れているからであります。

したがって、今後、議員活動をされる皆様にとって、私はこの定数削減は非常に環境を劣化させるものだと思うので、その立場から反対を表明いたします。

○山内 政議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 現在16名の定数ということにつきましては、町民説明会を含め町民の方々から定数削減に関する肯定的な意見が多いものと私は認識しております。しかしながら、ただ単に定数を削減すればいいものではないということも認識はしております。

住民の福祉に資するための議会機能を保つために必要な人数、そういったものをもちろん考慮した上で、やはり重視したいものとしましては、町民がしっかりと選べるような選挙であるということ、そのことから、毎回立候補者数が減少している中で、そういった事実を踏まえますと、無投票回避、そういった意味合いからも本議案に賛成をいたします。

○山内 政議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 先ほどは質疑と討論をごっちゃにして申し訳ございませんでした。

先ほどの繰り返しになりますが、人口1,000人に対して1人云々という根拠の曖昧さ、それから、隣町の下郷町、只見町の人口に対する議員数の比較、それから、13人になると当然委員会も、3委員会が継続ということにはいかないと思います。これはどうなるか分かりませんけど。

そこで、例えば具体的な数字を申し上げちゃうと、15ということにすると、現行の3つの委員会、私の思いですよ、これが成立するし、おのこの今よりもマイナス1の中でいろんな意見の交換等もできると思うので、次の議案第2号というような報酬等の絡みからも、議員の総歳費額等も加味して、私はこの13人という議案第1号には反対をいたします。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 これまで私も南会津町議員となって18年間ずっと続けておりまして、この定数と報酬の特別委員会にも所属し続けてきました。住民の声は、しっかりとした議論のできる議会、そして若い人たちにしっかりと出ていただきたいというような声も多く聞こえてきました。

各4方部の声は、区長会であったり地域協議会であったりで住民の思い等々は拾うことは十分可能であると、議会の一番重要な役割は正しい議決をすること、それができる議会ということで、13人でやることがその議決が困難になるというふうには私は考えておりません。

前総務大臣の片山氏は、地方議会は7人から10人だという声があって、私もいろいろと研究しました。しかし、一気にそんな数字にするわけにはいきません。会津美里町は1万8,000の人口で13人で昨年選挙をしました。我が南会津町も、広いとはいっても住民の住む部分は約8%ぐらいの話だというふうに思っております。

ですから、十分住民の声に真摯に向き合い、正しい議決ができる数字が13であるということで、私は賛成します。

○山内 政議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないので、これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 着席願います。

起立多数です。

よって、議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第2、議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 議席番号7番、森秀一です。

南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第112条及び南会津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。賛成議員は、酒井幸司議員、渡部訓正議員であります。

提案理由を説明させていただきます。

議会基本条例第17条第2項で、「議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮する。」と規定されております。また、議会の活性化を基本として、住民の広範な意見を議会に反映させるため、多様な年代、性別の方々が立候補しやすい環境の整備が望まれています。

令和7年6月に設置された議員定数と議員報酬に関する特別委員会は、16回の審議を重ね、若年世代が立候補しやすい環境を整備することを前提に議員定数を13人と決定し、減額となる議員報酬額を基に議員の報酬月額を一律50,000円増額することで、南会津町特別職報酬等審議会に諮問しました。南会津町特別職報酬等審議会からの答申は、議員の報酬月額を一律18,000円増額するというものでしたが、特別委員会での再協議の結果、18,000円の増額では若年世代が立候補しやすい環境にはならないとの多数意見から、「増額は行わず、現状維持とする。」と決定され、南会津町特別職報酬等審議会の答申も議員アンケートで報酬増額を望むと回答した議員12人の思いも無視された結果となりました。

南会津町特別職報酬等審議会の委員は、それぞれの団体の責任ある立場の方々であり、これらの方々が、2回行われた会議において、それぞれの職場や地域内事業所における給与や報酬等を参考に、真剣に議論・審議した結果を答申されたことから、最大限に尊重すべきと考えます。

答申における報酬額引上げの判断は、「議員活動の見える化が必要不可欠」とのことであり、それに伴う費用として議員報酬月額を一律18,000円増額するものであったことから、議員それ

ぞれの活動により議会の活性化を図り、若年世代が立候補しやすい環境を整備するため、条例を改正するものであります。

改正文は次ページの別紙のとおりであります。

以上ご説明申し上げましたが、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、星和孝君。

○4 番 星 和孝議員 この提案理由の中で、4 ページ目に、「議員アンケートで報酬増額を望むと回答した議員12名の思いも無視された結果」というふうに出ています。1 万 8,000円が無視した結果になるんですか。この詳細を教えてください。この12人の思いとその12人は誰なんですか。それを明確にしてください。

○山内 政議長 7 番、森秀一君。

○7 番 森 秀一議員 特別委員会では、名前を出しての報告がありません。そこで申し上げますが、12人のところの内訳、24万円を希望した議員は1人、25万円を希望した人は6人、それから30万円が2人、35万円が3人ということで、合わせて16人の議員のうちの12人がアンケートの中で答えていると、そういう事情であります。

○山内 政議長 4 番、星和孝君。

○4 番 星 和孝議員 今の意見ですと、オーバートークと私は受け止めますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 7 番、森秀一君。

○7 番 森 秀一議員 私の言いたいところは、報酬等審議委員会で審議された内容を最大限に尊重すべきということですので、ただいまさきに私が申し上げました金額については、この中で24万8,000円というのは、6人の方が25万円ということで回答しているわけですから、それらはかなり重く受け取っていいのではないかと、そのような思いを持っています。

○山内 政議長 4 番、星和孝君。

○4 番 星 和孝議員 私が思うに、この12人の思いを無視されたというこの文面を撤回してください。

○山内 政議長 7 番、森秀一君。

○7 番 森 秀一議員 無視という表現は、私の思いから出ている言葉であって、要するに、12人の上げてほしいという気持ちは、この中に受け入れてもらえなかったという意味に取って

いただいて結構です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 言っていることがよく分かりません。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 要するに、アンケートの内容は、12人が上げてほしいという内容だったわけですから、その内容を尊重したいと、そういうことです。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ですから、1万8,000円が上げてほしいという金額なんですかと私は考えているんですけど、その1万8,000円をベースに考えてください。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 私は、1万8,000円を上げて議会の活性化を図ってほしいといった報酬等審議委員会の委員の人たちの意見を尊重したいということで答弁させていただきます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 先ほどの無視の撤回はどうなっているのでしょうか。お答えください。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 私の回答は、何回聞かれても同じ内容です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 これ以上質問しても水かけ論になるので、私はやめますので、よろしくお願いします。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 反対の立場で討論をさせていただきますが、この1万8,000円に反対をするわけではありません。まず、審議会が求めている見える化、見える化というふうに抽象的な言い方していますが、私は、これは主観ですから、それぞれ全く違う捉え方をされる方もいると思いますが、今の議員活動は果たして町民が求める議員活動になっているだろうか、ここの視点から少し考えてみました。

例えば、昨年来から我が町が町有化して経営を委ねてきた第三セクターを中心としたスキー場の経営、この経営のときに、議会として、議員として、しっかり町民の思いに、それはただ単に残してほしいというだけではなくて、今後の経営の在り方に全町民が一丸となって関心を持つ、そういう議会活動をされたでしょうか。私は甚だ疑問であります。

特別委員会を設けて町にだけ任せるのではなくて、議員としてどういう責任の取り方があるのか、あるいは関わりを持てるのか、ここを私は真剣に議論すべきだと申し上げてきたんですが、それもかないませんでした。

そして、何といっても私が危惧するのは、法令遵守です。どんな場合でも法令に抵触するものに容認あるいは擁護するような議会に、私は、町民が納得した報酬を認めるでしょうか。そういうことを考えていくと、まず審議会が示した1万8,000円の問題の前に、審議会が求めている議会議員の活動の見える化、そしてそれがどう町民の中に浸透しているのか、このところをしっかりと自己反省をしながら、改めて議員報酬はどうあるべきかということを考えてほしいと思います。

つまり、皆さんは執行部に対していろいろ質問し、いろいろ要望も出てきます。しかし、執行部は、町長は政治家の一人であります。ほとんどの方々が行政職員なんです。行政に身を置く者が取れる行動というのは限られるんです。しかし、その脇に政治家という立場で議員がいるんじゃないですか。国の制度設計に参画することはできませんが、国が制度を定めてそれを運用する。運用する段階で地方の現状を訴え、そこに改良の余地があるのかないのか、あるいは予算の面では、自らがいろいろな調査を通して予算の必要性を訴えていく、こういうことを、私は、している議会ではないと。そういう見地から、この報酬についての引上げは反対をいたします。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 1 年、特別委員会で報酬と定数を論議してきました。5 万の増額という決定を審議会に提出した結果、1 万8,000円増額が妥当であるという内容の答申が返ってきました。特別委員会では、それを受けて、若年世代からも立候補しやすい環境を整えるためには十分な答申内容ではないとした意見が多数出されたことから、また、他に、5 万の増額でなければ1 万、2 万で何でも同じだ、増額はなしでいいのではないかと、いつの間にかそういう話が始まり、増額なしに。

しかし、当初議員アンケートから始まっていますが、その中で16人中12人が増額を望むとい

う結果があります。また、何よりも審議会の答申の内容は、的確な反対の趣旨を持って理論づけされており、重く受け止めなければいけないと思います。

私もこの特別委員会の一員として行動してきました。この委員会の結論が、定数は3人減だよ、報酬増額ゼロという決定で終結してはいけないという思いで、議員報酬増額1万8,000円案に賛成いたします。

○山内 政議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今回提案いただいた増額、こちらのほうで、立候補者の増加ですとか議会の活動の活発化、こちらが図られるものだと考えておりません。審議会の答申の中にもありましたが、議会活動の見える化、その活動に係る費用は必要だろうと、そういった中身の内容のほうを尊重すれば、活動実績に基づいて支給される政務活動費の検討、こちらを進めていくほうが合理的であり、町民の理解も得やすいものと考えております。また、実質町民説明会でもそういった意見が出されていることも事実です。

また、若年世代からの立候補状況を増やすと、そういった状況をつくるためには、報酬額アップ、そちらの観点だけではなく、兼業を前提として立候補しやすい環境を整える視点からのアプローチも必要ではないかと考えております。

以上のことから、本案件に反対をいたします。

○山内 政議長 議長から皆様に申し上げます。

まもなく午後5時となりますが、会議を継続したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしでありますので、継続したいと思います。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 それでは、私のほうから、今回の報酬額アップについて、1万8,000円については認めていただくべきだという立場で話をさせていただきます。

まず、報酬増額要望の目的は、若い世代からも立候補しやすい環境の整備を図るためには、月5万円の報酬額アップが必要と要望しました。特別委員会では、審議会答申は十分な内容ではないとして、特別委員会で採決した結果は4対2となり、私はそのとき委員長だったもんですから、意見は述べなかったんですが、4対2で議員報酬額は現状のとおり、引上げは求めないと決定しました。このことは、今議会開会日に特別委員会の報告として私から説明したとお

りです。

次に、特別職報酬等審議会、これから以下審議会と申しますが、この審議会としての答申は、月1万8,000円の報酬増額を答申しました。審議会は延べ2日間にわたって慎重審議し、審議会の答申を出しました。審議会の答申は月1万8,000円増額をする。この答申は受け入れるべきと考えます。受け入れないとすれば、審議会答申を無視することとなります。このことは、特別委員会の権限を超えているというふうに私は考えます。制度として審議会の答申を得ると規定されていることに対し、事務手続など取扱いが間違っていない限り、この制度は尊重されるべきではないでしょうか。

今回、経緯を踏まえ、次の点も確認したいと思います。特別委員会の中で確認した若年世代からも立候補しやすい環境の整備についての要求、月5万円については、審議会では認めていただけず、月1万8,000円とされた。不足額の3万2,000円を認めていただくためには、議員活動の見える化をより一層追求していくことを、ぜひ今日参加されている議員の皆さんと確認をしたいと思いますので、この今回の報酬額の件については、ご賛同をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○山内 政議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 全国議長会で、特別委員会の中でも議論しましたが、令和6年度に町長報酬の47%が地方議会議員の報酬を求めるという決議が出されました。私は、町長の報酬の47%が36万何がしになる。去年のアンケートでは35万、これは理想的な数字を書いて、これが今すぐ通るとは思いませんでした。12名の声というのは、30万の声もありました。25万の声もありました。それらは、1万8,000円アップとかということではなくて、今より少し上げるとかということではなくて、新たな議会をつくるために新たな選挙、住民には、選挙民には、選挙をする権利があります。

先ほど申しましたが、会津美里町は、報酬に手をつけずに定数だけを16から13に減らしました。としたことから無競争になってしまったということで、住民が選挙する権利が行使できず残念だったという声を、親しい議員の方からそういう声があったということを聞きました。

そして、今年の3月には全国議長会から、議会活動、議員活動のモデル例として冊子が配られました。これは特別委員会には配られましたけど、ほかの議員には配付されておりませんし、報酬等審議会の方にも残念ながら配付はされなかったということでもあります。

この中には、議員報酬月額上げ幅の大きい町村議会、現在30万以上のところは15自治体あり

ます。そこに新たに15自治体が、沖縄県の竹富町が25万から35万5,000円に一気に10万5,000円アップした。北海道芽室町は8年6月上程予定ということで、これネットで調べましたら、20万4,000円から9万6,000円アップで、30万で議決されております。熊本県御船町、茨城県の大子町、これらも30万に大きくアップしております。

ということは、私が何を申したいかといいますと、先ほど1万、2万という話、賛成討論にありましたけど、あれは舘岩の説明会の中で、1万や2万のアップでは若い人は出られませんよという声がありました。その声が報酬等審議会のほうには届いていなかった。そして報酬等審議会が出した答申書の中に、県内の町村と比較して低くはない。確かに県内の町村と比較すれば低くはないです。だけど、無投票の自治体が県内でもこの郡内でも出ております。とすると、町民意見に若い方も出たいという意見、少なかったかもしれませんが、そういう声が無視された答申だというふうに私は考えました。

また、議会費が財政に影響を与えないように、13人と決定した後ですよ。0.8%の議会費、1%以内が適正と言われてはいますが、郡内だって1.6%とか1.5%とかという議会費、財政規模の小さいところはそういうふうになってしまいます。我が南会津町は0.8%で推移しております。

そこで、財政が厳しいという話がある中で報酬を増額してよいのかという報酬等審議会のこの具体的な財政の厳しさ、赤字団体でもありませんし、先ほど申し上げた増額したところも、私、決算カード、総務省のやつ出しまして、A3に拡大して比較してみましたけど、我が町とそう遜色ない財政状況、そういう中でこういう会計をしています。

そして、さらに3常任委員会が2常任委員会になること、これも議論された様子がありません。3常任委員会が2つになるということは、2つになって楽になるのではなくて、1つの委員会の分が2つに0.5ずつ増えるわけですから、今の1.5倍の委員会の仕事量があるというふうに見えます。

そして、町民に信頼される議会、多様な性別、年代の方が立候補でき、議員活動ができる報酬を導くための議論をした結果が認められずに、私たちは悔しい思いで、1万8,000円の増額ではなく、もう一度特別委員会を設置し、報酬について、定数について、もう一度、定数は13と決定した後でもですよ、もう一度議員の活動の積算をするなど、報酬等審議会にご納得いただけるような議員活動、そういうものをしっかりと検証した上で増額、それは0.8%を超えない範囲内でいくと5万円のアップでありましたけど、それが将来的にはやっぱり町長報酬の47%に近づけるための手段、ここは我々1万8,000円上げて、前回1万円で、その22万の報酬

というのは室井英彦町長さんの時代に決定されて、それからすると29年たっているんです。

その間に1万円アップ、議員報酬。今回1万8,000円上がったとしても、約30年、来年からですから、30年で2万8,000円アップって、国民負担率や物価の高騰、社会保障費のアップとかから考えたら、全く増額になっていない、マイナス改定みたいなもんだというふうに思うので、私はこの1万8,000円の増額には反対をしますが、これは上げなくてもいいということではなくて、もう一度上げるための議員の議論、これを進めていきたいという思いで、今回の部分に関しては反対をさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 私、具体的な他町村のデータ等は持ち合わせておりません。今まで1番議員と15番議員が賛成討論をされました。ほぼその意見に近いんですけど、審議会なるものに、委員会をつくって諮問をしました。審議会では、これは15番議員が言っていることとまるっきり同じになりますけど、2回会議を開き、説明理由をつけて1万8,000円ということにする。前回も、私が関わっていたときに、その前でしたか、1万円答申があり、今回は1万8,000円と。

一番思うのが、町民感情です。いきなり5万、それは若い者が出やすくする、で、生活費ということがもう当然なりますから。そういうことでいっても、町民感情というもの、いきなり5万、7万、10万というふうな数字を持っていったときに、理解されるのか。定数は3名減らしました。単純に計算して1,060万、1,070万、1,100万程度です。それを5万アップして13人掛けると、ほぼ同額の数字になります。若干の差はありますけど。

でも、ちゃんときちんとした審議会が1万8,000円を認めましょと、5万円の諮問に対して35%という、何らかの根拠もありますけど、そういった答申を、前回よりも8,000円多く答申していただいたわけですから、それを、ありがたくと言ったら失礼な言葉かもしれないけど、アンケートの中で12名が増額ということを望んでいるという点を加味して、私は、ほぼ前の賛成討論者と同じような話になるかもしれませんが、この議案には賛成をいたします。

以上です。

○山内 政議長 原案に反対者の発言を許します。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 今回の審議委員会で一律1万8,000円ということに反対したいというか、これは、特別委員会の話の中で、政務調査費等で協議する、そういう話も出たので、審議

会の答弁というか答えに対して、別に、逆に逆らっているんじゃないくて、その1万8,000円を政務調査費等で使えるような協議をしましょうという考えも持って、反対している、そんな考えもありました。

まるっきり1万8,000円が5万に上がらなかったら今回反対しますじゃなくて、1万8,000円を、審議委員会の見える化のために政務調査費、何名もいるんですけど、国に要望、今まで3回、あと県、仙台等に、それも実費でやっているメンバーもいますけど、そういうのにも今度その1万8,000円を使えるようなことのほうに使うように話をして、自分たちは、まるっきり上げるんじゃないくて、違う意味で反対のほうに回ります。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 私は、この条例改正案に賛成の立場から討論いたします。

今回の改正案は、単に議員報酬を増額することだけが目的ではありません。今後の議会を考えたとき、若い世代をはじめ、多様な人材が議会に関心を持ち、立候補しやすい環境を整えていくことが大切な課題だと考えます。

また、特別職報酬等審議会では、地域の実情や給与水準などを踏まえ、慎重な審議の結果、一律1万8,000円の増額が適当との答申が示されました。その答申には原則として法的拘束力はありませんが、私は十分尊重されるべきものと考えます。

そして、報酬が改定される以上、私たち議員一人一人がこれまで以上に責任ある議会活動に取り組むことはもちろん、議会活動を積極的に町民に伝え、議会の見える化を進め、信頼される議会を築いていかなければならないと考えます。

以上の理由から、本条例改正案に賛成することを申し上げ、私の討論といたします。

○山内 政議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 私は、この1万8,000円に対して反対いたします。その理由に関しては、先ほど15番の議員のほうから審議会の答申を無視したとおっしゃっていましたが、決して私は無視したのではなく、熟考した上の回答を議員各自がしたと私は思います。

それで、審議会がどこから算出したか分からない1万8,000円を増額するよりは、先ほど12番議員おっしゃっていましたが、一度リセットさせていただいて、もう一度この審議会が提出してきたその見える化ということについて、もう一度各議員と懇談、討議しながら、またこの報酬に関しては考えたいと考えます。で、反対です。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

起立によって採決します。

議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 着席願います。

起立少数です。

よって、議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は否決されました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第3、委員会提出議案第1号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、文教厚生委員長、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 文教厚生委員長の森秀一です。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

東日本大震災から15年が経過し、「被災児童生徒就学支援等事業」は、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、令和8年2月1日時点で2万3,410人の人が県内外で避難生活を送っています（ふくしま復興情報ポータルサイト公表）。経済的な支援を必要とする子供たちはいまだ多く、

子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

福島復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

よって、令和9年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施することを求める意見書を提出するものです。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

意見書は、次ページ別紙のとおりであります。

以上ご説明申し上げましたが、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

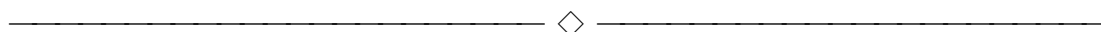
お諮りをします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

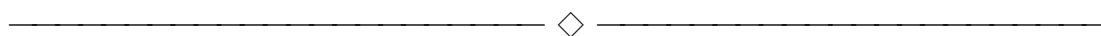
お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和8年第2回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 森 秀 一

署 名 議 員 丸 山 陽 子